

目 次

○第1号（9月2日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のため出席した者	4
事務局職員出席者	4
開会・開議	5
町長挨拶	6
諸般の報告	6
日程第 1 会議録署名議員の指名	7
日程第 2 会期の決定	7
日程第 3 報告第 7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告につ いて	8
日程第 4 報告第 8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告につ いて	11
日程第 5 報告第 9号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について	13
日程第 6 議案第49号 吉岡町税条例の一部を改正する条例の一部を改正す る条例	16
日程第 7 議案第50号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正 する条例	19
日程第 8 議案第51号 吉岡町児童屋内体育施設の設置及び使用に関する条 例の一部を改正する条例	20
日程第 9 議案第52号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例	21
日程第10 議案第53号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例	22
日程第11 議案第54号 令和元年度吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化 設置工事請負契約の締結について	24
日程第12 議案第55号 渋川市道路線の認定の承諾について	30
日程第13 認定第 1号 平成30年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定につ いて	33
日程第14 認定第 2号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出	

		決算認定について……………	4 7
日程第 1 5	認定第 3 号	平成 3 0 年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳 出決算認定について……………	5 0
日程第 1 6	認定第 4 号	平成 3 0 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算認定について……………	5 2
日程第 1 7	認定第 5 号	平成 3 0 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算認定について……………	5 6
日程第 1 8	認定第 6 号	平成 3 0 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会 計歳入歳出決算認定について……………	5 8
日程第 1 9	認定第 7 号	平成 3 0 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出 決算認定について……………	6 1
日程第 2 0	認定第 8 号	平成 3 0 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳 入歳出決算認定について……………	6 5
日程第 2 1	認定第 9 号	平成 3 0 年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決 算認定について……………	6 7
日程第 2 2	議案第 5 6 号	令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第 3 号）……………	7 2
日程第 2 3	議案第 6 3 号	令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 （第 1 号）……………	7 8
日程第 2 4	議案第 5 7 号	令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算 （第 1 号）……………	7 9
日程第 2 5	議案第 5 8 号	令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予 算（第 2 号）……………	8 2
日程第 2 6	議案第 5 9 号	令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予 算（第 1 号）……………	8 3
日程第 2 7	議案第 6 0 号	令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 （第 2 号）……………	8 4
日程第 2 8	議案第 6 1 号	令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正 予算（第 1 号）……………	8 6
日程第 2 9	議案第 6 2 号	令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	8 7
日程第 3 0	同意第 7 号	吉岡町教育委員会教育長の任命について……………	8 8
日程第 3 1	同意第 8 号	吉岡町教育委員会委員の任命について……………	8 9
日程第 3 2	請願第 2 号	吉岡町八幡山公園の整備及び拡張の再検討を求める 請願……………	9 1

散 会	9 1
-----	-----

○第2号（9月3日）

議事日程 第2号	9 3
本日の会議に付した事件	9 3
出席議員	9 4
欠席議員	9 4
説明のため出席した者	9 4
事務局職員出席者	9 4
開 議	9 5
日程第 1 一般質問	9 6
◇富岡大志君	9 6
◇飯塚憲治君	1 1 7
◇富岡栄一君	1 3 4
◇廣嶋 隆君	1 4 4
◇飯島 衛君	1 5 9
散 会	1 7 4

○第3号（9月4日）

議事日程 第3号	1 7 5
本日の会議に付した事件	1 7 5
出席議員	1 7 6
欠席議員	1 7 6
説明のため出席した者	1 7 6
事務局職員出席者	1 7 6
開 議	1 7 7
日程第 1 一般質問	1 7 7
◇金谷康弘君	1 7 7
◇小池春雄君	1 9 6
◇村越哲夫君	2 1 3
◇坂田一広君	2 2 6
散 会	2 4 5

○第4号（9月12日）

議事日程 第4号	247
本日の会議に付した事件	249
出席議員	252
欠席議員	252
説明のため出席した者	252
事務局職員出席者	252
開 議	253
日程第 1 議案の撤回の件	253
日程第 2 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）	253
日程第 3 議案第49号 吉岡町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	257
日程第 4 議案第50号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	257
日程第 5 議案第51号 吉岡町児童屋内体育施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例	258
日程第 6 議案第52号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例	258
日程第 7 議案第53号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例（取り下げ）	259
日程第 8 議案第54号 令和元年度吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事請負契約の締結について	259
日程第 9 議案第55号 渋川市道路線の認定の承諾について	259
日程第10 委員会議案審査報告（予算決算特別委員長報告）	260
日程第11 認定第 1号 平成30年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について	260
日程第12 認定第 2号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	261
日程第13 認定第 3号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	261
日程第14 認定第 4号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	262
日程第15 認定第 5号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	262

日程第 16	認定第 6 号	平成 30 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	2 6 3
日程第 17	認定第 7 号	平成 30 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	2 6 3
日程第 18	認定第 8 号	平成 30 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	2 6 4
日程第 19	認定第 9 号	平成 30 年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について……………	2 6 4
日程第 20	議案第 56 号	令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第 3 号）……………	2 6 4
日程第 21	議案第 63 号	令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	2 6 5
日程第 22	議案第 57 号	令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	2 6 5
日程第 23	議案第 58 号	令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	2 6 6
日程第 24	議案第 59 号	令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	2 6 6
日程第 25	議案第 60 号	令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	2 6 7
日程第 26	議案第 61 号	令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	2 6 7
日程第 27	議案第 62 号	令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	2 6 7
日程の追加……………			2 6 8
追加日程第 1	議案第 64 号	吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例……………	2 6 8
日程の追加……………			2 7 0
追加日程第 2 第 1	委員会議案審査報告（総務産業常任委員長報告）……………		2 7 0
追加日程第 2 第 2	議案第 64 号	吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例……………	2 7 1
日程第 28	請願の付託案件審査報告（文教厚生常任委員長報告）……………		2 7 1
日程第 29	請願第 2 号	吉岡町八幡山公園の整備及び拡張の再検討を求める請願……………	2 7 1
日程第 30	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		2 7 4
日程第 31	総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		2 7 4
日程第 32	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		2 7 4

日程第３３	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………	２７４
日程第３４	予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………	２７４
日程第３５	地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………	２７４
日程第３６	人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………	２７４
日程第３７	議会議員の派遣について……………	２７６
町長挨拶……………		２７７
閉　　会……………		２７７

令和元年第3回吉岡町議会定例会会議録第1号

令和元年9月2日（月曜日）

議事日程 第1号

令和元年9月2日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について
(報告・質疑)
- 日程第 4 報告第 8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について
(報告・質疑)
- 日程第 5 報告第 9号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について
(報告・質疑)
- 日程第 6 議案第49号 吉岡町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第50号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第51号 吉岡町児童屋内体育施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する
条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 議案第52号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 議案第53号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第11 議案第54号 令和元年度吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事請負契約の
締結について
(提案・質疑・付託)
- 日程第12 議案第55号 渋川市道路線の認定の承諾について
(提案・質疑・付託)
- 日程第13 認定第 1号 平成30年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第14 認定第 2号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑・付託)

日程第 1 5 認定第 3 号 平成 3 0 年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑・付託)

日程第 1 6 認定第 4 号 平成 3 0 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑・付託)

日程第 1 7 認定第 5 号 平成 3 0 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑・付託)

日程第 1 8 認定第 6 号 平成 3 0 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑・付託)

日程第 1 9 認定第 7 号 平成 3 0 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑・付託)

日程第 2 0 認定第 8 号 平成 3 0 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑・付託)

日程第 2 1 認定第 9 号 平成 3 0 年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

(提案・質疑・付託)

日程第 2 2 議案第 5 6 号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算 (第 3 号)

(提案・質疑・付託)

日程第 2 3 議案第 6 3 号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(提案・質疑・付託)

日程第 2 4 議案第 5 7 号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(提案・質疑・付託)

日程第 2 5 議案第 5 8 号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

(提案・質疑・付託)

日程第 2 6 議案第 5 9 号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(提案・質疑・付託)

日程第 2 7 議案第 6 0 号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

(提案・質疑・付託)

日程第 2 8 議案第 6 1 号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(提案・質疑・付託)

日程第 2 9 議案第 6 2 号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 1 号）

（提案・質疑・付託）

日程第 3 0 同意第 7 号 吉岡町教育委員会教育長の任命について

（提案・質疑・討論・表決）

日程第 3 1 同意第 8 号 吉岡町教育委員会委員の任命について

（提案・質疑・討論・表決）

日程第 3 2 請願第 2 号 吉岡町八幡山公園の整備及び拡張の再検討を求める請願

（提案・質疑・付託）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１３人）

1 番	小 林 静 弥 君	2 番	富 岡 栄 一 君
3 番	飯 塚 憲 治 君	4 番	廣 嶋 隆 君
5 番	富 岡 大 志 君	6 番	金 谷 康 弘 君
8 番	村 越 哲 夫 君	9 番	坂 田 一 広 君
1 0 番	飯 島 衛 君	1 1 番	岩 崎 信 幸 君
1 2 番	平 形 薫 君	1 3 番	小 池 春 雄 君
1 4 番	山 畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴 崎 徳一郎 君	副 町 長	野 村 幸 孝 君
教 育 長	山 口 和 良 君	総務政策課長	高 田 栄 二 君
財 務 課 長	高 橋 淳 巳 君	町民生活課長	福 島 良 一 君
健康福祉課長	米 沢 弘 幸 君	産業建設課長	大 澤 正 弘 君
会 計 課 長	中 澤 礼 子 君	上下水道課長	笹 沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小 林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 島 繁	主 事	田 中 美 帆
---------	-------	-----	---------

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（山畑祐男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、令和元年第3回吉岡町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

その前に、初めに、去る8月1日にご逝去されました故五十嵐善一議員に追悼の意をあらわし、追悼演説を行い、黙禱をささげます。小池春雄議員、登壇の上、追悼演説をお願いいたします。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） 追悼の言葉。ここに私は、皆様のお許しを得て、五十嵐議員のみたまに対し、謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

五十嵐議員がこの7月に身体の不調から入院され、心からの全快のお祈りもむなしく、ついに帰らぬ人となりました。このことは悲しみのきわみであり、この議場にあなたの雄姿がないのがただただ残念でなりません。

五十嵐議員は、長年、群馬県警察に勤められ、退職後は町の発展のため吉岡町の農業委員や町議会議員として2期目を迎え、その間、予算決算常任委員会副委員長、文教厚生常任委員会委員長等の要職を歴任され、その真面目な性格と研究熱心さで一般質問も毎回のようになされ、議会に臨むその姿は、我々も学ぶべき点が多くありました。そのご活躍の足跡は、必ずや長く語り継がれるものと信じております。

ここに心からのご冥福をお祈りするとともに、私たちは五十嵐議員のご遺志を無にすることのないよう、吉岡町の発展のため努力することをお誓い申し上げ、追悼の言葉といたします。

令和元年9月2日、吉岡町議会議員小池春雄。

議長（山畑祐男君） ご苦労さまでした。

次に、黙禱を行います。全員起立をお願いいたします。

黙禱。

黙禱を終わります。着席願います。

暫時休憩いたします。

午前9時33分休憩

午前9時34分再開

議長（山畑祐男君） 再開いたします。

町長挨拶

議長（山畑祐男君） 柴崎町長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。
町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

令和元年第3回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日、9月定例議会が議員各位出席のもと開会できますことに心から感謝と御礼を申し上げます。

まず、先月8月1日にお亡くなりになりました故五十嵐善一議員におかれましては、平成27年4月に初当選、この春2期目の再選を果たされ、文教厚生常任委員長に就任されました。この6月の定例会にも一般質問をいただきましたが、これまでも最新の国の動向に照らして町の政策立案の姿勢を問うとともに、地域の諸課題に熱心に取り組んでいらっしやいました。その功績に対しまして深く敬意をあらわしますとともに、心より哀悼の意をあらわしたいと存じます。

さて、思い起こせば6月定例会以降、ことしは長く寒かった梅雨が明けると一転、昨年の夏の記録的猛暑を思い起こさせるような、全国各地で最高気温の記録更新のニュースが報じられたところであります。天候不順で農作物等の作柄も不安定な状況となっております。そして、先週も佐賀県を中心とした西日本で、集中豪雨による大変な災害が発生して、今も不安の日々を抱えているようでございます。防災対策には一層気を引き締めて臨んでいかなければならないと思っております。

さて、本定例会では、平成30年度の一般会計並びに特別会計、企業会計の決算認定を初めとする議案14件、報告3件、認定9件、同意2件を上程させていただきました。議案14件のうち7件が補正予算、条例改正が5件、そのほかが2件でございます。何とぞ慎重審議の上、いずれも原案どおり認定、可決、同意及び答申くださいますようよろしくお願い申し上げます。

本日は大変お世話になります。

諸般の報告

議長（山畑祐男君） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、お手元に配付しました資料及び五十嵐善一議員のご逝去に伴い議会運営委員会委員と文教厚生常任委員会委員長が欠けておりましたが、8月26日に文教厚生常

任委員会が招集され、委員長の互選を行い、小池春雄議員が文教厚生常任委員会委員長に選任されておりますので、報告いたします。また、閉会中であつたため、議会運営委員会委員に村越哲夫議員を議長により８月２６日選任いたしましたので報告し、諸般の報告といたします。

文教厚生常任委員会小池委員長は、登壇の上、挨拶をお願いいたします。

〔文教厚生常任委員会委員長 小池春雄君登壇〕

文教厚生常任委員長（小池春雄君） ８月２６日に文教厚生常任委員会委員長に就任をしました小池春雄です。委員会の運営に当たりましては公平公正な運営に努めていきますので、よろしくをお願いいたします。

議長（山畑祐男君） ご苦労さまでした。

議事日程（第１号）により、会議を進めます。

日程第１ 会議録署名議員の指名

議長（山畑祐男君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定により、議長において、１０番飯島 衛議員、１１番岩崎信幸議員を指名します。

日程第２ 会期の決定

議長（山畑祐男君） 日程第２、会期の決定についてを議題とします。

会期の決定は、議会運営委員会に付託してあります。平形委員長からの委員長報告を求めます。

平形議員。

〔議会運営委員長 平形 薫君登壇〕

議会運営委員長（平形 薫君） １２番平形です。

議会運営委員会からの報告を行います。

去る８月２６日月曜日、午前９時半から全員協議会室において、委員全員、議長、副議長、執行側からは町長、副町長、教育長、関係課長の出席のもと、議会運営委員会を開催し、令和元年第３回定例会の会期及び会期日程について協議をいたしました。

本定例会の会期は、本日９月２日月曜日から９月１２日木曜日までの１１日間です。

一般質問は９月３日火曜日と９月４日水曜日の２日間です。

なお、会期日程の詳細につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上、報告といたします。

議長（山畑祐男君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの平形委員長の報告のとおり、会期は本日 9 月 2 日から 12 日までの 11 日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 12 日までの 11 日間と決定しました。なお、日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第 3 報告第 7 号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議 長（山畑祐男君） 日程第 3、報告第 7 号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 報告第 7 号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について説明申し上げます。

本事案は、道路管理に起因する事故の損害賠償について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分としたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、産業建設課長より説明させます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 補足説明をさせていただきます。

本事案は、別添専決書のとおり損害賠償の額 9 万 6, 681 円、損害賠償の相手方は住所氏名とも記載のとおりであります。

事故の状況であります、平成 31 年 3 月 19 日午後 5 時ごろ、吉岡町大字大久保 835 番地 3 付近の町道を吉岡バイパスから左折して西に向かって走行中、道路上の穴に車両の左側後輪がはまり、タイヤ及びホイールが破損したものでございます。このたび町と損害賠償の相手方の当事者間で示談が成立し、和解となりましたので、ここに報告するものであります。

示談の内容につきましては、町が損害賠償の相手方に 9 万 6, 681 円を支払う義務があることを認め、これを相手方が指定する口座に支払い、当事者間には一切の債権、債務関係がないことを確認しました。

なお、事故の過失割合は町が80%で、損害賠償金額9万6,681円は町が加入している全国市町村総合賠償保険から支払われます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

議 長（山畑祐男君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 似たような、このケースも以前にもあったかと思いますが、その後はまた町も点検はしているんだと思うんですけれども、現在どのような感じ、箇所というのは、おおむねどの程度あるんですか。皆さんが目視した中で。道路に穴ぼこかあいていれば補修はしていくんでしょうけれども。それが1点と、これそれぞれ市町村が加入しているところから、そこからお金が払われるということなんですけれども、この保険というのも恐らく利用すれば利用するほど高くなるような気がするんですけれども、その辺はどうなんですか。幾ら使っても同じなんですか。そうであれば、やっぱり避けなければならぬ事故だと思うんですけれども。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、産業建設課長より説明させます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） まず1点目のご質問の、町内の道路にどの程度穴があくでしょうかということで、一応町のほうでは不定期に幹線道路を中心にパトロールをしております、実際には道路の危険箇所がどの程度あるかというのは把握し切れていない状況であります。道路の陥没などの危険箇所については、住民や道路通行者からの情報に頼らざるを得ないような状況でございます。

以上です。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 保険概要につきましては、財務課長より説明させます。

議 長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 総合賠償保険につきましては、4月1日の吉岡町の人口当たり幾らという形で支払っておりますので、実際に保険を使う使わないにしても金額的には変わるもので

はございません。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） どのぐらいあるかわからないということなのですが、行政として余り聞いている、回答を得ている範囲だとどうもそれは無責任に感じるのですが、どの程度あって、やはり危険箇所、そういう場所、こういうおそれがあれば一つ間違えるとまた大きな事故にも発展しかねないところもあるんでしょうから、そういうところというのはわかり次第どんどん復旧していったって、こういうリスクを軽減していかなければならないんだと思うんです。

でも、今回回答を聞いていると、全くわからないようなことなんですけれども、そういうことで果たしていいんでしょうか。このことが原因で車をはまって、違う方向に行って子供をはねたとかになると、後になってあそこのところは、後になって直しておけばよかったというようなことになってはこれは手おくれですから、まずはそういう町全体の危険箇所の総点検をして、わかったらわかる範囲内で、当然予算を伴うことですが、積極的にそういうところには予算を投じて、そういう事故防止ということを考えていかなければならないんだというふうに思っていますけれども、その点についてのお考えはいかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 各自治会からの依頼というんですか、状況を見てのお願いという形で出てきた中で順次させていただいているというのが状況でございます。そのほか町の作業員が町の中に回っていて、その都度見つけたときに対応していくという、そんな形でやっているんですけれども、全く把握し切れないというのは、現時点での数がちょっと把握し切れないんですけれども、その都度その都度修理というのは対応させていただいていると。また、今後も安全には十分留意した中で優先的にやっていけたらと思っております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 確かに今の自治会から話も聞くんでしょうけれども、責務としては、町道については道路管理者は町長ですから、自治会の場合ですとそこに、側溝にふたをしてくれだとか、カーブミラーをつけてくれという要望というのも出てくるんでしょうけれども、そういう道路の補修とか危険箇所の改善というのは道路管理者である町が積極的に、その自治会から上がってきてそれをどうこうというんじゃなくて、積極的に道路管理者としてそれを住民の安全のために絶えず問題なく道路が使えるようにしていくのが道路管理者と

しての責務だと思うんです。その観点を私は質問しているので、そういうのがあれば、早急に町では、これは産業建設課が当たって、そこに思い切った安全・安心という観点から予算を投じていくんだという決意が町長にあるのか、その点についてもお尋ねしているんですけれども、いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 積極的に推進していきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第４ 報告第８号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議 長（山畑祐男君） 日程第４、報告第８号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 報告第８号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について説明申し上げます。

本事案は、町道管理に起因する事故の損害賠償について、地方自治法第１８０条第１項の規定により別紙専決処分書のとおり専決処分としましたので、同条第２項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、産業建設課長より説明させます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 補足説明をさせていただきます。

本事案は、別添専決処分書のとおり、損害賠償の額８万４，３９１円、損害賠償の相手方は住所氏名とも記載のとおりであります。

事故の状況であります。令和元年６月２６日午後２時ごろ、吉岡町大字上野田１２５６番地１６４付近の町道において、派遣契約を結んでいるシルバー人材センターの道路作業員が草刈り機を使用して作業をしていたところ、草刈り機に伴う飛び石によって会社駐車場に駐車していた軽自動車の車体右側後方の側面ガラスを破損させたものでございます。

このたび町と損害賠償の相手方との当事者間で示談が成立し和解となりましたので、ここに報告するものでございます。

示談の内容につきましては、町が損害賠償の相手方に8万4,391円を支払う義務があることを認め、これを相手方が指定する口座に支払い、当事者間には一切の債権、債務関係がないことを確認しました。

なお、事故の過失割合は町が100%で、損害賠償金額8万4,391円は町が加入している全国市町村総合賠償保険から支払います。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

議長（山畑祐男君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 同じような時期だったですか。前年も、課長はかわりましたけれども、全く同じ事故がありまして、そのときも草刈りをしていて飛び石が車に当たったと。そのときも道路際を刈るときは防護ネットを持って、それで草刈りをしていますと。それでもそういう事故があったと。でもそれはやっぱり今後徹底して、同じことがないように気をつけますという回答があったのにまたあったというのが前回だったんです。同じことがまた出ているんです。全く同様のケースというのが後を絶たないというんですか、この問題につきましても。

かといって時期になれば草は伸びてきますから、私はお願いをしたシルバーの人たちがその事業を受けるのを萎縮してもらうようなことがあっては、それも困ると思いますけれども、やはりこの事故だけはどうしても避けなければならないということで、今後の予定は念入りにそういうことは指導して、石が飛ばないように事業の実施をしていきますという回答だったんです。これで随分減るのかというふうには思っていたんですけれども、また同じ事故が発生しているんですけれども、それは指導が徹底していなかったのか、どこに原因があったかというところが、そういう中で、だからこういう案件で、損害賠償で幾ら支払うことになりましたと、だから議会で報告しますというだけじゃなくて、同じことが繰り返されたわけですから、どうしてまたこういうことが起きてしまったかという、その反省とか、やっぱりその事故内容についてそちらから報告ないんですよね。だから、聞いて、こういうことがあればやむを得なかったのかというふうに私たちが思えるようなものを出していただければいいんですけれども、そこにはそういう指導が十分だったのか不十分だったのか、そのときの体制はどうだったのか、状況はどうだったのか。本来であれば防げる事故ですから。ちゃんと覆いをしているんですから。その覆いからとんでもな

く遠くのほうへ飛んでいっちゃったりしたら、そういう事故にはならないと思いますので、そこが見えてこないんです。そこをもう少し詳しく。

それで、これまでの経緯でやっぱりシルバーとの、こちらからの要請というんですか、要望ですか、そこは一度口頭で言っただけなのか、それとも再三注意をしているのかという形で、どういうふうに指導をしてきたかという部分についてもお尋ねをいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 事故内容、概要につきまして、担当課長より説明させます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） まず、今回の事故の状況なんですけれども、ネットフェンスの際を除草しておりまして、防護用のネットが使用できない状況でございました。また、被害車両が駐車している箇所は道路から少し高いところにございまして、庭木もあったため車が駐車していることを確認することができませんでした。しかし、おっしゃるとおりに道路作業員の安全に対するちょっと意識が低かったことや、作業周辺の状況をしっかりと確認しなかったというところで引き起こしてしまったと考えられます。

道路作業員に対しての指導につきましては、夏の時期になりますと草刈りの作業が非常にふえますので、その都度指導をしているところでございます。

今後も事故発生を極力予防していく道路作業員の安全対策指導の徹底をしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第5 報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について

議 長（山畑祐男君） 日程第5、報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率報告についてを議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率報告についてご説明を申し上げます。

町では平成30年度の決算に基づき実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業ごとの資金不足比率を算定し、8月2日に監査委員の審査を受けましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により議会に報告するものでございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が発生していないため比率なしとなっております。実質公債費比率は9.6%で、前年度比0.9%のマイナス、将来負担比率は将来負担額を充当可能財源が上回ったため、前年度に引き続き比率なしとなりました。資金不足比率につきましては、資金不足額がないため比率なしとなっております。

なお、詳細につきましては財務課長に説明させます。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 健全化判断比率及び資金不足比率報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであり、いずれも平成30年度の決算に基づき算定した数値となります。

なお、健全化判断比率とは実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標のことを言います。

初めに、実質赤字比率ですが、これは一般会計、学校給食事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率となります。平成30年度実質赤字額はありませんでしたので、実質赤字比率につきましては比率なしとなっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、これは一般会計、特別会計、水道事業会計など、全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率となります。平成30年度は全ての会計において赤字額はなかったため、連結実質赤字比率につきましても比率なしとなっております。

次に、実質公債費比率ですが、地方債の元利償還金とこれに準ずる一部事務組合や公営企業会計の地方債の償還に対する負担金等の準元利償還金などが一般財源のうちどのぐらいの割合を占めているかを指標化したものとなります。吉岡町の実質公債費比率は9.6%で、前年度比0.9%のマイナスとなりました。0.9ポイント、率が改善した要因といたしましては、実質公債費比率の計算式において、平成29年度に実施いたしました臨時財政対策債の繰り上げ償還に伴い、分子の構成要因の一つである元利償還金が大きく減少いたしました。また、分母においては、税収の増などから標準財政規模が増加したことなどにより、平成30年度、単年度の比率が減少し、その結果、過去3カ年の平均値をとる実質公債費比率が改善されました。なお、早期健全化基準は25%であり、吉岡町は

基準以下となっています。

次に、将来負担比率ですが、将来負担比率は一般会計などの借入金や一部事務組合へ将来支払っていく可能性のある負担金など、現時点での残高の程度を指標化しているもので、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものとなっております。早期健全化基準は350%となっておりますが、吉岡町では将来負担額を充当可能財源等の額が上回ったため、前年度に引き続き比率は発生しておりません。

次に、資金不足比率ですが、水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、いずれも資金の不足はなく、資金不足比率につきましては比率なしとなっております。

なお、監査委員には令和元年8月2日に審査をお願いし、令和元年8月8日付で審査結果報告をいただいております。審査した結果、適正に算定されているとの確認をいただきました。本町の比率につきましてはいずれも早期健全化基準等を下回っており、健全な財政となっておりますが、今後も各事業を精査し、財源確保を図り、より一層財政の健全化に努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 今回も実質公債費比率でございます。

平成24年9.1%より毎年0.5%ずつ上昇しておりまして、平成28年度の10.7%をピークに平成29年度は10.5%と臨時財政対策債の繰り上げ償還を行ったため減少し、今回も決算において9.6%と改善しており、よい傾向であると思うわけでございます。また、単年度比率も平成28年度10.70146%、平成29年度10.16408%、平成30年度8.05641%となっておりますが、しよせんこれは借金でありますので、民間といたしましては借金は負債のうち及び借金ができるうちは花だという、借金に関してはある意味これからの経営体質に関しましては維持できるということがいいことなんでしょうけれども、やはり借金でございますので、借金が少なければ少ないほどいいことでございまして、経営、またこれに対しましてこの比率が多ければ多いほど経営を圧迫するわけでございまして、これに関してはやっぱり改善が望まれるわけでございます。そして、本件の意見書、要望等を書いてありますとおり、実質公債費比率については前年度より改善傾向であることを確認した。基金の運用についてもバランスよく行い、災害や人口増等の要因による歳出を考慮した上で、将来を見据えた財政運営の維持に努めてほしいとあるように、さらなる改善を求めるわけでございます。

そこで、今回、今後の予想される数値がどれぐらいかお答えください。また、大まかで

結構ですが、財政運営の取り組みをお答えください。

私もこれ5年連続で質問して、もうそろそろ質問はなくてもいい時期になってくると思うわけでございますし、また先ほど申しましたように、災害、今回も九州関係におきましては豪雨災害で甚大な被害を負っております。吉岡町もいつそういう災害が起こるかもしれません。それに対してしっかりした対処をお願いするわけございまして、それに対してお答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しまして、財務課長より説明させます。

議 長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 岩崎議員のおっしゃったとおり、平成30年度、単年度では8.0%程度まで実質公債費比率は落ちています。ただ、今後これが平成31年度、平成32年度が全て8.0%以下になるか、8.0%ぐらいになるかというのは、今のところ、今大きな公共事業もやっていますので、今後についてはそこまで落ちるかどうかということはまだはっきりしたものはないんですけれども、実際には今9.6%から、0.5%から1%は確実に減っていくのかと思われまます。

また、今後の財政運営についてなんですけれども、人口増に対応した、投資しなくてはいけないところには確実に投資していき、財政調整基金と起債のバランスを考えながら運営に努めてまいりたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第6 議案第49号 吉岡町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第6、議案第49号 吉岡町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第49号 吉岡町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

吉岡町税条例の一部を改正する条例（令和元年吉岡町条例第20号）に誤りがあったため、改正する必要が生じました。

なお、詳細につきましては財務課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） それでは、議案第49号 吉岡町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

本改正は、去る5月13日の第1回吉岡町議会臨時会に上程させていただいた議案第35号に誤りがあったため、これを訂正させていただくものとなります。

なお、今回の訂正部分につきましては施行前であり、事務を遂行する上では支障はございませんでした。しかしながら、このようなことは決してあってはならないことでありますので、この場をかりておわび申し上げるとともに、今後は細心の注意を払い業務に当たってまいりたいと考えております。

それでは、具体的な改正点を新旧対照表で説明させていただきます。

では、A4横、3ページある2枚紙「吉岡町税条例の一部を改正する条例新旧対照表」をごらんください。

右側の旧が改正前、左側の新が改正案ということで、下線が引かれている部分が改正箇所となっています。

まず、1ページ上段、第2条をごらんください。

吉岡町税条例第36条の2を改正する条例の改正となります。

訂正前は、第9項から順に繰り下げ、第6項の次に第7項を加える改正でありましたが、本条は本来、第8項まででございましたので、これを訂正し、第8項から順に1項ずつ繰り下げ、第5項の次に第6項を加えるものとなります。

続きまして、中段をごらんください。

こちらも上記第36条の2の改正に伴い、第36条の4第1項中の項ずれを同様に改正するものとなります。

続いて、下段、附則第1条第2号をごらんください。

こちらも第36条の2の改正に伴い、項ずれの改正をするものとなります。

2ページをごらんください。

上段、第3条から3ページ目の最後、第6条まで、施行期日に係る経過措置を定めた附則ではありますが、本来附則第1条第1号から第4号のところ、第2号から第5号と誤っていたため、改正前の附則第1条第2号を附則第1条の第1号に、第3号を第2号に、第4

号を第3号に、第5号を第4号にそれぞれ改正するものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 実行する前でよかったという回答がありましたけれども、私見ていて、こういう過ちというのは本当に珍しいケースなんです。こういうのは。でもひな形もあって何でこういう間違いが生じてしまったのか、その理由をちょっとお尋ねしますけれども。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 担当課長より説明申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 最終的にはチェックの誤り、チェック漏れという形になってしまうんですけれども、税条例の改正というのが非常に複雑なものとなっており、これが県のほうから、群馬県の市町村課のほうから県の改正案、県がつくった改正案を各市町村に投げてくれます。それを各市町村ごとに精査をして行っているわけなんですけれども、当然県がくれる改正案につきましても各市町村によって項ずれが起こっていたりします。そこを今回そのまま、吉岡町の税条例と合っていなかった部分をそのまま、県の改正文をそのまま使ってしまった。また、県のほうで改正をくれるものが、平成31年度の地方税法の改正、その全体を、全部を一つにまとめて改正案としてくれるんですけれども、うちのほうとしては4月1日施行の分については専決処分、それ以降、6月1日については税条例の改正ということで議案として議員の皆様にご議決をいただくという形を今回取りました。それで、その2つを1つにした県の改正案をそのまま使ってしまったというのが2ページ目以降の改正による誤りとなっております。

いずれにしても、最終的には私どもの重大なミスでありましたので、今後につきましては、先ほど申し上げたとおり細心の注意を払って誤りはないように気を付けていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第49号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第50号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第7、議案第50号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 日程第7、議案第50号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本議案は、住民基本台帳施行令等の一部を改正する政令の交付に伴い所要の改正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては町民生活課長に説明させますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） それでは、町長の補足説明をいたします。

本議案は、住民基本台帳施行令等の一部が改正されることにより、住民票や個人番号カードに旧氏が現在の氏と併記することが可能となります。それに伴って、旧氏による印鑑登録もできるように所要の改正をするものであります。

条例の主な改正箇所につきましては、新旧対照表をごらんください。

右側の旧が改正前、左の新が改正後になります。

左の新をごらんください。

1ページの第5条登録印鑑では、旧氏の印鑑が登録できるようにするものでございます。

次の2ページの第6条登録事項、その次の3ページ、第9条の印鑑登録の抹消は、印鑑の登録事項や抹消における事務処理の内容に旧氏を加えるものでございます。

続きまして、第15条の印鑑登録の証明は、証明書の記載内容に旧氏を加えるものでございます。

議案書の1ページにお戻りください。

附則になりますが、この条例は住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に合わせ、令和元年11月5日から施行とするものでございます。

以上、町長の補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第50号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第8 議案第51号 吉岡町児童屋内体育施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第8、議案第51号 吉岡町児童屋内体育施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第51号 吉岡町児童屋内体育施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、駒寄地区児童屋内体育施設の解体に伴い、吉岡町児童屋内体育施設の設置及び使用に関する条例から当該施設の項を削除する一部改正となります。

詳細につきましては教育委員会事務局長から説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） それでは、補足説明をさせていただきます。

本議案については、吉岡町駒寄地区児童屋内体育施設の解体工事が今年度6月に完了したことを受け、吉岡町児童屋内体育施設の設置及び使用に関する条例の第2条の表、吉岡町駒寄地区児童屋内体育施設の項を削除する一部改正でございます。

添付してあります新旧対照表をごらんください。

改正内容としましては、右側の旧の第2条の表中に「吉岡町駒寄地区児童屋内体育施設」と「北群馬郡吉岡町大字漆原駒寄地区内」と規定されている項を削除するものでございます。

議案書に戻っていただきまして、本条例の施行期日でございますが、公布の日から施行するということでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第51号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第9 議案第52号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第9、議案第52号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第52号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることから、所要の改正をお願いするものであります。

詳細につきましては上下水道課長に説明をさせますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

条例改正につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、下水道使用料の算定基準を改める必要が生じたことから、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

右側の旧が現行、左側の新が改正案となります。

ページの中段、右の欄（旧）の第18条第1項の文中、下線引きの「1.08を乗じて得た額」を、左の改正案下線引きの「当該額に消費税法に規定する消費税率を乗じて得た額とその額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た額とを合算した額を加算した額」に改めるものでございます。

また、第7条及び第18条の改正は、法制執務に係る文言の整理となります。ページの上段、右の旧の第7条の8、下線引き「務め」を左の改正案下線引きの「努め」に、ページの下段、右の旧の第18条第2項の文中、下線引き「吉岡町水道給水条例」を、左の改正案下線引きの「吉岡町水道事業給水条例」に改めるものでございます。

議案書の本文にお戻りください。

附則でございます。

施行期日につきましては、令和元年１０月１日。

経過措置として、この条例の施行前から継続している下水道の使用料で、施行日から令和元年１０月３１日までの間に、使用料の支払いを受ける権利が確定されたものに係る使用料については従前にみなすとの内容でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第５２号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第１０ 議案第５３号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第１０、議案第５３号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第５３号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、令和元年１０月１日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることから、所要の改正をお願いするものであります。

詳細につきましては上下水道課長に説明をさせますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

条例改正につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、水道料金並びに加入金の算定基準を改める必要が生じたことから、所要の改正をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

右側の旧が現行、左側の新が改正案となっております。

ページの上段、料金でございますが、右の欄（旧）の第25条第2項の文中、下線引き「100分の108」を、左の改正案、「当該額に消費税法に規定する消費税率を乗じて得た額とその額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た額とを合算した額を加算した額」に改めるものでございます。

次の第32条の加入金についても、右の欄（旧）の第1項の文中、下線引き「100分の108」を、左の改正案に改めるものでございます。

また、ページの下段、第35条の改正は、法制執務に係る所要の文言整理となりますが、右の（旧）の第35条第1項の文中、下線引き「第4条」を、左の改正案、下線引きの「第6条」に改めるものでございます。

議案書本文にお戻りください。

附則でございます。

施行期日につきましては、令和元年10月1日。

経過措置として、この条例の施行前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に水道料金の支払いを受ける権利が確定されるものに係る料金については従前にみなすとの内容でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） これは表紙の次のページなんですけれども、給水装置の基準違反に対する措置なんですけれども、今この4条が6条に変わるということなんですけれども、4条の文言はどうで6条の文言はどうなっていますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しまして、担当課長より説明させます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） ただいまご質問いただきました29条関係でございます。これにつきまして、私のほうでただいま説明の中で漏れてしまったわけでございますが、こちらにつきましても文言整理ということで誤りがあったため、今回の改正に伴い見直しをさせていただいたものでございます。説明がなく大変恐縮でございました。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

- 13番（小池春雄君） 本来の文言のほうは、これは4条であつたので、本来これは6条だったというので6条に改めたということなんですけれども、これを改めたのはいいんですけれども、間違っていたものは改めるんでしょうが、ということは今までこの4条が6条になる、そうすると今まで、条が変わるわけですから、このことで誤りというのはほかには、実際にこの条が違うわけですから、この給水装置の基準違反に対する措置ですから、ここでは、これ文言は違ったわけですから、そこによる問題というのはございませんでしたか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 担当課長に説明させます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） この見直しの問題ということでございますけれども、こちらにつきましてはここに旧で、道路法の中で規定された昭和27年法律第180条というものがなかったことございますので、こちらを加えさせていただいたというような内容になっております。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第53号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第54号 令和元年度吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事請負契約の締結について

議長（山畑祐男君） 日程第11、議案第54号 令和元年度吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第54号 令和元年度吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

令和元年度吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、契約の目的、方法、金額及び契約の相手方等の詳細につきましては町民生活課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） それでは、議案第54号 令和元年度吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事請負契約の締結について、町長の補足説明をいたします。

契約の目的につきましては、契約の目的、令和元年度吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事。

契約の方法は、指名競争入札による契約。

契約の金額は、2億350万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税額1,850万円。

契約の相手方、群馬県高崎市飯塚町1174番地5、藤田エンジニアリング株式会社、代表取締役社長藤田 実。

次のページをごらんください。

工期は、議会議決の日から令和2年7月31日までとなります。

次に、工事の概要ですが、添付書類の3ページ的位置図をごらんください。

今回の工事は、災害時の連絡手段の確保として、子局である屋外スピーカーを設置した施設、②から⑭までの20カ所の施設に半固定型の移動系無線機を設置し、①の吉岡町役場に移動系無線機の基地局を設置することで、各施設と役場間で電話以外の連絡手段を確保するものとなります。また、災害時に職員等が持ち歩き、役場と連絡をとれるようにするため、携帯型の移動系無線機10台、合計30台の移動系無線設備を設置する工事となります。また、前年に引き続き戸別受信機1,505台の交換も実施するものでございます。

次の4ページから7ページには、移動系無線設備の設置に関する図面となります。8ページが戸別受信機に関する図面となります。

防災行政無線放送施設は、全体の計画は、親局、子局21局、移動系無線設備30台、戸別受信機5,125台の交換でありまして、今回は移動系無線設備30台の設置工事と戸別受信機1,505台の交換により、進捗率は全体の55%となります。

続きまして、契約の経過についてご説明いたします。

2ページをごらんください。

本件の入札につきましては、去る8月8日に、指名競争入札により予定価格（税抜き）の1億9,089万円で事前公表のもと、入札参加業者10者で入札が執行されました。

落札業者につきましては、藤田エンジニアリング株式会社。落札金額は1億8,500

万円でありました。その落札金額に消費税及び地方消費税の10%、1,850万円を加えた2億350万円、前のページになりますが、設計工事請負の仮契約を締結いたしましたことを説明いたします。

以上、町長の補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） これ設計者はどちらの会社なんですか。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員、起立して発言してください。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） まず、これ設計を町がどこかの会社に頼んだと思うんですけども、この設計者の名前。それからその設計者から返ってきた設計額、町が予定している入札額の予定額ということです。それと、入札額の割合は何%ぐらい。

次に、先ほど1,505台を交換すると言われましたけれども、ちょっと聞き逃しましたので、これをどういうところのものを交換するのか。

それから次、5,125台というのがありましたけれども、これも内容をお知らせください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しまして、担当課長より説明させます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） まず設計でありますけれども、設計は電気工業株式会社。

1,505台の戸別受信機の数字につきましては、全体の5,125台の戸別受信機の数字がありまして、この事業は防衛の補助金によるものでありまして、その補助の割合から算出して今回の1,505台を導き出しているところでございます。

予定価格につきましては……

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 契約関係につきましては、財務課長のほうから答弁させます。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 今回の入札の予定価格につきましては1億9,089万円です。それに対して10者の入札があり、落札額が藤田エンジニアリングで1億8,500万円となっておりますので、落札率は96.9%となっております。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） どうも、大変ありがとうございます。

議長（山畑祐男君） ほかに質疑ありませんか。
小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今説明の中で、受信機ですか、1,505台かえるわけですね。その契約書の中、表は出ているんですけども、金額も出ているんですけども、中身が余り見えてこないんです。今この位置図とこんなものができますというだけで、子局はこれだけできるんだと、その受信機もその中、この契約の中に受信機というのは一緒に入ってくるのでしょうか。そこをどう見たらいいんですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 担当課長のほうより説明させます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 戸別受信機はこの中の契約に入っておりまして、1台およそ4万円ほどで、掛ける台数という形と、また設置等の諸手当が入った状態であります。
以上です。

議長（山畑祐男君） ほかに質疑ありませんか。
小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 受信機は1,500台入っていて、1台およそ4万円ぐらいだというんですけども、この契約の、その大もとの2億300万円というのはわかるんですけども、個別の中が全然見えないんだよ。だから、その契約の中が、そこがどうなっているのか、あるいはこれはその表紙だけですよね。だから、その契約の内容とかが全くないんです。だから、瑕疵担保責任とか、それが全く見えてこないんです。

契約ですから、だからこの契約の中身がどうなっているのかと、どういう契約なのかというものを示してもらわないと、果たしてこれでいいんだろうかどうかという判断ができないんです。ですから、その提出をしてください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 詳細につきましては用意しておりませんので、後ほど示させていただきますと思います。

議 長（山畑祐男君） ほかに質疑ありませんか。
平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） この5, 125台というのが、吉岡町が8, 000世帯ぐらいありますよね。この前、自治会を通じて、この8ページに書いてある外部アンテナを設置するか否かというようなアンケートでもないんですね、あれは。設置するかどうかというものが来まして、回覧板の中に回収の袋が入っていきまして、それで回収したと思うんですけども、5, 125というのは吉岡町にある世帯数の中に取りつけていただきたいという住民のアンケートの結果の数字なのか、この5, 125というのは一体どういう数字なのか教えてください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましては、担当課長のほうから説明させます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 5, 125台につきましては、現在主要施策にも載っているんですが、現在、戸別受信機を設置されている数が5, 091台、そして、その設計をしたときに恐らく5, 125ぐらいの戸別受信者がふえるのではないかというふうに考えて、その当時5, 125台というふうなことで数字を出して対応しているところでございます。

そして、アンケートにつきましては、今回のこの補助による事業とは別に、今後、防災無線、戸別受信機を必要とする者の数を把握し、それによって新規として今後この事業以外に対応していかなければと考えているところでございます。この事業は補助事業でございます。ある程度見込みのある数字でなければ補助の対応ができませんので、現状の戸数と、それとその計画中の伸び率を考えて、想定して出した数字が5, 125台であります。
以上です。

議 長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） そのアンケートの中に、このダイポールアンテナを取りつける必要といたしますか、要ダイポールアンテナ付きの戸別受信機というのが、吉岡町の中での、いろいろ

なところに親機というか移動局があるわけなんですけれども、7割ぐらいの家庭が戸別受信機で、聞くためにはダイポールアンテナが必要だというようなことが、多分見込みなんだろうと思うんですけれども、7割ぐらいの方が必要だというふうに書いてあったわけです。そうすると、単純に計算したというのは、吉岡町の世帯数が8,000世帯、全員が、全世帯が要望をするわけではないのでよくわかりませんが、単純に全世帯がつけていただきたいとなると5,600台が、このダイポールアンテナが必要になってくるわけですね。今予想される5,125世帯というんですか、台を想定して、その中で補助事業でいただけるお金でやりたいということなので、千五百何台という、取りつけるということなんですけれども、そうしますとあと三千何百はこの事業に多分該当、補助事業に該当しなくなるということは、町の単独事業というふうになるかと思うんです。そうすると、この1,505台のダイポールアンテナ、要するに材料とそれから設置工事費がこの1億8,500万円の中の概略、1件当たりでどのぐらいかかるのかというのがわからないと、あと残り3,500台分のその掛けるものが、今後新たな町の事業として、単年度というわけにならないと思うんですけれども、出てくるわけですね。そこら辺もまず概略の数字を役場のほうはつかんでいるんですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 担当課長のほうから説明させます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 数字のほうはつかんでおります。ただ、今ここに手持ち資料がありませんので、詳しい回答はできませんので、後ほどの対応とさせていただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） ほかに質疑ありませんか。

平形議員。3回目。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） その金額が今手元にないということなんですけれども、少なくとも一般工事費でやった場合、1級か2級の電気工事士が入るわけです。そうすると、県の積算資料を見ますと、大体1万数千円の基準の値、価格が。そうすると、1人で作業をするのか2人で作業をするのかよくわかりませんが、このダイポールアンテナ程度だったらば多分1人作業になるんだと思うんですけれども、少なくとも1工数はかかるんじゃないかというふうに判断されるんです。そうすると、1つのところに1万2,000円かかったりする、1万5,000円かかったとしても3,000世帯になると三千数百万円、4,000万円近い金額が新たに町の単独事業としてなる可能性があるわけです。これは補助

事業に全額なってくれればありがたいことなんですけれども、そうはなかなかうまくいかないというふうに思うんです。

そうすると、この2億3,000万円、これは消費税込みですから1億8,500万円の中のダイポールアンテナの各戸別、各世帯の取り付け工事というのがまず、これはやっぱり合算ではなくて別途の見積もりのほうが将来的にわたって不明瞭なことがないように感じるんですけれども、いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 担当課長のほうから説明させます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） これにつきましては補助事業ということで、単独でできればよろしいんですが、その事業に頼って行っている事業でありますので、その辺、設計と補助事業の担当しているものとしていろいろ考えて今現在があります。

議員ご指摘のように分けて明確にできればいいんですが、その補助事業ということで、一つとして今進めているところでございます。

以上です。

議 長（山畑祐男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第54号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第55号 渋川市道路線の認定の承諾について

議 長（山畑祐男君） 日程第12、議案第55号 渋川市道路線の認定の承諾についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第55号 渋川市道路線の認定の承諾について、提案理由の説明を申し上げます。

渋川市長から町道庚申塚5号線の一部を渋川市道路線として認定することについて、道路法第8条第3項の規定により承諾を求められたため、同法同条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては産業建設課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） それでは補足説明をさせていただきます。

渋川市との地域連携事業で進めている町道庚申塚5号線の一部約266メートルについて、渋川市より吉岡町行政区域内道路を渋川市道として認定したい旨の協議が、道路法第8条第3項の規定により承諾を求められております。認定承認の箇所は町道庚申塚5号線の区間中、渋川市有馬字堂山1698番地先から渋川市有馬字堂山1833番地先までの本町行政区域内の箇所でございます。別紙の資料で位置を確認いたします。1ページの吉岡町平面図に位置が示されております。

続いて、次の2ページの計画位置図をごらんください。

右側にある広い道路が県道高崎渋川バイパスでございます。渋川市との行政界に信号があり、西に進みますと重複認定箇所と記された箇所が今般渋川市道として認定したい箇所でございます。

次の3ページ、4ページの地番図では、認定承認の箇所の地番が記されております。渋川市との地域連携事業を進めている道路改良事業に必要な町道庚申塚5号線の一部を市道として認定することを承諾するにつき、道路法第8条第4項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） これで渋川市長が本町行政区内の区域の路線を渋川市市道路線として認定することを承諾するということになると、ここの4分の2のこの図面なんですけれども、一番左側を見ますと、ここはどういうふうになるんですか。そして、ここでそのちょうど真ん中が2つに分かれていますけれども、こちらのほうが新たに膨らんで、そちらのほうの、赤いほうのこれは新しい道になるわけなんですか。今ちょうど真ん中で2つ分かれていますよね。これが、その幅がどのぐらいになって、恐らくここはこのことによってこれが、渋川の市道ということで道路改良とかなんかはみんな渋川市が責任を持つということになるでしょうけれども、この左側にあるところから現の高渋線のところまでこの道路は続いていますよね。ここの管理状況、渋川と吉岡の境界になっていますけれども、管

理状況もあと渋川市が管理していると、地籍は吉岡町なんですけれども多分渋川市がしているんだというようなことを聞いたことがあるんですけれども、これが全部通して渋川市が管理をするというふうになると理解してよろしいですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しまして、担当課長より説明させます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） では、2ページの計画位置図につきましてもう少し説明をさせていただきます。

まず、現在の道路の認定の状況でございますけれども、こちらの図面の右側、高崎渋川バイパスの右側にはまず市道三国線と記載されておりますので、こちらの管理は渋川市になります。続いて、バイパスを越えて市道1-2046号線、こちらも市道でございますので市の管理となっております。

ご質問がありましたところの箇所、左側のほうに行きまして、町道庚申塚5号線と記載されております。こちらが赤く塗られております。こちらが現道でございます。現道のその町道庚申塚5号線は、ここが西側で、東側につきましては重複認定箇所と書いてあります一番右側の箇所、ここが今現在の町道でございます。管理としましては、町道になりますのでこちらの道路の管理は町となります。

続いて左側、市道1-2047号線と記載されております。こちらは西側にずっと伸びておりまして、こちらが渋川吉岡線、県道の吉岡渋川線まで市道として認定をしておりますので、こちらは市の管理となっております。また、こちらの行政界の関係なんですけれども、現道がございまして、その現道のほぼ真ん中から北側が渋川地籍で南側が吉岡地籍というような、地籍的にはそのようになっております。

以上でございます。

議長（山畑祐男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第55号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

ここで監査委員を入場させますので、暫時休憩をしたいと思います。再開は11時15分といたします。

午前11時00分休憩

午前 11 時 15 分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

日程第 13 認定第 1 号 平成 30 年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（山畑祐男君） 日程第 13、認定第 1 号 平成 30 年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第 1 号 平成 30 年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第 23 条第 3 項の規定により、平成 30 年度吉岡町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中澤会計課長。

〔会計課長 中澤礼子君発言〕

会計課長（中澤礼子君） それでは、説明申し上げます。

本決算書は、1 ページから 372 ページとなっております、別冊として 1 ページから 198 ページまでの主要施策の成果説明書及び A4 判ホチキスどめの平成 30 年度決算参考資料を添付しております。

別冊の主要施策の成果説明書は、一般会計から各特別会計の主要の施策の成果等について、課、局ごとに記載しております。

A4 判ホチキスどめの平成 30 年度決算参考資料につきましては、資料番号 1 として、一般会計主要事業決算状況一覧表、資料番号 2 として、一般会計歳入年次推移（収入済額）、資料番号 3 として、渋川地区広域市町村圏振興整備組合負担金の推移、資料番号 4 として、自治会関係支出金一覧表、資料番号 5 として、町債年度末現在高、資料番号 6 として、不納欠損額の年次推移、資料番号 7 として、一般会計繰越明許費繰越計算書、資料番号 8 として、引き上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費（平成 30 年度決算）、資料番号 9 として、用語解説を掲載しております。参考にごらんいただければと思います。

それでは、決算書の説明をさせていただきます。初めに 3 ページをお願いいたします。

一般会計歳入歳出決算の実質収支に関する調書で、歳入総額は 70 億 2,455 万 8,

342円、歳出総額は68億8,490万7,998円、歳入差し引き額は1億3,965万344円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額は1億888万4,000円、実質収支額は3,076万6,344円でした。

前年度と比較しますと、歳入総額につきましては2億9,218万5,491円の減、増減率では4.0%の減でした。歳出総額につきましては3億3,673万6,145円の減、4.6%の減でした。

実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。

続いて、4ページから7ページは一般会計歳入歳出決算書の歳入、8ページから11ページは、その歳出となっています。12、13ページは、歳入歳出事項別明細書の総括で、歳入の部となっています。

14ページ、15ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

初めに、1款町税の収入済額合計は25億5,020万5,030円で、平成29年度と比較しますと4,897万483円の増、増減率では2.0%の増となっております。収納率は96.3%で、前年度と比べ0.4%の増でした。

1款1項の町民税の収入済額は12億98万6,108円、不納欠損額は106万8,437円、収入未済額は3,951万9,632円でした。不納欠損の該当者は、個人5人、法人4社、収入未済の該当者は、個人375人、法人25社でした。

2項固定資産税は、収入済額11億1,416万3,011円、不納欠損額は288万4,782円、収入未済額は5,301万5,692円でした。不納欠損の該当者は11人、収入未済の該当者は326人でした。

3項軽自動車税は、収入済額6,734万9,379円、不納欠損額は1万5,200円、収入未済額は189万3,921円でした。不納欠損の該当者は3人、収入未済の該当者は190人でした。

4項町たばこ税は、収入済額1億5,611万4,292円。

5項入湯税は、収入済額1,159万2,240円でした。

町税の収入状況等は、別冊の主要施策の成果説明書40ページをごらんください。

町民税個人、法人、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税の平成28年度から平成30年度までの収入状況を記載しております。

また、不納欠損額については、別添の決算参考資料、資料番号6、不納欠損の年次推移に一般会計と特別会計を記載しております。一般会計は1ページから2ページ、特別会計は3ページからとなっております。参考にごらんいただければと思います。

決算書14ページ、15ページに戻っていただきまして、中段より少し下で2款地方譲与税は、収入済額8,915万3,000円、前年度と比較しますと88万9,000円

の増、増減率では1.0%の増でした。

3款利子割交付金は、収入済額420万1,000円、前年度比5万5,000円の減、1.3%の減でした。

一番下の行へいきまして、4款配当割交付金は、収入済額913万1,000円、前年度比263万7,000円の減、22.4%の減でした。

決算書16ページ、17ページに移りまして、5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額763万円、前年度比444万6,000円の減、36.8%の減でした。

6款地方消費税交付金は、収入済額3億6,943万円、前年度比1,906万7,000円の増、5.4%の増でした。

7款ゴルフ場利用税交付金は、収入済額145万1,804円、前年度比2万9,672円の減、2.0%の減でした。

8款自動車取得税交付金は、収入済額2,827万1,000円、前年度比80万4,000円の増、2.9%の増でした。

9款地方特例交付金は、収入済額3,196万1,000円、前年度比539万3,000円の増、20.3%の増でした。

一番下の行へいきまして、10款地方交付税は、収入済額10億9,835万7,000円、前年度比5,458万2,000円の減、4.7%の減でした。

決算書18ページ、19ページに移りまして、11款交通安全対策特別交付金は、収入済額339万円、前年度比26万2,000円の減、7.2%の減でした。

別添の決算参考資料、資料番号9、用語解説の5ページから8ページには地方譲与税から交通安全対策特別交付金の解説を記載しております。参考にごらんいただければと思います。

決算書18ページ、19ページに戻りまして、中段で12款分担金及び負担金は、収入済額1億5,793万8,680円、前年度と比較して229万9,200円の増、1.5%の増でした。1項負担金1目民生費負担金2節児童福祉費負担金で保育運営費保護者負担金においては不納欠損額77万8,000円、収入未済額は799万5,450円となっております。不納欠損の該当者は7人、収入未済の該当者は71人でした。

続いて、13款使用料及び手数料は、収入済額3,465万3,248円、前年度比25万6,418円の減、0.7%の減でした。1項使用料1目農林水産使用料は、収入済額390万5,000円。一番下の行で2目土木使用料は、収入済額1,371万3,610円でした。

決算書20ページ、21ページに移りまして、上段2節住宅使用料は、収入済額1,117万3,000円、収入未済額は360万8,880円で、収入未済の該当は6件でし

た。3目教育使用料は、収入済額635万9,925円でした。

2項手数料は、1目総務手数料から2目衛生手数料、3目農林水産手数料まで、収入済額1,067万4,713円でした。

決算書22ページ、23ページに移りまして、14款国庫支出金は、収入済額10億7,032万5,330円、前年度と比較しますと637万5,525円の減、0.6%の減となっております。

国庫支出金の主なものは、23ページの中段より少し上で1項1目1節児童運営費国庫負担金で収入済額3億695万4,711円、2節障害者福祉費国庫負担金、収入済額1億8,958万5,400円、5節児童手当国庫負担金は収入済額2億8,043万6,666円です。

決算書24ページ、25ページに移りまして、中段で2項5目1節土木費国庫補助金は、収入済額2億3,306万130円でした。

次に、決算書26ページ、27ページに移りまして、15款県支出金は、収入済額6億278万6,902円、前年度と比較しますと2,845万7,400円の増、5.0%の増でした。

県支出金の主なものとしては、1項1目1節児童運営費県負担金、収入済額1億4,323万1,883円、2節障害者福祉費県負担金、収入済額9,479万2,700円。

決算書28ページ、29ページに移りまして、上段6節児童手当県負担金、収入済額5,990万6,666円。中段より少し下で、2項2目1節社会福祉総務費県補助金5,705万8,226円。

決算書30ページ、31ページに移りまして、中段より少し下で、2項2目7節医療福祉費県補助金、収入済額9,843万8,666円などでした。

次に、決算書34ページ、35ページに移りまして、下段で16款財産収入は、収入済額372万8,921円、前年度と比較しまして150万3,074円の減、28.7%の減でした。主なものは、1項1目1節財産貸付収入が収入済額227万3,003円。

36ページ、37ページに移りまして、1項2目1節利子及び配当金が財政調整基金利子から収入印紙等購買基金利子まで、合計収入済額145万5,918円でした。

次に、17款寄附金は、収入済額810万3,950円、前年度比2,940万1,655円の減、78.4%の減でした。一般寄附金は4件で46万6,521円、ふるさと納税は356件で763万7,429円でした。減額の主な要因は、昨年は企業版ふるさと納税があったためです。

次に、18款繰入金は、収入済額1億4,771万5,395円、前年度比5億4,211万6,435円の減、78.6%の減でした。減額の主な要因といたしましては、昨

年ありました減債基金の繰り入れがなかったためです。

38ページ、39ページに移りまして、19款繰越金は9,509万9,690円、前年度比2,380万5,792円の増、33.4%の増でした。

次に、20款諸収入は、収入済額1億3,322万5,392円、前年度比899万3,413円の増、7.2%の増でした。諸収入の主なものは、まず、1項1目1節の延滞金で、収入済額570万4,829円、該当者は981件でした。

次に、決算書40ページ、41ページに移りまして、上段3項1目1節貸付金元金回収金、収入済額500万円、4項1目1節渇水対策施設維持管理費受託事業収入600万円。

決算書44ページ、45ページに移りまして、中段で駒寄スマートIC大型化事業に係る前橋市負担金2,567万8,884円。

決算書46ページ、47ページに移りまして、上段で同じく駒寄スマートIC大型化事業に係る前橋市負担金（繰越明許）で4,457万9,858円などでした。

次に、21款町債は、収入済額5億7,780万円、前年度比2億1,080万円の増、57.4%の増となっております。増額の主な要因は、土木債と教育債の増によるものです。町債の1項1目1節臨時財政対策債2億7,250万円、2節緊急防災・減災事業債（役場庁舎非常用発電機設置事業）2,390万円、2目1節緊急防災・減災事業債（南下城山防災公園整備事業）7,700万円、同じく緊急防災・減災事業債（南下城山防災公園整備事業）（繰越明許）で6,870万円、2目2節公共施設等適正管理推進事業債（町営住宅下野田団地解体事業）580万円、3目1節緊急防災・減債事業債（J-ALERT新型受信機設置事業）400万円、4目1節公共施設等適正管理推進事業債（町民プール解体事業）740万円、4目2節学校教育施設等整備事業債1億1,850万円。内訳といたしましては、明小職員室改修事業1,210万円、駒小体育館用地取得事業1,920万円、吉中校舎増築関連移設事業2,700万円、駒小体育館改築事業4,550万円、吉中校舎増築事業900万円、吉中ブロック塀改修事業570万円となりました。

別添の決算参考資料、資料番号5、町債平成30年度末現在高をごらんください。

一般会計から水道事業会計の全会計では81億1,606万9,440円で、前年度の合計と比較しますと4,924万3,239円の減、0.6%の減となっております。

決算書48ページ、49ページの一番下の行で歳入合計は、収入済額70億2,455万8,342円、不納欠損額は474万6,419円、収入未済額は1億603万3,575円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

決算書50ページ、51ページは、歳出の総括となります。

52ページ、53ページからの事項別明細書で説明をさせていただきます。

初めに、1款1項の議会費です。支出済額9,509万1,287円、前年度と比較しますと340万1,282円の減、増減率では3.5%の減でした。主な支出は、下段の11節需用費、議会広報費222万2,360円。13節委託料で、議会映像配信業務委託172万3,680円などでした。

54ページ、55ページに移りまして、2款総務費、支出済額8億1,878万4,079円、前年度と比較しますと2,722万5,635円の増、3.4%の増でした。主な支出は、決算書56ページ、57ページの中段より少し下で、13節委託料で自治会事務委託料3,846万円。

決算書58ページ、59ページの上段19節負担金、補助及び交付金で、自治会振興助成金260万円、地域づくり振興事業補助金128万円、魅力あるコミュニティ助成事業助成金182万4,000円などでした。各自治会の内訳につきましては、別添の決算参考資料、資料番号4、平成30年度自治会関係支出金一覧表を参考にござんいただければと思います。

なお、事業内容につきましては、決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧表をござんください。

表紙をめくっていただきますと、款項目、事業名、決算額、予算額、決算額内訳と財源内訳、決算書の掲載ページ、事業内容及び実績、所管する課局室名が記載されております。平成30年度実施事業の中の主要な事業を掲載しており、全部で34ページの資料となっております。

自治会事務委託と2ページの1番目、自治会活動支援事業に詳しい内容が記載されておりますので、参考にござんいただければと思います。

続いて、決算書62ページ、63ページに移りまして、中段で5目財産管理費の中の15節工事請負費で役場庁舎非常用発電機設置工事2,264万7,600円を支出しております。

別添の決算参考資料、資料番号1、一般会計主要状況一覧表では2ページの下段に記載しております。

災害により電気が供給されなかった際に災害対策本部としての機能を果たせるよう、庁舎敷地内に設置いたしました。

続いて、決算書62ページ、63ページ、別添の決算参考資料、資料番号1では、2ページの下段に記載しております男女共同参画事業で8節報償費から、次のページ、65ページ、13節委託料まで、合計298万2,059円を支出しております。

次に、決算書に戻りまして、62ページから65ページ、ふるさと納税推進事業で11節需用費から14節使用料及び賃借料まで、合計370万4,876円を支出しております。

す。

別添の決算参考資料、資料番号1では、3ページの上段に記載しております。

ふるさと納税につきましては、先ほど歳入のところで説明いたしましたが、寄附件数356件で、寄附額は763万7,429円でした。

次に、同じく決算書64ページ、65ページ、第6次総合計画策定業務で、12節役務費、郵送料49万2,291円、13節委託料で191万1,600円支出しております。

こちらの第6次総合計画策定業務につきましては、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とするもので、策定に向けて基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。

別添の決算参考資料では、3ページの中段に記載しております。

続きまして、決算書66ページ、67ページの中段、13節委託料で、放課後児童見守りパトロール委託料で225万270円の支出をしました。

決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧表では5ページの下段に記載しております。シルバー人材センターに委託して、青色回転灯装備車両を使用し、児童の下校時間に合わせてパトロールを実施いたしました。

続いて、決算書66ページ、67ページの中段より少し下で、15節工事請負費で防犯灯設置工事89万8,786円、防犯カメラ設置工事219万1,320円を支出いたしました。決算参考資料、資料番号1では、5ページ下段、6ページ上段に記載しております。児童生徒の通学路にLED防犯灯25灯、防犯カメラ6台を設置いたしました。

続きまして、決算書68ページ、69ページ上段、10目交通対策費の15節工事請負費で、道路交通安全施設工事545万9,404円支出いたしました。決算参考資料、資料番号1では、6ページ中段に記載しております。道路反射鏡19カ所、区画線2,525メートル、交通安全広告塔1カ所などを整備し、交通安全の向上を図りました。

続いて決算書68ページ、69ページ下段、12目電子計算費支出済額1億1,465万3,260円で、主な支出としましては70ページ、71ページに移りまして、13節委託料、一括処理委託料1,438万1,280円、14節使用料及び賃借料でハードウェアリース料1,543万6,933円、ソフトウェアリース料1,070万7,552円、施設使用料1,944万円、システム使用料2,188万9,440円などでした。

続きまして、同じページで、中段より少し下、決算参考資料、資料番号1では6ページ下段に記載しております、14目温泉事業費で13節委託料、緑地運動公園及びリバートピア吉岡指定管理料で1,890万円、15節工事請負費でリバートピア吉岡更衣室及び廊下系統空調機更新工事、リバートピア吉岡男女便所系統給水管改修及びフラッシュバルブ交換工事、男女脱衣室用エアカーテン更新工事で1,022万5,440円を支出して

おります。

次に、決算書78ページ、79ページに移りまして、中段3款民生費は、支出済額24億7,202万4,140円、前年度と比較しますと3,465万649円の減、1.4%の減となっております。

初めに、3款1項1目社会福祉総務費は、支出済額1億608万499円、主な支出は、決算書80ページ、81ページ上段より少し下で、14節使用料及び賃借料で、温泉施設使用料（無料招待券交付事業）で870万2,000円、中段で社会福祉協議会補助金が2,753万168円などでした。

続いて、決算書82ページ、83ページの上段、4目老人福祉費、決算参考資料、資料番号1では7ページです。在宅で介護している介護者の労をねぎらうためのねたきり老人等介護慰労金支給事業で297万円を支給いたしました。支給対象者は91名でした。

続いて、同じく7ページ中段で、敬老祝金品支給事業は、事業費689万9,296円で、対象者は80歳、85歳で227名、88歳、90歳、95歳、101歳以上176名、100歳6名で、合計409名の方々に祝い金や祝い品を支給いたしました。

続いて、決算書82ページ、83ページ下段で、6目障害者福祉費、支出済額3億9,061万1,676円、決算参考資料、資料番号1では、8ページから9ページ上段に記載しております。主な内容は、障害を抱える方の日常生活及び社会生活を支えるため、障害福祉サービス費、補装具費、障害者医療費等の支給を行う障害者自立支援事業で2億7,387万301円、障害児支援事業で7,516万6,607円の支出となっております。

続いて、決算書86ページ、87ページに移りまして、7目医療福祉費、支出済額2億768万3,917円、決算参考資料、資料番号1では、9ページ下段に医療費無料化事業ということで記載しております。内容は、子供、重度心身障害者、母子・父子家庭の方々の健康管理の向上に寄与するため社会保険等で医療を受けた場合の自己負担分を公費で負担するものです。

続いて、決算書88ページ、89ページ中段で9目老人福祉センター費、支出済額1,600万7,000円、決算参考資料、資料番号1では、10ページ上段に記載しております。老人福祉センター指定管理料となっております。

続いて、10目後期高齢者医療費では、支出済額1億9,351万8,786円、内容は、19節負担金、補助及び交付金で、療養給付費負担金として1億4,889万1,395円、28節繰出金で後期高齢者医療事業特別会計事務費等繰出金として1,057万2,561円、後期高齢者医療事業特別会計保険基盤安定繰出金として3,405万4,830円を支払っております。

次に、決算書90ページ、91ページ中段より少し下で、決算参考資料、資料番号1で

は、12ページ上段に児童手当支給事業として記載しております。2項2目児童手当20節扶助費、児童手当で4億25万円を支出しております。

次に、3目児童保育費は、支出済額8億9,812万8,975円、決算参考資料、資料番号1では、13ページから14ページに記載しております。主な支出は13節委託料で、保育所運営委託料6億8,462万4,640円、これは町内在住の乳幼児が通う町内外の私立及び公立の認可保育所に対し委託料を支払ったものです。

92ページ、93ページに移りまして、上段19節負担金、補助及び交付金で、施設型給付費1億7,310万6,443円、これは町内在住の乳幼児が通う町内外の認定こども園、幼稚園等に対し支払ったものです。

次に、決算書92ページ、93ページ下段で、5目学童保育事業費、支出済額1,708万7,061円、決算参考資料、資料番号1では、一般会計主要事業一覧表では14ページ下段に記載しております。主なものは13節委託料で、吉岡町社会福祉協議会へ学童クラブ指定管理料1,631万3,653円を支出しております。

次に、決算書94ページ、95ページ中段で4款衛生費、支出済額6億1,785万4,729円でした。

初めに、4款1項1目保健衛生総務費は、支出済額2億5,979万8,999円、主なものは、決算書96ページ、97ページ中段、19節負担金、補助及び交付金で、渋川広域負担金（火葬運営等）1,113万円、同じく救急医療分702万8,000円、同じく夜間急患分435万6,000円、住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金524万9,000円、28節繰出金で国民健康保険事業特別会計への繰出金1億1,105万2,657円、水道事業会計への繰出金3,185万6,685円などでした。

続いて、2目予防費、支出済額6,719万6,771円、主な支出は、98ページ、99ページ上段13節委託料で予防接種委託料6,631万7,109円で、同じく決算書98ページ、99ページ上段、3目母子衛生費、支出済額3,284万2,840円、主な支出は中段より少し下、13節委託料で妊婦健康診査委託料1,752万4,930円、20節扶助費、特定不妊治療費286万2,000円、一般不妊治療費111万円などでした。

次に、決算書100ページ、101ページに移りまして、4目健康増進費、支出済額4,145万4,278円、主な支出は、中段の13節委託料で、健康診査等委託料3,244万1,280円などとなっております。疾病の早期発見、早期治療につなげるため、がん検診のほか、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診等を実施し、また平成28年度から住民の要望により胃内視鏡を導入し、バリウムと胃内視鏡のいずれかを選択できるように体制を整えました。そのほか、19節負担金、補助及び交付金ではよしおか健康No.1プロジェ

クト事業補助金で１２６万８，６７０円を支出しております。健康№１プロジェクト事業の詳細につきましては、決算参考資料、資料番号１、１８ページの上段に記載しております。

次に、５目環境衛生費、支出済額１，１４６万３，２３６円、主な支出は、１９節負担金、補助及び交付金で、公共下水道エリアと農業集落排水エリア以外の区域で開発事業を除く一般住宅を対象とした合併浄化槽の設置整備事業費補助金２９８万円、浄化槽エコ補助金２０万円などです。決算参考資料、資料番号１、一般会計主要事業決算状況一覧表では１８ページ中段に記載しております。

次に、決算書１０２ページ、１０３ページに移りまして、中段２項清掃費で１目し尿処理費、支出済額２，８３４万５，０００円で、内容は１９節負担金、補助及び交付金で、渋川広域負担金（し尿運営等）となっております。２目塵芥処理費は、支出済額１億６，７７７万７，１１６円、主な支出は１３節委託料で、一般ごみ収集委託料４，１５５万８，４００円、１９節負担金、補助及び交付金で渋川広域負担金（ごみ運営等）で１億１，８２１万６，０００円、資源ごみ回収事業補助金３８２万６，６００円などです。

次に、５款労働費は、支出済額１，７３３万４，３１０円、前年度と比較しますと２３７万５，２４４円の増、１５．９％の増でした。主な支出は、決算書１０２ページ、１０３ページ下段で、１９節負担金、補助及び交付金、勤労者住宅資金利子補給１，０１１万２，２８３円、２１節貸付金で勤労者生活資金融資預託金５００万円などです。

次に、決算書１０４ページ、１０５ページに移りまして、６款農林水産業費は、支出済額３億１，９１６万７，３６０円、前年度と比較しますと１，３８０万８，０７６円の増、４．５％の増でした。主なものは、決算書１０６ページ、１０７ページの中段で、決算参考資料、資料番号１では１９ページの中段に記載しております。

３目農業振興費１３節委託料で、地域特産品生産体制構築事業委託料９７６万３，２００円、これは地方創生推進交付金による継続事業で、小倉乾燥芋の生産体制構築のため、県指導センターの協力を得て有志の生産者を中心に原料芋の収量や生産量の拡大に向けた調査、検証を行いました。

続いて、決算書１０８ページ、１０９ページ上段より少し下で、１９節負担金、補助及び交付金、農業再生協議会補助金６６１万円支出しました。これは国からの経営所得安定対策等推進事業費補助金によるもので、農地ＧＩＳシステムを導入し、ＧＰＳ機能のあるタブレット端末により事務の効率化を図りました。

続いて、５目農地費、主なものは、決算書１０８ページ、１０９ページ下段、決算参考資料、資料番号１では２０ページ中段で、１９節負担金、補助及び交付金、小規模農村整備事業負担金８５４万２，８００円、決算書１１０ページ、１１１ページ上段で、群馬用

水施設緊急改築事業償還負担金１，２８９万８，５５２円などでした。

続いて、６目地籍調査費、支出済額２，４２７万７，５９２円、決算参考資料、資料番号１、一般会計主要事業一覧表では２１ページに記載しております。主なものは、１３節委託料の地籍調査業務委託料１，２７２万２，４００円でした。復元調査業務委託料９９２万５，２００円などでした。

続いて、７目湧水対策施設維持管理費、支出済額３，２２９万２２１円、決算参考資料、資料番号１では２２ページの上段に記載しております。主なものは、１１節需用費で小倉揚水機場の電気料１，４６２万７，３６７円、１５節工事請負費、管路施設等修繕工事１，０７０万２，７８０円。

決算書１１２ページ、１１３ページに移りまして、１８節備品購入で６２６万４，０００円、小倉揚水機場揚水ポンプ購入として支出いたしました。

続いて、８目農業集落排水事業費で、２８節繰出金で農業集落排水事業特別会計への繰出金が１億１，８３５万６，１８６円でした。

議長（山畑祐男君） 中澤課長、途中ですがとめてください。

提案理由の途中でございますが、ここで暫時昼食休憩といたします。なお、再開は午後１時からといたします。

午前１１時５８分休憩

午後 １時００分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

中澤会計課長。

〔会計課長 中澤礼子君発言〕

会計課長（中澤礼子君） それでは、午前中に引き続き説明をさせていただきます。

決算書１１４ページ、１１５ページをお願いします。

７款商工費は、支出済額３，０３０万１，６７７円、前年度と比較しますと２，３６１万３，８６８円の減、４３．８％の減でした。減額の主な要因は、花と緑のぐんまづくり協議会負担金の減などによるものです。主な支出は、決算書１１４ページ、１１５ページの中段で、１９節負担金、補助及び交付金で、商工会振興事業補助金５７５万円、住宅リフォーム促進事業補助金１９４万円、中小企業制度利子補給金３８０万５，４３８円などでした。

続いて、決算書１１６ページ、１１７ページに移りまして、中段８款土木費は、支出済額９億３，５３９万８，４５０円、前年度と比較しますと１億１，９０２万７，０００円の増、１４．６％の増でした。増額の主な要因は、駒寄スマートＩＣ大型車対応化事業や

南下城山防災公園整備事業の増などによるものです。主な支出は、決算書118ページ、119ページ上段で、8款2項1目道路橋梁総務費で、大榛橋架け替え事業負担金（榛東村施行）（繰越明許）分と合わせまして1,854万7,240円の支出、下段にいて、2目道路維持費の13節委託料で道路台帳更新委託料883万4,400円、道路清掃委託料960万7,678円、決算書120ページ、121ページ上段で、道路維持補修工事（単独）で4,492万8,987円などでした。

次に、3節道路新設改良費で、中段より少し下、13節委託料で道路改良測量設計委託料（単独）で749万2,000円、15節工事請負費で町道改良工事（単独）（繰越明許）で659万4,800円を支出しております。

次に、5目橋梁維持費で13節委託料、橋梁点検業務（補助）で1,196万6,400円、決算書122ページ、123ページに移りまして、上段15節工事請負費で橋梁維持補修工事（補助）（繰越明許）2,072万7,600円、橋梁維持補修工事（補助）で1,500万8,400円を支出しております。

続いて、決算書124ページ、125ページに移りまして、中段4項都市計画費2目都市施設費、支出済額4億8,384万4,811円を支出しております。決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧表では26ページ、27ページに記載しております。

主なものは、13節委託料で設計積算・施工管理業務（南下城山防災公園）（繰越明許）で1,005万2,640円。

126ページ、127ページに移りまして、駒寄スマートIC大型車対応化事業1,715万8,741円、駒寄スマートIC大型車対応化事業（繰越明許）で1,158万240円、15節工事請負費で建設工事（スマートIC）1,735万5,600円、建設工事（スマートIC）（繰越明許）で7,377万2,600円、建設工事（南下城山防災公園）1億3,236万2,200円、建設工事（南下城山防災公園）（繰越明許）で1億2,387万9,800円。17節公有財産購入費で用地買収費（スマートIC）834万1,936円、22節補償、補填及び賠償金で補償費（スマートIC）2,959万2,907円、補償費（スマートIC）（繰越明許）で4,673万5,630円などとなっております。

続いて、3目下水道費で、公共下水道事業特別会計への繰出金で1億5,431万4,679円支出しております。

次に、決算書128、129ページで、9款消防費は、支出済額3億2,862万2,639円、前年度と比較しますと5,060万8,599円の減、13.3%の減でした。減額の主な要因は、防災無線デジタル化設置工事の繰り越しによるものです。主な支出は、

決算書130ページ、131ページ中段より少し上で、2目消防施設費19節負担金、補助及び交付金、渋川広域負担金（消防救急等）で2億8,663万1,000円、3目水防費13節委託料、ハザードマップ作成委託料179万2,800円、5目無線放送施設設置事業費15節工事請負費で、全国瞬時警報システム（J-ALEERT）新型受信機設置工事で406万800円などです。

次に、決算書132ページ、133ページに移りまして、決算参考資料、資料番号1では30ページから34ページ、10款教育費、支出済額7億5,746万7,461円、前年度と比較しますと1億519万8,145円の増、16.1%の増でした。増額の主な要因は、駒寄小学校体育館新設に伴う事業や吉岡中学校校舎増築に伴う事業などによるものです。主な支出は、決算書134ページ、135ページの中段で10款1項2目18節備品購入費で、老朽化により安全性を確保するため、スクールバスの購入として633万7,080円、下段で28節繰出金500万円で、一般会計から学校給食事業特別会計への繰り出しを行い、給食食材費を助成することで学校給食の充実を図りました。

次に、決算書144ページ、145ページ中段で、2項小学校費2目教育振興費28節繰出金で、駒小学校給食事業特別会計繰出金824万6,000円、明小学校給食事業特別会計繰出金633万2,700円で、児童1人当たり年1万450円を補助いたしました。

続いて、3目学校建設費、主な支出は13節委託料で、駒小体育館新築工事設計業務委託4,492万8,000円、15節工事請負費で明小職員室改修工事1,449万3,600円、駒寄児童屋体解体工事1,339万2,000円でした。

次に、決算書150ページ、151ページに移りまして、上段で3項中学校費2目教育振興費28節学校給食事業特別会計への繰出金で688万4,650円、先ほどの小学校費と同様、生徒1人当たり年1万450円を補助いたしました。

続いて、3目13節委託料、校舎増築工事設計業務委託1,225万8,000円、15節工事請負費、校舎増築関連移設工事で3,596万4,000円でした。

決算書150ページ、151ページ下段、決算参考資料、資料番号1では33ページ、4項社会教育費1目社会教育総務費で吉岡町・大樹町子ども交流事業で、総額で344万4,876円支出いたしました。

続いて、決算書158ページ、159ページ上段で、4項4目15節工事請負費で、維持補修工事896万4,000円支出いたしました。これは文化センター中央監視盤タッチパネルの更新工事で、施設設置後の経年劣化に起因する文化センター内各部屋の操作コントローラーの故障により空調設備を起動できなくなったため、交換更新工事が必要となりました。

続いて、決算書162、163ページに移りまして、中段より少し上、5項1目保健体育総務費15節工事請負費で、町民プール解体工事877万2,408円、八幡山グラウンド仮設広場整備工事1,071万3,600円を支出しております。

決算書164ページ、165ページに移りまして、中段より少し下で、6項1目給食センター費13節委託料で、調理業務等委託料5,000万4,000円を支出しております。

次に、決算書168ページ、169ページ上段、12款公債費は、支出済額4億9,284万3,866円、前年度と比較しますと4億9,366万9,442円の減、50.0%の減でした。減額の主な要因は、平成29年度に減債基金を取り崩しての平成21年度、平成22年度臨時財政対策債の繰り上げ償還があったためです。

次に、決算書168ページ、169ページ下段、14款予備費の支出はございませんでした。

一番下の行にいきまして、歳出の総額は68億8,490万7,998円、翌年度繰越額は5億8,340万9,000円、不用額は3億2,742万4,002円でした。

以上で一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

平成30年度吉岡町一般会計歳入歳出決算につきまして、令和元年8月6日、監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（山畑祐男君） ご苦労さまでした。

ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第1号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第14 認定第2号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定 について

議長（山畑祐男君） 日程第14、認定第2号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第2号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

以下、詳細につきましては会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中澤会計課長。

〔会計課長 中澤礼子君発言〕

会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の173ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は1億1,821万6,041円、歳出総額は1億1,703万5,907円、歳入歳出差し引き額は118万134円、実質収支額も同額の118万134円でした。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては414万5,015円の増、増減率では3.6%の増でした。歳出総額につきましては、329万2,272円の増、増減率では2.9%の増でした。

次に、174ページ、175ページをお願いいたします。

平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

176ページ、177ページはその歳出です。

178ページ、179ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

180ページ、181ページの事項別明細書で説明させていただきます。

1款1項1目給食費納入金は、収入済額9,132万4,310円、内訳は、現年度分で教職員給食費611万4,100円、給食センター職員等給食費81万8,700円、児童生徒給食費8,406万620円、過年度分は33万890円の収入済額となっております。不納欠損額はゼロです。収入未済額は147万9,590円です。

別冊の主要施策の成果説明書の166ページをお願いいたします。

下段の（３）に給食費の収入状況を掲載しております。未納額内訳で、収入未済の現年度分６３万４，５２０円は、２５人、１８戸、過年度分の収入未済額は８４万５，０７０円で、２２人、１７戸でした。

決算書１８０ページ、１８１ページに戻りまして、中段の２款１項１目繰入金は、収入済額２，６４６万３，３５０円で、食材費助成分繰入金として５００万円、給食費補助分繰入金として２，１４６万３，３５０円を一般会計から繰り入れました。

３款１項１目繰越金は、収入済額３２万７，３９１円、前年度からの繰越金です。

４款１項１目雑入、収入済額１０万９９０円は給食の試食代等によるものです。

一番下の行にいきまして、歳入合計は、収入済額１億１，８２１万６，０４１円、収入未済額１４７万９，５９０円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。決算書１８２ページ、１８３ページは、事項別明細書総括の歳出です。

１８４ページ、１８５ページの事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳出の１款１項１目学校給食費は、支出済額１億１，７０３万５，９０７円で、内訳は１６節原材料費で１億１，７０３万５，８０７円給食用食材料費と２７節公課費消費税分１００円でした。

一番下の行へいきまして、歳出の総額は、支出済額１億１，７０３万５，９０７円、不用額は４５４万７，０９３円でした。

以上で学校給食事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

平成３０年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和元年８月７日、監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第２３条第２項の規定により、審査に付された学校給食事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議 長（山畑祐男君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 2款繰入金1節一般会計繰入金でございますが、給食費補助分繰入金2, 146万3, 350円となっております。これは昨年、平成29年、前は明治小学校、駒寄小学校、明治中学校分という形で区別して記載しているわけですが、この理由に関してはこれからだと思うんですが、これで間違いなければ回答をお願いします。

これはもともと歳出に関しまして、今までは支出が一本化されておりましたものから、その整合性をもとに一本化したのか。また、先ほど会計課長からありましたとおり、この給食費の収納状況という形で述べられておりましたが、そのために今回起債は一本化していたのか、その理由の説明をお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、教育委員会事務局長より説明させます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） この給食費補助分繰入金の部分について、昨年度各学校分の指定、詳細が入っていたということなんですが、申しわけありませんでした。私のほうで確認をしておりますので、ここに明細を入れることはできませんでした。申しわけありません。

議 長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） ということは、これは記載のミスということで、訂正という形でよろしいのか。それで、来年度からまたこういうふうに、先ほど申し上げたように記載するということがよろしいんですね。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 教育委員会事務局長より答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） この給食費補助分の繰入金につきましては、確かに給食の特別会計繰入金の部分についてはこの数字なんですが、実際に一般会計の決算状況の中でそ

の数字が確認できますので、そちらのほうで本年度についてはご了解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第2号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第15 認定第3号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（山畑祐男君） 日程第15、認定第3号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第3号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中澤会計課長。

〔会計課長 中澤礼子君発言〕

会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の189ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は4億2,088万2,730円、歳出総額は4億2,058万2,730円、歳入歳出差し引き額は30万円、実質収支額も同額の30万円です。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては4,034万5,141円の増、増減率では10.6%の増でした。歳出総額につきましては4,034万5,141円の増、10.6%の増でした。

次に、190ページ、191ページをお願いいたします。

平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

192ページ、193ページは、その歳出です。

194ページ、195ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

196ページ、197ページからの事項別明細書で説明をさせていただきます。

1 款分担金及び負担金、収入済額 4 3 4 万 5, 5 4 0 円、主なものは、受益者負担金 4 2 3 万 4, 6 9 0 円です。収入未済額は 7 5 0 万 1, 2 0 0 円。内訳は、受益者負担金の現年度分で 1 7 万 4, 0 0 0 円、該当者は 3 人でした。滞納繰越分は 7 3 2 万 7, 2 0 0 円、該当者は 5 9 人でした。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目下水道使用料は、収入済額 1 億 1, 0 4 5 万 5, 4 3 1 円でした。収入未済額は 4 0 3 万 3, 4 0 5 円で、内訳は現年度分 5 9 万 6, 0 5 0 円、該当者は 5 8 人でした。滞納繰越分は 3 4 3 万 7, 3 5 5 円、該当者は 7 8 人でした。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目下水道費国庫補助金は社会資本整備総合交付金で、収入済額 2, 7 6 0 万円でした。

4 款県支出金 1 項県補助金 1 目下水道費県補助金は、収入済額 4 6 0 万円でした。

続いて、5 款 1 項 1 目繰入金、収入済額 1 億 5, 4 3 1 万 4, 6 7 9 円は、一般会計からの繰入金です。

続いて、6 款 1 項 1 目繰越金、収入済額 3 0 万円は、前年度からの繰越金です。

続いて、7 款諸収入、収入済額 1 9 6 万 7, 0 8 0 円、主なものは、決算書 1 9 8 ページ、1 9 9 ページ上段で 2 項 1 項 1 目雑入で消費税還付金 1 7 8 万 6, 0 0 0 円となっています。

続いて、8 款町債 1 項 1 目下水道事業債は、収入済額 1 億 1, 6 3 0 万円で、内訳は公共下水道事業債（補助分）で 2, 4 8 0 万円、単独分 8, 3 2 0 万円、流域下水道事業債（補助分）で 5 7 0 万円、同じく流域下水道事業債（単独分）で 6 0 万円、公営企業会計適用債 2 0 0 万円でした。

一番下の行へいきまして、歳入合計は、収入済額 4 億 2, 0 8 8 万 2, 7 3 0 円、収入未済額は 1, 1 5 3 万 4, 6 0 5 円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

2 0 0 ページ、2 0 1 ページは、事項別明細書総括の歳出です。

2 0 2 ページ、2 0 3 ページからの事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳出の 1 款 1 項下水道費 1 目総務管理費は、支出済額 2, 6 7 7 万 6, 5 9 1 円です。主な支出は、2 0 3 ページ中段より少し下で 1 3 節委託料、地方公営企業法適用業務委託 2 0 0 万 8, 8 0 0 円です。

続いて、2 目管渠管理費は、支出済額 5, 2 8 8 万 6, 5 5 9 円、主な支出は、決算書 2 0 4 ページ、2 0 5 ページ上段で、1 9 節負担金、補助及び交付金、県央処理区維持費管理負担金 4, 4 8 8 万 1, 7 8 5 円です。

続いて、3 目建設費は、支出済額 1 億 5, 9 8 9 万 3, 0 4 3 円、主な支出は 1 3 節委

託料で、設計委託料（単独）で2,747万5,200円、これは県費補助の公共下水道で、管渠実施設計・地質調査業務委託料です。また、15節工事請負費で公共下水道工事（補助）で5,525万400円、公共下水道工事（単独）で6,499万4,400円を支出しております。

続いて、2款1項公債費、支出済額1億8,102万6,537円は、元金及び利子の償還金となっております。

続いて、206ページ、207ページ中段、3款1項1目予備費の支出はございませんでした。

一番下の行にいまして、歳出の総額は、支出済額4億2,058万2,730円、不用額は1,001万4,270円でした。

以上で公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和元年8月7日、監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（山畑祐男君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第3号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第16 認定第4号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 認定について

議長（山畑祐男君） 日程第16、認定第4号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第4号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中澤会計課長。

〔会計課長 中澤礼子君発言〕

会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の211ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は18億6,817万8,326円、歳出総額は18億2,511万1,499円、歳入歳出差し引き額は4,306万6,827円、実質収支額も同額の4,306万6,827円でした。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては2億6,371万7,230円の減、増減率では12.4%の減でした。歳出総額につきましては、2億7,421万6,284円の減、13.1%の減でした。

次に、212ページ、213ページをお願いいたします。

平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

214ページ、215ページは、その歳出です。

216ページ、217ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

218ページ、219ページからの事項別明細書で説明をさせていただきます。

1款1項国民健康保険税は、収入済額4億5,046万2,723円、不納欠損額121万4,200円、収入未済額1億1,138万5,815円でした。不納欠損の該当者は15人、収入未済の該当者は410人でした。

国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税と退職被保険者等国民健康保険税とから成り、それぞれ医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とに分けられ、その現年課税分と滞納繰り越し分で1節から6節までの区分となっております。

次に、別冊の主要施策の成果説明書171ページをごらんください。

国保加入世帯及び被保険者数が年度ごとに記載してあります。被用者保険の適用拡大により、国保の加入者は年々減少している状況です。

平成30年度から、国民健康保険が県と市町村の共同運営となり、平成29年度まで国、県からの補助金として療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金として補助がありましたが、平成30年度からは県から保険給付費等交付金として交付されることになりました。

決算書220ページ、221ページに移りまして、中段より少し下、5款1項県補助金1目保険給付費等交付金は、収入済額12億4,034万5,125円で、前年度と比較しまして11億2,494万3,558円の増となっております。

決算書222ページ、233ページに移りまして、6款1項財産運用収入、収入済額10万6,117円は、国保基金利子です。

次に、7款1項1目一般会計繰入金は、収入済額1億1,105万2,657円でした。内訳は保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）として6,402万7,875円、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）として3,614万9,282円、職員給与費等繰入金28万9,062円、出産育児一時金等繰入金222万9,333円、財政安定化支援事業繰入金313万9,000円、その他一般会計繰入金で福祉医療実施に伴う国庫負担金削減分繰入金521万8,105円となっております。

続いて、決算書224ページ、225ページで、8款1項の繰越金は、収入済額3,256万7,773円でした。

続いて、9款諸収入は、収入済額3,356万8,567円でした。内訳は、1項1目一般被保険者延滞金、収入済額593万2,311円、3項雑入1目一般被保険者第三者納付金で交通事故等第三者納付金9万3,821円、3目一般被保険者返納金で不当利得等返納金14万2,151円。

次のページに移りまして、4目退職被保険者返納金1,955万4,135円は不当利得等返納金で、8目雑入は不当利得等返納金加算金783万8,886円と、70歳から74歳の1割負担の療養費について国が国保連を通して補填している指定公費分で7,263円でした。

一番下の行にいきまして、歳入合計は収入済額18億6,817万8,326円、不納欠損額は121万4,200円、収入未済額1億1,138万5,815円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

決算書228ページ、229ページは、事項別明細書総括の歳出です。

決算書230ページ、231ページからの事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳出の1款の総務費は、支出済額876万5,411円、主なものは、1項総務管理費、支出済額728万213円、2項徴税費、支出済額113万2,149円などです。

次に、決算書232ページ、233ページに移りまして、2款保険給付費、支出済額1

2億971万2,086円、主なものは、1項の療養諸費が支出済額10億6,220万6,197円、中段より少し下で2項の高額療養費が1億4,276万209円などでした。

決算書の234ページ、235ページに移りまして、上段の移送費の支出はございませんでした。

中段の4項1目出産育児一時金は、支出済額334万5,680円、該当者は8人でした。

5項1目葬祭費は、支出済額140万円、該当者は28人でした。

別冊の主要施策の成果説明書174ページと175ページをごらんください。

療養給付費の年度別の支出額や内訳等を記載しております。

主要施策の成果説明書176ページには出産育児一時金、葬祭費、高額療養費支給額の年度別の件数や支給額等を記載しております。参考にごらんいただければと思います。

決算書234ページ、235ページに戻りまして、下段で3款国民健康保険納付金、支出済額5億5,564万5,740円で、主なものは3款1項医療給付費分は支出済額3億8,130万7,575円。

236、237ページに移りまして、上段3項2項後期高齢者支援金等分、支出済額1億2,689万735円。

3款3項介護納付金分、支出済額4,744万7,430円です。

次に、4款1項共同事業拠出金、支出済額266円。

続いて、下段の5款1項1目特定健康診査等事業費は、支出済額1,240万7,096円でした。

決算書238ページ、239ページに移りまして、中段の5款2項保健事業費は、支出済額485万9,871円、主なものは、19節負担金、補助及び交付金で、人間ドック補助金322万円。該当者は161人でした。

続いて、6款基金積立金は1,161万7,000円でした。

7款公債費の支出はございませんでした。

続いて、下段、8款諸支出金は、支出済額2,210万4,029円、内訳は、1項償還金及び還付加算金が2,209万6,766円。

240ページ、241ページに移りまして、中段で2項指定公費負担医療費立替金7,263円は、これは70歳から74歳の1割負担の療養費について町が立てかえ払いをしているものでございます。

続いて、9款予備費の支出額はございませんでした。

一番下の行にいきまして、歳出の総額は、支出済額18億2,511万1,499円、

不用額は1億174万6,501円でした。

以上で国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしく
お願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和元年8
月7日、監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された国民健康保険事業特別会計
の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び
関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数
的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資
料をごらんください。

以上です。

議 長（山畑祐男君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第4号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第17 認定第5号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算 認定について

議 長（山畑祐男君） 日程第17、認定第5号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計
歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 認定第5号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別
会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中澤会計課長。

〔会計課長 中澤礼子君発言〕

会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の245ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は1億5,310万4,713円、歳出総額は1億5,300万4,713円、歳入歳出差し引き額は10万円、実質収支額も同額の10万円です。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては1,131万5,452円の減、増減率では6.9%の減でした。歳出総額につきましても1,131万5,452円の減、6.9%の減でした。

次に、246ページ、247ページをお願いいたします。

平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の歳入となっております。

248ページ、249ページは、その歳出です。

250ページ、251ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

252ページ、253ページの事項別明細書で説明をさせていただきます。

1款1項分担金、収入済額203万円、これは小倉地区、北下・南下地区一括納付分としての収入です。

2款1項使用料、収入済額3,060万1,297円、収入未済額は90万6,639円、収入未済額の内訳は、現年度分13万4,920円で、該当者は19人でした。滞納繰越分77万1,719円で、該当者は23人でした。

3款1項繰入金は、一般会計からの繰入金で、収入済額1億1,835万6,186円でした。

4款1項繰越金は、前年度からの繰越金10万円。

5款1項諸収入は、収入済額1万7,230円でした。

6款1項町債は、公営企業会計適用債で200万円でした。

一番下の行にいきまして、歳入合計は、収入済額1億5,310万4,713円、収入未済額は90万6,639円でした。

次に、歳出に移ります。

決算書254ページ、255ページは、事項別明細書総括の歳出です。

256ページ、257ページからの事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳出の1款1項農業集落排水事業費は、支出済額6,004万6,495円でした。内訳は、1目の総務管理費、支出済額2,845万8,892円、下段で2目施設管理費、支出済額3,158万7,603円、主な支出は、11節需用費、電気料818万2,4

40円、258ページ、259ページ上段、13節委託料で、処理施設運転管理委託料1,244万1,600円、15節工事請負費で、処理施設維持補修工事597万8,880円などでした。

続いて、2款1項の公債費は、支出済額9,295万8,218円、元金・利子の償還金です。

3款1項予備費の支出はございませんでした。

一番下の行へいきまして、歳出の総額は、支出済額1億5,300万4,713円、不用額は327万2,287円でした。

以上で農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和元年8月7日、監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（山畑祐男君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第5号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第18 認定第6号 平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（山畑祐男君） 日程第18、認定第6号 平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 認定第6号 平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 中澤会計課長。

〔会計課長 中澤礼子君発言〕

会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の263ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入歳出総額は438万1,631円、歳出総額も同額の438万1,631円ということで、歳入歳出差し引き額、実質収支額ともにゼロ円です。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては84万133円の増、増減率では23.7%の増でした。主な要因といたしましては、貸付金の一括返済があったためです。歳出総額につきましても84万133円の増、23.7%の増でした。

続いて、264ページ、265ページをお願いいたします。

平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

266ページ、267ページは、その歳出です。

268ページ、269ページは、歳入歳出事項別明細書の総括の歳入です。

270ページ、271ページの事項別明細書で説明をさせていただきます。

1款1項1目貸付事業収入、収入済額431万6,631円、1節貸付金元金回収金現年度分、収入済額70万1,263円、収入未済額はございませんでした。2節貸付金元金回収金過年度分は、収入済額323万3,177円、収入未済額は9,268万3,168円、収入未済の該当件数は40件でした。3節貸付金利子回収金現年度分は、収入済額1万9,625円、収入未済額はございませんでした。4節貸付金利子回収金過年度分は、収入済額36万2,566円、収入未済額は1,875万6,464円、収入未済の該当件数は40件でした。不納欠損額はございませんでした。

別冊の主要施策の成果説明書183ページから189ページまで、貸付金回収財源等の年度別調書となっています。

189ページが貸付金元金回収金・利子回収金の現年度分、過年度分の総括表となって

おります。参考にご確認いただければと思います。

決算書 270 ページ、271 ページに戻りまして、2 款 1 項県補助金は、収入済額 6 万 5,000 円でした。

一番下の行にいきまして、歳入合計は、収入済額 438 万 1,631 円、収入未済額 1 億 1,143 万 9,632 円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

決算書の 272 ページ、273 ページは、事項別明細書総括の歳出です。

274 ページ、275 ページの事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳出の 1 款 1 項総務管理費は、支出済額 8 万 8,745 円でした。

続いて、2 款 1 項の公債費は、支出済額 62 万 9,650 円、元金・利子の償還金です。

3 款 1 項繰出金は、一般会計への繰出金で、支出済額 366 万 3,236 円でした。

4 款 1 項予備費の支出はございませんでした。

一番下の行へいきまして、歳出の総額は、支出済額 438 万 1,631 円、不用額は 103 万 2,369 円でした。

以上で住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

平成 30 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和元年 8 月 7 日、監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、審査に付された住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（山畑祐男君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第6号は、総務産業常任委員会に付託いたします。
ここで暫時休憩とします。なお、再開は2時15分といたします。

午後1時59分休憩

午後2時15分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

日程第19 認定第7号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について

議長（山畑祐男君） 日程第19、認定第7号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第7号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中澤会計課長。

〔会計課長 中澤礼子君発言〕

会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の279ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は13億8,463万1,597円、歳出総額は13億4,045万6,855円、歳入歳出差し引き額は4,417万4,742円、実質収支額も同額の4,417万4,742円です。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては1,561万4,244円の増、増減率では1.1%の増でした。歳出総額につきましては、847万8,302円の増、0.6%の増でした。

次に、280ページ、281ページをお願いします。

平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

282ページ、283ページは、その歳出です。

284ページ、285ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

286ページ、287ページからの事項別明細書で説明をさせていただきます。

まず、1款1項介護保険料は、収入済額3億5,031万6,200円、不納欠損額170万4,800円、収入未済額347万9,900円でした。不納欠損の該当者は53人、収入未済の該当者は86人でした。1目第1号被保険者保険料1節現年度分特別徴収保険料、収入済額3億2,424万4,900円、収入未済額のマイナス13万8,400円は、死亡等による払い戻し分です。2節現年度分普通徴収保険料は、収入済額2,547万7,200円、3節滞納繰越分普通徴収保険料は、収入済額59万4,100円でした。

別冊の主要施策の成果説明書192ページに年度ごとの第1号被保険者数、徴収額等を記載しておりますので、参考にごらんいただければと思います。

決算書286ページ、287ページに戻りまして、中段の2款国庫支出金1項国庫負担金、収入済額2億3,636万4,162円は、現年度分介護給付費負担金です。2項国庫補助金は、収入済額4,801万5,010円、内訳は、主に1目調整交付金で、収入済額2,721万1,000円、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で834万1,400円。3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）で965万8,110円などでした。

288ページ、289ページに移りまして、3款1項支払基金交付金は、収入済額3億4,560万6,451円でした。

続いて、4款県支出金1項県負担金、収入済額1億7,886万2,587円は、現年度分介護給付費負担金です。

2項県補助金は、収入済額864万3,341円、内訳は、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で425万464円、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）で439万2,877円でした。

決算書290ページ、291ページに移りまして、6款1項一般会計繰入金は、収入済額1億7,942万220円、内訳は、主に1目介護給付費繰入金1億5,355万7,137円、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）で425万464円、3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）で439万2,877円、4目低所得者保険料軽減繰入金で173万1,600円、5目その他一般会計繰入金で一般事務費繰入金1,548万8,142円などでした。

続いて、7款1項繰越金は、前年度からの繰越金で3,703万8,800円。

8款諸収入は、収入済額36万6,622円で、内訳は、1項1目延滞金で1万3,000円と、2項1目雑入で35万3,622円でした。主に渋川地域介護認定審査会精算金などの雑入です。

292ページ、293ページに移りまして、上段、2目第三者納付金はございませんで

した。

一番下の行にいまして、歳入合計は、収入済額13億8,463万1,597円、不納欠損額170万4,800円、収入未済額347万9,900円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

決算書294ページ、295ページは、事項別明細書総括の歳出です。

296ページ、297ページからの事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳出の1款の総務費は、支出済額1,580万1,142円、内訳は1項総務管理費、支出済額166万2,756円、中段の2項徴収費は、支出済額72万4,953円、3項介護認定審査会費は、支出済額1,304万5,153円でした。

298ページ、299ページに移りまして、2款保険給付費、支出済額12億2,845万7,719円、内訳は、1項1目の居宅介護サービス給付費が支出済額5億1,563万4,391円、3目地域密着型介護サービス給付費が1億3,077万3,715円、5目施設サービス給付費が4億3,875万5,218円。

決算書300ページ、301ページに移りまして、7目居宅介護福祉用具購入費81万8,428円、8目居宅介護住宅改修費269万6,141円、9目居宅介護サービス計画給付費5,022万2,761円。

2項1目介護予防サービス給付費が2,017万3,531円。

決算書302ページ、303ページに移りまして、5目の介護予防福祉用具購入費、支出済額16万8,084円、6目介護予防住宅改修費104万5,663円、7目介護予防サービス計画給付費382万9,880円。

3項その他諸費1目審査支払手数料、支出済額95万2,896円。

4項1目高額介護サービス費、支出済額2,241万4,008円。

決算書304ページ、305ページに移りまして、上段で5項1目高額医療合算介護サービス費、支出済額267万5,134円。

6項1目特定入所者介護サービス費、支出済額3,826万9,814円。

決算書306ページ、307ページに移りまして、中段で、4款地域支援事業費1項包括的支援事業・任意事業費、支出済額2,680万4,338円。

決算書308ページ、309ページに移りまして、2項介護予防・生活支援サービス事業費、支出済額3,362万7,045円。

310ページ、311ページに移りまして、中段よりやや上で5款1項償還金及び還付金は、支出済額1,620万3,180円。

5款2項繰出金は、一般会計繰出金で58万6,761円でした。内容は、渋川市、吉岡町、榛東村で構成される介護認定審査会の平成29年度の精算と平成29年度介護給付

費超過金と、平成29年度一般事務費繰入超過金による戻入れがあったための繰り出しです。

次に、6款1項基金積立金は1,860万円でした。

別冊の主要施策の193ページ中段をごらんください。

3、給付状況として、(1)居宅介護(介護予防)サービス受給者数、(2)施設介護サービス受給者数を記載しております。

主要施策の194ページに移りまして、(3)地域密着型(介護予防)サービス受給者数、(4)予防給付費と介護給付費等の給付比率、(5)要介護者の給付内容と給付費、主要施策の成果説明書195ページにいきまして、(6)要支援者の給付内容と給付費一覧となっております。参考にご確認いただければと思います。

決算書310ページ、311ページに戻っていただきまして、一番下の行へいきまして、歳出の総額は、支出済額13億4,045万6,855円、不用額は6,864万3,145円でした。

以上で介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(山畑祐男君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員(石関秀一君) ご報告申し上げます。

平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和元年8月7日、監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された介護保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長(山畑祐男君) ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(山畑祐男君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第7号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第 20 認定第 8 号 平成 30 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（山畑祐男君） 日程第 20、認定第 8 号 平成 30 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 説明申し上げます。

認定第 8 号 平成 30 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中澤会計課長。

〔会計課長 中澤礼子君発言〕

会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の 315 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は 1 億 8,991 万 5,424 円、歳出総額は 1 億 8,606 万 1,124 円、歳入歳出差し引き額は 385 万 4,300 円、実質収支額も同額の 385 万 4,300 円です。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては、1,540 万 3,101 円の増、増減率では 5.9% の増でした。歳出総額につきましては、1,000 万 7,901 円の増、5.7% の増でした。

次に、316 ページ、317 ページをお願いいたします。

平成 30 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。318 ページ、319 ページはその歳出です。

320 ページ、321 ページは歳入歳出事項別明細書、総括の歳入です。

322 ページ、323 ページからの事項別明細書で説明をさせていただきます。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料は、収入済額 1 億 3,330 万 3,400 円、不納欠損額は 2 万 3,400 円、収入未済額 10 万 7,800 円でした。不納欠損の該当者は 1 人、収入未済の該当者は 8 人でした。1 款 1 項後期高齢者医療保険料の内訳は、1 目特別徴収保険料 1 節現年度分特別徴収保険料が収入済額 8,672 万 4,300 円、収入未済額のマイナス 8 万 4,400 円は死亡等による払い戻し分です。2 目普通徴収保険料 1 節現年

度分普通徴収保険料は、収入済額4,638万8,800円、2節滞納繰越分普通徴収保険料は、収入済額19万300円でした。

2款国庫支出金1項国庫補助金1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金135万円でした。

3款繰入金1項一般会計繰入金は、収入済額4,462万7,391円で、内訳は、1目事務費繰入金1,057万2,561円、2目保険基盤安定繰入金3,405万4,830円でした。

続いて、4款1項繰越金は、収入済額331万9,100円、前年度からの繰越金です。

324ページ、325ページに移りまして、5款諸収入、収入済額731万5,533円。主なものは、中段4項受託事業収入で、573万5,035円で、後期高齢者医療広域連合受託事業収入です。

続いて、5項雑入5目人間ドック補助金、収入済額60万円、該当者は30人でした。

326ページ、327ページに移りまして、7目雑入は、収入済額63万8,398円、広域連合負担金の返還金です。

一番下の行にいまして、歳入合計は、収入済額1億8,991万5,424円、不納欠損額2万3,400円、収入未済額10万7,800円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

328ページ、329ページは、事項別明細書総括の歳出です。

330ページ、331ページからの事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳出の1款総務費は、支出済額980万7,479円、内訳は、1項総務管理費、支出済額945万8,689円、主なものは、13節委託料で、支出済額848万4,715円でした。

2項徴収費は、支出済額34万8,790円でした。

続いて、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は1億7,548万8,147円、内訳は、広域連合事務費等負担金864万4,517円、保険料等負担金1億3,278万8,800円、保険基盤安定負担金3,405万4,830円でした。

続いて、3款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、支出済額12万7,100円でした。

次に、決算書332ページ、333ページに移りまして、2項繰出金1目一般会計繰出金は、支出済額63万8,398円。

4款予備費は、支出ございませんでした。

一番下の行にいまして、歳出の総額は、支出済額1億8,606万1,124円、不用額は461万1,876円でした。

以上で後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和元年8月7日、監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（山畑祐男君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第8号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第21 認定第9号 平成30年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議長（山畑祐男君） 日程第21、認定第9号 平成30年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 説明申し上げます。

認定第9号 平成30年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について提案理由を申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定による利益の処分及び第30条第4項の規定による平成30年度吉岡町水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付

するものです。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

決算書３３８、３３９ページをお願いいたします。

初めに、平成３０年度吉岡町水道事業決算報告書により説明いたします。

なお、この決算報告につきましては、消費税込みの数値でございます。

１の収益的収入及び支出の決算について説明いたします。これは水道事業の経営活動に伴い発生する収入・支出について報告をするものでございます。

収入ですが、第１款水道事業収益、右ページをごらんいただき、決算額４億３，００１万９，３４２円、内訳ですが、第１項営業収益３億８，９４７万１５１円、内容につきましては水道使用料や水道新規加入金、手数料などの収益となっております。

第２項営業外収益４，０５４万９，１９１円、内容は下水道事業からの量水器検針に伴う負担金や長期前受金戻入が計上をされておるものでございます。

第３項特別利益、決算額ゼロ。

次に、支出でございます。

第１款水道事業費用、決算額は３億９，９６１万２，１８０円。内訳です。第１項営業費用３億６，９１６万４，２６６円、主な内容は上水道の配水給水や総掛かりといった営業管理費のほか、減価償却費なども含まれております。

第２項営業外費用３，０４４万４，６０９円、これは企業債の利子償還金などとなっております。

第３項特別損失、決算額３，３０５円、過年度修正損の計上となります。

第４項予備費、決算額ゼロ。

次に、３４０、３４１ページをお願いいたします。

２、資本的収入及び支出ですが、水道事業を円滑に進めるために行った施設整備に関する事業収支報告となっております。

収入ですが、第１款資本的収入、こちらも右ページをごらんいただき、決算額が８，２１４万５，０００円、内訳ですが、第１項出資金３，０００万円、町からの出資金となります。出資の目的につきましては、老朽化した施設の更新など、経営基盤を強化する目的で一般会計から繰り出されておるものでございます。

第２項工事費３００万円、一般会計からの消火栓設置工事負担金となります。

第3項補助金4,914万5,000円、これは防衛省所管の国庫補助金で、老朽管更新事業の平成30年度分の補助金となっております。

なお、予算額に比較しました決算額3,358万7,000円の減については、翌年度、令和元年度に事業繰り越しをした工事費の財源充当額となっております。

なお、収益費用明細につきましては、決算附属書類354ページ以降に添付しておりますので、申し添えさせていただきます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出、決算額2億6,908万4,479円。内訳です。第1項建設改良費1億9,732万344円、老朽管更新事業などの施設整備に係る費用となっております。第2項企業債償還金7,176万4,135円、返済計画に基づきます企業債の償還となります。

欄外になりますが、資本的収入額が支出額に対し不足する額1億8,693万9,479円については、補填財源でございます当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填をさせていただいております。

次に、342、343ページをお願いします。

平成30年度吉岡町水道事業損益計算書について説明いたします。損益計算書につきましては、水道事業の1年間の経営活動、経営成績を示すものでございます。

1の営業収益と2の営業費用、3の営業外収益と4の営業外費用に大別をされております。

なお、金額につきましては338ページ、339ページで説明をいたしました収益的収入及び支出決算報告書の決算額より消費税分を差し引いた数値となっております。

まず、1の営業収益では、(1)給水収益と(2)その他営業収益を足した額で、右のページに記しておりますが、3億6,072万9,297円。

2の営業費用は、(1)の配水及び給水費から(5)のその他営業費用を足した額3億5,604万5,811円、営業利益は、営業収益から営業費用を差し引きました468万3,486円となっております。

3の営業外収益は(1)の長期前受金戻入と(2)の雑収益、(3)の他会計繰入金を足した額4,039万5,585円となります。

4の営業外費用は、(1)支払い利息の額で2,514万4,209円。営業外収支は差し引きで1,525万1,376円となっております。経常利益については、営業利益の468万3,486円と営業外収支の1,525万1,376円を足した額で、1,993万4,862円となりました。当期の損益では、過年度修正損3,060円の特別損失を計上していますので、経常利益から差し引いた金額1,993万1,802円が当年度純利益で、結果決算黒字の結果となっております。

その下の前年度繰越利益剰余金は例年全額剰余金処分で建設改良に積み立て処分をしておりますので該当がなく、当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益の1,993万1,802円となっております。

続いて、344、345ページをお願いいたします。

平成30年度の水道事業剰余金計算書になります。上段の表は、平成30年度における水道事業の剰余金の期首、期末での資本状況をお示ししておるものでございます。

下の表をごらんください。当年度営業活動において発生した未処分利益剰余金の処分計算書の案となっております。地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決により剰余金の処分をお願いする内容となります。

345ページ、表の右端にあります未処分利益剰余金、当年度末残高1,993万1,802円の全額を建設改良積立金に議決処分をいただき、建設改良積立金の残高を8,350万4,895円から1億343万6,697円に増額し、未処分利益剰余金の繰越残高をゼロ円にしたいとするものです。よろしくをお願いいたします。

次に、346、347ページをお願いいたします。平成30年度の水道事業貸借対照表になりますが、決算時において保有する全ての資産、負債及び資本を示したものでございます。表は、「資産の部」「負債の部」「資本の部」に分かれております。

346ページ、「資産の部」では、1の固定資産は（1）の有形固定資産で、イの土地からチの建設仮勘定まで有形固定資産の合計が37億850万9,091円。

2の流動資産は、現金や比較的短期間のうちに回収されます債権、また売却によって現金にかえることができる資産で、（1）から（4）の合計で3億8,157万5,541円。

資産合計は、1の固定資産と2の流動資産を合わせた40億9,008万4,632円となっております。

347ページをお願いいたします。

3の固定負債は9億9,736万258円。

4の流動負債は、（1）から（5）の合計で2億1,626万5,824円。

5の繰延収益は、（1）の長期前受金と（2）の収益化累計額の差し引きで10億5,753万8,755円。

負債の合計については、固定負債、流動負債、繰延収益の合計で22億7,116万4,837円となります。

続いて、資本の部となりますが、6の資本金が10億3,595万2,182円、7の剰余金は合計額で7億8,296万7,613円。

資本の合計は、資本金と剰余金を足した18億1,891万9,795円。

負債の部と資本の部を足した合計は40億9,008万4,632円となり、右の346ページの資産合計と同額となっております。

次の348ページからは決算附属資料の事業報告書となります。348ページは事業概況で総括や予算等の議決事項、349、350ページでは主な建設工事の概況報告をさせていただきます。

防衛省の国庫補助金で実施した老朽管更新事業については、主に小倉上野田地区の石綿管の布設がえ工事を行い、平成30年度の石綿管の解消延長は2,877メートルとなっております。

351ページをごらんください。

(1)に業務量を記しておりますが、当年度における年度末の給水人口ですが2万1,380人、前年度比較で101.1%です。当年度の給水戸数についても8,020戸、前年度比較で102%となっております。また、年間配水量は301万2,295立方メートル、有収水量については246万2,462立方メートル、有収率は82.1%、全体的に前年度比較でわずかですが上回る状況となっております。

353ページには、水道事業のキャッシュ・フロー計算書を添付しております。説明については割愛させていただきたいと思います。

以上、認定9号の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

平成30年度吉岡町水道事業会計決算につきまして、令和元年8月7日、監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された水道事業会計の決算報告書について、予算額及び収益的収支、資本的収支並びに日計伝票、歳入歳出伝票、振替伝票により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（山畑祐男君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第9号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

本日の日程のうち、以上をもって平成30年度決算認定に関する議題が終了いたしました。

石関代表監査委員には、監査報告お疲れさまでございました。

ここで監査委員が退場いたしますので、暫時休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後2時54分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

日程第22 議案第56号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）

議長（山畑祐男君） 日程第22、議案第56号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 説明申し上げます。

議案第56号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,050万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億7,742万2,000円とするものです。

今回の補正の主な款別の増減額を申し上げますと、まず、歳入では10款地方特例交付金において1,895万8,000円の増、11款地方交付税において3,298万6,000円の増、15款国庫支出金において1,100万9,000円の減、20款繰越金において2,163万円の増、21款諸収入において1,630万2,000円の増、22款町債において4,070万円の増などとなります。

次に、歳出ですが、3款民生費において5,899万4,000円の増、8款土木費において4,976万4,000円の増、10款教育費においては1,133万8,000円の増となります。

なお、今回の補正により財政調整基金からの繰り入れは6億5,947万9,000円となり、財政調整基金の残高見込み額は、予算ベースで16億6,256万1,000円

となっています。

詳細につきましては財務課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） それでは、議案第56号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）の議案書、表紙1ページをごらんください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額につきましては、ただいま町長が提案説明の中で申し上げたとおりでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によるということで、これにつきましては、2ページから6ページまでに記載されており、説明につきましては、後ほど補正の款項の区分等を含めて事項別明細書で説明させていただきます。

次に、第2条 地方債の変更は、第2表・地方債補正によることとなっており、これにつきましては、7ページをごらんください。

まず、臨時財政対策債ですが、こちらは臨時財政対策債の発行可能額の確定によるもので、補正前の限度額2億2,200万円に2,250万円を追加し、2億4,450万円とするものです。

次に、2段目から4段目の公共事業等債の3事業ですが、こちらは起債対象に該当しなかった事業費に対して減額するもので、3事業合計で1,240万円を減額し、それぞれ右の欄の補正後限度額となります。

その下、5段目から7段目の3事業は、先ほどの公共事業等債の減額に対して地方道路等整備事業債に振りかえるものとなります。上から道路改良事業、橋梁長寿命化事業、駒寄スマートIC大型車対応化事業について、3事業合計で2,640万円を増額し、それぞれ右の欄の補正後の限度額となります。

一番下の行、学校教育施設等整備事業債（吉中校舎増築事業）ですが、起債対象事業費の増額によるもので、補正前の限度額1億140万円に420万円を追加し、1億560万円とするものです。

次に、11ページをごらんください。

ここから主な補正内容につきまして、事項別明細書で説明させていただきます。

まずは歳入でございます。10款1項1目1節地方特例交付金ですが、個人住民税減収補填特例交付金など交付決定に伴い、総額1,859万4,000円の増となります。

次に、11款1項1目地方交付税1節普通交付税は、算定の結果、交付額が確定したこ

とによるもので、3, 298万6, 000円の増額となります。

次に、12ページ最下段をごらんください。

15款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金3節予防費国庫補助金で、感染症予防事業費等国庫補助金246万4, 000円の増となります。こちらは風疹の追加予防対策に対する補助金となります。

次に、13ページ上段の地域連携道路事業費補助金（駒寄スマートIC）1, 780万円の減額で、こちらは交付決定に伴うものとなります。

次に、15ページ中段をごらんください。

19款繰入金2項基金繰入金1目1節財政調整基金は、61万7, 000円の減額です。これにより、補正後の財政調整基金からの繰り入れは6億5, 947万9, 000円となり、財政調整基金の残高見込み額は、先ほど町長の説明にもありましたとおり、予算額ベースで16億6, 256万1, 000円となります。

次の2目1節湧水対策施設維持管理基金繰入金は968万円の増額です。こちらは、歳出の増に伴うものとなっております。

次に、その下、20款1項1目1節繰越金ですが、平成30年度の決算剰余金の確定により、2, 163万円の増となります。

16ページをごらんください。

21款諸収入5項3目1節雑入で、駒寄スマートIC大型車対応化事業に係る前橋市負担金1, 597万3, 000円の増です。こちらは単独事業費分の増に伴い、前橋市からの負担金が増額となりました。

歳入の最後、22款町債につきましては、先ほど地方債の補正にて説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、歳出の主な補正内容につきましてご説明いたします。

なお、給料、職員手当、共済組合負担金、退職手当組合負担金は、全款項目を通じて人事異動等による増減となっておりますので、個別の説明は省略させていただきます。

それでは、19ページ中段をごらんください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料、例規集内容精査業務委託で440万円の増となります。こちらは組織機構改革を含む例規集全般の内容精査業務となります。

次に、20ページ上段をごらんください。

2款総務費1項総務管理費9目基金費25節積立金、財政調整基金1, 081万5, 000円の増ですが、こちらは平成30年度の決算により実質収支が確定したことによる積立金の増でございます。

次に、ページが飛びますが、24ページ中段をごらんください。

3款民生費1項社会福祉費6目障害者福祉費23節償還金、利子及び割引料で、返納金3,873万3,000円の増となります。こちらは平成30年度の事業の精算に伴い国と県に返還するものとなります。

次に、25ページ中段をごらんください。

2項児童福祉費3目児童保育費23節償還金、利子および割引料で、返納金1,176万8,000円の増となります。こちらも平成30年度の事業の清算に伴い国と県に返還するものとなります。

26ページ中段をごらんください。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費13節委託料で536万7,000円の増です。こちらは風疹の追加対策に伴う抗体検査や予防接種、またクーポン券の作成業務等に係る経費となります。

次に、28ページ下段をごらんください。

6款農林水産業費1項農業費7目治水対策施設維持管理費18節備品購入費で638万円の増となります。こちらは、予備用の小倉揚水機場揚水ポンプを購入するものとなります。その下、8目農業集落排水事業費28節繰出金で、農業集落排水事業特別会計繰出金735万4,000円の増です。主に人件費の増に伴うものとなっております。

次に、31ページ下段をごらんください。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費13節委託料で、測量設計委託料550万円の増です。こちらは大久保五郎平太橋付近の用水路移設に伴う設計業務委託です。その下、15節工事請負費で、道路維持補修工事（単独）1,245万円の増です。こちらは、町内の道路や側溝などの緊急補修工事の増によるものです。

次に、32ページ上段をごらんください。

3目道路新設改良費13節委託料で、道路改良測量設計委託料（単独）600万円の増です。こちらは大久保南下線の詳細設計委託料となります。その下、17節公有財産購入費で、用地買収費（単独）366万7,000円と、22節補償・補填及び賠償金で道路改良工事ほか650万円の増です。こちらは主に三宮・駒寄線の用地買収や工作物の移転補償に伴うものです。その下、4目交通安全施設等整備事業費15節工事請負費で建設工事（単独）400万円の増です。こちらは町内の道路区画線などの設置工事となります。

33ページをごらんください。

8款土木費4項都市計画費2目都市施設費22節補償、補填及び賠償金で補償費（スマートIC）349万8,000円の増となります。こちらは駒寄スマートIC大型車対応化事業での渋川工業用水道消費税が確定したことに伴う移転補償費の増となります。その

下の、3目下水道費28節繰出金で、公共下水道事業特別会計繰出金889万4,000円の増です。こちらは人件費や工事費、公用車購入費の増に伴うものです。

次に、35ページをごらんください。

10款教育費2項小学校費3目学校建設費15節工事請負費で679万8,000円の増です。現在、明治小学校において緊急車両等の進入が困難となっている箇所があるため、そちらを解消するための校庭整備工事となります。その下、3項中学校費3目学校建設費15節工事請負費で550万円の増です。こちらは、吉中校舎増築工事による定員増に伴い、既存校舎の非常用放送設備を改修する必要があることによる工事費の増となっております。

次に、39ページをごらんください。

12款公債費1項公債費1目元金及び2目の利子ですが、どちらも平成30年度事業の借入分の借入先が確定したことに伴う補正となります。

ここまでが歳入歳出補正予算の主な増減内容となっております。

また、40ページから42ページまでは、給与費明細書となっております。

最終の43ページは、地方債の平成29年度末及び平成30年度末における現在高並びに令和元年度末における現在高の見込みに関する調書です。今回の補正予算で臨時財政対策債等、起債の借り入れ限度額を変更いたしましたので、本調書を添付させていただきました。

また、参考資料といたしまして、本補正予算の説明資料となりますが、A4判で19ページの別冊を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 32ページとありますけれども、17節に公有財産購入費とありますけれども、用地買収費というふうにありますけれども、これは場所の特定等、図面からある場所を示してほしいのと、それと面積で、平米単価どのぐらいを予定しているのか。

そのほかに、ちょっと私聞き逃したんですけれども、移転補償という言葉がこの辺であったと思うんですけれども、その移転補償は何をどう動かしてその単価、設計単価、基礎単価についてもお示しをください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、担当課長のほうより説明申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） ご質問の用地買収費の関係ですけれども、路線名につきましては三宮・駒寄線の未改良部分になります。面積につきましては、申しわけありません、今手元に資料がございません。

あと、移転補償の関係なんですけれども、現地には流竹木、木とか果実のものがあつたりとか、あと建物も一部ございます。

以上です。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ですから、今手元にないじゃなくて、だから今買うんだから、予算を設定しているんだから、どこのものを、どういう、その移転補償の中身が全然見えなくて、だから後じゃなくて、そしてまた今移転補償でも建物の補償であるとか流竹木ですか、これはだから何がどれだけあつてどういう形、その積算根拠となるものがあるんですよね。だから、それを示してくださいと言っているんです。恐らく何かを、移転補償だから、それを動かすのはわかります。でも、だからどんなものが、何が幾つあつて、どれが幾つあつてといってその値段が出るのですから、その値段の根拠になったものは何ですか。それが、だから聞きたいのは、私はそのときそのときによって、これまでもありましたけれども、皆さんはそれで順当な値だとは言うんだけれども、これまでも移転補償といって、この親指のあんちゃんぐらいの程度の、何万で補償したり、到底受け入れられないようなものもやっぱりあつたんです。ですから、そういう中身を知りたいんです。だから、それを見てなるほどこれだったら正当な値段なんだろうというふうに判断するわけですから、その根拠となるもの、金額、それで何が何本あつてそして幾らになるというわけでしょうから、それが全く見えないで理解しろと言っても、それは全くそうでしょう。わからないですから。だから、私たちがそれを見てなるほどそうなのかというふうに納得できるもの、それが移転補償しようとする公有財産だって本来であればそういう質問があれば、すぐ出なければいいです。少なくともその図面を提出して、それでそのところに何平米あつて、平米単価が幾らですとあって、予算としては皆さんが提出して、私たちがそれを見て、それが高いか安いかで判断するわけですから。その検討する材料がなければ検討しようがないですから。

これ補正予算全体に言えることなんですけれども、なるべくそういうことがわかる説明、その委員会等でもするかもしれませんが、私は委員じゃありませんから、できる範

囲でそちらの説明を受けないことには最終的な決定をできないので、その部分を理解して
よろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、担当課長のほうより説明させます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 用地の関係なんですけれども、当初予算に掲載させていただいた単価
の面積が、今資料が用意できました。単価の今現在の予定は6, 2 3 3円掛けることの5
0 0平米となっております。これらが三宮・駒寄線になります。もう一つの筆が大藪1 2
号線なんですけれども、こちらはちょっと1筆ということで調整の金額となります。

また、三宮・駒寄線の先ほどの建物とか工作物、流竹木の本数とかにつきましては、大
変申しわけないんですけれども今現在用意しておりませんので、また後日提示できればと
考えています。お願いします。

議 長（山畑祐男君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第5 6号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第2 3 議案第6 3号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

議 長（山畑祐男君） 日程第2 3、議案第6 3号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正
予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第6 3号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1
号）の提案理由を申し上げます。

この補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9 8万円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2, 2 1 2万5, 0 0 0円とするものであり
ます。

補正の内容につきましては、平成3 0年度決算の確定による繰越金の増額によるもので
ございます。

詳細につきましては教育委員会事務局長に説明させますので、よろしくご審議の上、可

決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） それでは、議案第63号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をいたします。

この補正の内容といたしましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、平成30年度決算が確定いたしまして、実質収支額が118万134円となりました。これを令和元年度の繰越金として歳入額を補正するものです。

補正予算書の2ページの「第1表」歳入をごらんください。

第3款の繰越金の既決予算ですが、20万円を見込んでおりましたが、決算額の確定に伴いまして繰越金が118万円になったことから、98万円の増額をさせていただくものでございます。

歳出につきましても、歳入と同額の補正をお願いし、こちらは7ページになりますが、1目学校給食費第16節原材料費の給食用食材料費を94万8,000円、同学校給食費27節公課費の消費税を3万2,000円増額させていただくものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第63号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第24 議案第57号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議 長（山畑祐男君） 日程第24、議案第57号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第57号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,259万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,706万4,000円としたいものでございます。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

2ページの「第1表・歳入歳出予算補正」につきましては、主な内容を事項別明細書にて説明をし、その後、4ページ、「第2表・地方債補正」の説明をさせていただきます。

議案書の7ページをお願いいたします。

歳入より説明いたします。

歳入、第1款分担金及び負担金1項負担金1目受益者負担金、一括納付分169万8,000円の追加。大久保、長坂地区の公共下水道供用開始に伴います納付額の確定による増となっております。

第3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道費国庫補助金、社会資本整備総合交付金3,120万円の追加。こちらにつきましては国交省所管の補助金ですが、交付金の追加によるものとなっております。社会資本整備総合交付金については、当初予算で4,800万円を計上させていただきましたが、追加交付により交付額が7,920万円に確定されたことによる補正となっております。

続いて、8ページをお願いいたします。

第5款繰入金889万4,000円の追加。歳入歳出の相殺によります追加補正となります。

第8款町債4,990万円の追加。公共下水道事業供用開始区域の工事費追加などの、事業費増額に伴う財源措置として、下水道事業債を追加させていただくものでございます。

9ページをごらんください。

続いて、歳出について説明いたします。

歳出、第1款下水道費1項下水道費1目総務管理費1,143万5,000円の追加。2節給料から4節共済費及び19節の負担金にかかわる追加につきましては、4月の人事異動に伴う給与等の追加補正となっております。また、13節委託料590万円の追加については、地方公営企業法適用に伴う資産台帳更新及び資産評価業務委託費となります。

3目建設費8,183万5,000円の追加。主には、15節の工事請負費8,014万4,000円の追加となっております。内容につきましては、下水道工事（補助事業分）で6,222万8,000円の追加。下水道工事（単独事業分）で1,791万6,000円の追加補正をお願いするものとなっております。

歳出につきましては、以上でございます。

戻りまして、4ページをお願いいたします。

地方債の変更でございますが、「第2表・地方債補正」で起債の目的、公共下水道事業債で事業費見込額の追加に伴い、起債の限度額を5,970万円から1億370万円に、また記載の目的、公営企業会計適用債で事業費見込み額の追加に伴い起債の限度額を650万円から1,240万円に変更させていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今の説明で、社会資本整備交付金が追加になったということで、工事を新たに8,000万円ですか、ふやすということなんですけれども、これは町の計画ですとここの計画でどこに充てる、場所です。どこがどうなんだという説明がないんですけれども、金額は聞いたんですけれども、これではどこの工事をするというやつが全くないんですけれども、どうなんですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しまして、担当課長より説明させます。

議 長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） ただいまご質問いただきました場所等の関係でございますが、今年度の公共下水道工事につきましては、当初予算において大久保の三津屋地区、不動久保地区というところを当初工事予定ということで予算化をさせていただきましたが、今回追加ということでさせていただく場所につきましては、やはり大久保の三津屋地区、道城辺玉地区の一部ということになります。よろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） ほかに質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） これ予定でこれだけの大体8,000万円で、戸数でどのくらいふえるわけですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 担当課長より説明させてもらいます。

議 長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） ただいま戸数ということでご質問をいただいたわけなんです、こちらの道城辺玉地区の追加工事につきましては、主に幹線ということで工事をさせていただくということで、全体の工事費の中では今回供用開始に向けての工事計画で、全体計画では36.6ヘクタールということで面積を定めさせていただいて、この中の接続人数でございますが、世帯数が496、人数につきましては1,471ということで、随時年次計画で行っております。この中で、今回追加部分につきましては、何戸何名というよりは、どちらかというと幹線ということでご理解いただければありがたいと思います。

以上でございます。

議 長（山畑祐男君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第57号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第25 議案第58号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議 長（山畑祐男君） 日程第25、議案第58号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第58号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,244万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,660万3,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） それでは、補正予算の主な説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて説明をさせていただきます。7ページをごらんください。

歳入の部、第1款国民健康保険税については、本算定を行ったことによる所要の補正に

なります。

次に、８ページ、第７款第２項第１目国民健康保険基金繰入金及び第８款第１項第２目その他繰越金につきましては、平成３０年度決算に伴い繰越金が発生したことによる所要の補正となります。

次に、歳出に移ります。９ページをごらんください。

歳出の部、第１款第１項第１目一般管理費につきましては、プログラム改修に伴う補正、第３款第１項医療給付費分、第２項後期高齢者支援金等分及び１０ページ、第３項介護納付金分につきましては、群馬県への納付金の確定に伴う補正となります。

以上になります。よろしくお願いします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第５８号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は３時４５分といたします。

午後３時２９分休憩

午後３時４５分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

日程第２６ 議案第５９号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

議長（山畑祐男君） 日程第２６、議案第５９号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第５９号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９４５万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億８，７１５万２，０００円としたいものです。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

2ページの「第1表・歳入歳出予算補正」につきましては、主な内容を事項別明細書にて説明をさせていただきます。議案書7ページをお願いいたします。

歳入より説明いたします。

歳入、第3款繰入金735万4,000円の追加。歳入歳出の相殺によります追加補正となります。

第6款町債210万円の追加。次年度予定の地方公営企業法適用に係る業務委託費の追加に伴う財源措置として補正をお願いするものでございます。

続いて、歳出について説明いたします。

8ページをお願いいたします。

歳出になりますが、第1款農業集落排水事業費1項農業集落排水事業費1目総務管理費920万2,000円の追加です。主な歳出の内容ですが、2節から19節までの大半が4月の人事異動に伴います人件費、給与等の追加補正で、2節給料で331万7,000円、3節職員手当等で160万8,000円、4節共済費で114万円、19節負補交、退職手当負担金77万3,000円の追加となっております。なお、19節の負補交、渋川広域ゴミ運営費負担金25万9,000円の追加は、汚泥処理量の確定によります補正となっております。また、13節の委託料で210万円の追加につきましては、地方公営企業法適用に伴います資産台帳更新及び資産評価業務委託費の追加となっております。

続いて、2目施設管理費13節委託料22万円の追加。農業集落排水処理施設3カ所の消防用設備等保守点検業務委託費の追加となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第59号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第27 議案第60号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議長（山畑祐男君） 日程第27、議案第60号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第60号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,548万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,978万8,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に平成30年度の繰越金の額の確定に伴うものでございます。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させていただきますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） それでは、補正予算の主な内容の説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

7ページをごらんください。

第1款保険料、第2款国庫支出金、第3款支払基金交付金、8ページ、第4款県支出金及び第6款第1項第2目地域支援事業繰入金は、11ページ、歳出、第4款第3項第1目一般介護予防事業費の増額に伴う歳入の増となります。

ページを戻しまして、8ページをごらんください。

第6款第1項第5目その他一般会計繰入金は、歳出の10ページ、第1款第5項第1目計画策定委員会費の増額に伴う歳入の増となり、歳出の内訳につきましては、計画策定に伴いアンケート対象者の拡大によるものとなります。

ページを戻しまして、9ページをごらんください。

第6款第2項基金繰入金及び第7款繰越金は、11ページの歳出、第5款諸支出金及び第7款基金積立金については、平成30年度決算により繰越金が確定したことに伴う補正となり、国への返還金、基金の積み立てが主なものになります。

説明については以上になります。よろしく申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第60号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第 28 議案第 61 号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第 1 号)

議長(山畑祐男君) 日程第 28、議案第 61 号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長(柴崎徳一郎君) 議案第 61 号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 375 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,042 万 7,000 円とするものでございます。

補正の内容につきましては、主に平成 30 年度の繰越金の額の確定に伴うものでございます。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長(山畑祐男君) 米沢健康福祉課長。

[健康福祉課長 米沢弘幸君発言]

健康福祉課長(米沢弘幸君) それでは、補正予算の内容を歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。

6 ページをごらんください。

第 3 款第 1 項第 1 目繰越金ですが、平成 30 年度決算により繰越金が確定したことにより計上し、7 ページ、歳出、第 2 款第 1 項第 1 目後期高齢者医療広域連合納付金として同額を計上するものとなります。

次に、6 ページ、第 4 款第 2 項第 1 目保険料還付金につきましては、還付金の不足に伴い計上するもので、同額を、7 ページ、第 3 款第 1 項第 1 目保険料還付金として計上するものとなります。

以上になります。よろしく申し上げます。

議長(山畑祐男君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(山畑祐男君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第 61 号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第 29 議案第 62 号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 1 号）

議長（山畑祐男君） 日程第 29、議案第 62 号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第 62 号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。

収益的収入及び支出においては、支出で 182 万 6,000 円の追加補正を、また資本的収入及び支出においては、支出で 12 万 6,000 円の追加補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

議案書 2 ページ、水道事業会計補正予算実施計画をごらんください。

収益的収入及び支出ですが、支出、第 1 款水道事業費用 1 項営業費用 1 目配水及び給水費 324 万 7,000 円の追加、2 目総係費 142 万 1,000 円の減額、いずれも 4 月の人事異動に伴います人件費の追加と減額になりますが、収益的支出において合計 182 万 6,000 円の追加補正をお願いするものです。

次に、資本的収入及び支出では、支出、第 1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目配水設備工事費、人件費 12 万 6,000 円の追加、これも 4 月の人事異動に伴う人件費の追加補正をお願いするものでございます。

なお、予算参考資料として補正予算明細書を添付しておりますので、申し添えさせていただきます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第 62 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第30 同意第7号 吉岡町教育委員会教育長の任命について

議長（山畑祐男君） 日程第30、同意第7号 吉岡町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

山口教育長の一身上にかかわることですので、山口和良教育長を除斥といたします。山口和良教育長は議事が終了するまで退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後3時57分休憩

午後3時57分再開

議長（山畑祐男君） 再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 同意第7号 吉岡町教育委員会教育長の任命について、提案説明をさせていただきます。

本案は、吉岡町教育委員会の教育長が本年9月30日をもって任期満了となるため、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

同意を求めたい教育長候補は、現職の山口和良氏でございます。生年月目及び住所は、議案書に記載のとおりでございます。

同氏は、令和元年6月5日に議会の同意をいただき、同日付で任命されて以来、町の教育行政の発展のためにご尽力をされておられます。前教育長の後任としての残任期間が本年9月30日で満了いたしますが、山口和良氏に引き続き吉岡町の教育行政のためにご協力をお願いしたいと考えております。

なお、任期は、令和元年10月1日から令和4年9月30日までの3年となります。

何とぞ同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第7号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規

定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認め、よってそのとおり決します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより起立により採決を行います。

同意第7号 吉岡町教育委員会教育長の任命についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、同意第7号は原案のとおり同意されました。

山口教育長の除斥を解きます。

暫時休憩といたします。

午後4時00分休憩

午後4時01分再開

議 長（山畑祐男君） 再開いたします。

山口教育長に申し上げます。先ほど同意第7号は同意と決定されましたので、報告いたします。

ここで、山口教育長からの発言の申し入れがありましたので、これを許可いたします。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教 育 長（山口和良君） ただいま吉岡町教育委員会教育長任命について同意をいただきました山口和良です。議員の皆様に感謝申し上げるとともに、改めてその責任に身の引き締まる思いであります。

6月5日の拝命から3カ月がたち、教育行政に係る成果や諸課題が少しずつ見えてきたところです。今後も議員の皆様のご指導、ご鞭撻をいただきながら、非力ではありますが吉岡町教育行政のますますの充実、発展のために誠心誠意尽くしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第31 同意第8号 吉岡町教育委員会委員の任命について

議 長（山畑祐男君） 日程第31、同意第8号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 同意第8号 吉岡町教育委員会委員の任命について、吉岡町教育委員会の委員1名が本年9月30日をもって任期満了となるため、次の者を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

同意を求めたい委員候補者は、長島忠行氏でございます。生年月日及び住所は議案書に記載のとおりです。

長島忠行氏は吉岡町出身で、吉岡中学校から渋川高等学校を卒業され、その後農林大学校に進学し、卒業後は民間団体に就職され、35年以上にわたって勤務された後、平成28年からは当該団体の常勤監事として現在も活躍されております。また、地元での信頼も厚く、吉岡町交通安全会の本部役員を10年以上にわたって務め、地域の交通安全のためご尽力いただいているほか、過去には体協のバスケット部で活動する傍ら、スポーツ少年団のミニバスで子供たちの指導をされておられました。

さらに、同氏は人格が高潔であるとともに、教育及び文化に関し識見を有する方であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項の規定も満たしております。

なお、任期は、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの4年となります。

何とぞ同意いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） この方が同意されるということになりますと、教育委員の男女の比率はどうなりますか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましては、事務局長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） この方がなると、男性2名、女性2名という形になります。

議 長（山畑祐男君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第8号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認め、そのとおり決します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

同意第8号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、同意第8号は原案のとおり同意されました。

日程第32 請願第2号 吉岡町八幡山公園の整備及び拡張の再検討を求める請願

議長（山畑祐男君） 日程第32、請願第2号 吉岡町八幡山公園の整備及び拡張の再検討を求める請願を議題といたします。

紹介議員の金谷康弘議員は、この請願について発言がございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） ただいま議題となっております請願第2号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

散 会

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時06分散会

令和元年第3回吉岡町議会定例会会議録第2号

令和元年9月3日（火曜日）

議事日程 第2号

令和元年9月3日（火曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１３人）

1 番	小 林 静 弥 君	2 番	富 岡 栄 一 君
3 番	飯 塚 憲 治 君	4 番	廣 嶋 隆 君
5 番	富 岡 大 志 君	6 番	金 谷 康 弘 君
8 番	村 越 哲 夫 君	9 番	坂 田 一 広 君
1 0 番	飯 島 衛 君	1 1 番	岩 崎 信 幸 君
1 2 番	平 形 薫 君	1 3 番	小 池 春 雄 君
1 4 番	山 畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴 崎 徳一郎 君	副 町 長	野 村 幸 孝 君
教 育 長	山 口 和 良 君	総務政策課長	高 田 栄 二 君
財 務 課 長	高 橋 淳 巳 君	町民生活課長	福 島 良 一 君
健康福祉課長	米 沢 弘 幸 君	産業建設課長	大 澤 正 弘 君
会 計 課 長	中 澤 礼 子 君	上下水道課長	笹 沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小 林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 島 繁	主 事	田 中 美 帆
---------	-------	-----	---------

開 議

午前9時30分開議

議長（山畑祐男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） さきのう、議案第54号 防災無線のデジタル化設置工事請負契約の締結について、小池議員の質問でありました設計書を本日提出させていただきました。

また、平形議員の質問の戸別受信機の設置に係る経費ですが、戸別受信機1台4万2,000円、アンテナ1万4,700円、労務費が2万600円ぐらいで戸別受信機1台につき7万7,300円ぐらいになります。

また、9月1日の世帯数が8,116世帯でありますので、5,125台を差し引くと2,991世帯となります。これに先ほどの7万7,300円を掛けると2億3,120万4,300円になりますが、平成30年度の設置台数は5,091台でありまして、これは、現在の設置希望者であります。その設置希望者につきましては、設置予定の5,125台で対応できると考えているところであります。

しかし、その希望者について再確認を行いたいという考えで、今回アンケートをとらせていただきました。

その後の対応につきましては、アンケートの結果を見て考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（山畑祐男君） 昨日の小池議員の質問に対する補足答弁でございます。

大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 昨日、議案第56号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算においてご質問いただきました町道三宮駒寄線の補償について説明をさせていただきます。

町道三宮・駒寄線用地測量調査業務委託として、平成30年6月に発注しまして、31年度に繰り越しております。中間報告的に捉えた概算額で9月補正に予算計上をさせていただきました。内訳としましては、工作物として道祖神、ごみステーション、物置など、5件で概算で250万円、立竹木としましては、カキやクリなど、木が多くございますが、土地の境界が決まらなかったため、この事業を繰り越しております。ですので、数量が確定しておりません。したがって、立竹木も概算で250万円。その他、移転雑費や動産移転費用など、概算で150万円、合計で650万円となります。

以上、よろしくお願いします。

議長（山畑祐男君） 本日とあすの両日、一般質問を行います。

通告のあった9人のうち、本日は5人の通告者の一般質問を行います。

これよりお手元に配付してあります本日の議事日程（第2号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議長（山畑祐男君） 日程第1、一般質問を行います。

その前に、お手元に資料番号1、2、3がそれぞれ配付されていると思いますけれども、同じものが重複して配付されていますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、5番富岡大志議員を指名いたします。5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君登壇〕

5番（富岡大志君） 5番富岡です。議長への通告に従い一般質問を行います。

最初に、機構改革と職員配置に関して質問します。

子育て世代を中心に人口がふえ続けている吉岡町であります。以前より町民の数に対して役場職員の数が少ないのではという指摘があります。いわゆる人員不足により、1人の職員が複数多岐にわたる業務を兼任し並行して業務に当たることで、1人の職員の業務量がパンクしかけていないかとか、日々の業務に忙殺され、将来的な構想の面がおろそかになってしまうのではという懸念の声があります。

資料1をごらんください。

ちょっと小さくて恐縮なんです。平成31年3月に出された総務省自治行政局公務員部の資料ですね。類似団体別職員数の状況（平成30年4月1日現在）、これによりますと、吉岡町の人口1万人当たりの職員数は、普通会計ですと46.71と、類似団体町村V-2ですね、人口2万人以上、産業構造Ⅱ次、Ⅲ次80%以上かつⅢ次60%以上の団体で、これ102団体あるんですけれども、少ないほうから11となっています。比較してみると、次のページの上のほうに吉岡町と非常に近い類似団体であります千葉県酒々井町、こちらは面積とか人口、そして、ベッドタウンとして人口がふえてきたというところもよく似ているんですけれども、こちらが2万954人、こちらに対して、普通会計職員数が159人で75.88人と1万人当たりなっていて、吉岡町と比べると吉岡が6割ぐらいということになります。

ちなみに、玉村町も同じ類似団体なんですけれども、こちらは57.30人、また参考で、区分が違うんですけれども、お隣の榛東村は55.54人という形になっています。

大まかなところにはなるんですけれども、このような比較の中で、吉岡町の職員というのが足りていない感が、少ない感がある中で、今後の人口増の予想がありまして、また、

機構改革というのが行われていくこともあり、このままで人数的に大丈夫なのかという不安があるわけなんですけれども、こちらに関してお尋ねします。

まず、職員数を今後の人口増に対応できるような強化、つまり増員をしていくべきであり、機構改革も考え合わせ、長期的な視野に立った職員の人員配置と育成をしていくべきだと思うんですけれども、こちらに関する町長の見解についてお答えいただければと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） おはようございます。

議会２日目、きょうからあす２日間、９人の議員さんから質問をいただきました。誠心誠意答弁をさせていただきます。

まず本日は、最初に富岡議員より機構改革と職員配置に関してのご質問をいただきました。これから答弁をさせていただきます。

職員の増員、機構改革も考え合わせ、長期的な視野に立った職員の人員配置と育成についてご質問をいただきました。

まず、比較の前提となっております総務省が公表している類似団体別職員数の状況につきましては、数値的に見ると議員ご指摘のとおり、吉岡町の人口１万人当たりの職員数は一見かなり少なく見受けられます。しかしながら、この指標は公立保育園等に勤務する保育士なども職員数としてカウントしていますので、公立保育園がない当町は、ある自治体に比べ数値が低く算出されているのが実態と言えます。

そういった前提を考慮いたしましても、今後の人口増加も見込まれる中、国の動向や住民ニーズを捉えながら、的確な行政運営を実施していくためには、職員の増員を含めた適切な人員配置は不可欠であると考えております。

こうした視点に立って、来年度に実施予定の機構改革を見据えて、今後の人員配置と定員計画については、現在検討中でございます。

また、職員の育成については、職員一人一人を人材として捉え、個々の能力を引き出すことでより質の高い行政を実現していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） ５番富岡議員。

〔５番 富岡大志君発言〕

５番（富岡大志君） 類似団体のところで、保育士のほうも話は知っていますが、例えば先ほど比較したところというのも保育園の職員数を調べていったら、そんなにたくさんいるというわけでもない状況なんですよね。そういうところも考慮していただきたいなところでは思うんですけれども、また、新規採用においては、多過ぎるというのは予算の

面でも問題があるんでしょうけれども、先ほど言いましたとおり、今後の人口増に対応できる、もし足りない、予算の面でたくさんいるのは問題なんですけれども、逆に少なくとももう本当に足りなくなったという事態になると、役場が機能不全に陥ってしまって、非常に大きなリスクを背負うことになる懸念もありますので、そうならないためにきちんと見直して考えていっていただけたらと思うところなんです、ところで、機構改革により業務や人員配置については、現在検討状況ということなんですけれども、具体的にはどのくらいまで進んでいるのか。

また、機構改革の具体的な内容というのはいつごろお示しいただけるんでしょうか。

以上、2点についてお答えいただければと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、総務政策課長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 機構改革の進捗状況についてでございますが、機構改革については、一昨年の事務事業棚卸し調査から始まりまして、昨年度は職員に対するアンケートやヒアリングなどを実施し、委員会を3回、検討部会を10回開催しております。

その中で、30年度版としての組織が目指す目標や機構図は取りまとめておりますが、その後町長が新しく就任したこともありまして、町長が目指すもの等の指針等をトップインタビューを行った上で再度構築をし直しておるところでございます。したがって、進捗状況については、パーセンテージでお示しすることはなかなか難しい部分もございます。

しかしながら、目標とする令和2年4月に実施に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。30年度の報告書に係る説明につきましては、また機会を改めた上でご報告をさせていただきたいと考えております。

また、最終的な報告等について、来年度4月に実施するとなれば、関係法規の改正やレイアウトの変更に係る経費など、遅くとも12月議会までにはお示しする必要があると考えておるところでございます。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 12月議会のあたりでお示しいただけるといことで、わかりました。

その中で、1つお聞きしたいんですけれども、子ども子育てという部分の部門設置、専門の部門設置というのもぜひ進めていただきたいと思うんですけれども、こちらについて

はいかがお考えなんでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 子育て世代包括支援センターのことと思いますが、ご承知のとおり、令和2年度までに設置が求められているものでございます。

このセンターの設置については、私の所信表明にもありましたとおり、大変重要なものと認識しております。

現在検討が進んでいる機構改革において、重要課題の1つとして指示しているところでもございます。

設置については、当然のことながら行う予定であります、現在最終的な形を整理しているところでありますので、先ほどお話しさせていただいた12月議会において正式にお話しできるものと思っております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） その子ども子育てというのが、子育て世代包括センターのことを指しているんじゃないくて、やはり18歳まで、例えば中学卒業までとか、学校の小学校、義務教育部分まで全部含めた部分での子ども子育てという部分で想定していたんですけれども、今まだ検討段階という形で、12月にその辺またお聞かせいただければと思います。

次の質問に移りたいと思いますが、次は、職員の中途採用に關しての質問です。

職員の年齢層のバランス、こちらは平成30年度の主要施策の報告書の11ページにもグラフで載っている、皆さんも見たことがあるかもしれないんですけれども、年代層のバランスというところですね。そのところなんですけれども、中途採用により、こちらの望む人材を他の自治体の公務員とか、それを経験された退職者とか、あと民間の専門職、これも定年退職者を含むなんですけれども、こういう方たちにバランスを埋めるような形で求めているのも一つの方法ではないかと思うんですけれども、この中途採用による職員体制強化に關する町の見解についてお答えを求めます。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 吉岡町の採用試験の受験対象年齢は、以前は26歳未満としておりましたが、3年前から30歳未満に引き上げたところ、ほかの自治体や民間企業などのさまざまな職場を経験した中途採用者の数もふえてきているのが実態でございます。

近年は、複雑多岐化する行政需要に応えるため、福祉や建設に關する専門職が重宝され、他自治体でも予定どおりに採用が進まないケースが多いようです。

こうした意味でも、職員体制強化を図るため、特に専門職の採用に関しては、経験豊富な人材を確保できるように、今まで以上に中途採用の枠を広げて検討する必要もあろうかと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 今専門的な仕事、経験豊富というお言葉をいただいたんですけども、そういう部分について、ちょっとお尋ねするところなんですけど、定年退職者をされた自衛官の採用という部分についてはいかがお考えなんですか。

資料2のところ、ちょっとすごく細かくて恐縮なんですけど、自衛隊は、精強さを保つために若年定年制と任期制という制度を採用してまして、若年定年制の自衛官は、53から56歳、吉岡町でいくと課長クラスの皆さんがこのくらいの年齢に当たるのかなと思うんですけども、このくらいで退職することになります。まだまだ若くて、経験に富んで、規律正しさとか真面目さとか、行動力、実行力、そういうものにたけていて、地方自治体ではまさに即戦力となり、活躍されているようです。

この資料2のとおり、退職自衛官を防災・危機管理担当ポストで採用する動きが全国の自治体で進んでいるようです。ごらんいただいているとおり、隣の渋川市でも活躍されているのは皆さんご存じのことではないでしょうか。

自衛官が退職後、在職中に培った専門知識等を生かして地方公共団体、我々にとっては吉岡町に採用されることによって、自衛隊と地方公共団体との緊密な協力関係、これが構築され、相互の連携の強化を図ることができるという大きなメリットがあると思います。

また、これは私の身近であった事例ですけども、危機管理担当以外でもその経験、能力を生かして、総務関係で活躍されている事例も私は知っています。

このように、退職自衛官に誇りを持って、その専門的知識、能力、経験等を吉岡町で活用していただくことは、吉岡町にとっても大きな利益となるのではないのでしょうか。このように考えるんですね。

退職自衛官の採用については、吉岡町からも積極的に働きかけていくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。退職自衛官の採用に関しての町長のお考えについてお聞かせください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、総務政策課長に答弁させます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 現在、当町では定年退職をした9名の再任用職員が勤務しておりまして、また、群馬県小中学校の教諭を定年退職された方を嘱託職員として任用し、前職の経験を生かした業務についてもらっております。

こうした採用事例から、若年定年制により退職された自衛官の方に働いていただくことは、年齢的にも十分可能であるというふうに認識をしております。

また、業務内容といたしましては、議員ご指摘のとおり、特に防災や危機管理の分野で今までの経験を生かせるというふうに認識をしておりますし、また、自衛官といってもさまざまな業務がありますので、異動歴等によってはほかの部署でも活躍できる所属もあるかと思います。

ただ、実際採用する場合には、給与や役職など、処遇面での検討が必要になってくると思われます。実際に退職自衛官を採用している市町村の状態などの情報収集等よくした上で判断をしていきたいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） その防災とか危機管理担当のこの部門についての必要性というのは、どのように今お考えなんでしょうか。

課をまたがる形での配置とか、機構改革の中でしっかり考えていくべきではないかと思うんですけども、町としては、今どのようにお考えなんでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 議員おっしゃいます防災・危機管理担当部門の設置については、これまで当町では大規模な災害を経験しておりませんが、近年の災害の頻発化、甚大化に対する備えといたしまして必要であると考えております。

また、本件については、今回の機構改革検討組織の中でも議論をされておまして、防災・危機管理を含めた安全・安心に特化した部署を設置する案を現在検討しておるところでございます。

現時点では、担当職員をどのように配置するかについてはまだ決定しておりませんが、機構改革による組織体制を構築した上で、業務内容を精査しながら、現実的な対応をとっていききたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5 番 富岡大志君発言〕

- 5 番（富岡大志君） 今のいただいた答弁から考えると、この部門が創設されれば、いわゆる防災だけでなく交通安全とか防犯とか、消防とか救命とか、さらに情報管理とか、さらには行政対処能力、こういうものへの課題に対しても総合的な対策というのが一本化されていくというような形になるのでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 総務政策課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） いわゆる危機管理、それと対外的な組織管理の面で想定しない事実というものは昨今頻発しております。そういった意味で、数課にまたがるというよりも、指揮命令系統の一本化というものを念頭に置きまして、迅速な意思決定ができるような体制整備というところでの組織機構の見直しを検討しているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5 番 富岡大志君発言〕

- 5 番（富岡大志君） そうですね。一本化というか、部門から課を乗り越えての指示、伝達とかも必要になってくる部分だと思うんですけども、そういう中で、その担当者というのを想定しての話ですけども、やっぱり防災とか危機管理に関しては、スペシャリストでなければ意味がないと思うんですけども、その辺の考えはいかがでしょうか。

また、災害時には時間が勝負の要素もあり、思い切った決断というのも要ると思うんですね。そういう意味も含めて、相当高度な経験と資質がこの担当者に求められ、また、これにかなう人材というのが必要だと思うんですけども、その辺についてのお考えはいかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 総務政策課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） まずは、組織機構としての意思決定の体制の整備と、それに見合う人材育成と、その人材の育成が間に合わない場合についての応援体制等含めて検討してまいりたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） わかりました。そういうポストに退職自衛官が加わっていただくというのは非常に理想的ではないかと思います。日本各地で大規模な災害が今起きていて、現時点で大変なことになっています。幾つもの防災・危機管理に関しては、幾つもの課題が議会で論じられているところですが、防災・危機管理部門の創設と経験豊かなスペシャリストの配置によって、これらの課題が大きく改善されていくことを望むところであります。

次も、これも中途採用という質問の中である意味関連するところなんです、地域おこし協力隊ですね。吉岡町でもこの地域おこし協力隊の活用を行ってはどうかと思うんですね。この協力隊の活用として、吉岡町でもいろいろ想定できるんじゃないかと思うんですけども、こちらに関しては、町として今現在どのようなお考えにあるんでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましても総務政策課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 地域おこし協力隊についてですが、ご存じのとおり、人口減少や高齢化の進行が著しい地域におきまして地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動などを行ってもらいまして、その定住、定着を図ることで、意欲のある都市の住民の皆さんのニーズに応えながら、地域力の維持、強化を図っていくことを目的とした制度でございまして、活動期間についてはおおむね1年以上3年未満とされている制度でございます。

県のホームページによりますと、現在県内で68名の隊員が活動しているとされております。内訳といたしましては、11市で22名、町村部では46名、計68名となっております。

地域おこし協力隊の趣旨にもございます「人口減少や高齢化等の進行が著しい地域において」とあるように、吉岡町においては人口増ということもありまして、現時点では具体的な活用は予定をしておりません。

ただ、いつまでも右肩上がりの人口増ということは当然あり得ないわけでございまして、今の時点から対策を検討する必要があるかと考えております。

そのため、県の地域政策課とも情報を共有しまして、地域おこし協力隊に係るイベントに積極的に職員として参加したりとか、あとは先進事例等の情報等をあわせて収集しながら、その中で町としてどのような取り組みができるかを検討してまいりたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

- 5 番(富岡大志君) 今からの対策というのもありますし、また、例えば小倉乾燥芋のこととか、あと道の駅、今対岸の道の駅への対策というのもこれから考えていかなきゃいけないところなんですけれども、こういうところも協力隊に大いに期待できるのではないかと思いますので、その部分含めて、こちらについてはいろいろ研究、検討進めていただきたいと思います。

次に、教育における課題に関してというところで、まずは、校舎など教育関係施設の改善をということで題して質問していきます。

子育て世代を中心に人口がふえ続ける吉岡町、よく使う言葉なんですけれども、今後も各バイパスの整備とかインターの大型化、大規模小売店舗の誘致とか、こういうものが進む中で、さらに児童生徒数がふえていくというのは考えられることでありますね。

現在も中学校校舎増築とか、駒小体育館の建てかえなどの対応をいただいているところではありますが、ふえ続ける児童生徒数やクラス数、建物の老朽化、劣化とかもそうなんですけれども、そういうものに対応して、教育関係施設の修繕とか増改築とか、建てかえなど、これは計画的かつ早期に進めていただければと思うところであります。

吉岡町では、平成29年3月に吉岡町公共施設等総合管理計画が策定され、令和2年度までに策定が求められている個別施設整備計画、こちらに関しては、本年度は教育費の中では作成補助業務委託料という形で220万円が計上されているところです。

こちらに関して質問していくんですけれども、まずは、現在の教育環境の施設、子供たちの利用ということでは、スポーツ関係の体育館等の施設も含むんですけれども、こちらにおいての吉岡町公共施設等総合管理計画の進行に関する柴崎町長の見解、また、個別施設整備計画を含めた今後の計画進行に対するお考え、簡単に言うと教育インフラ整備の現状への町長の見解と今後についてのお考えということでお答えいただきたいと思います。

議長(山畑祐男君) 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長(柴崎徳一郎君) 総合管理計画は、あくまでも町全体の公共施設等の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化など、計画的に行うことを目的とした計画であり、現在は令和2年度までの個別施設計画の策定を目指し、教育施設を含むそれぞれの公共施設にかかわる計画策定を進めております。

個別施設計画の策定後には、長寿命化対応を計画的に取り組んでいくこととなりますが、整備年度のバランスなど、財政面にも考慮し、総合管理計画の見直し等も図っていかなくてはならないと考えているほか、必要ならば施設の再配置計画の策定等も検討することになるかと考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 施設の再配置計画、そちらについてはまた後ほど類似した質問させていた
だくところでありますが、この吉岡町公共施設等総合管理計画というのは、やはり学校に
ついてのこともいろいろ書かれているんですが、そこの学校に関する基本方針としては、
点検、診断などを重点的に行うとともに、その結果に迅速に対応するなど、適切な維持管
理を行う、予防保全の考え方を導入し、長寿命化を図るとあるんですね。

こちらに関してお尋ねするんですけれども、この計画に基づいた具体的な点検や修繕な
どの対応というのは、実際どのような判断で行われているのでしょうか。

例えば駒寄小の学校図書館の床の一部にぐらぐらしている場所があるんですよ。これ、
教育長、教育長が校長先生でおられたときに多分もうぐらぐら……、もっと前からもうぐ
らぐらしていたんじゃないかと思うんですね。計画等で行っているとしても、これは例で
すよ。こちらから見て、この例のように、ここは直したほうがいいんじゃないかなと思う
ところが対応されないまま何年も残っているという状態で、ちょっとそこは疑問に感じる
ところなんですね。

こういう部分にも目を向けていただければと思うんですけれども、教育長、いかがでし
ょうか。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 私も早速駒寄小の図書館の床がちょっとでこぼこしていると、確認をさせ
ていただきました。

その上で答弁させていただきますけれども、学校では建築基準法の第12条点検、それ
から、専門業者による消防用設備、冷暖房機器、防排煙設備、遊具等、多くの点検が定期
的に実施されており、その中で改修や更新が必要だとの指摘があれば速やかに対応するこ
ととなります。

また、比較的少額な費用で修繕ができるものにつきましては、それぞれの学校が予算の
範囲内で対応しておりますし、ある程度大きな修繕工事などについては、そのための予算
を措置し、対応しているところでございます。

その他詳細につきましては、教育委員会事務局長に答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 学校では学校の職員による月例安全点検のほか、日々行われて
いる教育活動の中でも学校生活に支障を来すような危険場所が発見された場合には、すぐ

に教育委員会への報告が行われ、緊急的な対応をするシステムも構築されております。

議員がおっしゃるとおり、施設自体の老朽化に伴い、施設の細かな部分のふぐあいがあるうちに発生していることは教育委員会としても認識しておりますが、施設の修繕にはそれ相応の費用がかかります。児童の安全や健康を脅かしかねないふぐあい等については、その都度早急に対応することになりますが、気にはなるけれども、我慢できるような箇所については、当面様子を見させていただき、何らかの大規模修繕の際にまとめて直すなどの対応ができればと考えておりますので、このあたりについてはご理解いただければと考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5 番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 例として出したところというのも精神衛生上余りよろしくないですね。子供が学校の建物に行ったときにその建物がぐらぐらしているというのは、教育上も余りよろしくないんじゃないでしょうかね。

例えば安全かどうかというのだけで判断するんじゃなくて、そういう要素も含めて考えていただければと思います。

これ以外にも今体育館建てかえ中なんですけれども、建てかえる前の体育館も天井に通路穴あいていましたよね。そういうものも危険ではないんだったらいいですけども、そういう面だけじゃなくて、その穴があいていることにより、きちんと直っていればもうちょっと子供たちも物に対して大事にしていこうという気持ちが起こるかもしれないですけども、べこべこになったり穴があいたりしたままの状態、物を大切にしましょうと先生たち言えるんでしょうかね。ということも含めて考えていただければと思います。

それと、吉中体育館なんですけれども、こちらが一度床が破損して修理が行われたということなんですけれども、ちょっとこちらに関して説明いただければと思います。

というのは、案件が発生してからどのくらいの時間がかかって、それまでの安全対策というのは子供たちや利用者に対してどのように行われたんでしょうか。そのところを答えていただければと思います。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） この件につきましては、教育委員会事務局長より答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 5月12日に行われた町民バレーボール大会終了後の見回りの際に床の剝離箇所を発見したとの報告を学校教育室としましては14日に受けました。そ

の日のうちに中学校の教員が現地を確認した上で、養生テープによる応急処置を行い、安全を確認しております。

その後、床の修繕及び養生が可能な期間を学校と調整した結果、期末試験中が望ましいとの結論に達したことから、6月13日を修繕日と設定し、業者による修繕を実施したところとなっております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 早期対応していただいたということで、体育館の床の部分については、社会問題にもなった部分なので、大けがになりかねないところでもありますので、引き続き対応は早急、かつしっかり行っていただければと思います。

それと、明治小学校と吉岡中学校の空調設備なんですけれども、設置から期間が経過し、故障等も見られるようになってきており、修繕が必要という形になって、計画にはあるんですけれども、現在の修繕の状況と設備の更新などに関するお考えについてはどのようなか。お答えをいただければと思います。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） このことにつきましても教育委員会事務局長に答弁させます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 明治小学校、吉岡中学校の空調設備は防衛省の補助を受けており、明治小学校が平成17年度に、吉岡中学校は平成19年、20年度に整備を行っております。また、明治小学校、吉岡中学校ともに集中ダクトの冷温水機の修繕を明治小学校が平成25年に、吉岡中学校は平成30年に行っております。

補助事業で整備したものは、それぞれ処分制限期間が設けられており、防衛省の冷暖房設備では処分年限が13年から15年に定められております。

明治小、吉中それぞれ設備が古くはなっただけではありますが、修繕後に大きな故障もなく、また処分制限期間内でもあることから、現在の段階では全面的な更新の予定はございません。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） わかりました。こちらも対応がしっかりされているということで、次に進めますが、駒寄小体育館というのは、現在建てかえ中なんですけれども、明治地区屋内児童体育施設、つまり明小体育館についても、こちら老朽化度が100%を今超えている

段階なんですけれども、計画においては、建てかえや改修等含め、検討を進めるという形になっているんですが、具体的な検討として、現在どのように進んでいるのでしょうか。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 明治小学校にある体育館につきましては、防衛省の補助事業により、明治地区屋内児童体育施設として昭和54年に建設されております。議員ご指摘のとおり、当該施設の老朽化は進んでいると私も認識しておりまして、個別施設計画の策定も今年度中に予定されているところです。

今の段階において建てかえ、全面的な改修などについての具体的な検討は開始されておりませんが、今後は施設計画の結果等も踏まえて、施設整備を進めていくことになると考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 個別施設整備計画、この中で進めていくという形で、わかりました。

検討は開始していくのではないかなと思うんですけれども、老朽化ということで続けてお尋ねしますが、老朽化度が現在90.3%になっている給食センターのこの施設の見直しについてはどのようにお考えなのでしょうか。

計画においては、平成23年ごろから調理設備や床、屋根等の修繕を計画的に実施し、長寿命化を図っているとありますが、安全管理面とかふえ続けるクラス数への対応とか、また、建物の老朽化などを考えると、設備の全面的な更新、つまり建てかえについての検討も将来に向けて必要な時期に来ているのではないかなと思うんですけれども、こちらに關する町の見解についてお答えいただければと思います。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 給食センターの個別施設計画は、本年6月に策定され、その中で構造躯体は健全であると思われるが、建物自体の修繕や空調機並びに照明器具の更新等がほとんどされていない状況であり、施設の長寿命化を図るためには大規模修繕が必要な時期に達している。そして、そのためには1年間程度の改修期間と大規模修繕のために1億3,000万円ほどの費用が必要になるとの結果が示されました。

給食センターは、昭和63年に建設されてから既に31年が経過しており、老朽化も進んでおりますが、給食センターでは平成9年に制定された学校給食衛生管理の基準に従い、適性を欠く施設については適宜改修をし、長寿命化を図っている状況でございます。

また、衛生管理基準を満たすために設置された冷却機能つき消毒保管庫などの設備によ

り、施設内の空間はほぼ埋まりつつあり、児童生徒数と教室数の増加に伴いふえてきた配送用コンテナなどの置き場所にも苦慮しているような状況であります。

町教育委員会といたしましては、今回の個別施設計画で示された結果を踏まえ、近いうちに給食センター運営委員会に対して本計画の結果を説明し、今後の方向性について協議をしていただく場を設定できればと考えているところです。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 大規模修繕ということで1億3,000万円と、あと運営委員会にお話しされるという形で進んでいくと思うんですけども、例えばこれ大規模修繕をもし行ったら、そこで給食がストップすることになってしまうことに、そういう部分も考えられますよね。

ちょっと仮にという形なんですけれども、建てかえると仮定して、それも考えていくべきではないかと思って、あと、大規模修繕もそうなんですけれども、現地での大規模修繕を見据えての建てかえといっても、面積を考えても、建てかえ中の給食の提供のことを考えても、非常に難しいんじゃないかと思うんですけども、そういうところを含めての検討を進めていくべきではないかと思うんですけども、その辺いかがなんでしょうかね。

また、続けてお尋ねするんですけども、現在役場については、全面的に全体的に手狭になってきているところなんですけれども、これに対して例えば給食センターの事情も考え合わせた中で検討を進めていかれてはいかがでしょうか。

例えば子育て世代包括支援センターとか、例えば子ども子育て課とか、例えばですけども、そういう部門というのを給食センターと併設する形で、複合施設という形での設置に関しても検討していくべきではないかと思うんですけども、こちらに関する見解はいかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） このことにつきましては、教育委員会事務局長より答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 給食の提供は中断できないという状況から見ましても、議員が言われるとおり、現地での建てかえは現実的ではないと思われますが、このことにつきましては、今後の方向性を議論する際に協議されることになると考えています。

また、併設による整備も検討すべきではないかというご質問についてですが、仮に検討の結果、給食センターの建てかえが望ましいとなった場合については、具体的な段取りに

について町部局とも調整することになると思われまして、そのような際にそのような選択肢についても協議されるものと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 先ほどの明小体育館、また今の給食センター、今のことの検討結果という部分については、できるだけ早いうちにお示しいただければありがたいかなと思うところがあります。

次に進みます。

次は、英語教育の充実強化に関してなんですけれども、資料3になります。

上のほう、中学校のほうですね。群馬県で40.9%と書いてあるところです。平成31年4月に平成30年度英語教育実施状況調査の結果が公表されていました。これは、皆さん上毛新聞の記事にもありましたので、ご存じの方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですけれども、平成30年6月の閣議決定、第3期教育振興基本計画では中学校の卒業段階で、簡単に言うと英検3級相当以上と言うんですけれども、こちらを達成する中学生の割合を50%を目標にしているところですが、現在、群馬県の中3での割合というのは40.9%と、目標に及んでいないどころか、平成30年度平均値である42.6%よりも現在低い状況となっています。

この英検3級程度以上の生徒の割合については、生徒の英語力向上推進プランで2024年度までにこれを70%に引き上げることを目標にしているほかですね、群馬県でも群馬県英語教育推進プランというのがありまして、こちらでは平成31年度で50%という目標設定をしています。

こちらに関してお尋ねするところですが、まず、吉岡中学3年生におけるこの英検3級程度以上の目標に到達した生徒の割合というのは、この30年度のところではいかがだったんでしょうか。

また、本年度の50%の目標到達に対する取り組み、到達しない場合どのような形で取り組むのか。また、2024年度までの目標に向けた方策についてはどのようにお考えなのかお尋ねします。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 議員お尋ねの昨年度実施しました文部科学省の英語教育実施状況調査によりますと、英検3級程度以上の英語力のある吉岡中3年生の割合は63%となっており、群馬県が今年度の目標数値として設定した50%を大きく上回っている状況です。

全国的に見ても、お手元の資料によりますと、63%という値は、各自治体の中でもか

なりよい成果を上げているというふうに理解をしていただけたと思います。

ただ、数値が余りひとり歩きをするというのは、私としてもそれは懸念材料でありますので、大きな成果をおさめているというところで理解していただければというふうに思います。

吉岡町では、これまでも学習指導要領に定められた標準時数を超えた取り組みも進めてきております。現在、吉岡町の小学校では、新しい次期学習指導要領で示されている学習時間と同じ5・6年生で70単位時間、3・4年生で年間35単位時間、その英語の授業を先行的に実施しておりまして、それに加えて、吉岡町では指導要領には記載されていない小学校1・2年生につきましても、3年から始まる外国語活動への準備期間と位置づけ、英語に触れる機会を提供するための取り組み、参考までに、およそ年間10単位時間程度行っているところであります。

こういった学校現場におけるさまざまな教育活動がこのような成果につながっていると考えており、教育委員会では今後も英語力のさらなる向上を目指し、授業の充実に引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） わかりました。まずまずの成績で結果、大変喜ばしいことだと思います。取り組みも進んでいるということは十分理解できるんですけども、例えばですが、時間数も頑張っておられるというところなんですけど、例えば他の自治体と比較してという部分ではどうなのかなというところで、例えばGTECの導入という、これについてはいかがお考えなのでしょうかね。

例えば、これお隣の榛東村では昨年から導入しているんですね。同じく榛東村では、例えばオンライン英会話、こちらがもう成果が出始めていると。単に時間数が、単にというのは失礼ですね。時間数、ここでいろいろ頑張っていらっしゃると思うんですけども、こういうような教育機会というのも吉岡町においていろいろ考えていただきたいと思うんですけども、こちらに関して、教育長としてはどのような見解をお持ちなのでしょうかね。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 吉岡町では平成29年度から中学3年生を対象として行われる全国学力・学習状況調査と同じ日に中学校1・2年生を対象としたNRT、NRTというのは全国標準診断的学力検査というものを実施しております。

次年度も同様にNRTを実施する予定でありまして、今のところGTECの導入というものは考えておりません。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） N R Tの結果というのはもう出ているような形……、そうですか。わかりました。それについては、また改めてお聞きしたいと思います。

そのような形でされているということで理解いたしました。

次は、同じ教育機会というところで、A L Tに関してなんですけれども、現在A L Tの配置状況、改めて説明いただければと思います。

また、A L Tの学習効果という部分について、教育委員会として今どのような見解にあるのかなという、この2点について改めてお聞かせいただければと思います。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） このことについては、教育委員会事務局長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 現在、吉岡町ではA L Tを2名配置しておりまして、1名が吉岡中学校専属で、もう1名が明治小学校と駒寄小学校の2校を兼務しているという状況であります。

また、A L Tの配置によりもたらされる効果としましては、児童生徒が外国語に対する関心を持ち、異文化交流による国際理解やコミュニケーション能力の育成、生きた英語に接する機会をふやすなどが考えられると思います。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 異文化交流とか生きた英語という部分での教育効果という形ですね。

あと、これまで2人体制だったんですけれども、何か学期の途中で先生が、A L Tがいなくなったということで聞いているんですけれども、そういう教育効果というものを考えると、子供たちにとっては教育機会が失われたという形になるんじゃないかと思うんですけれども、こちらについてはどういうふうなお考えにあるのでしょうか。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） このことにつきましては、教育委員会事務局長に答弁させます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 議員がおっしゃるとおり、長年お世話になっておりましたA L

Tの1人が一身上の都合により、昨年度末で退職をされました。そのALTは、もともと本年の7月をもって退職予定であったことから、8月からは新たなALTが着任することが決定していたため、1学期だけ日本人の外国語活動指導補助員にALTと同じ役割を担当させたという状況でありました。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 新しくまた人が来て、今2名体制という形ですね。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） その件につきましては、教育委員会事務局長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） ことしの8月からまた新たなALTが着任しております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） そのALT2名という形で、1名が中学校、もう1名は小学校2つという形で回っているんですけども、増員についてはどのようにお考えでしょうか。増員ですね。こちらについてはどのようにお考えでしょうか。

吉岡町、4年前のこの場で同じような質問をしたんですけども、他の町村と比べて少ない現状にあります。この辺についての見解というのがいかなのかということと、1校1人のALT配置というのは、やっぱり必要なんじゃないかと思うんですけども、このALTの増員強化に関して、教育長としては今どのようなお考えにありますか。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 吉岡町では令和2年度からの小学校高学年の英語教科化に向けて、英語教育活動がスムーズに進むよう、平成28年8月から1名を増員し、ALT2名体制で英語指導に係る取り組みを進めてまいりました。

そして、いよいよ来年度がその年となるわけですが、町教育委員会では英語教育をより充実させるための検討を始めており、できれば来年度中にALT3名体制を実現できればというふうに考えているところです。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） もう来年中に配置ということで、非常にいいことだなと思います。ぜひ進

めていただければいいなと思っているところですが、ALTのいわゆる今JETプログラムでの採用というのが普通というか、一般的に行われている、吉岡でもそうなのかなと思うんですけども、町が直接雇用するほうが費用面でも人材の安定的な配置という部分も、先ほどのことから考えると、メリットがあるんじゃないかと思うんですけども、こちらに関してはどのようなお考えでしょうか。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） このことにつきましては、教育委員会事務局長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 現在は、ALTの2名がJETプログラムの雇用となっておりますが、吉岡町でも過去にALTを町が直接雇用したケースもあり、場合によって使い分けているような状況であります。

吉岡町では近い将来において、ALTを直接雇用する予定はありませんが、ALTは学校教育活動において重要な役割を担っておりますので、今後、他市町村の状況なども調査し、優秀なALTの安定的で確実な運用に取り組んでいきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） そうですね。その優秀なALTに長いこと勤めていただくという、ALTは5年でしたっけ。そういう部分も考えても、町に長いこと勤めていただいて、安定的に取り組んでいただけるような人を探していただくほうがいいのではないかと思います。けれども、一方で、日本人ALTというのが、通常は日本人というのはALTというのは一般的に含んでいないんですけども、最近英語の母語者と同レベルのやっぱり日本人というのも非常にふえてきていまして、そういう方を活用していくという考えもあるんですけども、こちらについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） このことにつきましては、教育委員会事務局長に答弁させます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 外国語活動指導補助員につきましては、外国語活動の充実を目指し、小学校における外国語活動の授業をきめ細かく行うことを目的として配置しており、具体的には低学年と中学年を対象として、学級担任と協力しながら授業を行っております。

今後は、ALTとの兼ね合いも考慮しつつ、引き続き複数の指導者による体制で英語の授業に活用していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 今日日本人ALTと言ったのは、吉岡町でいうところの解釈でなくて、同レベルの英語母語者と同レベルの力を持った人がALTと同じような形で、いわゆる一般的なALTとして活用されてはいいかということです話だったんですけども、そちらについてはいいですか。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） ALT3名体制ということを来年度できれば実現したいというふうに考えているんですけども、もちろんそのALTが各校に1人配置されたにしても、全ての英語の教科あるいは外国語活動の授業に全てカバーできるかというと、そういうことはないというふうに思います。

そこで、今議員がおっしゃるとおり、日本人ALT、そのような立場の人が雇用できれば、担任とその人で外国人のALTでないにしても、充実した英語あるいは外国語活動の授業が可能であるというふうに考えておりますので、そこは工夫をしていきたいというふうに思います。

雇用ができた場合にはということですのでよろしくお願いします。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） わかりました。そういう形で進めていただければと思うんですけども、また、ここでは英語教育アドバイザー教員という、EATと呼ばれる方がいるんですけども、こちらの配置、今県で進めていると思うんですけども、こちらの配置とか、もしくは訪問してもらったり、例えば小学校の英語専科教員というのが今配置が進んでいるところなんですけれども、こちらについては、現在県との対応状況、あと、こちらをどう進めるかという部分についてなんですけれども、そちらについての教育委員会としてのお考えというのはいかがなんでしょうか。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） このことにつきましては、教育委員会事務局長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 群馬県では、平成29年度から英語教育アドバイザーを県内全ての小学校に派遣する事業を実施しています。

吉岡町においても、昨年度、明治小学校、駒寄小学校ともそれぞれ4回の派遣があり、今年度につきましても同様の回数の派遣が予定されております。

また、英語専科教員につきましては、今年度、県の人事特配を申請し、結果として、明治、駒寄両小学校に配置されておりますので、今後も同様の対応を考えているところでございます。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 申請してあって、もう来てもらっているという形で、はい、わかりました。とてもいいことだと思います。引き続き取り組んでいただければと思うところですが、次いきます。

保育園とか幼稚園についての英語教育については、どのようにお考えでしょうか。

既に幾つかの保育園での取り組みが始まっていると聞いているんですけども、町としてこのような保育園等での取り組みを促進させていくために助成をしていくとか、そういうものをしていくべきではないかと思うんですけども、こういうことが子育て行政、吉岡町独自の子育て行政の目玉事業になるんじゃないかと思うんですけども、こちらに関する町の見解についてお答えいただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 先日、第三保育園での英語授業風景を見学させていただきました。年中児と年長児の2こまを見せていただいたんですが、園児らも楽しそうに取り組んでおりました。

また、この件については、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 現在、町内にある保育園、認定こども園で6つあるんですけども、そのうち5つの園でやっています。

それで、費用もかかっているところとかかかっていないところありますので、ちょっと園のほうから相談があれば、その時点でちょっとうちのほうとしても検討したいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 時間になりましたので、以上で終わりたいと思います。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、5 番富岡大志議員の一般質問が終わりましたが、私より皆様におわび申し上げます。

一番最初に一般質問の時間の中で、最終5分前にブザーが鳴ることと、最終、終わったときに電源が切れることを申し添えなかったことを大変申しわけないと思います。今後よろしくお願ひしたいと思います。

ここで休憩をとります。再開を10時50分といたします。

午前10時35分休憩

午前10時50分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

改めて申し上げます。質問の持ち時間は、質問及び答弁を含めて60分以内です。なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。さらに、残り時間がなくなったときに、マイクの電源が切れますので、ご承知おきください。その時点で、途中であっても質問者及び答弁者は発言を打ち切るようにご協力を願います。

議長（山畑祐男君） それでは、3 番飯塚憲治議員を指名いたします。飯塚議員。

〔3 番 飯塚憲治君登壇〕

3 番（飯塚憲治君） それでは、3 番の飯塚、通告書に従って一般質問を行います。

近年、地球温暖化現象が原因と言われていますゲリラ豪雨とか線状降水帯などの言葉がマスメディアによくあらわれるようになりました。日本各地においては、これらの豪雨による災害が数多く発生しております。幸いにして、吉岡町は国の発表している水害想定区域には指定されてはおりません。それもそのはず、吉岡町は榛名山麓のなだらかな扇状地にあるため、水の流れは利根川に向かってさあっと下ってしまうからです。

しかし、流れ下る途中に水害や土砂崩れなどを生じる心配がある場所があることは、町の発行している「吉岡町災害ハザードマップ」に示されているとおりです。

しかし、この災害ハザードマップに何も心配のないところ、災害が想定されていないと表示されている地域にも降雨量の多いときには不都合な出水、想定外の被害が起こっているところがあるのです。

去る7月24日は吉岡町では時雨量、すなわち1時間当たりの降雨量が38ミリを超す雨が降りました。当夜の全雨量は100ミリを超えております。吉岡町の住民の感覚では、豪雨と言ってもよかったのではないのでしょうか。

その結果、駒寄地区にあります町民グラウンド東から駒寄小学校東の間、JR上越線に

沿った約700メートルほどの区間において被害が発生しております。

その1つは、JR上越線の路肩の土砂が一部分流出した事故の発生です。この件につきましては、当然JRから町へ連絡が入り、町とJRでと復旧と今後の対策について打ち合わせ等が行われていることと思います。

そこで、今回の事象についての町としての捉え方、どう考えているのか。また、JRとの話し合いの現状などを教えていただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 飯塚議員のほうから今回の降雨量と発生した事象についてどのように捉え、考えているのかということで質問をいただきました。

7月23日から7月24日の大雨により、町内各所で道路等の被害がありました。JR上越線の路肩被害につきましては、駒寄小学校東の踏切から北側の町道において2カ所を確認しております。現場の状況から、上越線の西側の住宅街や道路側溝からの排水処理ができない雨水が東側に流れ、JR上越線沿いの道路側溝においても処理できる水量を超えてJR敷地内へ流れ込み、路肩が壊れてしまったと推測されます。

ここ数十年の間に駒寄地区の宅地開発に伴う雨水の流出増大や集中豪雨の影響により、既存の道路側溝の形態では処理し切れない箇所ではないかと考えられます。

JRとの話し合いについては、担当の産業建設課長より説明を申し上げます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） JRとの話し合いにつきましては、7月24日午後、現地の現場においてJR高崎土木事務所職員の立ち会いのもと、のり面崩落への水の流入を防ぐための土のうを町が取り急ぎ設置しました。翌日にはJRより追加要望があったため、町の道路作業員により土のうをさらに設置し、緊急対応をしました。

JRとの立ち会い時には、過度な雨水の流入を防ぐ対策として、北側の崩落箇所については道路側溝のふたをグレーチングに変更すること、南側崩落箇所については上流から流れてくる水を受ける側溝を道路横断側溝へ布設がえする対策案を現地で協議いたしました。

また、JRとの敷地境界付近にアスカーブや境界ブロックを積んで雨水の流入を防ぐ対策も検討しており、具体的な対策工事を行うときにはもう一度JRと現場で協議をすることになっております。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 町長の回答、それから課長の回答、現在のところ十分現状を把握されてい

るというふうに思っております。私もうれしく思っております。

しかしながら、今回のような出水事故、これは以前随分前から行われていることなんです。始まっていることです。近所の住民の話によれば、15年から20年ぐらい前から始まった。そして、最近その傾向がだんだんとひどくなるという状況であるということです。

その原因につきましては、先ほど町長が説明していただきましたとおり、極端な住宅開発が進み、山や田畑が極端に減少して、昔は地面にしみ込むはずだった雨水が道路側溝に流れ込み、それが集中した結果、線路脇の線路側溝に集まってあふれ返った結果ということとであります。

すなわち、この地域一帯の排水の行き着く場所は、上越線に沿った道路側溝であるために多量の雨水を標準寸法の側溝ではのみ切れず、道路上にあふれてJRの路肩を侵食したのです。

一般的に、町の各所から流れ出た側溝排水は、近くの河川に自然に流れ込んでおります。吉岡町においては、南から午王頭川、これを初め渋川市境界の滝の沢川まで、主要な5河川で対応されていると考えております。

しかし、当該事故発生地域は、駒寄川と吉岡川に挟まれたちょうど両河川の中ほどに位置しており、かつ両河川への導水路が確保されていないという特別な事情があります。

現状は、高台住宅地より流れ出た雨水は、そのほとんどがJRの線路脇に設けられている、本来であれば鉄道線路を守るためのJRの側溝に流れ込んでおります。そのJRの側溝に流れ込んだ水は、その先約600メートルほどで駒寄川へ流れ込んでおります。

市町村の道路側溝からの流水が鉄道線路側溝へ流れ込んでいるのは、各地の鉄道線路沿線で見受けられることでありまして、吉岡町特有な事柄ではありません。しかし、その流量は限界を超えない程度であるというのが一般的現況です。

吉岡町の雨水排水によりJRにご迷惑をおかけしてしまっていることからして、駒寄川への排水路を現在のまま鉄道会社にお世話になり続けるのでしょうか。それとも町独自の排水路を確保するのでしょうか。

現状を見て、町としての考え方をお聞きしたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、担当の産業建設課長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 側溝等の流末につきましては、議員のご指摘のとおり、JRの側溝に

接続させていただいている状況でございます。

周辺地域の雨水排水対策は、かねてから町の重要な課題の1つであると認識しております。

しかし、駒寄川まで新たに排水路を設置することは、現地の道路の高さや踏切部分などを考慮すると莫大な費用が見込まれ、詳細な調査設計や河川管理者である群馬県を初め、J Rなど、関係機関との協議が必要となります。

現時点では、実現性が低いかと考えられます。

したがって、J Rの側溝への接続は、現状どおり排水させていただきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 先ほどの答えは、現状のままいくということでしょうけれども、大きな問題がいろいろクリアされなければ、新しい側溝あるいは排水路は設けられないというのが私もわかっております。

先ほどの回答ですけれども、そのような回答が出るのではないかと私は思っていますけれども、いつまでもこの状態を放置するというのはまずいかなと思っています。先ほど地形の状態、それから、群馬県との協議と、いろいろありますけれども、それをだんだん改善していくのが行政の役目ではないかと私は思います。

今回たまたま6カ年計画というのは次に策定されている最中だと聞きますので、その辺を考慮に入れて今後検討を重ねていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

元駒寄中学校の跡地、現在の町民グラウンド、この付近の側溝排水に関して質問します。

このグラウンド付近は、ひどい夕立程度の降雨においてもグラウンド近くの側溝排水があふれ、道路面上の出水やグラウンド内への雨水の流入等が発生しております。私が自治会の役員になりました5年ほど前より近くの住民の自治会員から聞いておりました。

この状況に対して、行政でもグラウンド内への雨水流入を防ぐために、道路縁石のかさ上げ、側溝の増設などの対策を行ってきたことは私も承知しております。この結果、路面にあふれ出た水が直接グラウンドに流入することは防止できているようです。

しかしながら、道路からグラウンド北側を通り、J R線路側溝に接続されている町の側溝では狭過ぎます。その水量が収容能力を超える場合が多く起こっているからです。

前日の7月24日の降雨時にはそのとおりとなってしまう、側溝からあふれ出た雨水が側溝自体を支えている足元の土砂を流してグラウンド内へ流入してしまいました。その後は川原同然の状態であります。

そこで質問します。降雨時のグラウンド内の雨水の流入が続いてきていること、7月24日の後のグラウンド内及び北側の側溝の様子を確認されているのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しまして、担当の産業建設課長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 現地の確認でございますが、7月26日に現場を確認しまして、グラウンド内に水が流れ込んだ形跡や土のうの一部が流出していることを確認しております。

また、数年前の大雨の際に町民グラウンド北側の水路があふれ、グラウンド内に雨水や土砂が流入し、調整池のような状況になっていたことも把握しております。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 何年前からの状況を現在も十分承知しておられるということは大変ありがたいと思います。したがって、今後の対策はスムーズに行われるというふうに考えております。

次の質問を続けます。

さきの質問のとおり、JRの路肩洗掘箇所から町民グラウンドにかけての一带は、多量の降雨時には雨水をのみ込む役目であるはずの側溝グレーチング部から噴水のように、水が逆に噴き出している状況であって、その排水能力はこの一带で広い範囲で限界を大きく超えております。

この状況は、先ほどからお答えいただいている町長の回答、それから課長の回答の中からはうかがい知ることができまして、行政でも把握しているということですが、大変ありがたいことです。

20年、30年前であれば、現在の側溝の排水能力、JR線の側溝への排水で十分処理できていたでしょうが、現在は事情が大きく変わってきています。宅地開発により、道路に流れ出る雨水の増加、雨水が田畑、地面にしみ込むことができなくなっている近年、この一带では人口増加に伴ったインフラの整備が不十分というよりは、できていないに近い状態というのが実情ではないでしょうか。つまり、人口増加に対応してインフラの整備が追いついていないと感じられます。

こういった事情は、かつての高度経済成長時代におきましては、大都市近郊ではところどころで見受けられた状況です。この時代、私も東京地方に勤務しておりましたので、い

ろいろなところで見受けております。

しかしながら、吉岡町では現在の状況を放置しておいてよいはずはないと私は考えます。特に、グラウンド北側の側溝は、今のサイズでは全然能力を全うできておりません。

ここで質問します。ＪＲ線路に沿った西側のほう、１００メートルから２００メートルの範囲において、先ほどの７００メートルの範囲、長方形の範囲におきまして、排水路の拡充、整備を早急に行うべきと考えておりますけれども、町ではどのように考えておるでしょうか。お答えをお願いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関して担当の産業建設課長より答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 側溝ＪＲ線路沿いの排水路の整備に関しましては、第一段階として、ＪＲとの現地打ち合わせで協議した対策工事を今後発注したいと考えております。

また、抜本的な解決となる排水路の拡充、整備は、先ほどの説明のとおり、非常に難しいと考えられます。

しかし、何らかの対策は必要であり、雨水が集水するエリアの分散化を検討しております。

具体的には、吉岡バイパス東側の住宅化が進んだ地区から駒寄川に排水できるルートがないか、また、旧県道である前橋伊香保線の側溝に町道の側溝をつなげることができないかなど、雨水が集中するエリアの分散化を調査、検討していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔３番 飯塚憲治君発言〕

３ 番（飯塚憲治君） そのように考えていただきたいと思います。できるだけ早く、その目的が達成されることを切に願っております。

地域住民は、困りに困っておりますから、そして、残念なのは、これはもう５年、１０年前から起こっていることであって、行政はそれを知っていたと思いますし、また知らなかった部分もありますと思いますけれども、それが放置されていたということが問題なんです。今後の検討をよろしくお願いいたします。

次に移ります。

７月２４日の３８ミリの降雨であのありさまですから、今後さらに豪雨が考えられる気候変動の時代を迎えます。７月２４日の後、数日後には前橋市で１００ミリ、８月に入り、中之条町で１００ミリの降雨が記録されております。最近では、ゲリラ豪雨の上に行く、

さらにひどい温暖化豪雨という言葉も使われ始めております。

吉岡町にも時雨量が50ミリあるいは100ミリに近くなるような雨が降ってもおかしくないのが最近の気候変動です。一日も早い対策をよろしくお願いいたします。

それでは、別の面からの質問です。

吉岡町発行の災害ハザードマップ、23ページには町民グラウンドは災害対応時にヘリコプターの離着陸と災害対応設備の設営用地に指定されております。しかしながら、今まで説明しましたとおり、先ほど課長からの一言がありましたとおり、まるで遊水池のように雨が降るとなる、あのグラウンド、38ミリの降雨量であのありさまで。雨が降っている災害発生時にグラウンドを使用することは非常に困難であると思いますが、町民グラウンドにはほかにも幾つかの疑問点があります。一つ一つ順を追って質問します。

まず第一は、多量の降雨時にグラウンドは水浸し、雨がやんだ翌日でも水が残り、ぬかるみが生じるでしょう。このような状況下でヘリコプターの離着陸、応急対策用の設営がうまくできるでしょうか。

そこで質問です。降雨時におけるヘリコプターの離着陸、応急設備の設営がスムーズにできるようにする対策を町ではどのように考えているのでしょうか。お答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） ご指摘の町民グラウンドにつきましては、今ある状態のグラウンドを設営用の指定避難所としておりまして、災害が発生し、最終的には応急仮設住宅を設置する場所となっておりますが、発生した災害の状況によっては、まず地元の自治会、自主防災組織が町民グラウンドの状況を見て、危険な状態と判断されれば、立ち入りを禁止し、近隣住民が避難しないよう対応していただき、その後、町災害対策本部等で町民グラウンドの状況を、例えばご質問の町民グラウンドが水浸しとなっていたならば、まずその水浸しの状態を改善する対応を実施した上で、改善することができず、町民グラウンドは指定避難所としてふさわしくないという判断に至ったら、町民グラウンドの立ち入りを禁止し、住民が避難しないように柵を張るなどの対応をしていかなければと町は考えております。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） ちょっと残念な回答でがっかりしております。

というのは、あの地域の災害時の対応する設備、地面は、町民グラウンドと駒寄小学校の校庭なんです。先ほどハザードマップに若干の水害被害があるところが示されていると言いましたが、それはそれから東方向の利根川に面した、吉岡町で言えば低地の部分なんです。そこが被害を受けたときに、今言った2つのところが災害応急の拠点になる

わけです。それを町長は、そこがだめだったら閉鎖すると言っていますけれども、そういう拠点を簡単に放棄するというのは、私は賛成できません。

ですから、先ほど言っているように、あそこに水が集中して、グラウンドに水が流入しない、水浸しにならない方策を最初の質問からお願いしているわけです。

ですから、先ほど言いましたように、第6次の年度計画、5年間計画ですか、6次の、それに入れていただきたいなと私は考えております。

早急にできることではないと思いますが、検討のほどをよろしく願いいたします。
次にいきます。

災害時においては、被災者の運搬、いろいろな応急物資のてきぱきとした運搬が重要であって、救急車、トラック等との連携が大切です。先ほどの町長のほうから災害時には瞬間的、早急な判断が必要だと言っておりましたけれども、それと同時に、その運搬というのも早急に行う必要が重要なわけです。

しかしながら、このグラウンドには車両の乗り入れができません。あの住宅地とテニスコートの裏を回って、線路脇を通って、北側からグラウンドに入る道はあります。災害対応の車両が通るにしては小道としか言えないような道路です。乗用車かバン、そんな程度です。

災害時ですと、大型のトラック等も来るわけですから、そこを災害時の対応の道として使うのは不適切かなと私は思います。

そうしますと、災害時です。人と物の全てを人の手で階段を上りおりして運搬する。駐車場とグラウンドの間を行き来するというのが行われることになると思います。これは、明らかに労力と効率から考えて非現実的であるというふうに思います。

そこで、隣接する道路からグラウンドに車両が直接乗り入れできる坂道をつくっておくべきだと考えておりますが、町のお考えをお聞かせください。

私がグラウンドに行ったところ、その用地は十分にあると思います。さらに、現在行われているいろいろなスポーツ、運動に支障がないような位置に坂道をつくることできると考えておりますが、町の考えはいかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この質問に関しましては、町民生活課長より答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 町民グラウンドの車両の乗り入れにつきましては、現在先ほど議員がおっしゃるとおり、テニスコート脇の管理道路を考えているところでございます。

ただ、災害時には管理用の道路ではとても救急車の搬送や応急物資の運搬など、対応できないと判断したときには、災害対策本部でそうした判断をもとに、緊急的に搬入路をつくる、そういった対応も考えているところでございます。

また、先ほどの水浸し等の関係につきましても、できる限りの土を入れる等の対応をするためにも、その時点で搬入路等を検討していく考えであります。以上であります。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） ちょっと、災害が発生したとき緊急的に通路をつくるというのは、ちょっと時間がかかり過ぎるかなと私は思います。

そのあたりも十分ご検討いただきたいというふうに思います。

直ちにすぐ坂道をつくるとか、対策ができるというふうには私も思っていないんですが、近い将来は必ず吉岡町にも大雨が降るという想定のもとに検討をよろしく願いいたします。続けます。

グラウンドを地形的な立地条件から見ますと、東西に長いグラウンドの西側半分はくぼ地状態。道路、駐車場から1メートルから2メートル低くなっております。南側には幼稚園の園舎建物、東側地上6から7メートルの高さに鉄道用高圧線、周囲には背の高い運動用の照明灯と樹木、さらに、運動による打球から列車と園舎を守るための高いネットが東側と南側にあります。このような条件の場所にヘリコプターは安全に着陸できるのでしょうか。

さらに、水浸しの問題が解決されなかったとしたら、とても使えないようなふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この質問に関しては、町民生活課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） ご質問のヘリコプターの離着陸について、町民グラウンドが水浸しの状態であれば、先ほども話したとおり、それをできるだけ改善した状況でヘリコプターの操縦士等に判断していただくことになります。

また、町民グラウンドが通常の状態でもそのときの天候など、状況を見てヘリコプターの操縦士等が判断し、離着陸をすることになります。

我々は、その都度ヘリコプターの操縦士の判断に従うことになると考えております。

また、災害時にはヘリコプターの依頼をすることもあるかと思いますが、その場合には、

まず主要道路の連携も考えて、防災公園であります城山みはらし公園の離着陸を考えているところでございます。以上でございます。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） なかなか水浸しと、その状況は変わらないというのが町の対策ではわかりませんが、なるべくこれを何とかしていただきたいなというふうに思います。というのは、先ほどから何回も言いますように、小学校の庭とこの町民グラウンドは、この地区の重大な重要な復旧の拠点になるからなんです。これを簡単に放棄しちゃだめです。

今までに7月24日の降雨に関連して、町民グラウンドの問題点を質問しましたけれども、これは町民グラウンドの問題だけであって、ここにあります吉岡町の災害ハザードマップ、これについて同じような観点から、各箇所の点検をしたほうが私はいいかというふうに思っております。

町民グラウンドのように、いざ行ったらうまく使えなかったということでは、災害復旧に非常に手間取るし、被害や災害に向かって大きくなってしまうと思います。

次の質問に移ります。

駒寄小学校体育館新築工事についてです。体育館の着工式典であります工事安全祈願祭が8月20日にとり行われました。いよいよ着工の運びとなりましたことは将来に向けてよりよい教育の場がつくられるということで、まことに喜ばしいと思います。

今後は、発注者の施工監督のもと、設計者、施工者ともに協力して、事故防止に努めながら、完成へと向かっていただきたいと思います。

さて、工事図面を見ますと、体育館工事現場へのアクセス通路、これを見ますと、町道113号から入る、現在の職員駐車場から現在借用中の民地を通り、体育館敷地に附帯した取得済みの元民地までとなっております。すなわち、3つの筆の土地を通るわけでありまして、この形は非常に不規則に複雑に入り組んでおります。

そこで質問します。体育館が完成し、使用開始後において、この3つの土地については、利用方法、使用方など、どのような構想をお考えでしょうか。お答えいただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 新たに設置される体育館は、駒寄小学校の体育館という位置づけにはなりますが、今までどおり、社会体育施設としての活用も考えております。

今まで体育館を利用するためには施設北側からアクセスするしかありませんでしたが、体育館を利用するためには、この体育館の新築に当たり、工事用車両の搬入出路として利

用している用地を今後も引き続きお借りすることにより、南側からのアクセスを可能にしたいと考えております。

ただし、この場合、通学路である町道を横断する形になりますので、現段階では車両の乗り入れは基本的に行わない、歩道スペースとしての使用を想定しているところでございます。

なお、体育館に接している買収済みの用地については、歩道のほか、体育館拡張によりなくなってしまった学校菜園のスペースとして活用を考えております。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） わかりました。

先ほど3筆と言いましたが、1筆は借用中であると思いますが、この土地については、いかにお考えなのでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） その関係に関しましては、担当課、教育委員会事務局長より答弁をさせていただきます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 現在借用中の土地については、引き続き今後も借用しながら、先ほど町長からの答弁にもありましたとおり、歩道スペースとしての活用を考えていきたいと思っているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） わかりました。現在の考えは承知いたしました。

今後は、体育館の使用開始に向けてスムーズな計画の遂行をよろしくお願いいたします。

ここで、学校のほうに目を向けて見ますと、近年は住宅開発が進み、人口増加に伴って小学校の児童数がふえ、校庭が手狭になっていると考えられます。休み時間などは、児童が校庭いっぱいになって動き回っており、私も家が自宅が近いものですから、その様子は時々見受けております。

また、競技をするためにもグラウンドは狭く、100メートルの走行レーンもぎりぎりしかとれません。特に、秋の運動会においては、児童、保護者、その他観覧者、校庭がごった返しておって、迷子が出てもおかしくない状況です。

現在の予測では、吉岡中学校の生徒数は、令和6年から7年ごろがピークだろうと、前

回の議会で回答がありました。それから逆算しますと、その2から3年前には小学校の児童数がピークになるということです。すなわち、令和4年、5年ごろが駒寄小学校の児童数がピークになるということでもあります。

今でも手狭でゴった返している状況がさらに数がふえて、令和4年、5年を迎えたらどうなるでしょうか。心配するのは私だけではないと思います。

現在から増加していき、令和5年、6年、7年以降は減少に転ずるとしても、少なくとも今後10年から15年程度の間は多人数の時期が続くことになります。また、南校舎の改築年限もそろそろ将来に向けて考え始める時期に来ていると思います。

その敷地は、校舎の大きさはなどと考え合わせたとき、どうしたらよいのでしょうか。

そこで、町長に問います。

現在の狭隘な校庭の改善、ますますふえ続ける児童数への対応及び南校庭のつくりかえ、位置、大きさ、敷地など、どのような対応策と将来構想をお考えでしょうか。ご回答をお願いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 駒寄小学校の校庭の狭隘問題については、運動会など、行事の際に特に感じておりますが、このことについては、近隣地権者の協力なくしては解決できる問題ではありませんので、町としても慎重かつ総合的に検討を進める必要があると考えております。

また、南校舎については、児童数から言えば今後学級の少人数化や急激な社会増がない限りは、現在の施設で対応できると考えているほか、施設のにも築35年経過しているものの、鉄筋コンクリート造の建物については、処分制限期間が47年となっており、国も長寿命化の流れとなっておりますので、現在着手しております個別施設計画の中で長寿命化改修を基本とし、検討していくことになると考えております。

今の段階では建てかえの計画はございません。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） お考えはわかりました。

しかしながら、将来に向けて多人数の時代が継続するということになりますと、少しお考えを変えていただきたいと私自身は思います。

そこで、現在動いております体育館の建設工事に附帯して、現状の改善及び将来に向けて校庭をわずかでありますけれども、拡張する方針を出されてはいかがでしょうか。

そのためには、先ほど町長もご回答の中で一言ありましたけれども、近隣の住民の方々

のご協力をいただかなければならないということは私も十分承知しております。それが最大の課題であることは確かです。

しかし、今、事が動いているこの時期が絶好の機会であると思います。体育館が完成して、体育館、通路、駐車場などの運用が始まり、学校も残った地面の使用方法を決めて、その状態が定常化、固定化した後では全てのことは一件落着という状況になって、住民の学校への関心も次第に薄らいでいくでしょう。これでいけるだろう、このままでいいだろうというふうな感じになってきてしまうわけであります。

そして、その後必要に応じて広げたいとか、敷地を取得したいといっても、今取り組む以上の努力が必要であり、費用も割高になるのは確実であります。

体育館建設工事が動いて、人心が動いて、体育館近隣の住民の方々の関心度も高まっております。今がその時であると思いますが、どうでしょうか。

そこで質問いたします。

現在の狭い校庭を拡張改善するとともに、近い将来への準備を行う時期は今だと思えますが、町のお考えはいかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このような公共的な施設を拡張整備するためには、さまざまな段取りを一つ一つクリアしていくことが必要であり、それには相当の時間もかかります。

現在、吉岡町が所有する施設は町内に50以上あり、これからそれぞれの施設に対して長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化を計画的に進めていくことが必要となりますので、駒寄小学校の校庭整備についても町としての優先順位なども考慮しながら、計画的に考えていかなければならない問題であると思っております。

ご指摘の時期についてですが、私は時期を今だとは思っておりません。今は周辺住民の皆様のご協力のもと、工事が進められていることへの感謝と工事中での迷惑が及ばないだろうかと、周辺住民ご家族の不安解消に向けての配慮方を優先し、甘いと言われるかもしれませんが、当事者の気持ちに寄り添って時間をかけて判断していきたい。

そして、校庭拡張改善に向けては、改めて進めていけたらと考えております。その節には、議員皆様のお力添えをお願いしたいと思えます。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 町長のお考えはわかりました。

まず、私がこういう質問をした理由を説明いたします。基本的なことなんです。今学校では、先ほど言いましたように、休み時間にクモの子を散らしたように、子供が駆け回っ

ております。聞くところによれば、教室の中にも生徒がとどまっていると。外に出たくない人、外で遊ぶ必要がない人は中に入っているといいと。教室の中に。そういうことになっていると聞いておりますけれども、これではちょっとおかしいんじゃないかなと私は思います。

学校の方針によって、そういったこともいいかもしれません。また、休み時間は日の光を浴びて、みんなでグループをつくって、その中でリーダーができて、その中でサブリーダー、それから一緒に遊ぶ仲間と、この仲間ができて遊んでいるわけですよ。それが子供のころの教室では学べない、子供の中から出てくる、我々が子供のころ体験した人と人のつながり、社会のそういった感覚をつかむと、これが大きくなったら非常に役立つことなんですよ。

それに加えて、最近では学校が終わると学習塾に行くと。それから習い事、それから児童クラブへ直行と、そういった人が休み時間に教室にいたら、その後もみんな屋根の下になるわけですね。要するに、太陽の光を浴びないということです。太陽の光を浴びるのは、朝と夕方の登下校時だけ。あとはみんな家の中に入って勉強なり、自分のやりたいことをやっている。これでは健全な子供の生育というのは若干そがれると思うんですね。

ですから、広い庭に、広ければ広いほどいいわけですが、必要な広さを持った学校の校庭、休み時間にはみんなが出て、光を浴びて、それで仲間をつくって遊ぶと。教室の中では教室の中でまたグループ作業があるでしょうし、勉強があると。そういうのが一番の基本形態だというふうに思います。

ですから、私はそういう考えがあるから、今こういった質問を思いついたというか、しようと思ったわけです。

私の目の前にいる皆さんも、町長初め、教育長も初め、皆さんもこういうことに同感していただけるのではないかと基本的にはと思いますが、今後の検討の課題を検討していく上では、こういった考えも入れてやっていただきたいなというふうに思います。

体育館の工事に関連しては、最後になります。事故防止についてです。今回の工事は、児童が登下校している通学路、勉強している校舎、校庭の近傍で行われます。児童に関係した週5日間、土日はお休みですので、及び町道113号へ出入りする工事車両の事故防止、これらについては十分な配慮のもと施工していただきたいと思います。

そこで質問します。

工事発注者として、教育担当者としてどのような対策を関係者に指導するおつもりでしょうか。お答えいただきたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 基本的には登下校時の時間帯については、工事車両の出入りを避けることで施工業者のほうとは調整していただいているところですが、コンクリート打設時など、工事車両の出入りが多い日等につきましては、交通指導員を配置するなど、児童の安全については細心の注意を払って工事を進めたいと考えております。

また、車両の出入りがある箇所の仮囲いなどにつきましては、高さを低くし、児童の存在がドライバーからすぐに確認できるよう配慮し、安全対策をとっているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） よろしくお願ひいたします。

解体工事のときも、特に事故がなく推移したと聞いておりますので、十分な対策を今までもとっておられるかとは思いますが、解体工事は夏休みが中心でしたので、今後は、生徒が登下校の時間もありますので、十分注意をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移ります。

さきの定例議会におきまして、林道栗籠・井堤線の建設について報告がありました。町道とあわせて、この林道の建設は、地域住民の10年来の要望であったと聞いております。

このような住民生活の利便性を向上させるためのインフラの整備がなされることは、大変喜ばしいことと私も思ひます。

さて、この新林道部分における滝の沢川の渡河方法は洗い越し方式という設備で計画されていると聞いております。私は、この林道建設について、インフラ整備としての道路に弱点が1つつくられてしまうかなというふうに、ちょっと心配してあります。

洗い越し方式の道路は、雨量が多く川が増水した場合には通行に危険が伴うと考えられるからです。

まさに、目の前で路面を洗って流れている水が、その水量によって渡ってよいのかいけないのかの判断が重要です。その判断を誤ると重大な事故に巻き込まれる可能性があるからです。

したがって、洗い越しの通行には一定のルール、これが必要であると思ひます。林道が完成した通行開始時にはルールが制定されていて、その内容が地域住民に十分に周知されていないと不都合であると思ひます。

そこで質問いたします。

当該洗い越し箇所において、降雨時の交通規制、または警報等の通告、周知方法、渡河するときのルールなど、町ではどのような方策をお考えでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、担当の産業建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 議員のご指摘のとおり、洗い越しの通行には降雨時の交通規制や渡河するときのルールづくりが必要であると認識しております。

また、この道路は林道のため、道路勾配もきつく、最大で16％ございます。降雨時や降雨後の路面が荒れている場合などは、一般車両の通行には適しておりません。

したがって、周辺住民のみならず、一般の通行車両も含めて安全に利用してもらうためには、本道路が林道であり、林道の構造的特殊性を周知しなければなりません。

そのため、林道の起点及び終点付近には看板の設置を行うとともに、川を渡る前後には標識等を設置し、十分な注意喚起を行うことが重要であると考えております。

なお、通行規制装置については、主にバリケードを考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 対策のほどをよろしくお願いいたします。

これは、私が質問した理由は、この洗い越し方式というのは、吉岡町では初めてではないでしょうか。ですから、道ができれば通れるんだという考えで渡るとこの洗い越し方式は非常に危険なわけです。ですから、地域の住民の方々によくその旨を周知させるというのが行政の今回の役目だと思います。

その周知方ですけれども、住民全体に言うのが必要であるということは私は思っておりますけれども、自治会の役員会で言われて、今度こういうことだと。あるいは自治会長にこういうことなので、回覧物をよろしくお願ひしたいということで、自治会長に話しているからいいと。自治会の役員だけに話しているからいいと。あるいは回覧が回っているからいいと。この程度では周知できないというふうに思いますので、住民説明会等を開きまして、今後の事故が起きないように、十分対策を打っていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、全体的に私が考えていた回答と若干レベルが下がっているわけですので、ちょっとこういうこともあるのかということで、私ちょっと話をしてみます。

先ほどの降雨時における側溝からの水があふれ、JRの路肩の洗掘、こういったものを

どのように受けとめているかということです。皆さんが。このＪＲの線路、群馬総社から下り列車が来ますと八木原に向かって、まず駒寄川を渡ります。さらに北に行きますと、滝の沢、かなり遠いですが、八木原のほうへ行きます。八木原の手前まで、駒寄川から八木原の手前まで、ＪＲではこれを危険地帯というふうに認識しております。かつて。

しかしながら、路肩だとか線路、それらを補強しまして、現在はそういう危険地帯からは除外されております。危険地帯というのは、雨が降ったときには何ミリ以上降ったときにはそこを列車が徐行する、速度を落として走行するという場所なんです。

ですから、吉岡町にはそういう危険な場所がかつてはあったと。今は十分補強されて、なくなっておりますけれども、そういう場所だということを認識していただきたいんです。

今回路肩が崩れました。これは、ＪＲ社員であればすぐわかりますし、ＪＲにずっと興味がある方だったらすぐわかります。あそこは、今臨時の速度制限がかかっているんです。ＪＲではもう危険な場所になったということで、列車の速度を下げて運行しているんですよ。

皆さんそういうことわからないと思いますけれども、そういった迷惑をＪＲにもかけているわけです。

列車の速度が下がりますと、当然駅駅間の走行時間も長くなります。ですから、群馬総社駅を発車して八木原に向かう下り列車、八木原駅を発車して群馬総社へ向かう上り列車、これ待つ人は、最近列車がいつもより一、二分おくれるなというような感じを持っている方がおられるかなとは思いますが。

しかし、列車には回復運転というのがありまして、その区間で遅くなった分はほかの部分で若干の速度を上げておくれを取り戻すというのがありますから、渋川から高崎間の列車の運行には差し支えはないと思いますけれども、そういった現象も発生しているということを知っておいていただきたいんです。

そういう迷惑をかけているという、重要な事象であるということを、また、そういう場所であるということを認識して、これからのいろいろな改善の対策を打つと、方策を打つときに計画に入れていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、３番飯塚憲治議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩をとります。再開を午後１時といたします。

午前１１時４７分休憩

午後 １時００分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

議長（山畑祐男君） 2番富岡栄一議員を指名します。富岡議員。

〔2番 富岡栄一君登壇〕

2 番（富岡栄一君） それでは、議長の通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、1番目として、上水道漏水についてを質問させていただきます。

近年の上水道管破裂による断水状況は。本年7月4日、朝6時ごろ、南下下八幡地区で上水道管破裂による断水がありました。早朝の通勤通学等の忙しい時間帯で、町民が生活に支障を来しました。

約1年8カ月前の平成29年11月にもこの近くで上水道管破裂による断水がありました。幸いにも日中でしたので、生活に支障を来した人は少なかったと思います。たまたまこの下八幡地区の上水道管破が古過ぎるのか、続いています。

この地域だけが断水しているのか、ほかの地域でも断水が起きているのか、近年、平成28年から30年の3カ年の件数及び多くの町民が支障を来するような断水があるのか、町長にお尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 近年の水道管破裂による断水状況はということで質問をいただきました。

ことし7月4日早朝に発生しました配水管破裂による断水事故につきましては、町民皆様の格別なご理解とご協力をいただき、補修ができましたことを厚く感謝申し上げます。

この水道管については、以前より漏水等の事故が多発する配水管で、担当課であります上下水道課でも今後の対応策を具体的に検討していかなければならないと考えているところであります。

ご質問いただきました近年の配水管による漏水事故件数については、平成28年度で32件、平成29年度で31件、平成30年度で28件と、わずかではありますが、減少傾向となっております。

漏水事故の大半は、水道管の老朽化が主な原因で、断水などの事象は一部の地域だけではなく、給水区域であればどこでも起き得る状況にございます。

範囲については、破裂した配水管の給水区域などにより、影響はさまざまで、数戸から広範囲に及ぶこともございます。

町民の皆様には、その都度ご迷惑をおかけしている状況ですが、安心・安全な水道水の提供を心がけ、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） 約毎年30件からの断水があるというか、水道管破裂による断水があると。たまたまうちの下八幡地区ではなく、町内全域で起きていることを確認しました。

なるべく町民に迷惑をかけないように、少しでも改善してもらえればと思います。

次の質問で、現状と今後の対策についてお伺いします。

現在の老朽化した上水道管の布設かえ工事が随時行われていると思います。本年の3月議会で五十嵐議員の質問で、平成29年度数値で耐用年数を経過している水道管の管路延長は69.2メートル、率で34.35%となっているとの回答がありました。現在も水道管の布設かえ工事は行われていると思いますが、進捗状況はどのようになっていますかお伺いします。

また、今後の漏水に対する上水道管の更新計画はどのようになっているかお答え願います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 布設かえ工事の進捗状況と更新計画については、上下水道課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 老朽管などの進捗工事でございますが、現在平成28年度より継続しております防衛省の補助事業を活用した石綿管布設かえ工事を着実に進めているところで、平成30年度は2,877メートルの解消をしたところでございます。

また、更新計画ですが、ご心配をいただいております漏水事故のリスクを減らすためにも、この補助事業が完了いたします令和2年度以降も引き続き残りの石綿管の布設かえ工事を実施して、平成28年3月策定の吉岡町全域管路更新計画や平成31年3月に策定をした吉岡町水道事業基本計画に沿った老朽管などの計画的な管路の更新に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） 一日も早く古い管は交換していただき、町民の生活に迷惑がかからないよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、2番としまして、民生・児童委員についてお伺いします。

民生・児童委員の主な業務について。日ごろより民生委員・児童委員の皆様には町民のため社会奉仕をしていただいております。ありがとうございます。民生委員制度は、大正6年

に岡山県で創設された済世顧問制度に始まり、当初は方面委員と呼ばれました。方面委員時代により、民生委員の本質は住民のよき隣人であったこと、住民に寄り添い、住民目線に立った活動を行ってきたからこそ、住民の信頼を得ることができたとあります。

終戦後、昭和21年に民生委員に改称し、昭和22年の児童福祉法の公布により、児童委員を兼ねるようになり、本年度102年が経過しました。この間、住民の一員として住民視線に立って、安心して住み続けることができる地域づくりに取り組んできました。

民生委員法第1条及び2条に「社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努め、常に人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努める」とあります。

「民生委員・児童委員の主な業務及び必要な援助」とありますが、具体的にはどのようなことをしているのかお伺いいたします。

議長 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 民生委員の職務につきましては、民生委員法では住民がそれぞれの能力に応じて自立した生活が営めるよう、必要に応じて生活状況を適切に把握し、援助を必要とする人に相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行うこと、関係行政機関の業務に協力すること、社会福祉事業や活動への支援をすること、このほか、住民の福祉の増進を図るための活動を行うことが規定されております。

また、児童福祉法では児童委員の職務として、児童、妊産婦について、これらの活動に加え、児童健全育成に関する機運の醸成に努めることなどを挙げております。

民生委員・児童委員は、これらの職務を通じて地域福祉の推進、安心して住み続けることができる地域づくりのために活動されていると思っております。

議長 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） ちなみに、交通弱者で病院、買い物等の支援は、民生委員・児童委員は支援をしてはいけなく、ボランティアの方が行っているそうですが、町長お答えをお願いいたします。

議長 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康福祉課長に答弁をさせます。

議長 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 先ほど議員ご指摘の移送サービスにつきましては、病院や買い物等の

支援や移送サービスですが、こちらは社会福祉協議会のほうで行っており、対象者につきましては、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯が対象で、町内の公共機関や商店、近隣の病院等への移送を行っており、この事業の担い手についてはボランティアが行っております。以上になります。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） 次の質問に入ります。

見守り、安否確認についてお伺いします。

民生委員・児童委員の皆様は、日ごろお忙しい中、見守りや安否確認などを行ってくれていると思います。高齢化社会が進む中、見守りや安否確認をする人が年ごとにふえていき、民生委員・児童委員1人では限りがあり、毎日のようにはいかないと思います。

そこで、自治会地元住民と協力し、特に班長など、ひとり暮らしや高齢者世帯の人たちに月2回からの町の配布物を通じ確認をしていただければ、見守りや安否確認が多くできると思います。

民生委員制度創設100周年活動強化方策の1つに、自治会と民生委員・児童委員との連携強化とあります。民生委員・児童委員は、自治会活動に参加し、自治会は民生委員、児童委員の活動を支援し、お互いに協力し合い、見守りや安否確認、また災害時等の支援体制強化をしたほうがよいと思いますが、お伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 民生委員・児童委員の活動については多岐にわたり、見守り活動も重要な役割の一つですが、議員ご指摘のとおり、担当地区の民生委員・児童委員1人では限りがあり、常時見守ることは難しいのが現状であります。

自治会とお互いに協力していくことは重要なことと考えていますので、民生委員・児童委員と自治会が意見交換や情報共有する場などを設けられるよう検討していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） なるべく民生委員と自治会と協力し合い、地元町民を見守っていただきたいと思っております。

次に、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯についてお伺いします。

毎年6月1日現在で65歳以上のひとり暮らしや75歳以上の高齢者世帯の調査を行っていると思いますが、ここ3カ年の調査人数はどのようになっているかお伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件についても、担当であります健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） ひとり暮らし高齢者基礎調査及び75歳以上高齢者世帯の調査を民生委員に依頼して実施しています。ご質問の過去3年間の調査人数についてですが、ひとり暮らし高齢者基礎調査が平成28年配布の数が650件、回答者数が412件、平成29年度は配布数696件、回答者数456人、平成30年度が配布数772件、回答者数464人となっております。

75歳以上高齢者世帯の調査につきましては、平成28年度が配布数244件、回答者数113件、平成29年度につきましては、配布数が258件、回答者数が131世帯、平成30年度が配布数272件、回答者数146件となっております。

吉岡町においても年々増加傾向となっております。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 今迎えている高齢者世帯でこの調査のほうも毎年ふえているかと思えます。中には、その世帯でも世帯分離ですかね、何か介護保険を利用する方が支払う保険料、何か財産があると利用料が高くなるということで、世帯分離等している方が見受けられます。あくまでも世帯数がふえたから多くの方が利用というか、調査しているということではなく、施設等に入った場合は世帯分離で、民生委員のこの調査の該当になっているかと思えます。

それで、県では70歳以上のひとり暮らしの調査を行っているのに、なぜ吉岡町は65歳以上の人たちの調査なのか、お答えをお願いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件についても、担当の健康福祉課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） ひとり暮らし高齢者基礎調査の対象年齢につきましては、従前は県も

65歳以上ということで調査をしておったのですが、平成29年度に65歳以上から70歳以上に変更したというようないきさつがあります。

しかしながら、吉岡町では各種高齢者施策の対象年齢が主に65歳以上の方を前提としたサービスになっていることから、従来どおり、対象年齢を65歳以上としており、事業対象年齢の方を調査することにより、サービスの必要性等を確認するための資料等として活用させていただいております。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） わかりました。

次の質問に入ります。

町からの補助金についてをお伺いします。

民生委員には給与を支給しないと民生委員法第10条にありますが、県から補助金が出ているのとは別に、吉岡町からは238万円の補助金が出ています。どのように使われているのかお答えをお願いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件についても、健康福祉課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 議員ご指摘のとおり、町からは民生委員・児童委員協議会に対して238万円の補助金を交付しています。補助金の内訳についてですが、運営費分として、1人当たり2万9,200円、活動費分として4万800円を34人分として、合わせて238万円の補助金ということで交付をさせていただいております。

使途につきましては、運営費については会の運営に、活動費については個人の実費弁償費ということで使われております。以上になります。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） その中に研修とかが当然含まれているかと思います。先ほど民生委員法とかと常に勉強して、皆さんに教えて、町民に資料とか、教えていただけるということになっておりますので、多分それにも使われているのかと思います。

次の質問に入ります。

任期についてお伺いします。民生委員法第10条に任期は3年とするとありますが、町の民生委員の方々も3年かお答え願います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件につきましても、健康福祉課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 民生委員法では議員ご指摘のとおり、1期3年ということになっており、また、再任は可能ということになっております。

吉岡町についてですが、申し合わせにより、3期9年ということをお願いしているところですが、当然のことながら、強制ではなく、委員の都合により1期や2期で解任される委員さんもいます。

3期9年というと長いと感じられるかもしれませんが、民生委員・児童委員の活動において、何より大切なのは住民との信頼関係です。民生委員の活動になれて、自信を持って活動し、徐々に住民から受け入れられ、信頼関係を構築し、よりよい関係性を維持し、活動していくためには必要な期間ではないかと考えます。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） その任期でございます。民生委員の任期について、群馬県下とか、全国のちょっと調べさせていただきました。民生委員の任期について、前回改選、ちょうどとし11月30日をもってちょうど民生委員を改選する時期ですかね。前回の改選の平成28年12月1日の群馬県下の状況を見ますと、1期で終わる人が46.6%、約半分の方が交代になっております。全国で見ますと、3分の2が2期までで交代をするそうです。

今現在3期9年ですと、34名の民生委員・児童委員で10年間変わらずにいるとすると、1期で3年で交代するのと10年間に町の中には102名現職と民生委員・児童委員を経験者がいることになります。退任後も見守り等を気にかけていただければ、その地域で現職と民生委員経験者2名で9年間にその地域に3人いることになります。

高齢化社会で年々高齢者がふえていく中、9年で3人が地域を見守ることで安心できると思います。

現在は3期9年ですと、1期目は力を蓄える時期、2期目は力を発揮する期間、3期目は後輩を育成する期間とあります。これはこれで大変大事なことだと思います。每期ごと全員がかわれば後輩を育成する方がいなくなってしまう。当然何人かは残っていただきたいと思っております。

中には9年では物足りなく、今後も民生委員活動を続けてやっていきたいという人もいるかと思います。

前は、ある程度専門の知識を習得して利用するのは、相当の年数を要しましたが、今はあくまで相談相手で、問題解決のために行政や包括支援センター等の専門的機関につながるということでよいかと思います。民生委員になって民生委員にやりがいを持っている人が多いかと思いますが、民生委員が負担に感じていることで、1番目が先ほど質問しました調査と。2番目が訪問ということで、なかなか民生委員と地元住民との人との会話の苦手な人もいるかと思います。また、生活状況の変化や高年齢、精神的な負担を感じ、相談や援助を続けるような困難な人は1期で交代してもしようがないかと思います。

先ほど米沢健康福祉課長が言ったとおり、どうしても1期、2期でやめる事情の方もご理解願えますよう、よろしくお願いします。

それでは、3番目の質問に入りたいと思います。

スポーツ協会についてお伺いします。

年会費について。毎年5月、町民の世帯ごとに吉岡町スポーツ協会会費として300円を納付していると思います。そのほか、202万円の町からの補助金が出ていて、どのように使われているのか、町長お答えをお願いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町スポーツ協会の所管事務は、教育委員会事務局が担当しておりますので、このことにつきましては、教育委員会事務局長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡町スポーツ協会の収入源といたしましては、吉岡町スポーツ協会会費と町からの補助金が主なものとなっております。

平成30年度の吉岡町体育協会、名前変わる前ですが、平成30年度の会費収入としましては、収入決算額の31.2%が会費収入であり、37.9%が町からの補助金でございました。

また、正会員費としましては、平成30年4月1日現在の世帯数を基準として、世帯ごとに会費の徴収をお願いしているところであり、昨年度は75.1%、7,809分の5,841の世帯から合わせて175万8,300円の協力をいただきました。

また、補助金としましては、体育協会の補助金として202万円、北群馬郡体育協会負担金補助として15万5,000円、合計217万5,000円を町から交付されております。

次に、ご賛同いただきました協会費及び町からの補助金を含むスポーツ協会の支出決算の状況をご説明いたします。支出内容につきましては、大きくは事務費と事業費に分けら

れますが、事務費といたしましては会議費、事務用品、振込手数料、スポーツ協会表彰記念品などであり、12.7%ほどとなっております。

次に、事業費といたしましては、自治会スポーツ振興費への補助を目的として普及振興費を各自治会に交付しており、平成30年度は19.6%、112万7,820円を配分しておりました。また、専門部育成費として、協会傘下の各部に全体の20.7%となる総額119万400円の補助金を配分したほか、大会開催費や教室等開催費、照明使用料補助、大会派遣費及び参加費、備品費等としても支出しているところでございます。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） ありがとうございます。

次の質問に入りたいと思います。

表彰について。町民からスポーツ協会会費を納付してもらっています。会費を納付しているということは、協会会員であると思います。スポーツ協会加入団体はもとより、町民がスポーツ大会等で活躍し、頑張った成果として表彰基準に沿ったスポーツ賞、優秀選手賞、団体賞等の表彰をいただけるよう、町民各位に自治会や広報等で知らせ、表彰を受けられるようお願いします。

町民は、会費を払うが、表彰があることを知らない町民が多くいると思います。1人でも多くの町民がスポーツに関心を持ち、スポーツをしてよかったと思うよう、また、スポーツをする人が1人でも多くなり、健康で長生きができるよう、町がスポーツをする人で活性化し、元気なまちづくり、吉岡町はスポーツで元気だねと言われるような町、元気で活気があり、吉岡町の名前を国内はもとより海外まで知られるよう、発展したほうがよいと思いますが、お伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことに関しましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 町民全体がスポーツを通じて健康で長生きできるような取り組みを今後も継続していくことは大事だと考えております。

それゆえ、スポーツ大会等で活躍し、頑張った成果に対して表彰したたえることは大切であり、より多くの町民の活躍に光を当てていきたいと思いますので、議員から提案のあった広報などを活用した表彰制度に対する募集の取り組みなどにつきましては、町スポーツ協会にお話ししてみたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） 今までお金だけは取るけれども、表彰があるとは知らせていなかったと思いますので、ぜひ町民にお知らせしていただけるよう、よろしくお願いします。

また、国民体育大会参加選手には町から交付金が出ていますが、それ以外の全国大会以上、特にオリンピック種目に参加した選手に表彰だけではなく、近隣市町村の状況を調べ、優秀な選手に対しより多くの交付金が出せるよう、町長、お考えをお願いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） オリンピック選手等々、全国に名をはせる選手、吉岡町から輩出しましたら、そういう対応を考えていけたらと思っております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） 当然オリンピックに出る方は当然なんですけれども、オリンピックに関係するような種目、バレー、野球、サッカーだとか、そういうような種目でできたらと、選手が町から出ればうれしいかと思います。

昨年は182名の個人と2団体が表彰を受けました。その中で、PGM世界ジュニアゴルフ選手権女子の部、成績は予選通過、WBSCアンダー23ワールドカップ大会、成績は惜しくも準優勝でした。1人ずつ世界大会に参加し、町始まって以来の世界大会参加のことと思います。

ことは、これからいろいろな大会が多く開かれると思いますが、今現在はどのようになっているかお伺いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このことにつきましては、教育委員会事務局長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 現段階での状況はというご質問ですので、児童生徒に関係する一部を紹介させていただきたいと思います。

今年度、文部科学大臣杯第62回小学生・中学生全国空手道選手権大会において、中学2年生女子が活躍したほか、水球の第42回全国JOCジュニアオリンピックカップ夏季大会において、群馬ジュニア水球の小学生チームが優勝し、そのメンバーに吉岡町在住の小学生が含まれておりました。

また、第54回全国道場少年剣道大会に町スポーツ少年団県剣道団の5名が出場、2019全日本小学生空手道選手権、型の部で小学2年生の男子が準優勝したほか、第74回国民体育大会には、体操競技少年女子に1名が選出されておりました。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） ありがとうございます。

今、事務局長の言われたとおり、町民の方々、皆さん頑張っております。そういう方々に少しでも奨励金等が交付金が出ますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、2番富岡栄一議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を14時15分といたします。

午後1時35分休憩

午後2時15分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

議長（山畑祐男君） 4番廣嶋 隆議員を指名します。廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君登壇〕

4番（廣嶋 隆君） 4番廣嶋。議長への通告に基づき、一般質問をいたします。

運動部活動については、顧問となる教師の長時間労働につながるとともに、教師に競技の経験などがないために、生徒が望む専門的な指導ができない、生徒のスポーツニーズに必ずしも応えられていないことなどの課題があります。

また、目先のいわゆる勝利至上主義のもと、大会などで勝つことのみを重視した過度な練習は、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げるという問題があります。

生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築する観点から、スポーツ庁が平成30年3月に策定、公表した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」にのっとり、平成30年4月1日、群馬県教育委員会が「適正な部活動の運営に関する方針」を策定しました。

県教育委員会は、中高全ての部活動を対象に示した主な方針は、中学校は平日と週末各1日を含む週2日以上は休む。大会などで休めなかった場合は代休を設ける。活動は平日2時間、週末3時間。朝練習は放課後の練習時間が十分にとれる日には原則行わない。

これにのっとり、平成30年6月1日に吉岡町教育委員会は、適正な部活動の運営に関する方針を策定しました。1、吉岡中学校の部活動について、（1）適正な部活動の運営

に関する方針について。運動部活動の現況について説明を求めます。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 吉岡中学校の部活動について質問をいただきました。

吉岡中学校では、平成30年6月に策定した吉岡町の適正な部活動の運営に関する方針に基づき、部活動の約束を作成しております。

現在は、月曜日を部活動の休日日とするといった対応や、土日の中での休養日の確保及び代休日の設定、部活動時間のコントロールなどがおおむね約束に沿って行われているものと考えております。

今後も吉岡中学校では、町の方針にも記載されているように、適切な休養を伴わない行き過ぎた部活動により生徒の身体に無理が生じることのないよう、十分配慮しつつ、作成した部活動の約束に沿って運営をしていただければと考えております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 吉岡町教育委員会の適正な部活動の運営に関する方針では、活動時間、平日では長くても2時間程度、学校の休業日では3時間程度で活動を終わるとあります。子供の教育は、学校だけで行われるものでなく、学校と地域、保護者がそれぞれの役割を果たし、互いに連携、協力していくものです。

県内の中学校に対する平成30年5月時点での県教委のアンケートでは、部活動での休養日を「統一して設定している」と答えた学校は71.6%、このうち「週2日」と回答した学校は74.7%になります。

県内で中学校が最も多い高崎市は、活動時間や休養日を定めずに、各校に任せております。

また、平成29年度の国の調査によりますと、群馬県では中学校の部活動で土曜、日曜に休日を設けている学校は61.8%でした。

（2）適正な部活動の運営に関する方針の取り組みの前と後では活動時間、競技結果についての比較の説明を求めます。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このことにつきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡中学校では、適正な部活動の運営に関する方針に沿って部

活動を運営しているため、方針策定前と策定後を比較した場合、週休日や活動時間の上限を設定したことだけでも個々の部活動の活動時間が短縮されているのは間違いないと考えております。

また、競技結果につきましては、夏の県総体等に出場した部活動種目数、また、男女をカウントした団体数を単純に比較してみますと、平成29年度は12種目、17団体、平成30年度は14種目、17団体、令和元年度は14種目、21団体となっております。

また、単純に関東大会以上に出場した大会数で比較した場合、平成29年度には関東中学校駅伝大会や関東中学校陸上競技大会等4大会に、平成30年度には全国中学校サッカー大会や全国中学校体操競技大会、関東中学校水泳競技大会、関東中学校駅伝大会等6大会に、令和元年度は、現時点でございますが、全国中学校体操競技大会、関東中学校水泳競技大会の2大会に出場しております。

実際、取り組みも始まったばかりで、今年度の結果もまだ出そろっていないこともあり、また、団体競技、個人競技の別や、在籍する部員数によっても状況が異なるため、年度ごとの単純な比較には無理があるかもしれませんが、適正な部活動の運営に関する方針に沿った取り組みは、合理的で効率的、効果的な部活動を推進するため、全国的に進められているものでありますので、町教育委員会といたしましては、吉岡中学校の対応を見守り、必要に応じて助言等をしていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） ただいまのお話ですと、各年度でそれなりの成果があらわれて、関東大会等に出席しているということの話をいただきました。

行き過ぎた運動部活動の背景、要因には、関係者の勝利至上主義の意識、価値観がある場合も見受けられます。顧問となる教員の長時間労働や教員に競技経験がないために、生徒が望む専門的な指導ができない、生徒のスポーツニーズに必ずしも応えられていないことなどの問題があります。

（3）教員のオーバーワークの実情についてはどのようなになっているのか説明を求めます。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このことにつきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 近年、全国的に教職員の多忙化解消の必要性が叫ばれておりま

すが、このことは、教育現場としても非常に大きな課題であると認識しております。

今年度、新たに群馬県教育委員会による調査が始まっており、それぞれの学校の教職員の時間外勤務数の報告が求められておりますが、吉岡中学校を見ますと、月80時間以上時間外勤務をしている教員は、4月で41.5%、5月で29.3%、6月が22%、7月が24.3%となっており、その大部分が部活動に関係する教員であると考えられることから、吉岡中学校もかなり厳しい状況であると考えているところでございます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） ただいまの数字を見ますと、月ごとにデータが若干下降ぎみになっております。これには何か特別な理由があるのでしょうか。お答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） この業務量の4月、5月、6月という部分なんですけど、先ほどの説明の中で大部分は部活動に関するという部分がありましたが、実際の教職員はそれ以外の教育指導活動も行っておりまして、年度初めということですので、さまざまな業務がそこに上乗せされている部分だと思われまして。

なので、どうしてもこの4月にはこういった業務が多忙になるというのは、そんな状況があるのかなというふうに考えているところでございます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 確かに、年度初めというのは皆さん忙しい時期かと思っておりますので、理解できました。

続きまして、運動部活動については、顧問のうち保健体育以外の教員で担当している部活動の競技経験がない者が平成26年7月、日本体育協会の調べによりますと46%になっております。中学校、高等学校において教員の負担軽減策として、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員の制度化を平成29年4月1日に施行しました。中学校における部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、運動部活動の質的な向上と円滑な運営を図ることを目的として設置されました。

昨年3月議会で吉岡中学校への部活動指導員の配置時期と人数はとの質問に対し、配置

時期と人数は未定、県へは2人を要望していると答えています。

そこで、（４）吉岡中学校運動部活動指導員配置促進事業について、どのような部活動に何人配置しているのか。また、従来の外部指導員も必要に応じて活用するとありますが、説明を求めます。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このことについては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 部活動指導員の配置は、全国的に昨年度から始まった制度でありまして、吉岡町では昨年度は男女の陸上部に1名、今年度は女子バレーボール部に1名の部活動指導員が配置されております。

そのほか、吉岡町では部活動の指導体制及び指導内容の充実を図ることを目的として、専門的な技能と経験を持つ外部指導者に指導を依頼するスポーツエキスパート事業を町単独で実施しております。これは、年間を通じて部活動顧問と一緒に指導に当たるもので、昨年度は運動部に5名、文化部に2名の合計7名に、今年度は運動部6名、文化部3名の合計9名にお願いし、事業を進めているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 昨年よりもふえたということです。これにより、教員の負担がどのように変わったのか説明を求めます。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件につきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 部活動指導員の配置により、経験のない競技などの指導に係る時間的・心理的負担が軽減されるとともに、部活動の質的な向上にもつながることから、部活動指導員が配置された部活動の顧問の負担は軽減されているものと思われま

す。しかし、吉岡中学校には運動部、文化部合わせて27の主な部活がありまして、部活動指導員が配置されていない部活の顧問の負担は変わっていないというのが現状だと思われま

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 今後は、なるべく偏った部活にならずに、平均してそういう先生方が担当できるように配慮をお願いしたいと思います。

次に、2問質問がありますが、割愛させていただきます。

吉岡中学校の多くの部活動が県大会を勝ち抜き、関東大会や全国大会に勝ち進んでおります。これに伴い、保護者の経済的負担が重くのしかかってきます。そこで、（５）関東大会及び全国大会出場時の保護者にはどのような経済的支援を行っているのか説明を求めます。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このことについても教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡町では保護者負担の軽減対策として、生徒が中学校体育連盟等主催、または共催もしくは後援する群馬県大会及び群馬県大会よりも上位の大会への出場に要する経費を補助しています。

対象となる経費につきましては、交通費、宿泊費、物品運搬費、参加料等の経費であり、補助金の交付対象としましては、各種大会の要項等に定められた登録選手及び監督、コーチ、そして、各種大会に係る練習等に必要の最小人員の児童生徒等となっております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） ただいまの説明では、登録選手に対しての補助があるということです。

しかし、大会時においては応援団がおり、父兄など、登録以外の同部員やその他の生徒が応援に参加します。そこで、父兄など、応援団への経済的支援はあるのでしょうか、説明を求めます。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このことについても教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 生徒が関東大会等、県大会よりも上位の大会に出場する場合などに大会開催地への応援バスなどが運行されることがあるというのは、町教育委員会としても把握しております。

現在は、部活動などにおいて上位の大会に臨む場合には、その大会に臨むためのメンバーを支援の対象とし、その大会に参加することが想定されていない部員やその他生徒、そして保護者については、派遣のための支援の対象外とさせていただいているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔４番 廣嶋 隆君発言〕

４ 番（廣嶋 隆君） レギュラー選手以外は対象になっていないということですので、近隣の市町村については、こういう経済的支援についてはどうなっているのでしょうか、お答え願いたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このことについても教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 今回この質問を受けまして、管内の市町村の対応などを調査したところ、登録選手以外の部員やその他の生徒、保護者が応援に行くことに対して公的補助を行っている自治体はなく、ほぼ吉岡町と同様の支援となっているようです。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔４番 廣嶋 隆君発言〕

４ 番（廣嶋 隆君） そうしますと、近隣市町村も吉岡町と同じ環境ということになります。

先ほど近隣市町村では登録選手以外の補助がないということでしたが、だからこそ、吉岡町は先行して経済的支援をするべきだと思います。初めはバス１台でもいいんです。町長も野球をされるスポーツ人ですから、町長の意見をお伺いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町有マイクロバスの利用ということになりますと、町内にはスポーツ団体も含め多数の団体があり、どこかで線を引く必要もあるかと考えております。

町有マイクロバスの台数にも限りがあり、本来の利用に支障があっては困りますので、先ほど事務局長のほうからも話があったように、町の機関の本来優先されるべき公務での使用を妨げない範囲で検討していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔４番 廣嶋 隆君発言〕

４ 番（廣嶋 隆君） 公務を妨げない範囲ということは、車があいていれば活用できるという解

積が成り立つわけです。学校も応援団に対しては、学校教育の一環と見るのが自然の考え方だと思うのです。

そこで、保護者への軽減負担のために、町のマイクロバス活用について、保護者等に貸し出しの便宜が図られないのかお答えをお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このことにつきましては、教育長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 応援団の交通手段として町のマイクロバスを使用できないかというご質問でございますが、先ほど答弁させていただいたとおり、現在は部活動などにおいて上位の大会に進む場合、その大会に臨むための登録メンバーを派遣するための支援を行っており、そのことについては、町の事業であるというふうに考えております。

その大会に参加することが想定されていない部員、またその部員や生徒、そして保護者によって組織される応援団は、あくまでも任意の取り組みであるというふうに捉えておりますので、今の考え方では貸し出しの対象とすることは難しいのではないかと考えております。

ただ、例えば登録に漏れた部員を輸送するための手段として町のマイクロバスが活用できないかということにつきましては、今後検討してみたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4 番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 登録以外の部員を移動するということで、検討はしていただけるというお話なんです。町のマイクロバスの管理規定によりますと、バスを使用できる者は町の機関で公務に使用するとき、町内の公共団体が研修のために使用する場合に町長が認めたとき、1日の走行距離が300キロメートル以内のとき、県外の宿泊は原則認めない、最後に、町長が認めたときとあります。

この第2条に「吉岡中学校の部活動が関東大会に出場したとき」という文言を加えればよいと思うのですが、どのような問題点があるのかお答えいただきたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このことにつきましては、財務課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） マイクロバス管理規則第2条第1項に規定されているように、町のマイクロバスは町の公務に対しての使用を前提に規定がつくられております。

使用の範囲に項目をつけ加えるだけでよいのではというご質問ではございますが、あくまで前提は公務での使用であり、その範囲をどこまでにするかということになります。

また、町内には多数の公共的団体が存在し、そのことも含めて町では全体を見てバランスをとりながら制度を設計し、運用している状況ですので、特定の機関名や団体名、特定の目的を明記した形での改正については、今後の規定の運用方法からも難しいと思われます。

しかしながら、先ほど教育長から説明させていただいた件につきましては、同じように、先ほど町長が言ったとおりに、町の機関の本来優先されるべき公務での使用を妨げない範囲で検討できればと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） お手元に資料を配付してあります。ごらんください。

ここ何年かの関東大会、全国大会へ出場した記録でございます。先ほど教育委員会事務局長から説明がありましたように、ことし令和元年はまだ途中なものですから、2つしかございません。しかし、平成30年度、平成29年度、平成28年度、平成21年度においては、駅伝で全国優勝をしております。そして、関東大会の地区を見ますが、全部が当然関東なんです、吉岡からこの距離をはかれば日帰りのできる地区なんですよね。ですから、町のバスが使えないのであれば、応援バス1台チャーターして、町として応援できませんか。町長、お答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 前向きに検討していきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 応援も学校教育の一環ですから、父兄など、応援団への経済的支援を検討してください。

さて、内閣府によりますと、我が国では急速に高齢化が進み、平成29年10月1日現在65歳以上の人口は3,515万人となり、総人口に占める割合は27.7%と、約4人に1人となっています。

吉岡町においては、65歳以上の人口は、ことしの4月1日現在4,703人で、約5人に1人となっております。

また、平成２９年末の運転免許保有者数は、全国で８，２２５万人、今後も増加すると推計されています。

高齢者は、加齢により動体視力の低下や複数の情報を同時に処理することが苦手になったり、瞬時に判断する力が低下したり、ハンドルやブレーキ操作におくれが出ます。運転に不安を感じている、もう運転しないで運転免許証を返納したいという方は、自主的に返納できる制度が平成１０年４月に施行されました。

渋川警察署管内によりますと、運転免許証返納者は、平成２８年度で２６７人、平成２９年度で４０３人、平成３０年度で４８４人となっており、年々増加傾向にあります。

２番、運転免許証返納者及び福祉タクシーと相乗りタクシーについて。

（１）運転免許証を自主返納した高齢者へのサポートについて。

町の高齢者自動車運転免許証自主返納者支援事業の平成２８年度から３０年度の３年間に受給者数と支援内容及び経費についてお答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 今我が国は、急速に高齢化が進んでおり、それは我が吉岡町においても高齢化は確実に進んでいると感じているところでございまして、そうした中、高齢者による痛ましい交通事故のニュースが流れるたびに、そうした事故を少しでも減らしたいと考えてずにはられません。

町は、そうした高齢者による交通事故を１つでも減らす対策として、平成２３年４月１日から高齢者の運転免許証自主返納者支援事業を実施しているところでございます。

また、そのほかにも高齢運転者の事故を減らすため、警察や交通安全会等、関係機関と協力して高齢者を対象とした講演会や啓発活動も実施しているところでございます。

さて、ご質問の受給者数等ですが、これにつきましては、町民生活課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） ご質問の平成２８年度から３０年度の受給者数ですが、平成２８年度が２６名、平成２９年度が３１名、平成３０年度が３６名となっております。

次に、支援の内容ですが、まず、運転経歴証明書の交付手数料１枚１，０００円、この交付手数料につきましては、平成３０年５月１日から１，１００円となっておりますが、その交付手数料の全額を支援しています。

次に、群馬県バス協会の一般乗合旅客自動車運送事業者が販売する共通のバスカード５，０００円の支援、また、平成２９年１０月１日からタクシー券の支援も実施しておりまし

て、申請者に1枚500円のタクシー券を10枚、5,000円分を支援しておりますが、タクシー券につきましては、年度内に使用した枚数分をタクシー会社に支払っております。その額がタクシーのタクシー券の支援額となります。

次に、経費ですが、平成28年度が15万5,000円、平成29年度が16万9,500円、平成30年度が10万1,300円となっております。

以上のとおりでございます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） ただいまお話を伺いました。年度を追うごとに受給者数も若干ふえているということがわかりました。

そこで、渋川警察署調べでは、平成30年度吉岡町の運転免許証返納者数は49人おりました。うち、運転経歴証明書を取得した人は46人でした。

ただいまの説明では、平成30年度は36人が自主返納者支援事業を受けたとあります。ということは、10人が支援を受けなかったことになります。

そして、ただいまの説明では、自主返納した65歳以上の高齢者には交付手数料全額補助、県のバスカード5,000円相当のもの、またはタクシー券500円掛ける10枚を支援しているとありました。

しかし、この支援は一時で終わるものです。町がこの制度を実施したのは、平成23年4月からです。高齢者の運転免許証の施策を進めるためにも運転経歴証明書を見せることによりリバートピア吉岡温泉が無料になったり、商工会の協力を得て町内での買い物が割引になったりなど、運転免許証を返納しやすい環境づくりを推進してはいかがでしょうか。お答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この質問に関しましては、町民生活課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 高齢者の運転免許証自主返納者支援事業につきましては、高齢者の事故を減らす対策の1つとして町は今後も広報等で住民の皆様に周知し、この事業をもっと推進していきたいと考えているところでありまして、そうした考えから、今回9月補正において、事業費の増額をお願いしているところでもあります。

ご質問のリバートピア吉岡温泉の無料や町内の買い物の割引などにつきましては、運転免許証を返納しやすい環境を推進するということでございますので、町もこの事業を推進

していきたいと考えているところでありますので、そういった対応が可能であるか、関係部署の意見を聞きながら検討していきたいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔４番 廣嶋 隆君発言〕

４ 番（廣嶋 隆君） ぜひ可能になるように推進していただきたいと思います。

少し古いデータですが、平成２７年度の警察庁の高齢者アンケートで「運転する目的」との質問に対し、「買い物のため」５４％、「家族の送迎など、通院」で１９％、また、「運転することの意味」との質問では、「交通手段」が７０％、「生きがいや楽しみ」が２０％で、車がないと生活が不便なこと、交通手段に関する支援の充実が必要で、今の支援では運転免許証を返納できないとあります。

高齢者が運転免許証を返納しやすい環境をぜひつくっていただきたいと思います。

次に、以前から何人かの議員が質問してきましたが、福祉タクシー制度と相乗りタクシー制度とがあります。どちらも利用者が少ないのが現実です。前町長は、２つあるのはややこしいということは認識しており、広く皆様方に利用していただく内容に前向きに検討したいと答弁しておりました。

制度としてつくった以上は、利用されて意義があります。

（２）福祉タクシー制度と相乗りタクシー制度について。

この２つある制度について、縦割り行政を廃止して一本化し、利用しやすい制度へと改善すべきだと思いますが、町長の意見をお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 一本化の取り組みの関係につきましては、以前より議会から質問をいただいておりますが、今年度高齢福祉室と生活環境室及び総務政策室について統合、いわゆる一本化に向けての協議を実施しております。

今後の施策運営について具体的にお示しできる段階まで協議が進んでおりませんが、両制度の利用者の利便性が低下しないよう、検討作業を進めてまいりたいと思います。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔４番 廣嶋 隆君発言〕

４ 番（廣嶋 隆君） 福祉タクシーについては、平成１９年度から始まり、現在では初乗り料金の補助分として７３０円、初乗り料金を援助しているところであります。

そして、福祉タクシーについては、平成２８年度６３人、平成２９年度５７人、３０年度５０人と、年々これも右肩下がりで利用者数が減ってきております。

そして、当初は約３００万円ほどの予算と聞いておりました。

相乗りタクシーについては、平成25年度にグループタクシーとして一部地域を対象に、その後、町内全域に拡大して、実証実験を経て平成30年度に本格運用を始めました。

平成30年度の相乗りタクシーの利用者は59人、利用券は2,024枚交付されており、そのうち利用した数は344枚、事業費は17万2,000円、利用率で考えますと17%になっております。

福祉タクシーと相乗りタクシーは、利用券に1月の使用制限がないのに利用率が10%台と低い理由をどのように分析しているのか。福祉タクシーについてお答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、福祉タクシー関係、担当の健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 利用率10%台とのご指摘がありますが、福祉タクシーの利用については、70歳以上の高齢者のみ世帯であることや、身体障害者手帳等の所持者でなければならないこと等、利用目的についても通院に限るなど、要件がやや厳しいことが考えられております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 利用が限られているとはいえ、交付枚数に対して1人当たり使っている枚数が非常に少ないんですよ。その辺どうお考えですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） こちらにつきましては、一応1月4枚ということで、一度申請がありますと、その方に48枚配るわけですが、その方がフルに使わないでところどころ使うというふうなことで、交付枚数は多いんですが、実態の利用状況は少ないということになろうかと思えます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） この使用をもっとふやす施策というのは、何かお考えですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） それを含めて、現在協議中でございます。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4 番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） わかりました。

先ほど言ったように、3年間のデータを見ると、年々減っているということで、高齢者の運転免許証返納の施策を進めるためにも、この制度の充実が必要になってくると思います。今後も利用率が高まるように協議のほうをよろしくお願いしたいと思います。

次に、3月議会で取り上げられ、検討するとありました福祉タクシー制度で、生活保護世帯を対象外とした件についてお答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） こちらにつきましては、生活保護世帯が対象外となった件につきましては、この制度設計時に生活保護世帯については、医療扶助の中に移送費があることから、対象外とした経緯があると考えられます。

しかしながら、現状の要綱であれば、生活保護世帯であっても移送費を受給していない世帯も対象外となってしまうところが問題になると分析しております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4 番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 社会福祉協議会での移送サービス事業では、生活保護世帯は対象になっております。福祉タクシー制度で生活保護世帯を対象外としたことは、3月議会では改める問題だと認識しているということですから、改善をしていただきたいと思います。

改める問題は改める。早急にいかがですか。町長。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても健康福祉課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） この件につきましては、議会からのご指摘もありまして、現在は要綱

の一部を改正し、生活保護世帯であっても生活保護法の移送費を支給していない者であれば、福祉タクシーの利用ができるよう改正を行い、本年平成31年4月1日から施行をしております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） じゃ、実際はもう施行されているということですか。ありがとうございます。

最後になりましたが、国土地理院のホームページ更新について。

（1）7月1日に更新された国土地理院のデータについて。

6月議会において更新の対応をお願いしたところ、7月1日に更新をしていただきました。ありがとうございました。

しかし、2つの間違いがあることを指摘いたします。1つ目は、指定避難所の重複についてですが、各自治会の指定緊急避難場所は指定避難所になっていないため、重複を外さなければなりません。

2つ目は、37番目に吉岡町保健センターが記載されていますが、6月の議会では保健センターは福祉避難所として利用を考えているため、配布したマップには掲載を外したと言っております。

このため、国土地理院のホームページから吉岡町保健センターを削除すべきだと思うのですが、お答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 国土地理院のホームページ更新関係については、町民生活課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） ご質問の国土地理院のホームページの更新についてですが、6月の一般質問のときに説明したとおりでございまして、そのとおりに更新の手続がなされたものと思っておりましたが、議員のご指摘のとおり、今回その更新の内容に誤りがあったことを確認しましたので、早急に災害ハザードマップ等と同一の情報となるように、再度国土地理院のほうへ更新申請を行いたいと考えているところでございます。以上でございます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） また、8月に皆さんの家庭に配布されたタウンページ北部版があらうかと

思います。その北部版に同封された防災タウンページという小冊子があるかと思うんです。この小冊子の吉岡町の避難マップが掲載されておるのですが、全く国土地理院と同じ情報が掲載されており、緊急指定避難場所が指定避難所になっております。そして、保健センターもこれに掲載されております。全く国土地理院のホームページと同じものが載っており、配布されております。

これもどういうルートでこのNTTのタウンページの防災タウンページに情報が流れたのか。この辺をお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても町民生活課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） ご質問の件につきましては、NTTのほうに確認を早急にして、やはり同じように、災害ハザードマップと同一の情報となるように、できる範囲で更新していただくように話をしていきたいと考えます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） ぜひ、これ配られてしまったので、すぐ更新は難しいと思うのですが、情報は統一されたものでなければなりません。町民に配布された吉岡町災害ハザードマップと同一の情報となるよう、早い時期に更新をお願いいたします。

時間がまだありますが、以上で4番廣嶋の一般質問を終了させていただきます。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、4番廣嶋 隆議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を15時30分といたします。

午後3時06分休憩

午後3時30分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

議長（山畑祐男君） 10番飯島 衛議員を指名します。飯島議員。

〔10番 飯島 衛君登壇〕

10番（飯島 衛君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

高齢ドライバーに対策をとということで質問させていただきます。

1番目といたしまして、踏み間違い防止装置の推進と設置に助成をとということで質問し

ますが、近年高齢者の交通事故が特に強調されている報道が多く見られます。6月に閣議決定された2019年版の交通安全白書によりますと、18年の75歳以上の高齢運転者による死亡事故は、75歳未満に比べて免許人口10万人当たりで約2.4倍、原因別では、運転操作の誤りが全体の30%を占め、このうちブレーキとアクセルの踏み間違いに起因する死亡事故の割合は、75歳未満では全体の1.1%にとどまったのに対し、75歳以上では5.4%に上がったとあります。

ことしの4月の87歳の高齢男性が母親と3歳の女の子をひいてしまった事故などは、記憶に新しい、本当に痛ましい事故でございました。こうした報道により、免許の返納がふえているとのことでございます。

しかし、群馬県などは車が欠かせない土地柄でもあります。なるべく長く車を運転したいと思っているのが現実ではないでしょうか。

いろいろな自治体では安全装置のついた車の購入や踏み間違い防止装置の取り付けに助成を出したりしているようでございます。

私どもも文教厚生常任委員会で新潟県の刈羽村へ視察に行きました。やはり刈羽村でも安全対策の車を購入すると助成をいただけるというような施策をやっておりました。

また、上毛新聞で7月10日の記事にありました。これは太田市のほうですが、太田市はスバルの工場がございまして、そのアイサイトを搭載した新車を購入した人に20万円を助成すると、そのような記事がございました。

こういった車を運転支援機能を備えた車を購入した場合に助成をするという町が群馬県では甘楽、明和町両町を初め、全国的に広がっているということでございます。

そのほかに、これは7月28日の上毛新聞で、お隣の渋川市が踏み間違い防止装置というのを高齢者対象に助成方針ということで記事が載っておりました。やはり、町長さんの発言ですが、中山間地域では移動に車が欠かせず、免許返納を促すだけでは十分でない。踏み間違い防止装置をつけることは、運転する本人のほか、周囲の安全確保にもつながるという記事が載っておりました。渋川市では、運転免許証を保有する70歳以上の市民が対象で、5万円を上限に防止装置の購入と取り付けを含めた設置に係る費用の3分の2を補助する。当面は100台分を想定し、一般会計、9月補正予算案に関連費用を盛り込む予定ということでありました。これは、渋川市の取り組みは、大泉町に続きまして、県内自治体で初めてで、渋川市が2例目というふうになるということで記事が載っておりました。

そこで、お伺いします。吉岡町でもこういった最新の安全装置の推進と設置の助成を要望するものでございますが、町長の見解をお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 高齢ドライバーに対策を。踏み間違い防止装置の推進と設置に助成をということで質問をいただきました。

先月末に吉岡町交通安全会よりも助成支援の要望書が提出されております。今高齢者による痛ましい交通事故が多発しておりまして、そうした事故を何とか減らしたいと考えているところございまして、町も警察や交通安全会等、関係機関と協力して、高齢者を対象とした講演会や啓発活動を実施するなど、高齢者による事故を減らすための対策等を検討しているところであります。

詳細につきましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） ご質問の踏み間違い防止装置につきましては、町も県内で実施している自治体があることは承知しておりまして、そうした自治体の実施状況等を参考に、高齢運転者の事故を減らすための対策として、現在検討しているところございまして、来年度の実施に向けて要綱の検討や予算などについて協議をしているところでございます。

隣の渋川市と、また吉岡町ではまた違いますので、財政等の状況等を考慮しながら進めていきたいと考えております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 本当にどうぞ来年度に向けて対策をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、高齢者らに対して特殊詐欺の予防対策をということで質問させていただきます。

まず、1番として、通話の自動録音装置の導入をということで質問させていただきます。

8月6日の上毛新聞にストップ特殊詐欺の記事が載っていました。これは、連日載っている記事なんですけれども、その特殊詐欺の予防対策として電話の発信者に通話内容の録音を自動音声で予告する装置について、高齢者に貸し出しや購入費を補助する支援の取り組みが掲載されていました。人心がすさんで悪質な詐欺を働く人たちがいる現代ですが、善良な市民、特に高齢者を守っていくためにも早急な対策が求められると思います。

やはり、この8月6日の上毛新聞に載っておりますけれども、本当に県内では特殊詐欺被害が後を絶たないということで、ことしの上半期、1月から6月まで県警が県内で認知した特殊詐欺は、前年度期比20.7%増の111件で、被害額は87.4%増の2億8,760万円に上った。被害額の増加は5年ぶり、1,000万円単位の高額被害も相次いで発生しているということでございます。今本当にさまざまな詐欺というか、本当にい

ろいろなすきについて犯罪集団が高齢者を狙っているのが現実でございます。

県警のほうでは高齢者らが自動録音装置を使えば、アポ電を含めて、犯行グループと接触する機会を大幅に減らすことにつながると指摘、装置の普及が今後の課題であり、市町村のサポートは重要というふうに記事に載っておりました。

私も渋川警察の生活安全課のほうへお邪魔しまして、ちょっと資料いただいたわけですが、説明を聞いたんですが、価格的には1万2,000円ぐらいの機器でございまして、実によくできていて、電話と電話の回線と電話機の間はこの機器を取りつけるような形で、そして、自動録音装置ということで、振込犯が物すごくこの録音されるということを嫌うそうなんです。ですから、まず電話かかってきて、この会話が録音されていますよというふうに流れると、大体詐欺犯はそれを切るということで、そうすると、かかってきてもまずこの機器が応答しますから、それで詐欺犯が切ると本人には電話がかかってこない、そういう仕組みになっているそうでございます。そして、万が一とってしまっても、その会話内容が高音質録音という形で録音されておりまして、録音の可能時間というのは件数は60時間、2,000件を録音することができるということで、古いほうからどんどん消えていきますけれども、かなりの時間と件数が録音されるということで、渋川県警のほうでは、10台ほど県下の各警察署に10台ほどこれを県のほうからいただいて、そして希望者に貸したら、たちまち貸し出されたということでございました。

そして、警察のほうでは特に推進はしていないということで、各自治体でこういうのは推進しているというか、補助金とか出しているみたいですよなんていうような話を聞いて帰ってきた次第でございます。

そういった状況でございますので、我が吉岡町でも本当にこういった詐欺が蔓延している事実を鑑みて、ぜひ急いだ対策が必要ではないかというふうに思っておるところでございます。町長の見解をお伺いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） やはり、高齢者対策として、このことについても町は特殊詐欺の予防対策として電話の通話内容の自動録音などの装置に対して貸し出しや購入費の助成などの対応を県内の市町村において実施されていることを承知しておりまして、現在、他の市町村の状況を把握し、特殊詐欺の予防対策として、そうした装置の購入費の助成などを検討しているところでございます。

詳細につきましては、町民生活課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 特殊詐欺の予防対策として県内の市町村で電話の通話内容を自動録音する装置の貸し出しを実施している市町村が8市町村で、そうした装置の購入費を助成している市町村が14市町村で、助成内容は、主に装置の購入費の2分の1を助成するものとなっております。

町は、これにつきましても、先ほどの踏み間違い防止装置と同様に、現在他の市町村の状況等を参考に、要綱の作成や予算などについて検討しているところでございます。以上であります。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 引き続き前向きな答弁ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

続きまして、猫などの多頭飼育についてということで、まず1番、その実態はということで、多頭飼育崩壊などの報道がありますが、多頭飼育崩壊にはブリーダー崩壊型、アニマルホーダー型、ボランティア二次崩壊型があり、自治体などが苦慮しているとのことでございます。

私も猫などのにおいだとかふんのことなどで相談を受けたことがございまして、町はこういった多頭飼育崩壊というようなことで、実態を把握しているかどうかということをもっと伺いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 今、飼い主がそれぞれの思いによってペットの犬や猫等が無秩序に飼育し、その結果、ペットがふえ過ぎて飼育の継続が不可能となる多頭飼育崩壊が全国各地で問題となっておりまして、また、それによって近所の住民からペットの鳴き声による騒音やふん尿による悪臭等の苦情が生じ、その対応で地域の自治体も苦労していると聞いております。

町で多頭飼育崩壊の事案が発生すれば、県の動物愛護センターと連携し、対応しなければならぬと考えているところでございます。

なお、詳細につきましては、町民生活課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） それでは、町長の補足説明をいたします。

現在町では多頭飼育崩壊による相談などの事案はありませんが、ペットの飼育で住民から苦情の申し出があった場合には、自治会を通じて注意の喚起や看板の設置を行っておる

ところでございます。

また、よしおか広報等で犬や猫などのペットを飼うマナーとして、動物愛護法に基づき、飼い主に対しペットとして飼う動物の本能や習性等をよく理解していただき、ペットの飼い主としての責任を十分に自覚し、飼っているペットにより他人に迷惑や危害を加えないように飼っていただくようお知らせしているところでございます。

今後も動物愛護法に基づき、対応していく考えであります。以上でございます。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 対応していくということでございますが、次の（2）番に移りますけれども、そういった方が避妊治療などに相談、助成をということで質問するわけですが、そういった多頭飼いの多頭飼育されている方、私も本当にちょっと身近にいたことがあったんですが、本人はいっぱい数が、猫がいっぱいいても何ら苦にすることもなく、本当にかわいい、かわいいで飼っていて、要するに本人がどうしたらいいかということもわからないような状況になっているのではないかと思いますので、やはりそういった家庭でまずその辺を相談とか話し合いみたいな形で、相談に行って、まず実態を見ていただくというのが必要ではないかと思うんですけれども、町では多頭飼いでいっぱい飼っているという家庭を把握していないんでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、町民生活課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 多頭飼育の関係でございますが、多頭飼育という事案はあるかと思えます。

ただ、崩壊に至っていない状態の、ペットの飼育、飼い主の範疇で、まだ行われる状態で対応することはあるかなと思っています。そういう状態のときには、動物愛護センターと連携して対応しているところであります。

また、ご質問のペットである動物の避妊治療などの相談については、まず役場の担当に相談していただき、相談の内容を町内の獣医師等に連絡するなどの対応をしていきたいと考えております。

また、先ほども言いましたが、相談の内容によっては、動物愛護センターに連絡し、連携をして対応していきたいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

10番(飯島 衛君) 実際多頭飼育崩壊かどうかというのは、実際にわからないという場合もあるのかと思います。これは、動物基金というところがインターネットで見回っているんですけども、その多頭飼育救済支援レポートということで、この動物基金というところがこういう相談を受けたところへ申請者のところへ行って解決しているんですね。避妊手術をやったりという、そういうレポートのあれが載っていたんですけども、これ群馬県の前橋市なんですけれども、60代の姉妹が2人暮らしで、姉が無職、妹は職がある。持ち家が2階建ての戸建て、生活に使っていない部屋に猫トイレを置いていた。生活保護の受給状況は受給していない。多頭飼育現場の猫の総数16頭、そして手術をいついつやっというふうな形で、こういう支援レポートなんていうのがあるんですけども、16頭だとやはり多頭飼育というかになろうかと思いますが、実際やはり猫がたくさんいて、万が一苦情があるんじゃないかなというように見受けられたら、相談に行ってみるとか、実際私もいろいろ町民のところへ訪問する機会があるんですけども、そうすると、本当にもう玄関の外にもいて、中もすごい状況な家庭が実際にあるんですね。私が知っているだけで2軒ぐらいあったかなという形で、こういうのは、町のほうで相談に乗ってあげるとか、大体お年寄りのおばあちゃんとか、そういう人で、お一人で暮らしているような方で、それで猫がふえちゃっているような、そういうところがあるんですよ。

ですから、万が一においとかふんなんかで苦情があったら、駆けつけていただいて、相談に乗ってあげて、多分本人はもうどうしていいかわからないと思うんですよ。やはり、そこは行政のほうで手を差し伸べて、何とか動物愛護協会のほうでも連携して、何とかそういう避妊の助成みたいなものが向こうのほうで、県とか、そちらのほうでも出してくれるかもしれません。また、その辺は調べていただいて、ぜひ放つたらかしにしないで、そういった、本当に、多分見た感じでは余裕で飼っているというんじゃないくて、もうどんどんふえちゃって、もうどうにもならないで仕方なく餌上げているというような形だと思います。本当に玄関先にもうすごい状態で、そういう家庭が現実にあって、私なんかもだから、要するによその家まで猫の場合は、よそのお宅のほうまで行ったりしてふんをしたりとかということで、ちょっと相談を受けたことがあったものですから、そういったところ、もし情報を得てわかりましたら、相談に乗ってあげていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、埋もれていく資料などの保存についてということで質問させていただきます。

民間に保存されている貴重な写真などを町で収集保存し、活用できないか。

町では、そういった資料の保存はなされているのでしょうか。ことしで戦後74年、戦

争を経験している人はかなり高齢になり、実体験などを語れる人も少なくなってきました。そうした中、後世に残すべきではというような貴重な写真などの保存についての相談がありました。家庭などに保存していると、当人が亡くなった後、散逸してしまうのではとの懸念があります。

皆様のお手元にお配りした、この写真なんですが、これ私の地元のある86歳、この写真のときは尋常高等科の2年なんです。だから、小学校6年として、12歳で、74年で86歳、合っているということなんですけれども、そういったお年寄りのところへこういう写真がございまして、それでそれをまた同じ地元の人が写真を拡大にして、こういうふうにはラッピングしてくれたんですよ。そして、こういう貴重な写真が要するに自分が亡くなった後なくなってしまうんじゃないかと。何か町でこういうのを保存していただけないか。何かで活用していただけないかというような形で相談を受けたわけなんです。

この文字が書いてあるほうは、本人が尋常高等科の第2年のときの昭和20年の3月29日だというふうに本人は言っていました。そして、第1学期というのは、3月ですから、戦争真っ最中で、勤労とありますけれども、ほとんど勉強しなかったということで、勤労奉仕に明け暮れたと。そして、2学期からは、戦争が終わったので、また授業が始まったというような説明でございました。

そして、もう一つの写真が、これは松の根っこを掘って、それを飛行機とか船の燃料にしたそうです。そのときの動員したときの写真だそうです。

そうしたきょうの上毛新聞のひろばに74年目の夏が過ぎたということで、ヤマグチタツコさんという84歳の前橋市の女の方の投稿がございました。この松の根っこだというふうに聞いていたものですから、その記事が載っていたんですね。

ちょっと読ませていただきますが、国民学校では兵隊さんの軍服をつくるため、山にカラムシとりに入った。級の誰よりも多くとり、山道を背負ってきた。勉強の朝の1時間ぐらいで、出征兵士の家の農作業を手伝った。働き手も肥料もなく、米の収穫高も少ない、等級米のほとんどは供出だったと。そして、父たちは休む間もなく、松根油をつくる松の根を掘りに山へ行くことが多かった。二度と戦はあってはならないというような投稿がありまして、松根油というらしいですね。だから、ちょうどタイミングはあれだったですけれども、この写真は、その松の根っこをみんなでもとりに行って、それでそれを要するに戦争の飛行機なんかの燃料にしたという、こういう戦争というと本当に空襲だとか、そういうのが物すごくあれですけれども、実に松の、もう資源がなくて、松の根っこを燃やして油とってまでやっているような戦争ということは、いかにももう本当に勝ち目は絶対ないというような悲惨な国民というか、本当におおごとしているなというふうに思うわけですが、こういった資料の、やはり保存、多分たくさんあるんじゃないかと思えますけ

れども、こういった資料の保存というのは、とりあえず町のほうではなさっておるか
か、ちょっとお聞きます。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 明治22年に明治村、駒寄村が発足してから昭和30年の合併により吉岡村が誕生し、その後平成3年の町制施行を経て、現在の吉岡町に至るまで130年の時が流れております。

その間、先人の方たちはさまざまな歴史的苦難に遭いながらも、それに立ち向かい、努力を重ね、乗り越え、今の吉岡町があるものと思っております。

近年、町文化財センターには、古い写真や古文書類、民具などを寄贈したいと申し出をされる方が見えられることはありますが、歴史的価値のあるものについては、文化財センターで寄贈を受け、整理保存を進めております。

町では今後も文化財センターを地域の歴史文化の拠点として位置づけ、貴重な歴史遺産の保存と展示等を含めた有効活用に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 文化財センターのほうで収集をしていただけるような形だと思いますが、やはり、自治会単位ぐらいでちょっと集めていただくとかして、それで町のほうに持って行って、町のほうで選別していただくとか、そういった方式もよろしいんじゃないかと思えます。

また、活用としては、よく前橋なんかのこういう戦争なんかの記事が載っているんですけども、前橋の空襲の記事……、吉岡町の歴史遺産というか、歴史の記憶というんですかね、そういったあれを子供たちにも継承していくのも必要ではないかということで、我が町の戦争の記憶とか、代はどうであっても子供たちに本当に戦争が本当にあって、大変な思いをしたという記憶、ぜひ引き継いでいただきたいというふうに思うんですけれども、そういったところはいかがでしょうか。町長。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） あくまで先ほど申し上げましたように、歴史的価値のあるものについてはということでご理解いただきたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） じゃ、歴史的な価値のあるものは、ぜひ保存、展示、活用していただきたい

と思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、企業誘致について質問させていただきます。

1 番、優遇措置についてでございます。

7 月 31 日の上毛新聞に玉村町の記事が載っておりました。玉村町では 64.6 ヘクタールと 6.4 ヘクタールの工業団地があるのに、インターチェンジの北に今度 20 ヘクタールの工業専用の団地造成を計画しているとの記事が掲載されておりました。

また、8 月 25 日には、県内の工業団地の記事が載っていました。交通網のアクセスのよさ、災害が少ない、東京近県の中では土地が安いなどの理由で、2018 年に企業が取得した県内の 1,000 平方キロメートル以上の工業用地は、件数、面積とも全国上位とのこと。一方で、団地の在庫が減少傾向で、企業誘致に向けた用地確保が課題とありました。

我が吉岡町では、駒寄インターチェンジの西側と 17 号の西に工業誘致エリアがあります。開発には交渉、手続などで時間が必要と考えます。

町の税収増と雇用確保のため、誘致を推し進めてはと思います。

また、優遇措置もぜひ考えていただきたいと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町では、都市計画マスタープランにおいて 2カ所、工業誘致エリアを指定しております。中でも大型車対応化事業を進めている駒寄インターチェンジの西側は、企業誘致先として最も潜在能力が高いエリアと考えられます。

来年度に供用開始を予定している駒寄スマート I C の大型車対応化は、企業の進出を促すほか、物流の拠点づくりにも大きな影響を与えるものであります。

今後、駒寄インターチェンジの西側で前橋市が計画を進めている産業団地の動向を踏まえた上で、企業誘致に関しては、県企業局や県産業政策課との意見交換や前橋市との情報交換に努めていきたいと考えております。

また、それに伴う優遇措置策についても並行して研究していければと考えております。

なお、優遇措置の例としましては、企業の本社機能を東京 23 区から地域に移転した場合や東京 23 区外からの移転、または地域にある企業の本社機能を拡充した場合、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を作成し、知事の認定を受けることで、優遇措置を活用できます。

また、県では本社機能移転に対して独自の支援制度を創設しており、建物等の不動産取得税を課税免除したり、移転した本社機能等に関連する法人事業税を減税する制度を設け

ております。

そのほかにも、企業誘致推進補助金や地域未来投資促進法に基づく優遇措置や企業立地促進資金などを行っております。

このような企業誘致に係る優遇措置についても情報収集に努めていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 町長の答弁で、誘致を促進して、優遇措置も考えていきたいというふうに言っておりますけれども、この県の企業誘致等に係る群馬県内市町村の優遇制度という資料をちょっと手に入れまして、これはインターネットからとれるんですけれども、この前優遇制度でやっていないのが群馬県で草津町と吉岡町と高山村だけなんですけれども、この優遇制度をするに当たって、みんな条例ができていますね。いろいろ条例が。

ですから、条例ができて、その中身は、条例等対象要件ということで、雇用何人以上雇ってくれとか、固定資産税は大体が3年間免除しますとか、そういった優遇制度というのがあるわけですね。本当に群馬県全部の市町村が載っているんですけれども、ぜひ条例の制定もつくっていただいて、その中身もよく精査していただいて、吉岡町、本当に貴重なインターの近くの工業地です。本当に先ほど言ったように、群馬県の中でももう本当に在庫がないというふうな形で言われておりまして、広くてもやはりインターの近くというのは物すごく利便性があって、価値があらうかと思います。

ぜひこれはやはりこの工業誘致というのは、吉岡町はなかなか今までやってこなかったんですけれども、やはり税収増と雇用確保というのがやはり大事だと思います。玉村町なんかは決してそんな貧しいところじゃないのに、どんどんICをつくって、それで工業用地をまたつくるなんていう形で、どんどん推し進めているわけなんですけれども、吉岡町もタイミングよく、今前橋市が何か工業団地の造成の話があるということを聞きましたので、そういったことを連携とって、本当に立地的にはいいところでございますので、本当に企業誘致できて、町政の税収増を図っていただきたいというふうに思います。

続きまして、将来を見越した道路網の整備をとということでございます。

町では、吉岡バイパスの延伸、前橋南新井線、駒寄インターチェンジの大型化の完成、ジョイフル本田の開業など、一層の交通量の増加が見込まれておるわけなんですけれども、その辺の今後の渋滞等は、執行のほうは重々承知しているかと思いますが、今私陣場なんです、その東に南前橋南新井線の工事を今池端町でやっておるわけなんですけれども、その池端町のところの前橋南新井線に南のほうから清里小学校のほうから神明宮という神社があるんですね。池端町に。その西をちょっと曲がって通って、その前橋南新井線にくっつけ

ようというような計画があつて、工事をこれから進めるわけなんですけれども、この吉岡町のインターの西の工業団地、どうもジョイフルもそうですけれども、ジョイフルの南も工業団地の南も午王頭川がこういうふうに流れていて、ちょうど肝心なところにちょっと午王頭川が流れて、先ほど言った前橋池端から北のほうへ延びてきて、前橋南新井線にとりあえず当面当たるように工事すると思うんですけれども、その延伸を午王頭川を渡って、そのまま橋をつくっていただくとすぐ北に吉岡町の工業団地エリアというのがあるわけなんです。

そうすると、今の橋をつくらないと、駒寄インターの、要するにインターに乗るのが、インター、関越道くぐって東を行ってじゃないと、要するに関越に乗れないような、実に利便性が悪いわけなんです。

ですから、インターの西の工業団地をつくるという前提で、前橋市とぜひ共同で午王頭川のところに橋をかけていただいて、そして、そのまま西のほうへ行きますと、社会福祉協議会のほうの、吉岡中学校の東の道の辺にこういうふうに行くような形で行けるんじゃないかというふうに思うんですよ。

そういった、将来の利便性、工業団地を誘致をしたのはいいけれども、物すごく交通の便が悪くて、また、町民の交通の便が妨げになるようなあれではいけないので、町民の交通の流れも考えながら、また、企業も来る。大型の車の対策というのも考えてはどうかと思います。町長の見解をお伺いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このことにつきましては、担当であります産業建設課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 吉岡町の近年の発展は、県の中央に位置するという地理的要因にもありますが、幹線道路の整備によるものが大きいと考えられます。

駒寄スマートインター大型車対応化事業の完成が見込まれ、大型商業施設も出店される予定であることから、周辺の道路整備に関しては、スピード感を持って対応していきたいと考えております。

具体的には、大型商業施設の北側に位置する町道熊野・吉開戸線と午王頭川沿いの町道金竹西・吉開戸線及び吉岡バイパスから県道前橋伊香保線に通ずる町道大久保・南下線の未改良箇所でございます。この3路線の道路改良事業により、大型商業施設の出店に伴う交通渋滞の緩和策として効果が得られるものと考えております。

また、将来を見越した道路網の整備をとのご質問でございますが、吉岡町の骨格を形成していく県道南新井前橋線の全線開通と県道高崎渋川バイパスの4車線化については、おおむね完成に向けての見通しが立ってきました。

そこで、今後、吉岡町の将来の交通ネットワークのかなめとなります吉岡バイパスの延伸につきましては、昨年3月に改定された「はばたけ群馬・県土整備プラン」において、現在の吉岡バイパス最北端の宮東信号交差点から県道高崎渋川バイパスまで接続する区間については、令和9年までに着手する事業と位置づけられております。

今後、大型事業に合わせて早期に着手していただけるよう、積極的に県に対して要望をしていきたいと考えております。

また、上武国道に連結する都市計画道路漆原総社線については、都市計画変更のための調査をしており、具体的な事業着手に向けて準備をしていきたいと考えております。

また、指摘がございました前橋市の住宅のほうから来る道路の計画でございますが、こちらのほうにつきましては、前橋市の道路整備課と情報は共有しております。今後も連携を図っていききたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ前橋市と連携を図っていただいて、よりよい吉岡町になるようお願いしたいと思います。

続きまして、船尾滝についてということでご質問をさせていただきます。

船尾滝周辺への立ち入り禁止の現状と見通しについてということでございます。

やはり、この質問は、2009年からことしまで6回、7の方が一般質問をされております。町長も議員のときに質問されております。また、今県議になった大林県議さんも町議のときにこの質問をしております。

そういったところで、現在の現状と見通しということで町長に見解をお伺いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 船尾滝へ通じる林道を安全性が確保できない理由で立ち入りを禁止しており、先ほど飯島議員がおっしゃったとおり、現在も続けております。

県の奥地保安林保全緊急対策工事などにより、根本的な原因と考えられていた箇所整備が進んできたため、今年度、林道水沢上ノ原線につきましては、歩行者が安全に通行できるような工事に町も着手いたします。

工事内容といたしまして、県の治山事業を行いつつ、道路舗装部の陥没した箇所の補修や林道脇に設置されたロックネット及びガードレールの修理を行い、来年4月開催の群馬

DCに間に合うように工事を進めていく予定でございます。

引き続き県の関係機関と連携して、船尾滝への通行の確保を図っていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 本当に町長の答弁で、林道の整備ですか、これから何か始まるようなことをお聞きしまして、本当に長かったような感じがしますけれども、やっと着実に進むのかなと思います。

2番目の唯一の観光資源であると思いますよね。やはり船尾滝というのは。今回の決算書の主要施策の成果説明書にも126ページに県下随一の高さを誇る名勝船尾滝というふうにありますね。そして、吉岡郷土かるたには「落下する水も豊かな船尾滝」というので、これは柴崎町長も一般質問のときに何か言ってあったんですけども、また、吉岡町、名勝というか、物すごく大きなモニュメントというか、風車があったんですね。東には風車、西には船尾滝ということで、お手元には配らせていただいたんですが、風車は昨年取り壊して、こっちはモニュメントという形で残ってしまっているんですけども、吉岡町の、これ昔のパンフレットですね。「群馬県吉岡町一休みの旅、吉岡道草マップ」という、このパンフレットに実に雪をかぶった船尾滝と風車が載っていて、今片方の風車はなくなってしまったので、唯一残るのは名勝船尾滝ということで、この写真を見ますと、本当に近くまで遊歩道がここに行っていて、本当にすばらしい滝が吉岡町にあるんだなということで、改めて感じておるわけございまして、ぜひこの船尾滝、早く皆さんが近くまで行けるようなふうになればいいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後になりますが、幼稚園、保育園の無償化についてですけども、これは、（１）と（２）一緒に質問ということでお話しさせていただきますが、この幼稚園とか保育園の無償化というのは、私が議員になった8年前当時は、少子化対策ということで、各市町村が競って3番目の第3子を無料化にするとか、兄弟が何人いたら何番目の子は無料だとか、何か物すごく一生懸命無償化、無償化ということで騒いだ時期がずっとありました。

それがこの10月よりいよいよ消費税10%に増税ということになってから、幼保無償化が実際に始まるわけでございます。本当にすごい画期的な時代に突入したなというふうに感じるわけでございますけれども、ただ、やはりゼロ歳から2歳というのが住民税非課税世帯という形で、こういった方が無料で、そのほかの方はまだ有料だということでありますけれども、お隣の渋川市さんなんかは、ずっともう第2子以降保育料無料ということでやっております、給食費も当然無料でやっております、この幼保無償化が始まると

同時に、ゼロ歳から2歳も無料にするというような話をお聞きしました。要するに制限なしで、今まで保育料無料……、第2子以降無料化にしておったんですけれども、これが無料化になるということで、じゃ、ゼロ歳から2歳まで無償化にしようということになったそうでございます。

ただ、この無償化になると、今年度は自治体の支払いはないということでございますけれども、来年度から支払いが自治体の負担が始まるというふうなことはお聞きしておるわけで、どのくらい吉岡町の負担になるかというのは多分今の時点ではわからないのかなというふうに思うんですけれども、要するに、今まで保育料が有料だったのが無償だということは、国が要するに面倒見てくれるわけですから、そのなった分をこのゼロ歳から2歳の無料化か給食の副食費などを無料化するか、小中学校の給食費を無料にするか、または半額にするか、何か1つこの幼稚園、保育園無料化になるに伴って、吉岡町、これ子供たちに対しての要するに費用でございますので、無料化になるようでございますので、国がね、くれるわけですので、ぜひともこれは何かしらとりあえずひとつ子供たちのために、今言ったように、(1)番、(2)番、無償化とか考えていただきたいと思います。

これは、教育委員会のほうからになりますので、町長の見解でよろしいかと思います。町長の見解をお伺いいたします。

議長 (山畑祐男君) 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長 (柴崎徳一郎君) ゼロ歳児から2歳児の無償化をとの質問ですが、消費税増税に伴い、幼児教育、保育無償化が10月から実施され、3歳から5歳までの子供とゼロ歳児から2歳児の住民税非課税世帯の子供は無償化されます。また、現時点においても3子以降は無償化されております。

議員ご指摘のゼロ歳児から2歳児の課税世帯の無償化についてですが、現行では無償化が始まったばかりであること、今後の国の交付金等の動向が現時点では読めず、先ほど飯島議員もおっしゃっていましたように、今回の無償化により、町の負担がどの程度ふえるかわからないなどを勘案し、そういった負担等がはっきりしたところで、吉岡町としてどうして支援策ができるか検討していきたいと考えております。

また、副食費あるいは幼稚園・保育園の無償化、副食費などの無料化等につきましても、今後あわせて検討していきたいと思っております。

議長 (山畑祐男君) 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番 (飯島 衛君) ぜひよろしく願いいたします。

以上をもちまして、飯島の一般質問を終了いたします。

議 長（山畑祐男君） 以上をもちまして、10番飯島 衛議員の一般質問が終わりました。
これをもちまして、本日の会議に予定されていた一般質問は終了しました。
明日は、4人の一般質問を行います。

散 会

議 長（山畑祐男君） 本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。
午後4時24分散会

令和元年第3回吉岡町議会定例会会議録第3号

令和元年9月4日（水曜日）

議事日程 第3号

令和元年9月4日（水曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１３人）

1 番	小 林 静 弥 君	2 番	富 岡 栄 一 君
3 番	飯 塚 憲 治 君	4 番	廣 嶋 隆 君
5 番	富 岡 大 志 君	6 番	金 谷 康 弘 君
8 番	村 越 哲 夫 君	9 番	坂 田 一 広 君
1 0 番	飯 島 衛 君	1 1 番	岩 崎 信 幸 君
1 2 番	平 形 薫 君	1 3 番	小 池 春 雄 君
1 4 番	山 畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴 崎 徳一郎 君	副 町 長	野 村 幸 孝 君
教 育 長	山 口 和 良 君	総務政策課長	高 田 栄 二 君
財 務 課 長	高 橋 淳 巳 君	町民生活課長	福 島 良 一 君
健康福祉課長	米 沢 弘 幸 君	産業建設課長	大 澤 正 弘 君
会 計 課 長	中 澤 礼 子 君	上下水道課長	笹 沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小 林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 島 繁	主 事	田 中 美 帆
---------	-------	-----	---------

開 議

午前9時30分開議

議長（山畑祐男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

一般質問の通告のあった9人のうち、本日は4人の通告者の一般質問を行います。

お手元に配付してあります議事日程（第3号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議長（山畑祐男君） 日程第1、一般質問を行います。

6番金谷康弘議員を指名します。金谷議員。

〔6番 金谷康弘君登壇〕

6 番（金谷康弘君） 6番金谷です。それでは、議長への通告に従い、一般質問を行います。

1、デ・レイケ堰堤自害沢9号関連です。

皆さん、8月22日の上毛新聞でご存じかと思いますが、自害沢9号堰堤は、馬場前議長の幼少のころの記憶を頼りに調査した結果、発見できた堰堤です。詳しく申しますと、昭和62年、時の建設省利根川水系砂防事務所の塚田純一さんの調査で存在の確認はできていましたが、天端の石を数個確認にとどまり、資料写真が残るだけ。また、自害沢1号堰堤から9号堰堤までの位置表示では、9号に関しては現在の位置よりずっと下流域で、今までに存在の確認はできませんでした。そしてその後、平成17年3月の報告の財団法人砂防フロンティア整備推進機構の調査では、自害沢2、3、4、5、7、8号の確認・調査はされ、記録にありますが、9号堰堤は確認されず、調査記録はありませんでした。

そんな状況下において、私は馬場前議長の記憶を頼りに現地に行って調査しました。そして、9号堰堤を発見することができました。確認の理由は、昭和62年の塚田さんの写真と現状の石の数が同じ、そして現況が同じだからです。

確認はできたものの、埋没しているので、果たして流され崩れて埋没しているのか、明治期につくったままの現存での埋没なのかわからないので、その確認作業として土砂の撤去作業が「榛名山麓のデ・レイケ堰堤を見守る会」にて始まりました。あくまで平面的ではありますが土砂の撤去をしましたら、明治期のそのままの堰堤が出てきました。立派なものです。

資料1をごらんください。見づらくて申しわけありませんがご容赦願います。これが、昭和62年の塚田さんの資料写真です。数個の岩のみ確認できます。

資料2をごらんください。これは、塚田さんが位置関係を落とし込んだ地図です。右下

の9がそうです。これによりますと、9号堰堤はずっと下流に表示されています。長岡大橋の上流です。ですが、実際は赤丸のところです。高压線の下です。

資料3をごらんください。これは、平成17年3月報告の財団法人砂防フロンティア整備推進機構の報告です。自害沢9号の資料はございません。

資料4をごらんください。これが新たに発見できた自害沢9号堰堤の写真です。隣にちょこっと写っている人物なんですけど、これが馬場前議長です。

資料5、6をごらんください。資料4の堰堤の土砂を撤去したものです。写真が見つらなくて恐縮です。崩壊なく、明治期のままの状態かと思います。

ここで少し、デ・レイケ堰堤を紹介しておきます。資料7は悪沢7号、資料8は自害沢3号、資料9は自害沢5号です。これで少しは、皆さん、デ・レイケ堰堤をご理解していただけたかと思います。

それでは、最初の質問に入ります。

①林道栗籠・井堤線ボックスカルバート橋の設計変更についてです。

皆さんご承知のように、デ・レイケ堰堤自害沢9号、下流10メートルぐらいですが、林道栗籠・井堤線が通り、自害沢はボックスカルバート、1,500掛ける1,500を入れ、上流にはコの字型の擁壁、下流にはI型の擁壁をつくり、橋の形状をつくり、自害沢を通すものです。

今までの私の一般質問において、「林道栗籠・井堤線はデ・レイケ堰堤自害沢9号に支障のないように通す」との答弁でありましたが、以前の数個の大きな石と申しますか、岩と申しますか、その保護とは違い、今では大きな明治期の堰堤がそのままの形状であらわれてきました。状況が変わってきました。今回においては確実に、林道栗籠・井堤線ボックスカルバート橋の設計変更を望むものであります。

概略の図で申しますと、このような形になるかと思いますが、これが堰堤、これが擁壁なんですけれども、一番詳しいのは大澤課長かと思いますが、こんな形でよろしいでしょうか。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） はい、そのようなイメージの図面でございます。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ありがとうございます。

見てわかるように、非常に不自然な形で、コの字型にデ・レイケ堰堤自害沢9号に接します。この図を見ていかに思うでしょうか。私は少なくとも、コの字型を大きく広げて、

デ・レイケ堰堤自害沢9号を受けるような形にしたほうがよろしいかと思いますが、柴崎町長、お尋ねします。設計変更の必要性を感じるか、感じないか、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

一般質問2日目ということで、本日も精いっぱい答弁をさせていただきたいと思います。

まず初めに金谷議員から、デ・レイケ堰堤自害沢9号関連についてご質問をいただきました。それぞれ答弁をさせていただきたいと思います。

初めに、上野田の自害沢に埋もれていたデ・レイケ堰堤自害沢9号を探し出された金谷議員のご努力に敬意を表します。あの夏の暑い時期での土砂の撤去作業、ほとんど手作業かと思いますが、本当にお疲れさまでした。

デ・レイケ堰堤につきましては、6月議会で、堰堤に万一支障を来す場合には、工法等の変更も含めて事業を進めていきたいと答弁させていただいておるところでございます。

デ・レイケ9号堰堤が、明治期のそのままの形であらわれて、議員のご指摘のとおり、現計画では確実にボックスカルバート橋の工事により支障を来してしまうことが、施工業者と県関係者との立ち合いの結果、確認ができました。したがって、デ・レイケ9号堰堤に影響を与えぬよう、線形変更等の作業を現在進めており、9月2日から現場での作業を始めたところでございます。対応策としまして、ボックスカルバートを下流にずらし、左岸側の中心線を山側に振ることなどが考えられます。

いずれにしても、早急に変更計画を確定したいと考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 私が話を聞いていたのは、盆明け、原設計での丁張をかけて位置出しをして、自害沢9号との位置関連を確認し、方向性を出すとのことでしたので、一般質問にて何とか設計変更をしてもらいたく、今、一般質問でここに立っている次第なんですけれども、いち早く設計変更の検討をしているとのことで、私、非常にうれしいんですけれども、質問とのずれを生じるかもしれませんが、確認の意味合いで一般質問をこのとおり続けたいと思います。

まず、なぜ早急な設計変更をされたのか、柴崎町長、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） デ・レイケ堰堤の規模が正確に出てきたという状況をこの目で確認させていただきました。そういった関係で、この遺跡を残していけたらということで変更に至

った次第でございます。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6 番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） ありがとうございます。

それでは、2 番目の質問、デ・レイケ堰堤自害沢 9 号の整備計画について質問します。

自害沢 9 号堰堤、立派なものが出てきました。林道栗籠・井堤線が開通すると、公道から一番近いデ・レイケ堰堤となります。道路からすぐ見ることができるデ・レイケ堰堤となります。

ひいては、デ・レイケ堰堤 9 号を整備して皆さんに見ていただき、貴重な近代遺産としての認識、堰堤が機能する防災・減災への意義の認識を高めるのに最高の教材として活用できるものと思います。

以上のような観点より、デ・レイケ堰堤自害沢 9 号の整備計画の必要性を感じますが、柴崎町長の見解を求めます。

8 月 22 日の上毛新聞にての柴崎徳一郎町長は、「町には多くの堰堤が残っている。土木遺産という文化的側面と、防災教材としての教育的側面から積極的に活用していきたい」とコメントしているので、まさか、デ・レイケ堰堤自害沢 9 号の整備計画の必要性はないとの答弁はないと思いますが、整備計画の必要性を感じるか、感じないか、柴崎町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 必要性は感じております。

なお、この件に関しましては、産業建設課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） デ・レイケ堰堤群は、その性質上、山林の中に存在し、車の乗り入れが大変困難な場所に点在しております。しかし、本箇所は林道から極めて近い位置にあるため、多くの人に見てもらえるよう、林道工事の一環として、駐車スペースの整備・確保も含めて、今後検討していければと考えております。

また、デ・レイケの功績や土木遺産として、また堰堤が機能する防災・減災効果がよくわかるような説明看板の設置等も今後あわせて検討していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6 番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） ありがとうございます。検討をよろしくお願いします。

それでは次に、私なりの整備計画の具体的な内容に入りたいと思います。

最初に、デ・レイケ堰堤自害沢9号の全体の掘り出しです。平面的な掘り出しは人力にてスコップで掘り出しましたが、大変でした。立面的、断面的と言いましょうか、人力では到底無理です。塚田さんの資料によりますと、多分、明治政府内務省の資料かと思うのですが、それによりますと、諸元、築造明治18年、高さ1.6間（2.9メートル）、長さ12間（21.7メートル）、敷き（基礎厚）5間（9.1メートル）、馬踏（天端厚）1.8間（3.5メートル）、体積65.3坪間（387立米）、新設時工費153円とあり、実際掘り出すと大きいものだと思います。また、袖垣工の石積工が出てくるかもしれません。

2番目に、堰堤を出すということは、水下なら段差の下端まで掘り下げなくてはなりません。ということは、河川の勾配をとるために下流域まである程度掘り下げなくてはなりません。また、上流部においても、堰堤天端より少し下げ、泥だめ部分をつくり勾配を取り、河川上流部へと河床の調整が必要となります。

3番目に、右岸側は高低差が高く、のり面の整形が必要かと思います。

以上のような整備計画、町長はいかようにお考えになりますか。柴崎町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、産業建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 堰堤の下流側では、河床勾配が緩く堆積が進み、落差が50センチから60センチ程度となっております。このため、少なくとも1.5メートル程度掘り下げることになると、次のような問題が考えられます。

掘り出した堰堤の姿をそのまま残すことになれば、林道が渡河するボックスカルバートの高さをかなり下げなければなりません。それに伴い道路との高さの差が大きくなるので、それに対応した擁壁が必要になります。

また、下流部では堆積が進んで勾配が緩く、山裾が固定されて安定した状態になっております。堰堤を掘り出した高さで下流に取りつけるには、勾配が緩いために相当の延長を掘削しなければなりません。これにより、安定していた山裾は崩壊が始まる可能性が考えられます。

以上のことから、ご提示された掘り出しの整備計画は、今後、測量等の実施をする必要もあり、慎重な検討が必要と考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

- 6番（金谷康弘君） 確かに安定はしているかと思います。今後も将来的には安定ということがありますが、それは明治時期につくった時点をもとにした安定です。つくった当時からも135年は経過しています。そろそろ基準を今の現在に置いてもよろしいのかと思いますが、130年前を基準に安定と申しましてもいかがなものかと思いますが、その点、大澤課長はどのようにお考えですか。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 県の渋川森林事務所や土木事務所の専門の技術者と、今後協議してまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

- 6番（金谷康弘君） 河床の調整と申しましても、河床全部の幅を下げるわけでもなく、幅1メートルぐらいですか。私は掘り出してからずっとあそこの場所へ行っているんですけども、雨降ったときもずっと見ているんですけども、極端に水の流れというのは余りありません。50年に一度、100年に一度の大雨でしたらまた別でしょうけれども、それぐらいでしたら、河床を1メートルぐらいの幅で掘っていただければいいのかなと思いますけれども、大澤課長はその点どのように考えますか。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 大雨が降ったときの状況等も、現地で確認を今後していければと考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

- 6番（金谷康弘君） わかりました。いろいろ検討、よろしくお願いいたします。

実際、林道ができれば、一番よく見られて、砂防の機能などを目で見て確認でき、防災・減災の教育の活用につながれるのではないかと考えております。

また、すぐ下には林道栗籠・井堤線のボックスカルバート橋ができるわけで、9号堰堤をきちんと出して、その堰堤の機能を発揮させれば林道の保全にもつながるかと思います。その点も考慮していろいろ検討していただければと思います。

そして次に、少し進んだ見方にて質問したいと思います。

私は、よく榛名山に入り、いろいろなデ・レイケ堰堤を見えています。途中にはコンク

リートでつくった巨大な堰堤もあります。そのコンクリートの堰堤は、現代の科学技術をもってこれでもかというように、自然をねじ伏せるかのように森の中に鎮座しています。

その点、デ・レイケ堰堤は、現場にある自然の石を使い、縄だるみをつけやわらかくし、まさに自然そのもののよう感じられます。谷積工法は、谷をつくるように石を落とし込む組み方で、石を波状に積み上げるため、石と石が突き合い、引き合い、押し合い、そして年月を重ねるとともに強度を増す。一部が崩れても全体に波及しない、また土石流の大きな力を抑えるために、大きな石と小さな石を組み込ませ、押される力をためて逃がすという特徴も持っています。自然に逆らわず、風景の中に溶け込むようにつくられた堰堤は、用と美を備えております。130年余りたっているのに、自然の一部として機能している。変に威張ってなくて、見事に自然の森の風景になじんでいます。見事に自然との調和をなしています。

そのデ・レイケ堰堤自害沢9号の下には、林道栗龍・井堤線が通り、ボックスカルバート橋を保護するようにコンクリートの擁壁ができます。私としては非常に悲しいものがあります。コンクリートの擁壁でなく、せめて自然石で擁壁にできないものかと思います。構造計算でコンクリートでしかできないなら、コンクリートを隠すように石で覆うとかの工夫を望むところであります。

質問です。②デ・レイケ堰堤自害沢9号の整備計画について、3問目、コンクリート擁壁に工夫を、また全体的に自然との調和を図った一体計画を望みます。町長はいかように考えますか。柴崎町長、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本箇所は、ご存じのとおり、自害沢を挟んで急勾配地であること、また当初設計ではデ・レイケ堰堤の存在が未確定であったことなどから、コンクリート擁壁による土どめ工を予定しておりました。今回、設計見直しを進めていく中で、検討をさせていただきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ありがとうございます。検討をよろしくお願いします。

地球環境破壊や食の安全をめぐる問題が深刻化する昨今、現代の科学技術を駆使した巨大システムは自然の力には太刀打ちできず、人類の英知をもっても巨大システムを制御し切れず、甚大な被害が出ております。私たちの生活を豊かにしてくれた科学技術の急速な進展は、一方ではさまざまなきしみを生み出しています。何がいけなかったのか、大切なものをどこに置き忘れてしまったのか、そんな問いかけにもつながると思います。また、

長い時間をかけて蓄積された先人の知恵・技術をもう一度見直してもいいのではないのでしょうか。そんな投げかけをしてもいいのではないのでしょうか。

これは、131号「櫛」です。吉岡中学校のPTAだよりですが、関校長の言葉、ことしの学校目標は「3つの教育」。1つ目は協力の「協育」、2つ目は共の「共育」、3つ目はふるさと、郷土の「郷育」。協力の「協育」は、教師が協働して生徒を育てる。共の「共育」は、昨年に引き続き家庭と学校がともに生徒を育てる。ふるさと、郷土の「郷育」は、吉岡町の郷土を愛する生徒を育てることを意識して、教職員一同全力を挙げて誠心誠意頑張っておりますとのことであります。吉岡町の郷土を愛する生徒を育てる、大変すばらしいことです。

さりげなく、ひっそりと、その存在さえも余り知られず、130年もの間、吉岡町の防災・減災に貢献してきたデ・レイケ堰堤、ここでいまだ一度見直してあげてもいいのではないのでしょうか。このことは、吉中・関校長のふるさとの「郷育」、郷土を愛する生徒を育てることに通ずるものがあるかと思います。

②番目の質問、デ・レイケ堰堤自害沢9号の整備計画について、最後の質問をします。

さきの上毛新聞「わが町のビジョン」にて、吉岡町柴崎徳一郎町長の記事、大見出しに「デ・レーケ堰堤にも光」とあります。これはパフォーマンスなののでしょうか、本当に思っていることなののでしょうか、確認したいと思います。柴崎町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） デ・レイケ堰堤が、吉岡の地を荒廃から百数十年の間、守り続けてきた貴重な土木遺産である認識は、今も変わらず持っております。

今後、文化的・防災教育的な側面も含めて、いろいろな分野で活用できればと思っております。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） ありがとうございます。

私は、このデ・レイケ堰堤は、土木遺産・近代遺産の位置づけではなく、存在する限り、将来に向けても山の治山・治水に貢献するもので、私はこのデ・レイケ堰堤を未来に向けた遺産と認識しています。

次の質問に移ります。

③デ・レイケ堰堤自害沢3号から9号を利用した地域振興及び登録有形文化財への登録申請をです。

先日、榛名山麓のデ・レイケ堰堤を見守る会にて、関西方面のデ・レイケ堰堤を視察に

行ってきました。今、榛名山麓のデ・レイケ堰堤を見守る会では、ネットワークを広げ、関西のデ・レイケ堰堤を研究・調査している方たちとの交流を深めております。

その一環として、京都の土田さんには、淀川と合流する木津川の支流、不動川のデ・レイケ砂防堰堤を、岐阜の酒井さんには、長良川の支流、岩舟川のデ・レイケ堰堤志段見堰堤群を案内していただき、視察してきました。また、揖斐川の支流、津屋川の羽根谷砂防堰堤も見てきました。

榛名山麓のデ・レイケ堰堤とは、つくり、構造など違い、それぞれ地域の特色が出ているかと思います。その土地の昔の職人さんのつくり方が反映されているのかなと思います。特に、羽根谷砂防堰堤、不動川砂防堰堤は遊歩道が整備され、ハイキングコース、スタンプラリーコースなどに使用されていて、デ・レイケさんの銅像や記念碑、また登録有形文化財の指定にもなっております。我が吉岡町にも、ぜひ必要かと思った次第であります。

1－③の問い、順を追って質問します。

自害沢3号から9号を利用した地域振興、遊歩道の整備、沢に沿った遊歩道が無理なら、町道からのアクセスなども考えられますが、今すぐどうのこうのではなく、将来的な整備計画にて町長の考えがあるならお答えください。柴崎町長、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、担当の産業建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 今後、林道整備が進んでいく中で、デ・レイケ自害沢9号堰堤は容易に確認ができる場所となるため、その道を活用した上で、駐車スペースや見学のできる場所等を確保していくことが最も現実的であると考えております。

また、現段階では、自害沢3号から9号までを利用した地域振興策や遊歩道を含めた将来的な整備計画はありませんが、今後検討していければと考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ありがとうございます。検討をよろしくお願いします。スタンプラリーコースなど、町で新たにスタートさせた健康ポイント事業などに絡ませてもいいのかなと思います。

次に、登録有形文化財について。

このことについては、確かにハードルは高いと思いますが、とは言っても私自身、登録有形文化財についての知識はないので、群馬県教育委員会事務局文化財保護課で少し話を

聞いてきました。

申請の手続方法、要件を満たす基準などですが、まずは要件を満たす基準として一番ネックになるのが、築造された年が明確にわかっているかということです。塚田さんの資料によれば、明治何年と記述があればいいのですが、明治何年から何年のある年などの記述で、明確な年がわかっておりません。調べる手だてとすれば、明治３６年に明治政府から群馬県に移管されたときの書類、引継書ですが、今現在、群馬県に所在の確認中であります。

こんな形で自分なりには調べ始めたのですが、町としてはいかがなものでしょうか。問題はたくさんあると思いますが、登録有形文化財について見解を求めます。柴崎町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このことにつきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） まず、登録有形文化財について説明をさせていただきます。

１９９６年の文化財保護法改正により、従来の文化財の指定制度を補うものとして、文化財の登録制度が創設されました。これは、急激に消滅しつつある近世から近代の建築物の保護を目的としたもので、建設後５０年以上経過し、歴史的な景観を備え、簡単には再現できないもので、国や地方公共団体の指定を受けていないことが選定基準となっており、所有者が該当物件の所在する市町村または県教育委員会に相談し、県教育委員会を経由して文化庁に登録を申請するものとなっております。

ご質問の、明治初期に榛名山麓の治山・治水を目的に内務省が築いた巨石砂防堰堤については、滝の沢川、自害沢川、八幡川、榛名白川など、現在の渋川市、吉岡町、榛東村、高崎市に１２０基ほど築造されており、町としてもとても価値のある土木遺産であると認識しております。

このことにつきましては、現在、渋川土木事務所を中心としまして、関係する機関が勉強会を始めておりますので、県、関係市町村、関係団体が連携して、この貴重な土木遺産を保存し、後世に伝えていく最善の方策を考え、また榛名山麓一体となった地域振興についても検討されることが望ましいと考えております。

ただ、登録有形文化財の制度については、吉岡町としても経験がない分野でありますので、まずはこのことに対する情報収集に取り組んでいければと考えているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） まずは、情報収集からいろいろと研究を重ねて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど申した引継書ですけれども、私、渋川土木事務所に問ひ合わせてありまして、きのう返答がありました。引継書は県の文書館に保管されているそうです。そして、担当職員、あとは議員などの研究のための閲覧は可能ということなので、私も後日ちょっと閲覧して、いろいろ中身を精査したいと思っております。私もそのようにいろいろ努力していきますので、町のほうもいろいろ努力していただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

次の質問は、前回は質問したことなのですが、ことし2月に行われたデ・レイケ堰堤の勉強会のときに、国土交通省関東整備局利根川水系砂防事務所から参考資料として提出された、砂防フロンティア整備推進機構の榛名山麓巨石堰堤群調査報告書を見ていただきたい、よく勉強していただきたいと町長に申し出たところ、柴崎町長は「後日拝見して勉強させていただきたい」との答弁でした。勉強はしていただけたでしょうか。

その中に、榛名山麓巨石堰堤群の文化財としての評価として、「榛名山砂防事業は、国が直轄で施工した、近代最初期の大規模な砂防工事の一つである。明治初期に巨石を使用した空石積の堰堤が施工されたのは、関東では榛名山麓のみである。榛名山麓の巨石堰堤は、野面石の空石積で天端は縄だるみの形状を示し、明治初期の砂防堰堤の代表的な形態を示している。巨石堰堤は、バランスのとれた巨石の配列と縄だるみの美しいアーチ形状を呈している。巨石堰堤の重量感、周囲の風景と同化した様子は、見る者に感動を与えている。積石には直径2メートルにも及ぶ巨石も用いられており、明治初期の機械力の乏しい時代に巨石を積み上げ、また、現在まで良好な形状で残存し、防災機能を発揮していることは技術的にも評価が高く、貴重な文化的価値を有すると評価できる」と記述があります。柴崎町長は、よく勉強していただけたでしょうか。お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 貴重な資料をいただきまして、ありがとうございました。

巨石砂防堰堤についてしっかりと勉強をさせていただき、榛名山麓の当時の人々が力を振り絞り、巨石を積み上げ、治山・治水のために努力されたことがよくわかりました。そして、130年たった今でもその機能を発揮しているということに、深く感銘を受けております。

ただ、保存・活用までには、るる課題もあるように見受けられます。先人の偉大な業績に尊敬の念を抱くとともに、これを後世に伝え残すことは大切なことだと認識しております。

す。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6 番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） ありがとうございます。

このことは、町長のみならず、副町長、教育長にもよくごらんになっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。副町長及び教育長にお尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 野村副町長。

〔副町長 野村幸孝君発言〕

副 町 長（野村幸孝君） 私も、自害沢 9 号堰堤を確認してまいりました。8 号堰堤も確認をしてまいりました。確かに、130 年前の築造物ということで、それがそのまま残っている、それを確認しまして、先人の技術力の高さも、設計の高さも身をもって確知したところでございます。

したがいまして、こういった土木遺産を後世に残していければというふうに、私も思っております。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） さまざまなこの堰堤の資料を私も見せていただきました。今、金谷議員がおっしゃっている未来への遺産、この価値というのは、十分にあるというふうに思っています。

また、防災教育の資料、また郷土を愛する地域の財産としての教材、こういうことについてもさまざま検討をさせていただき、可能であれば教材にも取り入れていければなどというふうには思っております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6 番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） ありがとうございます。

登録有形文化財、簡単ではないこととわかっております。吉岡町単独でなく、渋川市、榛東村などとの広域で考えた方がよろしいかとも思いますが、ご検討よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

今年 4 月に公布された、改正された文化財保護法の有効活用です。

以前にも質問をしたことがありまして、そのときの教育委員会事務局長答弁は、「群馬県よりまだ通達が来ていないので、来たら検討したい」とのことでした。私は、群馬県教育委員会事務局文化財保護に、改正された文化財保護法は今、県においてどのようになっ

ているのか聞いたところ、今現在、群馬県においては大綱を作成中とのこと、今年度中に策定し、来年度には各市町村に通達できるとのことでした。吉岡町では早い策定を望みますと要望したのに対し、県の教育委員会事務局は、4月にもう施行されていますので、独自に検討を進めてくれて構いませんとのことでした。

改正された文化財保護法の有効活用、柴崎町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このことにつきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 改正された文化財保護法では、議員おっしゃるとおり、「都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できる」とされており、「市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用地域計画を作成し、国の認定を申請できる」と規定されております。現在、県においては、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定中であり、今年度に仕上がるとのことであります。

群馬県から、独自に進めていただいて構わないというお話があったとのことですが、町では県が大綱を策定した後、県の大綱を勘案しながら、改正文化財保護法の趣旨である、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくという理念に基づき、文化財の保存・活用に努めていきたいと考えているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） ありがとうございます。

今すぐどうのこうのではないのですが、県の大綱ができてからで構いません。検討をよろしくお願いいたします。

吉岡町は、人口がふえ続け、町自体大きく変わろうとしているところであります。町長も柴崎町長にかわり、何か吉岡町の新しいものの発信ができればと、そうすればもっとよくなるのではないかと思っております。柴崎町長の胸にしかと受けとめていただければ幸いです。

次の質問に移ります。

1、デ・レイケ堰堤自害沢9号関連、④、最後の質問です。デ・レイケ堰堤を利用した防災・減災啓蒙活動です。

私は、デ・レイケ堰堤の関係でよく榛名山に入りますが、上毛大橋から榛名山を見たとき、滝の沢、自害沢、船尾滝等の位置関係がよくわかりません。そんなときにつくづく思

うのですが、榛名山から利根川までの流域、当然、吉岡町を含めてですが、ジオラマ模型があればよくわかるだろうなと思います。馬場前議長の家は、榛名山中腹の赤白の2本ある鉄塔の右だとか左側だとかよく言っていますが、その関係者なら関係することについては大体わかるのかなと思いますが、ほかのことについてはわからないのかと思います。

例えば、自害沢で、何号堰堤はここで、ボタンを押すと沢が青くなって点々とつながり、砂防堰堤で土砂を受けとめる様子、災害時の避難所ですが、ボタンを押すと点滅し、この周辺の人の避難場所の確認、利根川の浸水のハザードマップ、ため池の崩壊の浸水区域の明記など防災面での活用、また地域を認識するためにも一目で理解できるものと思います。多目的での利用が可能かと思います。地図では表現できない、立体的、鳥瞰的に見られるので、文化センターにでも置いて町民に見てもらい、認識してもらうことに最適だと思います。

ここに、県の支援事業の表があります。少し調べてみました。その中に、事業主体は渋川行政県税事務所、支援事業として地域振興調整費（市町村・団体等）、活動補助として地域振興・活性化・地域課題解決・県民参加推進事業等に関する活動補助、活動内容的にはシンポジウム、町民講座、見学会、情報発信・公開（広報、パンフレット作成、模型作製など）、このような支援事業がありますので、これらを用いた活用もいいのではないかと思います。ジオラマ模型作製、防災・減災の啓蒙活動、柴崎町長、どのようにお考えになりますか、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この質問に関しましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 防災・減災の啓蒙活動として、ジオラマ模型の作製ということですが、防災・減災の取り組みとして、今年度、消防防災総合訓練の実施がありますが、その説明会等におきまして、昨年度作成した災害ハザードマップ等を使用しているところであります。

それぞれの家庭に配られた災害ハザードマップは、災害時に住民の皆様の助けとなるものと考えておりますので、防災・減災の啓蒙活動には、まずこの災害ハザードマップを用いて実施していきたいと考えているところでございますが、今後の防災・減災の啓蒙活動を検討する中で、ジオラマ模型の作製も一つの案として考えたいと思います。以上です。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） 一つの案としての検討、よろしくお願いいたします。補助金の利用を兼ねて、大変よろしいかと思います。

それでは、1、デ・レイケ堰堤自害沢9号関連を終わりにして、2の学校教育関連にいきます。

①吉岡中学校の自転車通学の安全について。

最近、新聞紙上にて、自転車と歩行者の事故で運転者が多額な損害賠償を求められる事例を目にします。事故というのは、被害者になっても加害者になっても嫌なことですが、少し例を挙げてみますと、神戸で歩行者が小学生の自転車に追突され転倒、意識不明の重体。神戸地裁は保護者に9,500万円の賠償を命じた。保護者は賠償責任をカバーする保険に加入しておらず、自己破産、被害者に賠償金は支払われませんでした。男子高校生が自転車で車道を斜めに横断し、自転車の男性と衝突、言語機能を失う障害、賠償額9,200万円。男性がペットボトルを片手に自転車で坂を下る途中、交差点で女性と衝突、3日後に死亡、賠償額6,700万円など、賠償額が高額です。

吉岡中学校では、全生徒656人で、自転車通学者約430人、中学校の半径1キロ以上が自転車通学に緩和したとのことでふえたのかと思いますが、約65%が自転車通学です。聞いた話では、通学での事故、小さな事故を含めると月に1件から1.5件、人身事故は年に二、三件あるそうです。心配です。

ちなみに、渋川警察署管内での中学生の関係した事故を調べてみました。資料10-1をごらんください。平成30年のデータです。1、年別推移7件。7、通行目的別、通学で登校時、当事者1、1件、当事者2、4件、下校時、当事者2が2件。9、事故類型別、自転車対車6件、単独1件。

資料10-2、裏面になりますが、平成31年4月末までの資料ですが、1、年別推移1件。7、通行目的別、登校時1件。9、事故類型別、自転車対車1件。平成31年は令和元年7月までのデータなので読み解くまではいきませんが、平成30年からのデータですと、小学校から入学したばかりの1年生の割合が高く、月別ですと新学期の4、5、6月、そして夏休み明けの9月が多い。下校時よりも登校時が多い。やはり朝のラッシュ時の交通量ですか、そして自転車と車が多いのが読み取れます。

自転車通学を含め、徒歩での通学の事故、授業中での事故、部活での事故など、生徒への保険はスポーツ振興センターとかに加入していると聞きますが、まずその保険内容からお尋ねしたいと思います。対象・保険内容、柴崎町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 吉岡町の全児童生徒は、町の負担により、独立行政法人日本スポーツ振

興センターの災害共済給付制度に加入しております。

給付の対象となる災害の種類につきましては、負傷、疾病、障害、死亡の４種類があり、この４種類の災害の範囲は全て、学校の管理下で生じたものに限りです。

なお、学校の管理下には、授業中のほかに登下校や宿泊を伴う校外学習等も含まれております。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔６番 金谷康弘君発言〕

６ 番（金谷康弘君） 事故などでの自分自身の保険は対応しているようですが、対人・車等の賠償目的に任意保険の加入はどのようになっておりますか。また、加入状況はいかがでしょうか。柴崎町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このことに関しましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 学校から案内しておりますのは、三井住友海上火災保険株式会社の「こども総合保険」であります。賠償責任の補償は、偶然な事故で他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の賠償責任を負わされた場合に、３，０００万円を上限に保険金が支払われる内容となっております。

また、任意保険の加入状況につきましては、３学年合わせて１２５名となっております。また、全生徒の１９％ほどとなっている状況です。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔６番 金谷康弘君発言〕

６ 番（金谷康弘君） １９％、非常に少ないように感じます。やはり個別の対応ということで、各個人・家庭の問題になるとのことでしょうか。難しい問題ですが、加害者となったときのことを考え、極力、任意保険への加入を指導していただければと思っております。

次の質問ですけれども、自転車の通学に対しての安全教育対策なんですけれども、ちょっと時間が差し迫ってきてしまいましたので、はしりたいと思います。２つ飛ばして、ちょっと先に進みます。

吉岡中学校自転車通学者は、先ほど４３０名おると、私、言ったんですけれども、実際、吉岡中学校では今、自転車置き場、３８０台しかないみたいです。足らなくて体育館の南側に置いたりして対応しているようですが、なぜ５０台の自転車置き場が足りないんでしょうか。半径１．５キロメートルから１．０キロメートルにしたからでしょうか。でも、

そのようなことは、中学校と協議していたわけだから、おおむねわかっていたことかと思
います。

また、今、吉岡中学校では教室棟の建設をしております。来春、また生徒がふえます。
700人を超えますでしょうか。また来春には自転車通学の生徒がふえます。町ではどの
ようにお考えでしょうか。自転車置き場の問題、柴崎町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このことにつきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡中学校の新しい自転車置き場を設計する際、当初から自転
車通学の距離の変更を想定したわけではありますが、その試算では、平成30年度の自転車
通学者約300人と比較して、最大で430台分が確保できていれば対応が可能であると
いうことで、その方向で検討が進められておりました。

具体的には、1区画当たり8台を想定し、収容可能台数を430台と計算しておったわ
けですが、8台利用の場合は自転車同士が重なる部分が多く、出し入れが煩雑になり危険
性が増すことが想定されたことから、設定台数を7台とし、収容可能台数は364台とな
りました。それでも、周辺には体育館の南側や社会体育館の西側などに既設の駐輪場があ
るほか、理科室前には以前から使用していた駐輪場もありますので、利用者がふえても対
応は可能であると考えておりました。

年度がかわり、通学距離を1.5キロから1キロに縮めたこともありまして、今年度の
自転車通学者は430人程度となったことから、新設した駐輪場だけではなく、既設の駐
輪場も使用することとしましたが、中学校では1カ所のほうが管理や指導がしやすいとの
ことから、理科室前の駐輪場は使用せずに、同じ地続きの体育館の南側に置くこととしま
した。その結果として、議員ご指摘のような状況となっております。

来年度以降、これ以上の台数になる場合には、理科室前の駐輪場で対応する予定であり、
それらを使用すれば最大で480台程度の自転車には対応可能となりますので、当面の間
はこの施設で対応可能ではないかというふうに考えているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） 対応をよろしくお願いいたします。

2、学校教育関連、②人口がふえ続ける吉岡町の学校施設の将来予想図はです。

今現在、吉岡中学校においては教室棟の建設、駒寄小学校においては体育館の建てかえ、

保育園・幼稚園に関しては第一、第二、第四、第五、駒寄幼稚園の増床をしてきて、現在、第三保育園の増床中、それでもまだ足らず、今後、保育園の増床を計画しなければならない状況が続いているのが現状です。町では、保育児及び児童生徒数の推移をどのように捉えているのでしょうか、少しお尋ねしたいと思います。

町では、今現在、ゼロ歳児から未就学の6歳児までの数は把握していると思いますが、今後の7年間、明治小学校、駒寄小学校、吉岡中学校の児童生徒数はどのように変化するのでしょうか。転入・転出があるので正確ではないかと思いますが、今現在のゼロ歳児から6歳児までの人数での今後の7年間、いかようになるでしょうか。町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このことについても、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） それでは、町教育委員会としての想定を説明させていただきます。

まず、明治小学校の児童数についてですが、令和3年度に今より10人ほど多い630人をピークとしまして、以降は若干の減少傾向が示されております。

駒寄小学校の児童数につきましては、今後も緩やかに増加することが想定されており、令和7年度には今よりも60人ほど多い823人程度となることが見込まれております。

続いて、吉岡中学校の生徒数についてですが、年度ごとに増減を繰り返しながらも増加傾向を示しており、令和4年度には今よりも80人ほど多い721人程度となることが見込まれております。

なお、吉岡中学校につきましては、既に今年度4教室分の増築事業に着手しており、両小学校についてもこの想定内の人数であれば、現在の校舎で対応できると考えております。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） ありがとうございます。

当然、保育園・幼稚園の増床を行ってきたのですから、児童生徒の数はふえるのかと思います。町では、社人研の人口数の予想にて、将来的に人口増が横ばいになるとのことで、学校の新設など新たなことはしてこなかったわけですが、このまま児童生徒がふえ続け、校舎の増築などしますと、校庭が狭くなります。校庭の機能が損なわれます。機能しなくなります。その点、町長はどのようにお考えになるでしょうか。時間が短いので、簡潔でよろしいのでお願いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このことに関しましては、教育長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 議員のおっしゃるとおり、子供の数に対し校庭が狭いこと、このことについては教育委員会でも危惧しているところでございます。

今回の補正で、明治小学校の校庭整備工事として、緊急車両等の進入が困難な部分を解消するための費用を上げさせていただいております。この工事は、校庭の中庭にある段差の一部を解消するものであることから、結果的に校庭の拡幅にもつながることになります。しかし、小中学校の校庭問題に対して、今のところ最良と言えるような解決策は見出せておりません。

飯塚議員にも答弁させていただいておりますが、このことについては、町としての優先順位なども考慮しながら、総合的・計画的に考えていかなければならない問題であると考えております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6 番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） 非常に難しい問題と認識しますが、特に吉中ですが、現在ご承知のように教室棟の建設中であります。そうでなくても校庭が狭く、八幡山グラウンドに行って練習をしているようです。

その八幡山グラウンドですが、このような整備計画でございますが、この中には、周りに外周コース、中には野球場、200メートルのトラック、100メートルトラック、サッカー場と多機能に利用できるように計画してあります。これではかえって、試合をしたときに非常に危険かと思えます。

八幡山グラウンド運動公園整備計画は、平成26年に策定されましたが、それ以前の平成24年には八幡山公園の整備及び拡張の陳情が出されております。また今回、八幡山公園の整備及び拡張を求める請願が出されております。陸上競技練習のための400メートルトラック、芝使用のサッカー場などが織り込まれております。これは、昨今の吉岡中の情勢を踏まえたものと認識します。今では3年生が部活動を離れましたが、3年生がいるときは陸上部員約80人、サッカー部員約50人と、これらの部員が一斉に練習を始めるとなると大きな練習場が必要になるのは当たり前のことです。

今年度第1回定例会、柴崎町長がまだ議員のときの一般質問、「八幡山グラウンドの整備計画には、もう少し内容の検討が必要ではないか」の質問に対し、前石関町長は「八幡

山グラウンドは計画をしてから、既に数年が経過しているところではありますが、計画についても再度見直しを図っていかなければならないと考えている」と答弁しております。柴崎町長の見解を求めます。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このことについては、7月23日付で「吉岡町八幡山運動公園の整備及び拡張の再検討を求める要望書」が複数団体の連名で上がってきたように、八幡山グラウンドの基本設計の見直しを求める利用者からの声がいまだにあるということも踏まえ、今後、何らかの形で、吉岡町緑地運動公園「八幡山公園多目的屋外運動場」としてつくられている現在の基本計画をベースとした見直しを行いたいと考えております。

ただし、今の八幡山グラウンドが担っている吉岡中学校のサブグラウンド的な役割や、吉岡町緑地運動公園としての八幡山公園の中の多目的屋外運動場であるという位置づけを考えた場合、来年度策定予定の総合計画や都市計画、公共施設総合管理計画等、さまざまな観点から検討する必要も考えられますので、このことについては、総合的・計画的に取り組んでいくことになるのではないかと考えております。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） 時間がありません。よろしく検討をお願いします。

以上で、金谷の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長、まだ立ってはまだです。

以上をもちまして、6番金谷康弘議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時50分といたします。

午前10時32分休憩

午前10時50分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開します。

議 長（山畑祐男君） 13番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13 番（小池春雄君） 通告に従いまして、質問を行います。

まず、第1点目でありますけれども、スラグの撤去についてであります。

「大同特殊鋼株式会社より、排出された毒入り鉄鋼スラグの撤去の現状と今後の対応」ということで出してあります。

町のホームページを見ましても、大同特殊鋼株式会社渋川工場から排出された鉄鋼スラグの件が、現在もまだ載っております。町の公共工事で町内に17カ所使われ、適正に撤去をされずに、存置という言い方をしていますけれども、放置をされております。町長には、町の財産及び町民の生命及び財産を守る義務があります。法律にのっとり、早急な対応が求められておりますけれども、どのように考えていますか。

私はこの間、この質問をするので改めて町のホームページを見ましたけれども、町長もそのころは議員だったから一部は覚えているかと思うんですけれども、結構これは私も2015年から質問しているものですから、随分職員のメンバーの顔もかわって、特に産業建設課長は、いつ、どこの話かなというような部分もあろうかと思います。

これは、2015年の9月の1日なんですけれども、群馬県は、大同特殊鋼株式会社（群馬県渋川市）の製造過程で副産物として排出された鉄鋼スラグが建設材として出荷されていた件で、総合的に勘案し、この鉄鋼スラグを廃棄物と認定したと。廃棄物なんですよ。今までは有価物だった、有価物だったから使ってもよかったんだという言い方を、以前は教育委員会の課長もしたし、富岡さんだったかな、あの人、あの上下水道課長もいたし、彼が上下水道課へ行ったり、産業建設課にも行きましたか、まずはそういう認識もありました。だから、有価物だという考え方だったんですけれども、それは有価物じゃなくて、これは産業廃棄物と認定された。認定されたということは、これはその時点で平成14年までさかのぼるんだというのが県の考え方であります。

それと、大同特殊鋼はホームページの中で、これは2016年なんですけれども、「5月20日、群馬県吉岡町のホームページにて、当社渋川工場にて排出された鉄鋼スラグを含む再生砕石を使用した町発注工事の調査を進めた結果、17工事に使用していることが公表されました。関係者の皆様に多大なご迷惑をお掛けし誠に申し訳なくお詫び申し上げます。吉岡町及び群馬県と協議の上、誠意を持って対応する所存でございます」、これが2016年の5月なんですね。私が先ほど言ったのはその後なんですよ、認定されたのは後なんです。

それで、その17カ所、存置という形で今残っておりますけれども、私が報告を受けたのは、1カ所は八幡山グラウンド、これは教育委員会の管轄でありますけれども、あそこを私がしつこく言うもんですから、上っ面を3分の1ぐらいとって、3分の2ぐらいは残したまんま撤去されずに舗装して、そしてまた後で何か建物を建てるとか問題が生じたときにはそのときにまた撤去しますという、こういう言い方だったんですね。これもだから存置という形で、被覆と言っていますけれども、これは撤去ですからね、本来。産業廃棄物はそういう形で残っています。だから、今までも事を曖昧に済ましております。

しかし、まずは、そのほかのところは全くその存置という形で残っていますけれども、

今後この処理方法をどういうふうに考えているのか、まずはお尋ねをいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 小池議員のほうから、スラグの撤去、大同特殊鋼株式会社より排出された毒入り鉄鋼スラグの撤去の現状と今後の対応ということで質問をいただきました。

町は、大同特殊鋼株式会社の渋川工場から出荷された鉄鋼スラグを用いたスラグ製品の問題に関して、国土交通省、群馬県及び渋川市で組織する鉄鋼スラグに関する連絡会議により打ち出された「鉄鋼スラグを含む材料の対応方針」にある３つの基本方針をもとに、町民の不安解消と健康への影響を防ぐことが重要であると考え、町が実施した事業の中でスラグ製品が用いられた疑いのある１７カ所について、鉄鋼スラグの出荷者である大同特殊鋼株式会社に対して、生産者としての責任を求め、協議を行っているところでございます。

そして、町は、大同特殊鋼株式会社に対して、「大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグ製品に関する要望書」として要望書を提出して回答を求め、大同特殊鋼株式会社からその回答が報告されましたが、その後も引き続き協議を続けているところでございます。

町は、今後も将来にわたって適切な対応をしていただくように、協議をしていかなければと考えております。

なお、現状につきましては、各所管担当課より説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 教育委員会が所管する施設につきましては、南下古墳公園内の駐車場において鉄鋼スラグが使用されておりました。

平成２８年に実施した環境調査により、当該駐車場のスラグ及び土壌の汚染が確認されたことから、町では、平成２９年度、汚染物質を含む粉じんを口や鼻から吸引等を行うことによる健康リスクを防ぐために、碎石仕上げとなっていた駐車場の舗装被覆工事を行っております。

町としては、この舗装被覆はあくまでも被害を拡大させないための緊急的、一時的な保全措置であると認識しておりまして、今後は、将来的な土地の改変時における費用負担などについて大同特殊鋼と引き続き協議していくとともに、環境への影響等についても監視を継続していきたいと考えているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 産業建設課では、これまでに７カ所の検査を行い、うち２カ所の現場、

町道北下集会所北線と町道宮田大藪線について土壤汚染が認められたため、県に報告し、県により地下水の調査が実施されました。結果としましては、地下水への影響は認められませんでした。

大同特殊鋼からの、吉岡町からの要望に対する回答において、今後、鉄鋼スラグ製品を用いた箇所を補修その他の工事等で再度掘り起こす場合、その処分費用を負担するとの回答を得ました。具体的には、現場ごとに個別に対応方針について協議を続けていきたいと考えております。

その他の現場の対処方針については、引き続き協議を重ねてまいりたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 上下水道課所管で、路盤材等、鉄鋼スラグ砕石が使用されました該当9カ所の撤去状況でございますが、現在、存置としております。

今後の対応ですが、環境基準値を超えた箇所は、大同特殊鋼からの回答にて既に処分費などの費用負担をするとの合意を得ておりますので、該当箇所を掘り起こすなど具体的な必要が生じた時点で費用負担をお願いする方針でございます。

また、砕石が環境基準値以下の箇所などは、費用負担の検討除外との回答がされておるところでございますが、鉄鋼スラグ砕石の出荷段階での不良品混入の可能性の有無や、土壌のみで環境基準値を超えるフッ素化合物が検出された箇所では、鉄鋼スラグ製品と土壤汚染との因果関係など、引き続き大同特殊鋼に対して問題解決に向けた協議を求めたいと考えておるところでございます。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） なお、今後の対応についてですが、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 先ほど、個別の対応も報告しましたが、今後の全体的な対応であります。大同特殊鋼株式会社に対し、「大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグ製品に関する要望書」として要望書を提出し、回答を求め、その回答が報告されましたが、今後も納得のいく回答を得るまで、大同特殊鋼株式会社に対し生産者として責任を求め、協議していかなければと考えているところございまして、大同特殊鋼株式会社に対しまして再度の要望書を提出することを検討しているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

- 13番（小池春雄君） 町長、まず私が問題だと思うのは、その三者協議会というのは、群馬県と、環境省ですか、環境省と群馬県と、そして渋川市なんですよ、渋川市。吉岡の鉄鋼スラグを撤去してもらうのに、何で渋川市が入ったその三者協議会に従わなければならないか。これはあくまでも任意の団体なんですよ。それは、渋川市の鉄鋼スラグを撤去するときは、その三者協議会なんですよ。それに吉岡が乗る必要は全くないんですよ。

職員の皆さんも、これまで皆さんそれぞれそういう回答をしてきましたけれども、皆さんは不思議だと思いませんか。三者協議会というのは全く任意の団体ですよ。公的なものじゃないですよ。法律に定められたとか認められたものじゃないですよ。まずは、この三者協議会というものをどういうふうに思っていますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、町民生活課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 鉄鋼スラグの対応につきまして、県環境部局と相談、協議しながら進めているところでございまして、その対応方法として、国土交通省、群馬県及び渋川市で組織する鉄鋼スラグに関する連絡会議により打ち出された3つの基本方針、これで進めていくということを県環境部局とも相談しながらやっているところでございます。

吉岡町として、対応に特に専門的な知識があるわけでないので、県環境部局の助言を得ながら進めているところでありまして、その一つとして、そういった基本方針に基づいて進めているところでもあります。以上です。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

- 13番（小池春雄君） 私はね、もう少し真剣になって、強気にならなければね、大同はやっぱり、町長、応じてこないんですよ。そして、私、先ほども言いましたけれども、町長の責任はどうかというのかというのは、町長の責任ってやはり、責任というか町長の立場です。立場というのはやはり、この町の財産管理の責任者というのが町長なんですよ。決して職員じゃありませんから、財産を管理する責任がある。

ですから、ここで言いますと、渋川市では今裁判やっているんですけども、渋川市をこの町に置きかえれば、これはその今の裁判の裁判例なんですけれども、弁護士さんはこういう言い方をしているんですよ。吉岡町に置きかえれば、「吉岡町は、本件スラグについて、排出者である大同特殊鋼に対し、産業廃棄物である本件スラグを、本件町道から撤

去するよう（もちろん廃棄物処理法に従った適正な処理を行うよう）、所有権に基づく」、これは町道といえば所有権、またそのほとんどの場合は道路ですからね、「所有権に基づく妨害排除請求を行わなければならない」と、でも今はそれを怠っている状態なんだと、こういう言い方なんです。だから、町長には、そこに毒物が置かれているわけですから、それは排除勧告を求める。そこからどうかしてくれと。これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中でうたわれていることなんですけれども、これは清掃法の中で規定をされています。

そして、今回のこのスラグというのは、群馬県によって、大同から出たものは、先ほど言いましたように産業廃棄物だというふうに認定されたんですね。産業廃棄物に認定された時点で、これはフッ素がどれだけ入っていた、入っていなかったという問題じゃないんです。大同から排出されたスラグは廃棄物と認定したというのが、これは群馬県なんです。それで、佐藤建設工業というのは、この産業廃棄物を処理する資格はないんです。運送、運ぶ免許は持っていますけれども、でも、それに違反をしたので、その免許も取り消されたという、こういう事実があるわけですよ。ですから、もう廃棄物と認定された時点で、先ほど言いましたように、所有権に基づく妨害排除請求をしなければならないんです。ですが、今それを怠っているというふうになると思うんですよ。仮に今、住民がそういう訴えを起せば、町長は被告になって、町長は今それを怠っている、その当事者になるんです。

ですから、先ほど言いました大同との協議の中で、町がそういう要望書を提出しました。しかし、これは毒が出ていないからいい、これは毒が出ているからそのときは個別に協議に応じると、こういう言い方しているんですよ。私は今ここに基本協定とその回答書を持っていますけれども、この程度で引き下がっていたら何をされるかわからない。要するに、今は町というのは、どうかしてくださいよと、それで向こうでは協議中だと言っているけれども、どうも協議した感じもない。もう3年も4年もほっておいたままですから。ですから、私はここでもう改めて、なかなか相手もそんな簡単には動かないですよ、ですから法にのっとって、私は適正な処分を、処分・処置をすることが大事だと思うんですけれども、町長、その法にのっとった適切な処置をしていくと。これは裁判でも何でもいいですよ、まずはどうかしてくれと言って、どうかさなければ争いますよという考えに立てばいいと思うんですけれども、その点について、町長の見解、決意、いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） いずれにしても、自分はこのスラグ問題について、詳しい概要等はまだ熟知しておりません。そういった中で、これから研究・調査を繰り返しながら、また大同

特殊鋼株式会社に対しては交渉を重ねていけたらと思っております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 先ほど言いましたように、町長の立場というのは、いわゆる町の公有財産についてはその最高責任者ですから、町の財産が侵されれば、町長が代表してそれに立ち向かわなければならないという立場であることは十分に認識していると思うんですよ。

これは、今現在の町のホームページです。ホームページの中に、「土壌汚染対策法における基準値について」ということで、これは何を指しているかという、これは大同のスラグが町に17カ所、そのままになっているとあっていて、この中で、先ほど私言いましたけれども、その排出基準であるとか含有量だとか、排出基準はこういうものですよ、含有量はこういうものですよ。それで、この中で特に今問題になっているのが、0.7ミリグラムパーリットル、基準値ですね、これを超すものがもう完全にあるわけですよ。これについて、「『含有量基準』とは」、その下に「フッ素について」、そしてフッ素の毒性について、「有害性情報」というのでこれは住民に知らせているんですよ。危険ですよ、有害性情報、これはホームページです。まあ、これはどこの課がつくっているのか知りませんが、これは職員の皆さんも知っていると思うんですよ。だから、住民にこれは毒ですよというふうに知らせていて、それがまだそのまま存置という形、存置というのはそのままほっぽってありますよというのが存置というんですけれども、そのままにしていますよ。それで、もうそのままにしたまんま、2015年からですから、2019年、丸々4年ですか、そのままになっているんですよ。

私は、だから早急な対応が必要だと。先ほども何回も言っていますけれども、これはもう群馬県で廃棄物と認定をしたんです。廃棄物ですよ。廃棄物というのはもう、廃棄物は、その適正な処理をするためにある法律ですから、それにもう完全に違反しているわけですから、やはりトップがかわれば考え方もまたしっかりと、なれ合いもほとんどないでしょうからやطيعいけると思うんですよ。やはりこれは住民の生命・財産にかかわる問題、まして町の財産権にかかわる問題で、町の財産が侵されているということですから、腰を上げてしっかりと対応していただきたいというふうに思っております。

これについてもさまざまな、先ほど言いましたその基本協定なんかもあるんですけれども、そのままになっているんですよ。回答書ももらっているけれども、それで回答書も、ろくでもない回答なんですよ。でも、恐らくその回答を受けて、ああそうですかというので、それに反論も何もしていないでしょう。その後に何かした経緯はありますか。17カ所について、何カ所かは認めるけれども、あとは認めませんよという回答なんですよ。それを見て、皆さんはどのように考えますか。

私、今この質問を出したので、ある程度、職員の皆さんも町長も、どうなっているんだということで多少は話し合いを持ったのではないかというふうに思っていますけれども、町長はこの回答書をごらんになりましたか。ごらんになりました。この中で、私、印をつけてありますけれども、10カ所ぐらいは認めていないんですね。これは一般の普通の碎石だから、問題がないからこの要望書の中には加えなくてもいいような話を回答しているでしょう。皆さん、回答書、どの程度の人が確認していますか。じゃあそこだけ、関係する課長でも、町長でもいいですけども、確認します。

議長 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 所管のそれぞれの課長から報告を受けながら、この回答書につきまして、庁内で協議をさせていただきました。

議長 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） その担当をする課長は、その回答書をどの程度の人が認識していますか。

議長 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） それでは、それぞれの課長から認識を答弁をさせます。

議長 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） この有無につきましては、以前、確認をさせていただいております。

議長 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 調査結果につきましては、確認をさせていただいております。

議長 長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 回答内容については、当然確認をしておりますし、今言われました部分でございますけれども、群馬県が大同特殊鋼に対しては、鉄鋼スラグを廃棄物として認定して、産業廃棄物の許可を受けていない業者と取引を行ったとして、産業廃棄物の処理に関する法律に違反するということで刑事告発をした。これに対して、しかしながら嫌疑不十分となっておるといような部分で、当然、町としても県に相談をしながら指導を仰いでおりますが、この違法性に関して、非常に違法性があるということで判断することが難しいということで、現状でこの大同特殊鋼の回答に対して、はっきりした形での対応と

いうのができておらないところですが、ここについては今後とも、当然、廃棄物というような観点もございますので、協議を続けていきたいということで考えておるところです。以上です。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） あのね、私はそこにちょっと間違いがあるんだと思うんですよ。というのは、県がその裁判でどうなったという問題じゃないんですよ。この廃棄物行政というのは、この材料を県が廃棄物と認定した。認定した、認定するその許認可権、そこを認定するかしないかというのは、環境省であったり、その部分は県が任されていて権限あって、県がそれを廃棄物と認定したらもう、認定した時点でこれはもう産業廃棄物なんですよ。これを動かすことはできないんですよ。だから、その嫌疑不十分だ、その裁判の問題と、またこれはちょっと違うんですよ。認定したというこの事実は、産業廃棄物と、平成27年9月1日だったかな、認定した事実というのは、廃棄物と認定したんです。しかし、大同が認定されたのは、それを認定した時点のそこから後じゃなくて、大同特殊鋼が平成14年以降出したものが産業廃棄物と認定したんです。認定したんです、以降のものは全て、大同から出たものは、みんな産業廃棄物ですよ。

産業廃棄物だと、どういう処置をするかという、これはもう決まっているんです。管理型処分場へ持っていくしかないんですよ。一般の廃棄物であれば、いわゆる五輪平とかこういうところに持ってくるのは、安定5品目というふうに言われたものは五輪平へ持っていくますけれども、またちょっとしたものというのは簡易処分場へ持っていくますけれども、重金属というのは特殊なものですから、これは行き先というのは管理型処分場しかないんですよ。富山県にあるらしいですけども、そこへ持っていくしかないんですね。これは持っていくと大体、1立米3万円から4万円するんだそうですよ。だもんだから、持っていくのが面倒なもんだから碎石と混ぜて、それで佐藤建設工業というのは、機械を持って行って建物解体なんかで潰したりする中間処理権は持っているけれども、碎石と鉍滓を混ぜる許可は持っていないんですよ。持っていないです。それが、スラグと鉍滓を混ぜてそれで薄めて、それで相当な量をまあ入れたと。そして、吉岡町の公共事業17カ所にそれを入れたということは認めたわけでしょう。それで大同は、最初の先ほど私が紹介しました中で、吉岡町の皆さんに多大な迷惑をかけたと、おわび申し上げますと言っている途中から、今度は開き直っちゃうんですよ。

ですから、町は、県が廃棄物と認定した以上は、廃棄物処理法に基づいてこれを、この処置を求めるとというのが町の立場で、強く出なければいつになってもこれは存置のままです。だから、私は、今のこの存置のままをいかにして早く解決するか、そこに力を注ぐべ

きだと思えます。そして、先ほども何度も言いましたけれども、吉岡町も毅然とした態度で臨まなければなりません。

このスラグというのは、溶融スラグというものは、これも環境省が出しているんですけども、基準というのは、フッ素を0.8ミリグラムパーリットルを超えたものというのは碎石として使えないんですよ。でも、これを0.8以下だということで偽って碎石に使用したわけですよ。それが吉岡町にいっぱい使われて、そしてこの混合碎石を持っていつて調査しても、その基準をオーバーしていたというのがこの調査の結果なんですよ。本来はこの0.8というのは、スラグそのものを単体ではかったときに0.8を超していればだめですよというものの、それが基準ですよ。それを今度は碎石と混ぜて、基準以下だからいいじゃないかというので使ったけれども、その混ぜたものでさえも0.8を超えているんですよ。その何倍のものが出ているわけですよ。それが吉岡町にまでそのまま、溶出量試験でも含有量試験でもオーバーしているんですよ、これが置かれている今の状況ですよ。ですから、もう完全に違反しているんですよ。

だから、違反しているものはもう、町長は、先ほど言ったように財産権の侵害ですから、その観点からこの排除を求めるということが大事だというふうに思いますけれども、早急に検討して打つべき手だてをとるべきだというふうに思いますけれども、まあ、副町長はこれまで県にいたので、その辺のことも詳しいやにも聞いておりますけれども、お二方の今後の方針と決意を伺いたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） まずは、スラグの回答書についてなんですけれども、これは前町長に対する回答でございます。自分としてはまだ受けた覚えはございませんので、改めて要望書を提出させていただきたいと思っております。

また、住民の不安解消に向けて、大同特殊鋼株式会社とは、その箇所の対応について検討をしていきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 野村副町長。

〔副町長 野村幸孝君発言〕

副 町 長（野村幸孝君） 私も、このスラグの問題につきましては、県にいる在職中に八ッ場ダムの関係も経験しておりますが、この吉岡町のスラグ問題につきまして、過去の経緯を説明をいただきました。

今後、今町長言われたとおり、私も大同特殊鋼に対しまして、改めて誠意を持った姿勢を貫いていただけるように、今後また協議をしていくようにしたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

- 13番（小池春雄君） ぜひともこの件につきましては、今、町長、副町長が言いましたように、そういう形で……、まあ、ひるむことなくという言い方はありませんけれども、動じず、住民の生命・財産、まずまさに、言えば住民の財産ですよね、それを守るためにできる手段は、やはり法治国家ですから、法にのっとりやっていってほしいというふうに強くお願いをしておきます。この問題につきましては、何度もまたこれからも質問していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

また同じスラグ問題ですけれども、2点目でありますけれども、この問題についても私も何回も質問しているんですけれども、榛東村のメガソーラーは、特に吉岡町の水源であり、早い対応が求められております。前町長にもこの問題について、榛東村との協議を行い、吉岡町の水源を守り、町民の安心・安全を守っていかなければなりません。生命にもかかわる大きな問題と認識しておりますけれども、どのように対応すべきというふうに思っているのか、町長の決意をお伺いをいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

- 町長（柴崎徳一郎君） 榛東村メガソーラーの設置場所のスラグ問題については、吉岡町の水源に影響を与える場所であると不安を抱かずにはられません。大同特殊鋼株式会社の担当者に対し確認を行ったところ、その回答は、現在、榛東村と協議を行っているとのことでございます。今後も大同特殊鋼株式会社に対し、吉岡町の水源に影響を及ぼさないように、将来にわたって適切な対応をとるよう進言していかなければと考えております。

また、先日、榛東村長に申し入れし、状況の確認と速やかな対応をお願いしてきたところでございます。町民の安心・安全を守るため、今後も継続して状況確認、速やかな対応要請等を行っていききたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

- 13番（小池春雄君） 町長は、あの場所は確認しましたっけ。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

- 町長（柴崎徳一郎君） はい、以前確認をさせていただいております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

- 13番（小池春雄君） これも、2016年ごろから大きく騒がれているんですけれども、その当時の新聞報道なんですけれども、「『地球環境にやさしい』再生可能エネルギーの発電所

が」というふうにあつて、「有害な鉄鋼スラグで造成された土地の上に建っていた」、これ、新聞記事なんですよ、「大同特殊鋼渋川工場から排出された鉄鋼スラグを使用し、砕石に関する仕様書や使用材料証明書を村に提出していなかった」と。一番肝心なものを村に提出していなかったと。

あそこの面積というのが、4.9ヘクタールぐらいあるんですよ。とてつもなく広いところですよ。4.9ヘクタールですから5町歩近いんですよ。それで、あそこは谷になったんですよ。谷になったんです。それで、下からどんどんスラグを運んで、それであそこを埋め立てた。県からとった資料の中でも、何百台と入っているという記録が、そのRC相当品——相当品というんですからRCではないんですよ、それも入っているということも明らかになりまして、この問題も、私も榛東村長と話したことがあるんですけども、「いや、これで一番被害を受けるのは吉岡町だから、吉岡の議員だから一生懸命やったほうがいいよ」と、こういう言い方なんですよ。確かに榛東村にはあるけれども、被害を受けるのは吉岡町だと。それはそうですね。まあ、これまでの議会の中でも、水源は吉岡町だということは水道課長も確認していますし、町長も確認して、いや、あそこの水はみんな船尾を通して、吉岡の水源。ただ、明治用水であつたり、上には浄水場もある。取水場、水をとっているところもある。しかし、ちょっと上のような話をしていますけれども、水というのは毛細管現象で上にでも横にでもどこにでもいくんですよ。水というのは上にもはっていくんですよ。ですから、あそこもその基準値、六価クロムも出ていますし、フッ素も出ていますよ。まさに重金属ですよ。

重金属汚染というのは、これまで日本って何回も経験しているんですけども、そういうものがあそこに置かれていて、これが時間がたつとどんどん、スラグというのは水を吸ってくると膨張するんですよ、不思議なことに。ですから、町長も、渋川市の軽浜の上にある公園がありますよね、あそこの前の道がいつもでこぼこしているのは知っていると思うんですけども、あれは下にみんなスラグが入っていて、スラグが膨張するためにぼこぼこしちゃったんですよ。それで、上っ面とってまた舗装し直してもまた割れていっちゃうんですけども、そういうふうには膨張していきます。だから、もうあそこのメガソーラーでも、つくったときは平らだったですけども、今は恐らくもうでこぼこもしているんじゃないかというふうに思いますよ。そういうふうになって、やっぱりあそこは沢ですから、水がどんどん入れば、水はしみ込んで必ず流れていきます。それが吉岡の水源になるんだということで、事は私は本当に重大だと思っていますよ。

ですから、当然、地籍が榛東村ですから、緊密な綿密な、本当に細かくしょっちゅうですよ、しつこいぐらいやっぱり向こうに話をして、榛東村と一緒に撤去を求めていく必要があるんだというふうに思います。被害が今ないからじゃなくて、後にあつてから

ではもう間に合わないんですよ。みんなどこでも公害裁判といえば、被害が出て慌てて動き出すんですよ。そうじゃなくて、そこにもう有害物質が置かれている、重金属汚染が始まるんですから、それが始まる前に早く手を打たなければならない、このことが私は大事だと思っています。まさに町民の生命を守る、ともすれば生命にかかわる大きな問題だと思っています、ほっておけば。ですから、早い対策が必要だと思います。

村長にも話をしたという程度じゃなくて、真剣になって強行に、やっぱり吉岡町から強い申し入れがあつて、それが再三あれば、それにはそれなりにまた榛東村の動きも違うと思います。アクションの起こし方も違うと思います。ぜひその辺の決意をもう一度お願いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） いずれにしましても、榛東村には根気強く、機会あるごとをお願いをさせていただくつもりでございます。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、早急な対応をしていただくようお願いをしまして、榛東村メガソーラーについては終わります。

続きまして、子供の医療費助成でございますけれども、今、全国で高校卒業程度、大体19歳までの医療費助成をする自治体が大変ふえております。子育て支援を標榜し、町長に当選されました。隣の榛東村でも来年度から実施をするという聞いております。今、全国では500自治体を超えて、19歳まで医療費を無料にしているようであります。町長の公約のとおり、早急にこのことも検討すべきだというふうに思いますけれども、町長の決意をお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 19歳まで医療費助成を拡充すべきだがということでご質問をいただきました。

医療費助成の制度は、医療機関等で保険診療を受けた場合に、医療費の自己負担分を群馬県と吉岡町が助成するもので、平成18年度に小学校3年生までの通院、入院を対象としましたが、平成21年度から中学校卒業までの通院、入院が対象となっております。

医療費助成の拡充をとの質問ですが、県内市町村を調べますと、県内35市町村中、18歳までの福祉医療費助成を実施している町村は、入院のみが8町村、うち通院も実施しているのは3町村となり、1町は所得制限がかかっているという県内の実態もあり、医療

費助成の拡充については将来にわたって持続可能な制度とすることも踏まえ、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今後の検討課題というのは、本当に今後の検討課題になっちゃって、なかなか前に進まないというか、なかなかそれが実情だと思うんですよね。でも、町長は、子育て支援についてもしっかり取り組みたいというような考えだったというふうに思います。であれば、やはり今の現状を鑑みて、全国で今、中学校までの医療費の無料というのが1,007自治体、そして現在、19歳までが541自治体。だから、相当進んでいますよね。大体3分の1を超える自治体が19歳まで無料としています。

ですから、群馬県の小さい器の中で見るとそうかもしれませんが、それはやはりトップが、子供たちを取り巻く環境、また社会情勢を見た中で、この我が自治体はどうあるべきかという視点に立ったときに、「私はこう考える」、その町長の考えでできることじゃないですか。お隣だってもうやるんですよ。渋川市なんかはもうそういう、誰かの質問にありましたけれども、幼稚園も無料、給食費も無料でしょう、以前から。そういうのを見ると、この中では吉岡町はやっぱりおくられているんですよ。ですから、隣の村に越されるようなことなく、「吉岡町のほうがいいよ」と言えるようになったほうがいいんじゃないですか。榛東村は来年からするそうです。検討ばかりしていないで、来年からやるよというような決意を伺いたいと思うんですけれども、どうですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 子育て支援につきましては、拡充を自分はしていくつもりでございますけれども、その中において、子供の医療助成につきまして、18歳までについて、周辺町村の状況観察及び町の今後の財政状況等を見ながらも、検討課題とさせていただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 吉岡町の財政力指数は高いんですよ、よそから比べると。やる気になればすぐできると思います。あとは町長の決意だけです。ここでぜひとも、そういう観点からお願いをしておきます。

続きまして、時間が少なくなって、済みませんね、教育長。

教育長に質問でありますけれども、教育長には、教育を受ける権利の保障というので、そういうふうに言われると随分間口が広いなと、私も答えるほうが大変だろうなというふ

うに思って、まあ、これ書きちゃうとその書いたものしか答えなくなるので、ですから本音で語ってもらえば、そしてまた自分の考えを言ってもらえばいいわけですから、あんまり肩肘張らないで気楽に、聞かれたら、「こう思っているよ、ああ思っているよ、そんなふうになりたいな」と、いわばそういう考えでいいと思いますので、気楽に答えてください。

9月2日に、教育長として全会一致により再任をされました。私たちも教育長に大きな期待をしているところです。現在の児童生徒たちの取り巻く環境は大変厳しい問題があると認識していると思いますが、さまざまな問題にどのように対応していくのか。吉岡町の教育委員会及び教育行政の取り組みに多くの子供たちや保護者も関心を持っているというふうに思いますけれども、まずは新たな教育長として再任された、その思いを少し言っていただければというふうに思います。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教 育 長（山口和良君） 6月5日の任命同意、また9月2日に、10月1日からの再任に同意をいただき、しかも全会一致にての同意をいただきまして、皆様の前で本日こうして吉岡町の教育についての抱負と決意を述べる機会を与えていただきまして、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、教育に係る問題が多様化する中、吉岡町の教育行政をどのようにかじ取りしていくか、幾つか述べたいというふうに思います。

まず、教育を受ける権利を保障するためには、何より学校教育の充実が必要であるというふうに考えます。したがって、教育長は、学校教育はもちろん、社会教育、幅広いことについての管轄を行うわけなんですけれども、主に学校教育の充実の点から抱負を述べたいというふうに思います。

まず、1つ目は、吉岡の学校教育のよさをさらに伸ばしたいということです。

今の子供たちやこれから誕生する子供たち、もちろん吉岡町の子供たち、吉岡にこれから誕生する子供たち、この子供たちが成人して社会で活躍するころ、今以上に厳しい挑戦の時代を迎えていると予想されます。生産年齢の減少、グローバル化の進展、絶え間ない技術革新により、社会構造・雇用環境は大きく、また急速に変化して、予測が困難な時代になっているところです。

また、急激な少子高齢化が進む中で、成熟社会を迎えた我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力として、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待されているところです。

また、今後、人工知能、これがどれだけ進化して、人工知能が思考できるようになっても、その思考の目的を与えたり、目的のよさや正しさ・美しさを判断したりできるのは、

人間の最も大きな強みであるということが、今、再認識されていると思います。著名なAI学者が述べるには、近い将来、AI時代が到来しようとも、これまでの学校教育で行われてきた授業をよりよいものにしていくこと、すなわち子供たちに知識及び技能、思考力、判断力等をバランスよく育成してきた我が国の学校教育の蓄積を生かしていくことが、重要であると言われているところです。

したがって、吉岡町も、これまでこの学校教育で培ってきた力、これは間違いなく、これからの予測困難な時代に生き抜く子供たちを育てる、やはり原動力になるというふうには私は考えております。さまざまな課題や困難が待ち受ける時代を生き抜く子供たちを育てる吉岡町の教育において、これまでバランスよく取り組んできた町の教育のよさを生かすことで実現可能であるというふうに考えております。

また、吉岡町の学校は、3校とも大規模校です。1クラスの人数も比較的多いのが実態です。実はこれは、私は町の大きな強みであるというふうに考えています。小学校の例を挙げれば、大規模校だからこそ配置される県教委からの加配教員により、英語や理科の専門教科の指導が専科により実現しています。また、町独自に低学年学級補助員、特別支援学級の補助員によるきめ細かな支援を通して、授業の充実に取り組んでいます。

密度の高い校庭、密度の高い体育館は狭いですが、各種集会や運動会等における盛り上がりは物すごいものがあります。高学年の児童生徒は、その盛り上がりをつくり出した中心なので、こういう活動を通して大きな自己有用感を感じることができます。こうして自信をつけて中学校へ進学していきます。低学年児童は、そんな活躍をする高学年児童の背中を見て、高学年の子供に憧れを持ち、これからああいうふうになりたいというふうに、真面目に地道に日常生活を送ることのよさを自然に学ぶことができます。

今後も、大規模校ではありますが、担任の指導と補助員の支援を組み合わせたり、少人数指導、専科教員による専門的な指導、ALTの活用や地域人材の導入による指導の充実に努めたりして、子供たちの教育を受ける権利を保障していきたいというふうに考えております。

次に、人間として生きていく力を育むということを重視したいということです。少し抽象的な言葉になってしまったんですけども、この力は具体的に言えば、目標に向かって頑張る力、人とうまくかわる力、感情をコントロールする力です。これは、昨今重視されている、非認知的能力というふうにも言われています。この力をご存じのように、計算ができるとか字が書けるなどの測定可能な力を認知的能力と呼ぶ一方で、IQなどでははかれない力です。大切なのは、うまくいかないときに、友達など他人とかかわりながら、「どうしてかな」「こうやってみよう」「これがだめならこの方法でいこう」など、目標に向かって頑張る姿勢を積み重ねること、また時には我慢をする経験をする場面を重視し

た教育に取り組んでいきたいというふうに思います。

この非認知的能力を身につけた子が成人したときに、将来の社会的自立を果たす大人になる力として認められているところです。こうして、吉岡町でこの力を培い、そしてその子供たちがこれから大人になったときに、きちんと社会的な自立を果たす、これがまさに今、私たちが取り組んでいかななくてはならない、教育を受ける権利の保障であると私は思っております。

4つ目になりますが、簡潔にいきたいと思います。

今年度よりスタートした、吉岡町学校運営協議会での議論を活用していきたいと思えます。9年間を見通して、小学校で培ったものが中学校で生かされる、そういう見通しを持った教育活動に、地域の住民の皆様の代表、PTAの代表、学校の教員、そして私たち教育委員会、ここがかかわりながら、意見を交わして充実させていきたいと思えます。

最後になりますが、一方で、吉岡町の施設設備の改善・充実も大きな課題であり、計画的に取り組まなければなりません。子供たちの教育を受ける権利の保障、これにはこの施設設備の充実は欠かせないものです。ぜひこのことにつきましては、教育委員会、町の役目だと思いますので、これについても計画的にしっかりと取り組んでいきたいというふうに思えます。

以上、吉岡町の学校教育のこれからについて、「子どもを育てるなら吉岡町」というふうに言われていますけれども、私は、吉岡はいい教育をしている点から、そこに住みたいというふうな町に、町の教育を充実できるように、身を尽くして頑張っていきたいというふうに思えます。1年間に1人の児童生徒は1,000時間授業を受けます。この1,000時間の授業の充実は、やはり教育の原点です。この原点に立ち返り、教育行政の充実に取り組んでまいります。

長くなりました。以上です。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ありがとうございます。

先日は、新聞紙上で不登校問題が大きく取り上げられていました。現在、町の状況と対応方法はどのようになっているのか。現状の方法でよい、今のままでよいのかを考えなければなりません。さまざまな問題で学校に行けなくなっておりますが、子供一人一人に合った対応がなされているか。いじめもあれば、保護者に問題はないか。子供が学校へ行きたい理由、また行きたくても行けない事情、さまざまだと思います。どこまで真剣に取り組んでいるのかも伺いたい。

また、通学路の安全ということで、できれば教育長に本当に通学路を歩いてもらって、

町の通学路はどうなっているかというようなところも見ていただければありがたい。

そして、ちょっと回答する時間もなくなると思いますので、次回に持ち越しますけれども、新聞報道でありました、学校でのパソコン配置状況が新聞で記事になっておりましたけれども、群馬県は全国で40位、その中でも吉岡町はワースト3かワースト4だったと思うんですね。全くここは残念な数字になっております。これでは、先ほど教育長が述べたような教育行政もままならないと思います。しかし、教育長一人でできるものではありませんけれども、このことは私が質問することによりまして、ぜひとも県下1位ぐらいになっていただきたいというふうに思います。そのことは、やっぱり町長にもお願いをしておきたいというふうに思います。

いじめ問題とか、学校に行きたくても行けない問題、さまざまありますけれども、その点についても十分にこれから新しい教育長として臨んでいただきたい。子供がやっぱり一番ですから。そして、これまでも吉岡町では、教育長もご存じかと思いますけれども、事件が2回ほど立て続けてありましたけれども、そういうことがないように、言いわけがないように、よろしくお願いします。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、13番小池春雄議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を午後1時といたします。

午前11時50分休憩

午後 1時00分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

議長（山畑祐男君） 8番村越哲夫議員を指名します。村越議員。

〔8番 村越哲夫君登壇〕

8 番（村越哲夫君） 議長への通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

次のとおり、通告いたします。

1番として、都市計画道路及び町道の早期整備について。

（1）町道漆原・南原線延伸について及び吉岡バイパス延伸についての質問をさせていただきます。

この都市計画道路は、関越自動車道が計画された約昭和41年ごろに予定されたとのことでございますが、都市計画道路が計画されたのは約50年前ぐらいだというようなことでございます。昭和60年に前橋インターから湯沢インターまで全開通したとのことで、関越自動車道前橋48（下野田橋）100.8キロポストカルバートボックス工事は、昭和57年ごろということになるわけでございます。そのとき既に、27メートル幅の前橋

48（下野田橋）100.8キロポストのカルバートがつくられたことになります。計画されてからかなりの年月がたっております。

以前の質問では、町道漆原・南原線延伸工事については、平成39年（令和9年）度ごろに着工との話を伺いました。しかし、常に県に意思表示をしなければ、後回しになる可能性もあると思います。そこで、地元の県議さんにもご尽力いただけるよう、お願いしていただければと思います。

吉岡町の人口増も、上毛大橋ができたおかげと言っても過言ではないと思います。橋ができたおかげで、吉岡町は人口増や活性化し、また伊香保や榛東村方面に行くのもスムーズになったのではないのでしょうか。関越自動車前橋48（下野田橋）カルバートボックスが27メートルもあいている理由もあるわけです。それは、上武国道につながっているからではありませんか。

それに伴い、以前質問いたしました再度させていただきますが、川久保踏切の拡幅の計画を早々に、渋川市と協議の上、JR様にお願いしていただき、実現に向けた話し合いの場を持っていただければと思います。踏切の拡張がすぐには無理でしたら、サントリー南まで既に町道、市道として開通しています。しかし、サントリーの西側、川久保踏切を渡ったところは右折カーブしており、対向車があると人様の土地に入り込み対向車を待ちます。そこで、踏切を渡ったところから直進で都市計画道路大久保・上野田線まで約200メートルぐらいですので、先行工事として2市町で協議し合い、土地の買収を行い、部分開通ができないものなのでしょうか、お伺いします。

その前に、ちょっと資料を見ていただければと思います。地図の資料でございますけれども、この中に、1の吉岡町乳幼児健康支援サービスセンターの上に大きな括弧がありますが、1-①の質問箇所ということです。これは吉岡バイパスの延伸ということで、点々と、見えにくいですが、点々というのが見えると思いますが、それでこれは半田と書いてある。線路ですね、上越線の、ちょっと見えにくいでしょうけれども、そのあたりにやっぱり楢円の丸があると思うんですけれども、これが川久保踏切ということでございまして、1-②が、これは以前狭かった道路を町のほうで先行的に広げていただいたところでございます。そして、1-③というのが、この町役場の上に楢円で書いてあると思いますが、これが狭隘道路、要するに狭い道路ということでございます。

ということで、この説明は終わりますが、それで、先ほどのでございますが、先ほどの文言に対してお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 都市計画道路及び町道の早期整備についてということでご質問をいただ

きました。

町道漆原・南原線の延伸先である渋川市内の半田南線の整備、川久保踏切の拡幅計画など、渋川市と協議し、部分開通はできないかとの質問でございますが、ご承知のとおり、この半田南線は渋川市の都市計画道路でございます。県道昇格への要望につきましては、渋川市と連名で県に要望をしておりますが、昨年３月に策定された「はばたけ群馬・県土整備プラン」には位置づけられておりません。

吉岡バイパスの延伸先である吉岡都市計画道路大久保上野田線は、県道として令和９年までに着手と県土整備プランに位置づけられたため、大久保上野田線とこの半田南線は西側で接続し、東側は町道漆原・南原線を経由して上武国道に接続していますので、吉岡町にとっても非常に重要な道路であると認識しており、渋川市と連携しながら進めていく必要がございます。

そして、第４回渋川市及び吉岡町地域連携に関する協議会を８月２７日に約２年ぶりに再開いたしました。その協議の中では、令和２年度末までに渋川都市計画道路の見直し方針を定めたいとしております。渋川市と連携を図りながら、引き続き県に働きかけをしてまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当の産業建設課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 先行工事として部分開通はできないかとのご質問でございますが、この区間にはＪＲの踏切が含まれるため、渋川市が主体となり、ＪＲ東日本や関係機関と、計画に関する協議事項や事業費の確保、費用負担など非常に難しい調整や協議が必要となります。したがって、部分的な開通は非常に難しく、現実的ではございません。

また、先月開催された渋川市との地域連携協議会では、都市計画道路半田南線は、車線数を４車線、鉄道との交差する構造を立体交差として都市計画決定がされておりますが、相当な事業費を要するため事業化のめどが立っておりません。そこで、交差方式を立体交差から平面交差に変更することに関して、現在、各種調査、県や関係各機関との調整を渋川市が行っております。令和２年度までに、渋川都市計画道路の見直し方針を定めたいとの報告を受けております。

引き続き、渋川市と連携を図りながら協議を行い、県に働きかけをしていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 村越議員。

〔８番 村越哲夫君発言〕

８番（村越哲夫君） 今の話はよくわかりましたが、何といても先ほど申し上げたように、吉

岡バイパスがその近くまで延伸されるということで、それが工事そのものは令和9年、平成39年ということで話はお聞きしておりますけれども、そのときにその延伸になったところに、漆原・南原線ですか、それがぶつつくということになることは、非常にもうこれは大切な、大切というより重要な都市計画道路になるのではないかというふうには思っております。ですから、その辺について、今もまだまだ渋川市と連携をしてもらって、常に働きかけていただければと思っております。

また、あの地域では一番の危険な踏切と言われております。また、この踏切を渡って学校に通う子供もおるわけですから、少しでも早く実現の見通しが欲しいわけでございます。前町長にも、このお話については、完成したら吉岡の大動脈になるのではないかと申し上げておりました。町をより活性化させるためにも、再三申し上げますが、一日も早い着工が望まれるところでもございます。

そして、このような案件ではございますが、やはり町の一丁目一番地ぐらいに考えていただければありがたいかなと思うわけでもございます。そしてまた、よきサプライズでもあればこの上ない喜びだと思っておりますので、ご配慮をよろしくお願い申し上げまして、次の質問にまいりたいと思います。

1－（2）として、町道大久保・上野田線について質問させていただきます。

下野田地内、東西に走る大久保・上野田線と南北に走る下野田・八木原線の交差する十字路で、少し前、大きな事故がありました。交差点は停止標識もカーブミラーもなく、下野田・八木原線と大久保・上野田線はどちらが優先かわからない状況でございます。他地区からの人たちは、わかっている方は少ないと思います。

事故後、仮の一時停止の標識を建ててもらいましたが、よく見ますと交差点付近は一時停止側の道路が広く感じられます。そのため、停止しないで出てしまい、事故が多いようでございます。小さな事故を含めるとかなりの件数の事故が起きているようですが、町としては把握している事故はどのくらいあるのか、お伺いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、町民生活課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） ご質問の場所の事故件数は、把握はできておりません。ただ、平成30年中の吉岡町地内の交通事故の発生件数は179件となっております。

なお、今年の7月末現在の事故件数は81件で、前年の7月末時点の件数より33件少なくなっているという状況であります。以上でございます。

議 長（山畑祐男君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） 今の話の中で、やはり事故の件数が把握できない、できていないということでございますけれども、事故の件数は確かにあることは間違いないと思いますので、この辺のところもひとつ踏まえながら、次の問題に対処していただければと。

また、その交差点において、仮設の標識ではなく、公安委員会の法定の停止標識設置をお願いして対処していただきたいと思います。既にお願いはしているかと思いますが、もしそうであればいつごろ予定か、わかりましたらお聞かせください。

もう一つは、その交差点を西に進み、旧高崎渋川線に出るところにも、やはり一時停止の標識やカーブミラーの設置はお願いできないものか、お伺いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、町民生活課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） ご指摘の停止標識につきまして、地元の自治会からも要望をいただいております。渋川警察署へ平成30年12月19日に上申済みであります。具体的な設置時期につきましては、まだ連絡等はありませんが、設置の上申は済んでおります。

また、カーブミラーの設置につきましては、自治会長に話を入れ、要望を上げていただき、優先度、予算等を考慮しながら随時設置を進めてまいりたいと考えております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） まだ設置の予定がないということでございます。ぜひこの辺のところも、町も大変でしょうけれども、やっぱり考えていただければと思います。そして、やはり地元の道路を使用する方々の安全・安心をかなえていただけるようご配慮をお願いするとともに、また、「住みよいまち」「住んでよかったまち」「子育てするなら吉岡町」、このようなキャッチフレーズのもと、「住みよいまち よしおか」につながるのではないのでしょうか。特に危険な箇所から進めていただきたくお願いし、次の質問に移ります。

1－（3）として、町役場の付近の狹隘道路の拡幅について。

町役場北の駐車場に設置されている倉庫の北裏に東西に走る町道は、幅員5.7メートルぐらいありますが、この駐車場の入り口付近から西に、ビューティーサロン様（下野田621-2）北東の交差点に至る20メートルは、幅員が約4メートルぐらいと狭くなっ

ており、大型車が通ると、この車が通過するまでに停車して待っていなければなりません。町の学童送迎バス２台が、この狭い町道を通して毎朝上野田に向かっているが、このバスが通過するまで、ビューティーサロン様（下野田６２１－２）北東交差点で停車して待つことが多い。

この狹隘町道は、約１０メートルにわたり６０センチの側溝ぶたが設けられているが、下野田住民を初め、北側都市計画道路から役場駐車場や図書館駐車場に出入りすることが多いため不便であります。県内の町村役場周辺道路で、このような車両が交差できないような狭い道は、他の役場ではほとんどないと思われますが、そこでこれまでにその拡幅についての検討をしたことがあるのですか、お伺いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件につきましては、産業建設課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） ご指摘の道路でございますが、道路の幅員が東側に比べると狭く、大型の車両が通るときには、すれ違いなどができないことは承知はしております。

拡幅について検討したことがあるかとのご質問でございますが、５年ほど前に、田の用水路の改修工事を小規模土地改良事業として群馬用土地改良区が事業主体で工事を行い、そのときに少しでも車両が通り抜けでしやすいように、道路用の側溝のふたを町が設置をいたしました。以上です。

議 長（山畑祐男君） 村越議員。

〔８番 村越哲夫君発言〕

８ 番（村越哲夫君） では、今の話の中ではまだ、その地主さんとの話というんですか、それはまだしたことがないということでよろしいんですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本件に関しまして、担当課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 今までに、拡幅の検討をしたことはございません。

議 長（山畑祐男君） 村越議員。

〔８番 村越哲夫君発言〕

８ 番（村越哲夫君） ぜひですね、これは私からの意見だけじゃございませんので、地元町民の

皆様方のご意見でもございますので、ぜひ必要な話を始めていただければいいのではないかなと思いますので、よろしくお願いします。

また、この狹隘道路、20メートル区間を1.7メートル買収して、駐車場倉庫北側道路と同様に5.7メートルに拡張することができないものですか。次の私の質問の中でございますけれども、役場周辺を居住誘導地域に設定するということでもございました。というのは、コンパクトシティの問題でございますが、その中で、やっぱりその居住誘導地域がそこに、役場周辺にということでもございますので、拡張用地の所有者はわかりませんが、約100坪ぐらいあるようでもございますが、雑草が生えていて耕作放棄地になっているようでもございますので、所有者と交渉し、道路用地として購入し、そこを通行する人たちのためにも拡張してほしいものですが、これからの交渉で何かできないんでしょうか、お伺いします。

議長 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、産業建設課長より答弁をさせます。

議長 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 道路の拡張をとのご質問でございますが、地権者のご協力も必要となります。地域の課題に対する要望については、町では自治会を通じて要望していただき、緊急度や通学路などに優先順位を置いて順次対応していきたいと考えております。

議長 長（山畑祐男君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） わかりました。とにかくそういうことでございますので、ぜひ前向きに考えていただければありがたいと思っております。

そして、何といたっても、町もこれから、コンパクトシティ政策というんですか、さっきお話ししました、役場周辺を居住誘導区域というんですか、それに進めていこうという考えでございますので、ぜひ役場周辺の道路整備は必要と思われるので、よろしくお願いします。い申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

2－（1）として、コンパクトシティの政策について。

（1）立地適正化計画についてお尋ねします。

平成26年度に、都市再生特別措置法を一部改正し、立地適正化計画制度を創設し、コンパクトなまちづくりの形成を促進し、生活サービス機能を計画的に誘導していくため、20年後ぐらいの都市を展望して策定する計画とのことですが、これからまちづくりにおいて、少子高齢化の進展や将来的な人口減などで道路や公共施設などの老朽化等への対応

などが求められ、環境負荷の少ないまちづくり、災害に強い安全・安心なまちづくりの推進が求められ、拡大型から安定した成熟型への都市転換など、多様化する都市課題に対抗することが求められるとのことでございます。

町でも、おおむね20年後を見据えながら、コンパクトな町を形成計画とのことですが、また、役場周辺を居住誘導区域に設定、土地利用をコントロールする手法も検討する方針だそうです。第5次吉岡町総合計画が2020年（令和2年）に終了するわけですが、立地適正化計画について、第6次吉岡町総合計画にどう反映していくのでしょうか。現在、どのような進展があるのかお伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 総合計画については、従前の総合計画を継承発展させ、また変動する社会経済環境と地域の課題に対して的確に対応するためのまちづくりの指針となるものであり、町政にとっては、町の将来目標と、それを達成するための町政の基本的方向を総合的かつ体系的に示し、総合的・計画的に町政を運営していくための指針となるものでございます。

計画自体、基本構想、基本計画、実施計画により構成し、基本構想は吉岡町の将来像を示し、それを実現するためのまちづくりの基本方針や目標人口、シンボルプロジェクト、施策の大綱、土地利用構想などを定める最上位計画で、基本計画の基礎となるとともに、各個別計画の指針となるものでございます。この基本構想については、吉岡町議会基本条例第10条において、議会の議決事件として指定されているものでございます。

ご指摘の立地適正化計画については、個別計画でありますので、現行の総合計画の趣旨に沿ったものであるとの認識とともに、次期総合計画においても当然尊重されるべきものであろうと考えておりますが、次期総合計画基本構想との整合性に疑義が生じるようなことがあれば、各個別計画の見直しについても検討する必要があると考えます。

立地適正化計画の進展については、担当の産業建設課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 立地適正化計画に関しましては、平成30年11月より公表しております。立地適正化計画の公表後の進展につきましては、めり張りのある土地利用を図るとともに、将来にわたり高齢化に対応するため、町全体の土地利用の見直しを図る必要がございます。

このたび、商業系用途地域設定に合わせ、特定用途制限地域を町全域に設定し、集合住宅の建築を制限する都市計画手続を現在進めております。特定用途制限地域による集合住

宅の抑制とは、用途地域、小中学校の半径５００メートル圏内、駅から８００メートル圏内及び幹線道路沿道を除いて、集合住宅であるアパートなどの建築を制限し、緩やかに居住を誘導しつつ、空き家の予備軍の増加防止をあわせて図るものでございます。

町のまとまりを維持していくために、立地適正化計画に沿った土地利用の見直しを段階的に進めていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 村越議員。

〔８番 村越哲夫君発言〕

８ 番（村越哲夫君） 今のお話が、私のほうにちょっとまだ全部、理解というか聞き入れられなかったもので、返答ができない状況でございまして、大変申しわけございません。

とにかく、今課長の申し上げるように、要するにこれから適正にこの土地の利用をやっていくということでもございますから、ぜひそのようなところを進めていってほしいなと思います。

また、他の市町村では、鉄道駅を中心としたまちづくりを進める自治体も少なくないようでございます。車の依存度を少なくし、利便性を高めると言っているところもありますが、それにはやはり一長一短ということもあると思います。確かにその利便性はよいかもしれませんが、駅を中心にした場合、土地の価格やマンションとか住宅の価格がどんどん上がってしまい、やっぱり一般平民がなかなか住めない状態になる可能性もあるということで、これもやはりいろいろな問題が起こると思っております。

そこで、当町では駅がないわけでございますから、役場を中心としたまちづくりになるわけでしょうが、これから２０年、３０年を見据えた町道づくりをどう進めていくのか、伺います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） それらも含めて、立地適正化計画に沿った土地利用の見直しを段階的に進めていけたらと思っております。

議 長（山畑祐男君） 村越議員。

〔８番 村越哲夫君発言〕

８ 番（村越哲夫君） そうお願いできたらよろしいのではないかなと、こんなふうに思っております。

では、次の質問に移ります。

３番として、農業委員会法及び農地の状況について。

３－（１）として、農業委員会法についてお尋ねします。

農業委員会法改正後の農業委員会の活動について、農業委員会法が改正され、はや３年

余りがたつ中、以前は16名いた農業委員が、今は半分の8名になりました。

それまでの農業委員会では、農地部会、農政部会の2つの部会に構成されて活動していたのですが、現在は8名を半分ずつ分けて部会を構成することは大変難しく思いますが、その辺のところは現在はどうなっているのでしょうか、お伺いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 農業委員会法について質問をいただきました。

平成27年の農業委員会法の改正後の農業委員会は、その所掌事務が農地等の利用の最適化の促進に関する事項に重点化されたことにより、農地部会とそれ以外の部会といった機能別の部会を法律上に位置づける意義が失われたこととなりました。このため、農地部会と農政部会は廃止しております。

議 長（山畑祐男君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） 今の話の中で、農政部会が廃止になったということでございますけれども、その中で、やはり廃止になっても、農業委員会のその業務に関しては縮小いたすことはないのをごさいますでしょうか、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） そのことにつきましては、担当の産業建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 現在、農業委員会は、農業委員8名と農地利用最適化推進委員8名、計16名で構成されております。

農地転用許可の審議については、農業委員の数が半減したことにより、1人に対する責任は増加しておりますが、農地利用最適化推進委員も農地転用許可の審議に関して意見を述べることができるため、相対的には改正前の人数と変わりがございません。

今後も、農業委員と農地利用最適化推進委員が協力しながら活動し、農地を守り、農地を生かす取り組みを続けていければと考えております。

議 長（山畑祐男君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） 今の話の中で、やはりその推進委員の方も一緒に、まあ、賛成意見なのかどうか分かりませんが、その会議に加わって会議を進行することができるということで、支障はないということによろしいわけですね。

また、人数が半分になったことで、仕事量の増加、農業委員会の負担はないでしょうか。また、人口がふえている吉岡町、農地転用も増加しています。農地を守っていくことの難しさを感じる方が多いようでございます。

そこで、農地法の見直しも必要な時期かと思われますが、この点どう考えておられますでしょうか、あわせてお聞かせください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このことにつきましては、担当の産業建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 先ほどの回答で一部お返事をさせていただきましたが、農業委員の数が半減したことにより、1人に対する責任は増加しておりますが、農地利用最適化推進委員も農地転用許可の審議に関して意見を述べるができるため、相対的には改正前の人数と変わりがございません。

農地法の関係につきましては、その選出方法も変わり、認定農業者が過半であることを求められたりしております。より農業に従事している方の意見を委員会に反映できるようなこととなります。農地利用最適化推進委員の創設により、今まで曖昧だった本来の農業委員会の事務がはっきりしたことに加え、内部での役割分担も明確になりました。

農地法の見直しについては、国の動向に注視していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） 今の話、済みません、ちょっと私が話が、重複したような話で申しわけございません。

とにかく、農業委員会のほうについては、今、前の16人が同じ、16人が16人ということで、半分の方は発言力がないのかもしれないかもしれませんが、そういうことで、いろいろな業務に関してはまた支障がないということです。

また、農地法のことでございますが、やはり農地の見直しということでございますけれども、やっぱり農業はこの町の基幹産業でもございますので、やはり衰退させるわけにはいけないと思いますので、高齢化が進むこの時世に、高齢者の方々とどう話し合い、また農家のやり方もいろいろあるわけですね、稲作もあるわ、野菜をつくって出すというのも一つの農業のやり方かもしれません。そこで、町でもアドバイスをしていただき、活力のある農業を持続していただけるようお願いし、次の質問にまいりたいと思います。

3－（2）として、農地の耕作放棄地についてお尋ねします。

夏なので特に目立つものかもしれませんが、かなり荒れている農地があるように見受けられます。そこで、農地適正化推進委員の方々が見回っていると思いますが、これから店舗用地などになると思われる農地が雑草で荒れているのが見えます。

特に、ジョイフル本田様が来ると言われている農地は、すごく荒れているとのことでございます。一般の農地ですと、推進委員の方が来て指導されると聞いていますが、ジョイフル本田様が来ると言われる農地は、所有者がどちらか我々にはわかりませんが、このまま草が枯れて火でもついたら大変と思われれます。また、ジョイフル本田様のその土地だけでなく、その他の雑草地も含め、草刈りをしていただく指導はなされないのでしょうか。また、耕作放棄地の土地について、どのような状況でありますか、あわせてお伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、産業建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） ご指摘をいただきました、商業用途地域の設定予定地であるジョイフル本田の出店予定地につきましては、農地の管理が行き届いていない田畑が多く見受けられます。

さきの8月8日の吉岡町農業委員会定例会において、商業用途地域の設定に係る地域の農用地利用計画に係る変更、つまり農業振興地域の除外の審議がなされました。そこで、農業委員会から、農地転用が行われるまでは、関係者において、農地の保全管理を徹底するようにとの意見書が町長宛てに提出されております。それを受け、周辺地域の安全性を確保するため、ジョイフル本田開発計画地区地権者会の代表者宛てに、農地の保全管理の依頼を通知し、早急に改善するよう指導したところでございます。

また、町内の耕作放棄地の状況でございますが、本年3月現在で13.74ヘクタール、全体の農地面積に対する割合としましては2.45%と、農業委員会において調査・報告をしております。以上です。

議長（山畑祐男君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） ぜひ、今の課長のお話のとおり、そういう荒れ地を指導していただいて、やはりきれいな、きれいなという言い方は大変失礼かもしれませんが、ましてやあの辺は商業地域というか、いろいろな商業が建て並んでおる、大きなのが建て並んでおるわけですから、ぜひきれいになるようにご指導いただいたらよろしいかなと、こんなふうに思うものでございます。

そして、何といても、先ほど申し上げたように、やはり町の農業は基幹産業でございますので、農家の方々と意見交換をしながら、これからの農業を活力あるものにしていただき、末永い反映を望み、次の質問に移らせていただきます。

4ですが、中学生の自転車通学についてということで、4－（1）として、中学生の自転車通学についてのご質問をさせていただきます。

この質問は、非常に各議員から出ておりますので、先ほども金谷議員からも出ておりましたので、ちょっとだけ話をさせていただければと思っております。

中学生の自転車通学のことで、2017年度の自転車事故は、群馬県は全国でワースト2位とのことです。昨年は1位でした。ちなみに、高校生については全国1位ということでございます。やっぱり事故の多い県であることは確かでございます。とりあえずね、本県の中学生の事故件数の割合ですが、人口1,000人当たり2.6人ぐらいとのことです。本県の自転車利用者は多く、山間部を除き比較的平坦であることが、自転車利用者の人数が多いと推測されます。

これからが今回の話でございますけれども、住民からの声なんです、学生が、中学生ですかね、右側通行をしている生徒が特に多く見られるとのお話を聞きました。右側通行をしたら事故が多いとは限りませんが、少なからず事故の危険度は高くなるのではないのでしょうか。

吉中でも、事故に関しての話や保険の問題など、セミナーや会合などで行っていると思いますが、右側通行に対してのこのような問題で、学校としてはどのような指導をしているのか、お伺いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 中学生の事故及び指導についてご質問をいただきました。

自転車の乗り方も含めて、安全教育の一環として、自分の身を自分で守ることができるように判断し、行動できる生徒を育成していくことは、教育の役割となります。

そのために、吉岡中では、自転車事故防止に向け、交通安全教室の開催や自転車マナーアップ運動を実施しているほか、毎週月曜日の下校時は教職員が学校近辺の路上パトロールを行い、自転車の乗り方について安全指導を行っております。

最近、右側通行している生徒が見られるとのお話がありましたが、このような対応も含め、今後も交通事故防止に向けて指導を継続されるよう伝えたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） そうですね、ぜひご指導いただいて、大変、確かに中学生ぐらいになると、

非常に事故割合が強くなるというのか、だからやっぱり自分勝手な乗り方をしてしまうことも多々あるかと思います。その辺のところを再三のご指導をお願いしまして、右側通行でありますと、やはり通行している人の妨げにもなるということでございますので、ぜひこの辺のところもよくご指導いただければよいのかなと、こんなふうに思っております。

そして、これからの子供たちが、事故を起こしたり、巻き込まれたりしたら、見るに忍びないものでございます。また再三の指導をしていただき、人間はなかなか、喉元過ぎれば熱さを忘れるではないですけども、例えがあるとおり忘れることもあります。常に指導していただき、子供たちが毎日安全に通えるようにご指導願えればと、こんなふうに思っていますので、ご指導のほどよろしくお願い申し上げまして、私の質問をここで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、8番村越哲夫議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を午後2時15分といたします。

午後1時50分休憩

午後2時15分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

議長（山畑祐男君） 9番坂田一広議員を指名します。坂田議員。

〔9番 坂田一広君登壇〕

9番（坂田一広君） それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、1点目、行政改革について質問をするものであります。

まず、行政改革に対する町長の見解についてを問うものであります。

吉岡町では、第1次、第2次、第3次行政改革をやってまいりました。その大半が石関町長のもとでなされて、第3次行政改革についても、あと1年半を残すのみとなりました。町長は、行政改革についてどのようにお考えになっておりますでしょうか。見解を聞きたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 行政改革に対する町長の見解ということで質問をいただきました。

行政改革については、ただいま申し上げました第3次吉岡町行政改革大綱が策定されており、そこに掲げた、「将来に責任を持つ財政基盤の確保」「簡素で効率的な行政経営の実現」「町民協働によるまちづくりとサービスの向上」「職員が育ち活躍できる組織体制の構築」、この4つの基本方針及びそれに基づく実施計画により取り組んでいくものであ

ると認識しております。

行政改革も含めてですが、こういった計画等の実施においては、終わりというものはありません。社会情勢の変化等で、あらゆる求められるものも目指すべきものも変わってきます。常にアンテナを張り、みずからを省みて、不断の努力を続けていくことが大事だと考えております。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） それでは、次の行政改革実施計画の進捗状況についてお伺いするものであります。

まず、第1に、吉岡町行政改革推進本部の取り組みについてを問うものであります。

第3次吉岡町行政改革大綱——以下、「大綱」と申します——には、大綱で示された基本方針に基づく実施計画——以下、「計画」と申します——を策定し、ローリング方式により見直しを行いながら進行管理するとあります。進行管理、調整等は、町長を本部長とし、幹部職員で構成する吉岡町行政改革推進本部を中心として行うとあるわけであります。この吉岡町行政改革推進本部の具体的な取り組みについてお伺いするものであります。よろしくをお願いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 坂田議員ご指摘のとおり、大綱の基本方針に基づいて策定された実施計画について、ローリング方式により見直しを行いながら進行管理をするものでございます。

現行の計画、第3次吉岡町行政改革大綱については、第5次吉岡町総合計画（後期基本計画）の終期である令和2年度に合わせ、平成29年度から令和2年度までの4年間と設定しております。

この大綱の推進体制として、実施計画の各所属による取り組みは進めつつ、確認作業は中間時（2カ年経過時）と最終時（4カ年経過時）の2回のみの実施とすることとしております。そのため、今年度にローリング（フォローアップ）を中間調査として行い、その進捗管理を行う予定でございます。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） それでは次の、個別の施策の執行状況について伺うものであります。

大綱では、個別の施策の執行については、事務事業を所管する担当部署が行うとあります。以下、個別の施策の進捗状況について質問するものであります。

まず、ここでは4点お伺いするものでありますけれども、まず第1点目として、町税等

の収納率向上について伺うものであります。

平成30年第1回定例会において、マルチペイメントについて一般質問をしたところ、会計課長から、「総務省が全国の地方自治体共通の電子納税システムの導入を目指しており、今後、納税の電子化が進んでいくものと思われます。町といたしましては、このような状況を踏まえながら、町民の皆様の利便性向上を図るため、今後も多様な納付方法について調査検討を進めてまいりたいと考えております」との答弁がありました。

国が示した地方税共通納税システムの概要というのはどのようなになっておりますでしょうか、お伺いするものであります。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件につきましては、財務課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 地方税共通納税システムは、令和元年10月から、全ての都道府県、市区町村へ自宅や職場のパソコンから、インターネットを通じて電子納税をできる仕組みです。納税できる税金の種類につきましては、法人関係の税が主なものであり、町に関係する税目は、法人住民税と個人住民税の特別徴収などの2税目となります。今まで納税者が市町村ごとに納付していた税金を一括でシステムを通じて共通口座に納め、システム側が各地方公共団体の指定する金融機関に送金することで、納税者が一度の手続で複数の公共団体への納税が可能となるものであります。また、納税者側からの手数料負担もなく、利用時間は平日の8時30分から24時まで、毎月最終土曜日や繁忙期の土日祝日も8時30分から24時まで利用できます。また、取り扱いできる金融機関も地方公共団体の指定する金融機関に限らず、各銀行、信用金庫、信用組合など1,108の金融機関が利用できます。

また、地方団体が共同して運営する組織として、地方税共同機構が平成31年4月1日に設立され、地方税共通納税システムの運営に当たることになっており、町におきましては、システム導入費や10月からのシステム利用料として、令和元年度当初予算に161万5,200円を計上させていただいております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） ただいま説明いただきましたけれども、地方共通納税システムというのは、あくまでも税を対象としたもので、使用料等の料には対応していないわけであります。

また、クレジット収納等マルチペイメント、納付方法の一つであるクレジット納付とい

うものにつきましても、将来の可能性ということで、そういった言及にとどまっておるというわけであります。町民の利便性向上と収納率向上の面からは不十分と言えます。町独自で、クレジット収納等マルチペイメントについて検討するべきではないか、お伺いするものであります。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、会計課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 中澤会計課長。

〔会計課長 中澤礼子君発言〕

会計課長（中澤礼子君） 町の行政改革実施計画の中において、町税等の収納率向上について、町民の利便性向上を一層進めるため、クレジット収納やペイジーの新たな納付手段を検討するとしております。

町では、口座振替での納付のほか、納付書による納付については、税・料ともに9の指定金融機関、19のコンビニエンスストアでの納入に対応しております。コンビニエンスストアではATMが設置されており、24時間の納付が可能となっております。

クレジットカードの納付についてですが、群馬県内では、県、前橋市、高崎市、伊勢崎市、群馬東部水道事業団が実施しています。クレジットカードによる納付には、ポイントがたまる、便利でスピーディーな支払い、インターネット端末を使えば24時間いつでもどこからでも納付できること、税金の支払いをカードで一元管理ができるなどのメリットがございます。

しかし、納税者側に、コンビニ支払いとは違い納付額に応じた手数料が発生することや、支払い時に領収書が発行されません。また、各種納税証明の発行については、クレジットカード納付においては、納税情報のデータが手元に残らないため、町の会計に税・料が収納されるまで各種証明の発行に時間がかかります。納付書や口座引き落としの場合は、領収書や通帳明細の確認で即日発行することができます。

また、ペイジーを利用した納付については、金融機関窓口のほかにも、ペイジー対応型のATM、パソコン等を利用して、利用者に合った支払い方法で休日・祝日でも好きな時間に支払いができるというメリットがございます。

先ほど、財務課長の説明にもございましたが、地方共通納税システムにおいては、10月より開始されます。町としては、今後それらの結果も踏まえながら、多様な納付方法について情報収集や調査を行い、町民の方の利便性の向上を図るため検討を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

- 9 番（坂田一広君） 検討するということでございます。この地方共通納税システムというのは、先ほども申し上げましたように、あくまでも税のみを対象としていると、この科目が広がったとしても。町の町税等の収納率向上という面から、料についてもマルチペイメントというのができなければならない。そういったことで、クレジットカード、あるいはペイジーなどでも税・料の支払いができるようになるということは、収納率の向上という面からは多様な手段として、またその手数料を支払う、支払わないというのも、多様な手段があるわけですからそれは町民の選択に任せるといったことで、いろいろな手段を用意して向上を図っていく、そんなことが必要ではないかというふうにも思います。

取り組み期間としては、あと1年半残されているわけでありますから、クレジット収納等を実施している自治体の状況等をよく調査研究して、マルチペイメントについて考えていただきたいというふうに思います。

ちなみに、このマルチペイメント、たしか第2次行政改革の中でも載っていて、それが実施できなくて、でも検討の結果、やっぱり第3次でもやろうということでまた載っているわけです。だから、恐らくこれは職員の皆さんも検討に加わっていると思いますけれども、一応有用な手段ではないかというような認識はあると思うんです。そんなところで、検討のほうをよろしくお願い申し上げます。

続きまして、2点目でございますけれども、公共工事の適正化について問うものであります。

計画には、「公共工事については、工事の計画・設計の精査、他部署間での情報共有による同時施工の実施により事業費のコスト削減を図り、入札や契約では、競争性や透明性の向上を高めるほか、電子入札等の効率的な手法について導入の検討を行います。また、財務規則や工事執行規定等の整理を行い、工事事務の効率化を図るとともに、補助事業の有効活用により町負担の軽減を図ります」とあるわけであります。

この取り組み工程にありますところの電子入札の導入、工事関係規程の再点検・整理・見直しの進捗状況についてお尋ねするものであります。よろしくお願いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、財務課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） それではまず、電子入札の導入につきましては、現在、吉岡町でも、群馬県CALS／EC市町村推進協議会に加入しており、入札参加資格申請につきましては、

ぐんま電子入札共同システムを利用して企業が入札参加申請を行い、審査認定を行っておるところでございます。

また、実際の電子入札につきましては、吉岡町においても、ぐんま電子入札共同システムを利用することはできますが、電子入札に対応できない町内業者への対応や、ぐんま電子入札共同システムを利用するための周辺環境整備が必要になると思われますので、今後検討を進めて行きたいと考えております。

また、工事関係規程の再点検・整理・見直しにつきましては、先ほど議員もおっしゃったとおり、財務規則との整合性等も踏まえ、吉岡町の実情に合わせたもので順次見直しをしていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうしましたら、次の3番目といたしまして、地域情報化の推進について質問するものであります。

まず、第1点目として、自治体クラウドについて質問するものであります。

この自治体クラウドにつきましては、私、最初に一般質問をしたのが平成22年だったと記憶しております。そのころは、この自治体クラウドという概念が出始めたころで、町のほうとしても今後の推移を見守りたいというような答弁でありました。

そもそも、この自治体クラウドについて私が注目したというのは、やはり議員になってみて、予算書あるいは決算書、あるいは補正予算の委員会での審査などに加わっている際に、システム関連の金額というのが非常に高いかなというふうな問題意識があったわけで、これをより安価に抑えられるシステムが自治体クラウドだということで第1回目の質問をしたわけであります。

その後、第3次行政改革実施計画を見ましたところ、この自治体クラウドについての検討ということで載っておりました。そして、平成30年第1回定例会で一般質問したところ、「有用性は認めつつも、自治体クラウドの性質上、単独では難しい」との答弁があったわけであります。

その3カ月後の平成30年第2回定例会において、今度は村越議員のほうから、自治体クラウドに対して同じ質問がありました。このときの町長の答弁は、「以前から吉岡町のみでは自治体クラウドの検討・導入を行うことは難しいと考えておりまして、群馬県や町村会などへの提言を行っていききたいという考えを持っておりましたが、今年度において、市長会や町村会、県市町村課長及び市町村行政改革担当課長で構成いたします行政改革研究会のうちの部会の一つでございます『電算システムの共同処理の検討部会』に参加いたしまして、共同処理の実現を目的に具体的な手法の検討などを行っていく予定でございます。

す」との答弁がありました。

ここで、電算システムの共同処理の検討部会でどのような議論がなされているのか、その議論の進捗状況について伺います。よろしくお願いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 電算システムの共同処理の検討部会につきましては、平成29年度に行政改革研究会地方公共団体相互間の協力部会の研究成果といたしまして、自治体クラウドの導入は、効率的な行財政運営を行う上で高い効果が認められると整理されましたが、他方、導入に当たっての課題といたしまして、団体間における検討や調整の場がないことが掲げられておりましたため、県の主導により本検討部会が設置されたという経過でございます。

この検討部会の目標といたしましては、検討部会を構成する市町村が、平成30年度中に既存の自治体クラウドグループに加入する、または複数の市町村において、自治体クラウドの導入を検討するためのグループを新たに組織するということが掲げられておりました。ただし、部会へ参加している市町村は14自治体でございまして、既に自治体クラウドを開始しております13自治体を除いても、8自治体が部会に参加していないため、あくまでも部会内での検討結果ということになります。

部会自体は、昨年6月から今年の1月までの間に4回開催されました。参加自治体における意見交換やJ-L I S、これはJ-L I Sという団体がありまして、こちらは地方公共団体の情報システム機構ということで、地方公共団体のマイナンバーやそういった情報化を推進するために設立された団体の略称なんですけど、そこから自治体クラウドの支援アドバイザーの助言を得ながら検討を重ねまして、構成市町村におけるグループを整理しました。

本検討部会における結果といたしまして、吉岡町は渋川市と新グループを構成し、取り組んでいくとの結論に至りました。渋川市とは、現在利用しております住民情報システムの開発及び提供事業者が同一であることなどが、その理由に掲げられておりました。

繰り返しにはなりますけれども、この結論については、あくまでも任意の自治体に参加した部会における結論でありまして、最終的なものではございません。

部会の報告は、本検討部会は、自治体クラウドの導入に向けた取り組みの足がかりとなるよう、まずは検討するためのグループを整理することを主眼に進めてきたものでござい

まして、今後は県や国などの支援を活用しながら、それぞれのグループによる具体的な検討を進めていくことにしたいと考えておるということでございます。また、構成市町村のみならず、群馬県全体に自治体クラウド導入に向けた取り組みが波及・拡大していくことを期待したいと結んでおるものでございます。

町におきましては、本検討部会の結果はもちろん、全ての可能性、選択肢を排除せず、今後とも検討を続けていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） とりあえず、自治体クラウドに向けた動きがあるということで、認識はしております。

自治体クラウドは、言うまでもなく、この導入の効果としては情報システムの運用コストが3割程度削減可能と。もうこれは、日本国中でこれを実施している団体ですね、今、平成30年4月の段階で全国で407団体、2つ以上の団体で共同で実施している自治体クラウドというのが70グループあるそうでございます。このほとんど、6割程度のところで、大半のところで、このシステムに係る経費が3割程度削減されていると。少ないところでも、本当にごく少数であるけれども、1割程度。ふえてしまったというところは1件もないということで、一日も早い導入が待たれるわけであります。今後も推進の立場でよろしくお願ひしたいというふうに思います。

続けて、この地域情報化の推進についての2番目の質問として、地域情報プラットフォームについてお伺いするものであります。

計画において、取り組み工程には記載されていないものの、地域情報プラットフォームの導入ということと言及しておるわけであります。ここで言及されている地域情報プラットフォームというものはどのようなものか、その概要について説明をお願いするものであります。よろしくお願ひします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 地域情報プラットフォームにつきましては、自治体の庁内における業務システムのマルチベンダー化を進めるために、庁内のさまざまな業務間の情報連携を可能とする標準仕様でございます。自治体業務のうち、住民基本台帳、個人住民税等、27の業務の情報システムについて標準化するものとしております。それにより、業務ごとの最

適な製品を選定可能とし、コストの削減、業務の利便性の向上が可能となるとされております。

導入状況ですが、標準化の対象業務とされている27の業務のうち、実際に行っていない、またはシステムの導入がない業務などを除く21業務において使用しているシステムは、全て地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠した製品になっております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうしますと、この21業務で今導入されているということでありまして、けれども、これは調達時の仕様書に、この地域情報プラットフォーム標準仕様ということで仕様書に記載されて調達したのか、それとも調達したところ、たまたま地域情報プラットフォーム標準仕様だったのか、その辺の事情についてはわかりますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） この地域情報プラットフォームの21業務において使用しているシステムが標準準拠した製品になっていることという部分なんですけれども、要は、標準的な普及状況というものが今示されている中で、当然、登録準拠の企業というものが掲げられてございます。そちらからたまたま納品されていたものと、あとは標準仕様とは異なってカスタマイズをしている部分というのも当然あります。そういった部分で、システムの導入がない業務なんかは実際に行っていない、またはシステムの導入がない業務等については標準化の導入をしていないというようなことで説明をさせていただきました。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうしますと、この準拠仕様の製品を使っていない業務というのは、具体的にはどんな業務になりますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、総務政策課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 詳細には申し上げられないんですが、ざっとしたところで申し上げます。

せていただきます。

選挙人名簿の管理、生活保護、就学、庶務事務、文書管理、その他外国人登録、子ども手当等は、実際に行っていない、もしくはシステムの導入がないということでの整理で今回は臨んでおります。以上です。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうしましたら、この地域情報プラットフォーム準拠製品を提供している企業で、この町の入札に参加できる企業の数というのはどれくらいありますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、総務政策課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 平成31年4月現在、地域情報プラットフォーム準拠登録製品登録企業として公表されております96社のうち、町に入札参加申請を行っていて、かつ、区分といたしましてシステムの開発・保守業者として登録されている事業者は27社となっております。

もちろん、町が利用しているシステムを開発・提供している事業者についても、その27社中に含まれていることも確認をしております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 要するに、この地域情報プラットフォームというのは、マルチベンダー化というのが主な目的で、そこで例えば1つのシステムを導入してしまった場合に、データ移行等々を考えますと、1つのシステムを導入すると、そのデータ移行の関係で互換性がないと他社の製品は使えないよというようなことで、1個導入すると、それは入札で導入したかもしれないけれども、それと情報を共有するようなシステムの場合に、データ移行を伴うような場合にその企業の仕様じゃないとできないと、そこでその部分については随意契約になってしまう。そういったことを避けて、競争原理を導入することによって、より価格自体を下げようというのが目的じゃないかというふうにも思っております。

この地域情報プラットフォーム標準仕様の問題点として、地方公共団体において、地域情報プラットフォーム標準仕様の意義、円滑な情報連携が可能ということが認識されていない可能性があるというような危惧を総務省は述べておるところでございますけれども、それぞれ調達する職員につきましては、地域情報プラットフォーム標準仕様については知ってい

るものでしょうか。その辺の説明をお願いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、総務政策課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 議員ご指摘の地域情報プラットフォーム標準仕様について、総務省から提供されている資料の中におかれましても、地域情報プラットフォーム標準仕様の普及状況、準拠登録団体、その他の状況の中の一覧表の中に、吉岡町のほうで調達をしていただいております業者の名前は入っております。当然、去年から進めている渋川市さんとの協議も、そちらの企業の、具体的には申し上げませんが、業者の標準の業務についての提携というふうに整理をしておるところでございます。

いずれを申しましても、クラウドに当たって一番の、マルチベンダー化、ローコストを追求していくためには、カスタマイズという問題が一番の課題になっておりまして、そのカスタマイズについて、それぞれの自治体がどこまで譲り合って業務効率を向上できるかというところがコスト縮減のかなめだということになっているんですけれども、そちらについてはやはり具体・個別の事情等がありまして、なかなかこちらは、政府で指導するようなどころにももちろん近づけていくわけなんですけれども、業務に手間取っているところでございます。以上です。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

4番目といたしまして、ホームページ等を通じた情報発信についてを質問するものであります。

平成30年第1回定例会において、SNSを通じた情報発信について質問したところ、「ツイッターやフェイスブックなどのSNSは、現在、情報化社会におけるコミュニケーションや情報発信のツールとして多くの市町村で活用が広まっていることは承知をしております。こうした状況から、自治体職員向けに群馬県の情報政策課が主催する、SNSを活用した情報発信講座を昨年12月6日に本町で開催し、SNSによる情報発信にかかわることが想定される各業務の担当者が参加し、主に自治体による導入事例や、どのような活用ができるかなどの情報収集を行っております。その後の具体的な導入予定についてですが、現段階では未定ということになりますが、行政改革実施計画では平成30年度から導入の検討となっていますので、今回の講座や既に活用している周辺市町村の運営状況な

どを踏まえまして検討していきたいと考えております」との町長の答弁がございました。
進捗状況はどのようになっておりますでしょうか、お伺いするものであります。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、総務政策課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） SNSを通じた情報発信につきましては、昨年度においても、県が主催する勉強会に総務政策課の情報政策と広報担当の職員が参加し、検討を進めている状況でございます。議員のご指摘のとおりでございます。

SNSは、大変有用なツールでございますが、運用を誤りますと町の信用が失墜する可能性もはらんでおります。運用について適切なルールづくりが必要であると考えております。こちらは、一度答弁をさせていただいた内容と重複するわけでございます。

また、その後に、既に導入の進んでいる市町村に状況を伺いましたところ、情報がマンネリ化してしまいまして、更新頻度が低くなってしまったというような話も聞いています。また、吉岡町においても、常に最新の情報を提供するという部分で、SNSもそうなんですけれども、ホームページでの情報等も、常に最新という部分でまだ少し検討の余地があるのかなというふうにも考えております。

こうした課題について、どのように対応していくのかというのは、さらに他市町村の事例などを参考にし、引き続き検討を深めてまいりたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） このSNSによる情報発信ということでありますけれども、例えば災害時なんかによく、デマがSNSを通じて広がると。そういったのを打ち消す機能というのは、やっぱり信用できる自治体等の公式アカウントからの情報発信というのが重要じゃないかと。よりリアルタイムでそういった情報を発信できるという意味においては、更新がなかなかできなかったとしても、万が一そういう災害時、そういったときのことを考えれば、それでもこのSNSによる情報発信というのは効果があるんじゃないかというふうにも思っています。

特に、ツイッターなどにおきましては、ツイッターを運営している会社が、ツイッター、災害時などということで、災害時のツイッターの使い方などというものも紹介しておるわけでありまして。そういったことで、前向きにこのSNSを通じた情報発信というものを考えていただきたいというふうに思っております。町長もたしかSNSで個人的に情報を発

信しているということは私も存じ上げております。何とぞよろしくお願いします。

続きまして、２０４０年問題について伺いますのもであります。

２０４０年問題に係る町の諸課題に対する施策についてを問うのもであります。

まず、第１に、２０４０年問題に対する町長の認識について問うのもであります。

２０４０年問題に対し、総務省では、自治体戦略２０４０構想研究会を立ち上げました。その第１次報告では、２０４０年ごろを見据えた自治体戦略の必要性として以下のようなことを述べております。ちょっと長いけれども、引用させていただきます……。やっぱり引用しません。

この２０４０年問題に対し、町長はこの問題についてどのように認識されておりますでしょうか、伺いますのもであります。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） ２０４０年問題に係る町長の認識ということで質問をいただきました。

総務省の立ち上げた、自治体戦略２０４０構想研究会の第一次報告ですが、この報告の作り方は、今までの国の計画や構想等が、過去から現在に至るデータ分析等で将来像を想定するのに対し、バックキャスティングという、人口減少及び高齢化の進んだ２０４０年に想定される将来像に対し、できる準備を考えるとといった視点で構成されている点で新しさがあると認識しております。

吉岡町は、社人研の推計値では、２０４０年にはまだ人口が伸び続けているとしております。しかし、高齢人口の伸びが年少人口の伸びを上回り、生産年齢人口は着実に減少することは、日本全体の傾向と何ら変わるところではありません。

平成２８年２月に策定した、吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンの中で、「町の魅力を高め、定住人口を増やす」こと及び「子育て支援策の充実により、年少人口比率を維持する」の２つの方向性を掲げて、推計どおりに人口を維持し、高齢化にも歯どめをかけるとしております。

しかしながら、町の人口は減少しないという想定ですが、日本全体では減少するわけですし、自治体間で人口というパイの取り合いのような状態になれば、町の魅力度の薄れたところは人口が減ってしまう可能性があると言えます。

総務省が示したこれらの認識を踏まえ、まずは次期総合計画にこれらの要素を勘案して、町の将来像に落とし込み、町の人口ビジョンで示した方向性を維持できるよう、施策等を立案していきたいと考えております。

なお、詳細補足説明を総務政策課長にさせたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 自治体戦略2040構想研究会では、第一次報告に次いで、新たな自治体行政の基本的な考え方を中心とした二次報告を行っております。その中で、2040年には労働力の絶対数の不足が生じることから、人口減少に備えた自治体行政の運営手法をとっていく必要があるとし、大きく分けまして、「スマート自治体への転換」と「公共私におけるくらしの維持」の2つの点を掲げております。

「スマート自治体への転換」では、AIやロボティクスの導入で、従来の半分の数の公務員で自治体の機能を維持できる仕組みづくりを進めるとともに、今は自治体ごとにそれぞれ異なる申請様式等の統一化を進めるともしております。

「公共私によるくらしの維持」では、シェアリングエコノミーの環境整備等、規制環境を整備することにより、公でない生活維持のための担い手の確保の環境整備を図るとしてあります。

そして、既にこれらの取り組みは、先進的な自治体では始まっております。スマート自治体の取り組みでは、ソサイエティ5.0という概念とともに、さまざまな実験的な施策が紹介されております。例えば、事項別の目的のところから出てきますけれども、自治体クラウドや地方税共通納税システム等のほかに、RPAにより書類等を自動的に読み取ってコンピューターへの入力作業を完了させるシステムや、公用車に取りつけられたドライブレコーダーにより町道の傷みぐあいを自動的に判別して分析する機能や、ロボチャットという機能で、問い合わせ事項に自動的に回答する機能などは一部実用化が進んでおります。

そのような先進事例を参考にしながら、今後の計画の立案及び施策立案に反映させていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 今、第二次報告に基づいての答弁もありました。第一次報告では、子育て・教育、医療・介護、インフラ・公共施設・公共交通、空間管理、治安・防災、労働・産業など自治体行政の主要分野で、高齢者がピークを迎える2040年ごろに想定される課題を議論したということで、ただいま申し上げた問題について議論しておるわけでありましてけれども、ここで一つ一つ、全てにわたって問うことはできません。時間の都合上できませんので、3点について伺いますのであります。

まず、第1点目として、老朽化するインフラについて伺うものであります。

高度成長期以降に整備されたインフラが老朽化し、更新投資が増加する問題についての施策はどうなっておりますでしょうか、伺いますのであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、財務課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 町では、平成２９年３月に吉岡町公共施設等総合管理計画を策定し、適切な点検や、その結果に基づく適切な維持管理、予防保全を行うことで、公共施設やインフラの長寿命化を図り、また少子高齢化に伴う公共施設等の利用需要の変化や厳しい財源確保を踏まえた中で、既存施設の有効活用などによる施設量の最適化を進めるという基本的な方針をうたっております。

そのような総合的な方針、施設類型ごとの基本方針に基づいて、現在、公共施設やインフラを所管する各担当部署において、個別施設計画を策定している状況です。今後、その個別施設計画等の方針に基づき、各施設やインフラにおいて、長寿命化、更新等が進められていくことになると思われます。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔９番 坂田一広君発言〕

９ 番（坂田一広君） 恐らく、その長寿命化に今取り組んでいると、さまざまな施設において取り組んでいるということは承知しております。ただ、長寿命化というもののにも限界がありまして、この鉄筋コンクリートの建物を１００年使っていただけるかといったら、使ってられないわけでありまして。２０４０年くらいになりますと、長寿命化といっても、お金のかかったこの役場の庁舎、あるいは文化センター、リバートピア吉岡など、本当に大変な金額がかかるものについて、そろそろ長寿命化も限界かなというような時期にも達しておろうかと思います。そういったことも含めて、方針も含めてよくよく考えていっていただきたいと、このように考えるところであります。

２番目といたしまして、公共交通についてお伺いするものであります。

先ほど、町長の答弁にもございましたけれども、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、２０４０年においても吉岡町は人口増加する自治体に分類されておるわけでありまして。しかしながら、高齢化も着実に進行するわけでありまして、高齢者による悲惨な事故というのが起きまして、それがクローズアップされて報道されるたびに、やはりどうしてもある程度年齢いった方であれば、免許証を返納しようかなというふうにも考える。しかしながら、現在のこの町の公共交通の状況を見ると、どうしても返納できるような状況ではないというふうに私は考えるところであります。

そういったことで、現状の路線バス、福祉タクシー、相乗りタクシーでは対応し切れないと考えるわけでありまして、公共交通に対する町の考え方についてお伺いするも

のであります。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） ご指摘のとおり、高齢化の着実な進行によりまして、今後は公共交通の担う役割がさらに大きくなっていくことが予想されます。路線バス、福祉タクシー、相乗りタクシーのさらなる利用拡大を進めていくということと、町内循環バス（いわゆるコミュニティバス）や地域運行システム（デマンドバス）の導入検討、また県内自治体でも行われております先進的な事例（自動運行バスなど）については、引き続き注視してまいりたいと考えております。

また、平成27年3月策定の吉岡町公共交通マスタープランによりまして、公共交通の整備状況に課題があるため、町民の公共交通利用の習慣が低いことが指摘されております。課題認識といたしましては、ほぼ同じであります。その解決手段といたしまして、その手段の担い手をどうするか、それは2040でも指摘されておるところでございますけれども、労働力の減少に伴いまして、そもそも論として民間の経営環境の悪化等が指摘されております。その解決手段として担い手をどうするかについては、今後の検討課題であると認識しております。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 検討のほう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、防災についてお伺いするものであります。

関東平野北西縁断層帯による地震があった場合、吉岡町では最大震度6弱が予想されておるところであります。町では、この地震が起きた場合、どの程度の被害が予想されておりますでしょうか、答弁を求めるものであります。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 関東平野北西縁断層帯を原因とする地震発生時における、吉岡町の想定される被害につきましては、吉岡町のほうでその被害を想定する機能、機関はありません。

るので、平成24年6月に県が群馬県地震被害想定調査の報告をしておりますので、それをもとにお答えいたします。

それによりますと、関東平野北西縁断層帯において、地震の規模、マグニチュード8.1の地震が発生したと想定し、想定された時間帯については3つのパターンがありまして、冬の朝5時、夏の昼12時、冬の夕方18時が想定されています。この中でも、大多数の人が住宅で就寝中である、大きな被害が想定されるであろう冬の朝5時を想定時間にして話しますと、県内で最大震度は震度7となり、県内の全体の建物の全壊棟数は5万9,044棟、半壊が13万3,317棟で、県内全体の死者が3,133人、負傷者が1万7,743人と想定されております。

その中で、吉岡町の被害状況についての想定も出ていますので、それを発表したいと思います。地震の震度は、先ほど議員のおっしゃったとおり震度6弱で、建物被害が全壊が14棟、半壊が270棟、人的被害は死者0.7人、負傷者34.8人となっております。想定される被災者は、全壊と半壊合わせて284棟で、1棟当たり4人が生活していたと想定すると1,136人となります。現状の避難所で収容可能な人数となっております。

また、備蓄品につきましては、各自治会に配備している備蓄食糧を除いて、現在1万8,920食ありますので、1人につき5.5日分の食料となると考えております。

しかし、実際の災害発生時には、想定どおりにはいきませんので、今後も防災対策を進めていきたいと考えているところでございます。

簡単ですが、以上となります。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 今のところ、避難所あるいはその際の食事ということは何とかできらうということでございます。今後もこの災害に対しての対策をよろしく願いいたしまして、手話言語条例についての質問に移らせていただきます。

手話言語条例の制定について質問をするものであります。

まず、第1点目として、町長施政方針において、手話言語条例を速やかに制定したいとの言及がございました。いつごろ議会に上程するのでございましょうか。よろしく願います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 手話言語条例について質問をいただきました。

手話言語条例の制定についての質問ですが、第2回定例会での一般質問でも同様の質問がありましたが、現在、第4回定例会の上程に向けて準備中としております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

- 9 番（坂田一広君） 本年3月に議員発議されて、本会議において委員会の継続審査となり、審議未了廃案となった手話言語条例——3月の条例案というふうに申し上げますけれども、これに何か問題点があったのでしょうか。町長は当時、議員として、条例案の上程に際し、賛成者として名前を連ねていた。当然、あの条例案で完璧なものだというようなことであれに賛成なさったんだというふうに思っております。私は、これを事実上廃案に追い込んだ継続審査のほうに賛成したわけでありすけれども、そのときはあの条例案の最後のところに、財政措置ということで規定が条例案にはございました。ただ、話を、提案理由の説明を聞いたときに、町長との調整はできていないと、執行側との調整はできていないということで、それは行政事例の解釈と異なるものであろうと。もう少し議論をして、執行側とも調整して条例制定すべきじゃないかということで、私は継続審査のほうに賛成いたしました。

今回、町長となられて、その財政面、財政措置の部分については、財政担当と調整すれば地方自治法第22条第1項の規定に反さないわけで、すぐにできるものと思っておりますけれども、この3月の条例案について何か問題点があったのでしょうか、その辺の説明を求めるものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

- 町長（柴崎徳一郎君） 前年度第1回定例会では賛成をしましたが、議員ご指摘のとおり、継続審査、審議未了廃案となりました。この件については、議会の判断と捉えております。

現在、町で検討している条例については、具体的な事案については準備中のため差し控えますが、群馬県の手話言語条例のある中で、吉岡町として補完できるような条例を制定したいと考えております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

- 9 番（坂田一広君） 手話言語条例において規定される施策について、町の障害者福祉計画との整合性をどのように考えておるのでありましょか。たとえ努力義務であったとしても、個別具体的にねばなるほど、聾者に係る施策については条例という、より高次の規範によって規定され、他の障害者については障害者福祉計画という計画の段階にとどまるものであります。

例えば、災害時の避難対策について、3月の条例案にも記載されておりましたけれども、聾者については条例で、他の障害者については障害者福祉すまいるプランという計画にと

どまっておるわけであります。双方とも努力義務、努力目標ではありますがけれども、規範のレベルというものでは大きな格差があるわけであります。町長の見解について問うものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 手話言語条例を制定する一番の目的は、手話の普及や聴覚障害者に対する理解を深めることであり、手話言語条例は、特定の事柄に関する基本理念を定める理念法に近いものであると解釈いたします。

詳細につきましては、健康福祉課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 条例の制定により、ほかの障害者の方との施策の格差が生じるとは考えておりません。たとえ条例によらずとも、手話への理解と普及並びに手話の使いやすい環境を整備することについては、既に平成30年3月に制定された吉岡町障害福祉すまいるプランの中の推進施策として盛り込まれており、すまいるプランの基本方針である「障害がある人も、ない人も住みよいまち」の実現に向けて、聴覚障害者に係る施策だけでなく、さまざまな障害の分野に関する施策を展開していきます。

町では、今後も障害のある全ての人たちの権利・利益を平等に守り、社会的障壁を除去するための配慮を行っていきます。以上です。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 先ほど町長が答弁されたような条例案であれば、私も賛成できたと、非常に残念に思っておるところであります。

最後に、この障害者福祉をさらに推進するためにも、障害者差別禁止条例を制定する考えは町長にはないでしょうか、お伺いするものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 平成31年3月に、群馬県障害を理由とする差別の解消の推進についての条例が制定されました。

町としては、町としての条例制定の必要性等を含め、今後の検討課題としたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 何とぞよろしくお願いします。

時間も差し迫っておりますので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、9 番坂田一広議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の会議に予定されていまして一般質問は終了しました。

散 会

議長（山畑祐男君） 本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 3 時 15 分散会

令和元年第3回吉岡町議会定例会会議録第4号

令和元年9月12日（木曜日）

議事日程 第4号

令和元年9月12日（木曜日）午前9時30分開議

日程第 1 議案の撤回の件

日程第 2 委員会議案審査報告

（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）〔第3～第9・第12～第27〕

（委員長報告に対する質疑）

日程第 3 議案第49号 吉岡町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第 4 議案第50号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第 5 議案第51号 吉岡町児童屋内体育施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する
条例

（討論・表決）

日程第 6 議案第52号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第 7 議案第53号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第 8 議案第54号 令和元年度吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事請負契約の
締結について

（討論・表決）

日程第 9 議案第55号 渋川市道路線の認定の承諾について

（討論・表決）

日程第10 委員会議案審査報告（予算決算特別委員長報告）〔第11〕

（委員長報告に対する質疑）

日程第11 認定第 1号 平成30年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

（討論・表決）

日程第12 認定第 2号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

（討論・表決）

日程第13 認定第 3号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 4 認定第 4 号 平成 3 0 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 5 認定第 5 号 平成 3 0 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 6 認定第 6 号 平成 3 0 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 7 認定第 7 号 平成 3 0 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 8 認定第 8 号 平成 3 0 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 9 認定第 9 号 平成 3 0 年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

(討論・表決)

日程第 2 0 議案第 5 6 号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算 (第 3 号)

(討論・表決)

日程第 2 1 議案第 6 3 号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(討論・表決)

日程第 2 2 議案第 5 7 号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(討論・表決)

日程第 2 3 議案第 5 8 号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

(討論・表決)

日程第 2 4 議案第 5 9 号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(討論・表決)

日程第 2 5 議案第 6 0 号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

(討論・表決)

日程第 2 6 議案第 6 1 号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(討論・表決)

日程第 2 7 議案第 6 2 号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(討論・表決)

- 日程第 2 8 請願の付託案件審査報告（文教厚生常任委員長報告）〔第 2 9〕
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 2 9 請願第 2 号 吉岡町八幡山公園の整備及び拡張の再検討を求める請願
- 日程第 3 0 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 3 1 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 3 2 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 3 3 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 3 4 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 3 5 地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 3 6 人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 3 7 議会議員の派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案の撤回の件
- 日程第 2 委員会議案審査報告
(総務産業・文教厚生 各常任委員長報告) 〔第 3 ～第 9 ・第 1 2 ～第 2 7〕
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 3 議案第 4 9 号 吉岡町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第 5 0 号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第 5 1 号 吉岡町児童屋内体育施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する
条例
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第 5 2 号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 7 議案第 5 3 号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例（取り下げ）
- 日程第 8 議案第 5 4 号 令和元年度吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事請負契約の
締結について
(討論・表決)
- 日程第 9 議案第 5 5 号 渋川市道路線の認定の承諾について
(討論・表決)
- 日程第 1 0 委員会議案審査報告（予算決算特別委員長報告）〔第 1 1〕

(委員長報告に対する質疑)

日程第 1 1 認定第 1 号 平成 3 0 年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 2 認定第 2 号 平成 3 0 年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 3 認定第 3 号 平成 3 0 年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 4 認定第 4 号 平成 3 0 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 5 認定第 5 号 平成 3 0 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 6 認定第 6 号 平成 3 0 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 7 認定第 7 号 平成 3 0 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 8 認定第 8 号 平成 3 0 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 9 認定第 9 号 平成 3 0 年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

(討論・表決)

日程第 2 0 議案第 5 6 号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算 (第 3 号)

(討論・表決)

日程第 2 1 議案第 6 3 号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(討論・表決)

日程第 2 2 議案第 5 7 号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(討論・表決)

日程第 2 3 議案第 5 8 号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

(討論・表決)

日程第 2 4 議案第 5 9 号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(討論・表決)

日程第 2 5 議案第 6 0 号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

（討論・表決）

日程第 2 6 議案第 6 1 号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

（討論・表決）

日程第 2 7 議案第 6 2 号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 1 号）

（討論・表決）

追加日程第 1 議案第 6 4 号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

（提案・質疑・付託）

追加日程 2 第 1 委員会議案審査報告（総務産業常任委員長報告）

（委員長報告に対する質疑）

追加日程 2 第 2 議案第 6 4 号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第 2 8 請願の付託案件審査報告（文教厚生常任委員長報告）〔第 2 9〕

（委員長報告に対する質疑）

日程第 2 9 請願第 2 号 吉岡町八幡山公園の整備及び拡張の再検討を求める請願

日程第 3 0 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 3 1 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 3 2 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 3 3 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 3 4 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 3 5 地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 3 6 人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 3 7 議会議員の派遣について

出席議員（１３人）

1 番	小 林 静 弥 君	2 番	富 岡 栄 一 君
3 番	飯 塚 憲 治 君	4 番	廣 嶋 隆 君
5 番	富 岡 大 志 君	6 番	金 谷 康 弘 君
8 番	村 越 哲 夫 君	9 番	坂 田 一 広 君
1 0 番	飯 島 衛 君	1 1 番	岩 崎 信 幸 君
1 2 番	平 形 薫 君	1 3 番	小 池 春 雄 君
1 4 番	山 畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴 崎 徳一郎 君	副 町 長	野 村 幸 孝 君
教 育 長	山 口 和 良 君	総務政策課長	高 田 栄 二 君
財 務 課 長	高 橋 淳 巳 君	町民生活課長	福 島 良 一 君
健康福祉課長	米 沢 弘 幸 君	産業建設課長	大 澤 正 弘 君
会 計 課 長	中 澤 礼 子 君	上下水道課長	笹 沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小 林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 島 繁	主 事	田 中 美 帆
---------	-------	-----	---------

開 議

午前9時30分開議

議 長（山畑祐男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。よって、会議は成立しています。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付してあります議事日程（第4号）により会議を進めます。

日程第1 議案の撤回の件

議 長（山畑祐男君） 日程第1、議案の撤回の件を議題とします。

町長より議案の撤回の理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第53号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例の撤回についての理由を申し上げます。

本議案については、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることから、所要の改正をお願いしたものでありますが、上程議案に誤りが確認されたため、撤回させていただくものであります。よろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案の撤回の件を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。したがって、議案の撤回の件を許可することに決定しました。

日程第2 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）

議 長（山畑祐男君） 日程第2、委員会議案審査報告を議題とします。

各委員会に付託した議案の審査報告ですが、議事日程第3から第9と第12から第27までの付託した議案について報告願います。なお、予算決算特別委員会の委員長報告は、議事日程第10で行います。

最初に、総務産業常任委員会金谷委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員会委員長 金谷康弘君登壇〕

総務産業常任委員長（金谷康弘君） 6番金谷です。総務産業常任委員会の議案審査報告を行います。

総務産業常任委員会では、9月2日本会議において議長より付託された議案9件、認定

4件について、9月10日火曜日、午前9時30分より委員会室において、委員全員、議長、執行から町長、副町長、教育長、局長、関係課長、室長の出席のもと審査を行いましたので、結果を報告します。

議案第49号 吉岡町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第50号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、磁気テープから磁気ディスクへとのことですが、磁気テープのほうが安全性が高いのではとの質疑がありましたが、国からの政令の改正に伴うものとのことで、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第52号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例は、下水道使用料金については消費税率及び地方消費税率の引き上げ相当分の改定を行うものです。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第54号 令和元年度吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事請負契約の締結については、消費税は8%に対し、10月1日の工期を超えるものは全て10%のことで、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第55号 渋川市道路線の認定の承諾については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

認定第3号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、工事請負費で不明水対策工事、マンホールポンプ修理工事、管渠補修工事の内容説明の質疑がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で認定です。

認定第5号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委託費で消防用設備等保守点検業務委託についての質疑あり、今回初めて消防より指摘があり、来年度からは当初予算に組み込むとのことでした。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で認定です。

認定第6号 平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、収入済額の件数等の質疑がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で認定です。

認定第9号 平成30年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定については、新規加入についての質疑あり、13ミリ27件、20ミリ162件、25ミリ1件、40ミリ1件とのことでした。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で認定です。

議案第56号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ1億3,050万6,000円を追加し、歳入歳出の総額それぞれ80億7,742万2,000円とするものです。歳入歳出事項別明細書の款の順に審査を行いました。

主な質疑としては、歳入では15款国庫支出金、民生費国庫補助金、障害者自立支援給付審査支払等システム事業補助金の説明をの問いに、報酬会計に伴うシステム改修費補助率2分の1、障害児自立支援給付審査支払いシステム事業補助金の説明をの問いに対し、10月からの幼児教育無償化に伴う就学前の障害児の発達支援の無償化に対するシステム改修費補助率10分の10とのこと。

10款県支出金、民生費県補助金、難聴児補聴器購入支援事業補助金の説明をの問いに、身体障害者手帳のまだ交付にならない難聴の子供に対する補聴器の購入の一部を補助するもので、今まで片耳が両耳になったとのこと。

歳出では、2款総務費、一般管理費、例規集内容精査業務委託の内容の問いに対し、町の例規集747件の全ての内容精査で、機構改革にあわせた例規集精査もしていくとのこと。

3款民生費、障害者福祉返納金の説明に対し、障害者自立支援給付金負担金分で国庫847万8,203円、県費423万9,102円、障害者医療費負担金分で国庫205万3,208円、県費102万6,605円、障害児入所給付金給付費等負担金分で国庫1,528万9,481円、県費744万4,742円とのこと。

4款衛生費、予防費、予防接種委託料の内容の問いに対し、風疹追加対策に伴うもの。

6款農林水産費、渇水対策施設維持管理費、小倉揚水場揚水ポンプ購入費で昨年予算を計上し、また、予算計上の説明の問いに対し、ポンプの異常が出て、いつ壊れてもおかしくない状況で予算計上、地下140メートルでのポンプで砂れきの吸い込みによるものと思われるが、原因を精査したいとのこと。同じく6款農林振興費、船尾滝周辺補修工事の内容説明に対し、船尾滝のビュースポットである滝下の木橋2橋のかけかえ及び東屋周辺の木柵工事更新とのこと。

10款教育費、明治小維持補修工事の内容の説明に対し、緊急車両等の進入が困難なため、解消のためによる校庭整備とのこと。吉岡中学校校舎増築工事の550万の説明の問いに対し、校舎増築工事による定員増に伴う既存校舎の非常用放送設備を改修するとのこと。同じく、10款文化財調査費、文化財説明看板設置工事の説明の問いに対し、森田家の町指定の説明看板とのことでした。

以上、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第57号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、9,259万2,000円の追加補正で、歳入の主なものは国庫支出、町債、歳出の主なものは公共下水道工事です。また、地方公営企業法適用に伴う資産台帳更新及び資産評価業務委託の質疑がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第59号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につい

ては、945万4,000円を追加補正するもので、歳入の主なものは一般会計繰入金、町債です。歳出の主なものは、4月の人事異動に伴う人件費給与等です。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第62号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）については、182万6,000円の追加補正をするもので、4月の人事異動に伴う人件費の追加が主なものです。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

以上、報告いたします。

議長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

金谷委員長、自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会ですが、小池委員長より報告願います。

〔文教厚生常任委員会委員長 小池春雄君登壇〕

文教厚生常任委員長（小池春雄君） それでは、報告いたします。

去る9月2日、本会議におきまして、当委員会に付託されました議案に対して審査報告をいたします。9月11日午前9時半より委員会室において委員全員、議長の出席、執行側より町長、副町長、教育長及び関係課長、事務局長、室長の出席を求め、審査をしましたので報告します。

議案第51号 吉岡町児童屋内体育施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

認定第2号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定については、一般会計からの繰入金500万円に対して食材費が十分に活用されていないのではとの質疑が多くありましたが、採決の結果、賛成多数にて認定、可決されました。なお、当委員会として、学校給食費の食材費助成を有効に活用するよう町長に要望することを決定いたしました。

議案第63号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、採決の結果、賛成多数により可決されました。

認定第4号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、採決の結果、賛成多数により、認定、可決されました。

認定第7号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、賛成多数により、認定、可決されました。

認定第8号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

きましては、採決の結果、賛成多数により、認定、可決されました。

議案第58号 令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、採決の結果、賛成多数にて、可決されました。

議案第60号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第61号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

以上です。

議長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小池委員長、自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

日程第3 議案第49号 吉岡町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第3、議案第49号 吉岡町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第49号 吉岡町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第50号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第4、議案第50号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第50号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5 議案第51号 吉岡町児童屋内体育施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第5、議案第51号 吉岡町児童屋内体育施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第51号 吉岡町児童屋内体育施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6 議案第52号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第6、議案第52号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第52号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定す

ることに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、議案第５２号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第７ 議案第５３号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例（取り下げ）

議長（山畑祐男君） 日程第７、議案第５３号は、撤回されましたので削除いたします。

日程第８ 議案第５４号 令和元年度吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事請負契約の締結について

議長（山畑祐男君） 日程第８、議案第５４号 令和元年度吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第５４号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第５４号 令和元年度吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事請負契約の締結についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、議案第５４号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第９ 議案第５５号 渋川市道路線の認定の承諾について

議長（山畑祐男君） 日程第９、議案第５５号 渋川市道路線の認定の承諾についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第５５号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第５５号 渋川市道路線の認定の承諾についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、議案第５５号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第１０ 委員会議案審査報告（予算決算特別委員長報告）

議長（山畑祐男君） 日程第１０、予算決算特別委員会の議案審査報告を議題とします。

予算決算特別委員会小池委員長、お願いいたします。

〔予算決算特別委員会委員長 小池春雄君登壇〕

予算決算特別委員会委員長（小池春雄君） 予算決算特別委員会委員長報告を行います。

９月２日、本会議におきまして当委員会に付託されました認定第１号 平成３０年度吉岡町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、９月５日、６日、９日の３日間、委員会室において午前９時半より、委員全員、議長の出席、執行より町長、副町長、教育長、関係課長及び事務局長、室長の出席を求め、審査を行いました。

５日は歳入ですが、目ごとに細かく審査を行いました。特に、１款１項１目、２目町税収入の収入未済、不納欠損におきましては、年度別の状況確認や収納体制などに質疑が多くありました。２０款１項諸収入延滞金加算金及び過料につきましても質疑が多くあり、説明を求めました。

歳出におきましては、６日と９日、２日間にわたり細かく質疑を行い、採決の結果、賛成多数により認定、可決されました。なお、審査の過程で問題となった事案に対しては、要望書を提出することと決定をいたしました。

要望事項につきましては、令和２年度予算編成及び執行に関する要望書、１．ロバロバの有効活用を図られたい。２．ふるさと納税の強化を図られたい。３．主要施策の成果説明書のさらなる充実を図られたい。

以上です。

議長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小池委員長、自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

日程第１１ 認定第１号 平成３０年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（山畑祐男君） 日程第１１、認定第１号 平成３０年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第1号 平成30年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第12 認定第2号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（山畑祐男君） 日程第12、認定第2号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第13 認定第3号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（山畑祐男君） 日程第13、認定第3号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを
委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第14 認定第4号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 認定について

議長（山畑祐男君） 日程第14、認定第4号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計
歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第15 認定第5号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算 認定について

議長（山畑祐男君） 日程第15、認定第5号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計
歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。この採決は起立によって行います。

認定第5号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第16 認定第6号 平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（山畑祐男君） 日程第16、認定第6号 平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号 平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第17 認定第7号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（山畑祐男君） 日程第17、認定第7号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第7号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第18 認定第8号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（山畑祐男君） 日程第18、認定第8号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第8号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第8号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第19 認定第9号 平成30年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議長（山畑祐男君） 日程第19、認定第9号 平成30年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第9号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第9号 平成30年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、認定第9号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第20 議案第56号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）

議長（山畑祐男君） 日程第20、議案第56号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第56号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第63号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

議長（山畑祐男君） 日程第21、議案第63号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第63号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第57号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（山畑祐男君） 日程第22、議案第57号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第５７号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第２３ 議案第５８号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議長（山畑祐男君） 日程第２３、議案第５８号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第５８号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第２４ 議案第５９号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

議長（山畑祐男君） 日程第２４、議案第５９号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第５９号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 5 議案第 6 0 号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議長（山畑祐男君） 日程第 2 5、議案第 6 0 号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 6 0 号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 0 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 6 議案第 6 1 号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

議長（山畑祐男君） 日程第 2 6、議案第 6 1 号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 6 1 号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 1 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 7 議案第 6 2 号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 1 号）

議長（山畑祐男君） 日程第 2 7、議案第 6 2 号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第62号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程の追加

議 長（山畑祐男君） ここで、町長より議案の追加提出の申し出がありましたので、日程を追加したいと思います。

暫時休憩し、議案書と追加議案日程を配付させます。

午前10時06分休憩

午前10時08分再開

議 長（山畑祐男君） それでは、会議を再開します。

ただいま配付いたしました日程表どおり、議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定しました。

日程の順序を変更し、配付しました議事日程（第4号）の追加1により会議を進めます。

追加日程第1 議案第64号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 追加日程第1、議案第64号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本日、令和元年第3回吉岡町議会定例会に追加議案をお願いいたしましたところ、日程変更のお取り計らいをいただき、深く感謝申し上げます。

議案第64号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、令和元年10月1日から消費税及び地方消費

税の税率が引き上げられることから、所要の改正をお願いするものであります。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、ご審議、ご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。条例改正については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、水道料金並びに加入金の算定基準を改める必要が生じたことから、所要の改正をお願いするものでございます。

別紙新旧対照表をごらんください。

右側の旧が現行、左の新が改正案となっております。

ページの上段、料金ですが、右の欄（旧）の第25条第2項の文中、下線引き「100分の108を乗じて得た額」を、左の改正案「当該額に消費税法に規定する消費税率を乗じて得た額と、その額に地方税法に規定する消費税率を乗じて得た額とを合算した額を加算した額」に改めるものでございます。

次の第32条の加入金につきましても、右の欄（旧）第1項の文中、下線引き「100分の108を乗じて得た額」を、左の改正案に改めるものでございます。

また、ページの下段、第35条の改正は、法制執務に係ります所要の文言整理となりますが、右（旧）の第35条第1項の文中、下線引き「第4条」を、左の改正案、下線引きの「第6条」に改めるものでございます。

議案書の本文にお戻りください。

附則でございますが、施行期日につきましては、令和元年10月1日から。また、経過措置として、この条例の施行前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に水道料金の支払いを受ける権利が確定されるものに係る料金については、従前にみなすとの内容となっております。

以上、補足説明等をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第64号は、総務産業常任委員会に付託いたします。ここで暫時休憩をとりますので、その間に総務産業常任委員会で議案審査をお願いいた

します。

なお、休憩は10時40分までとしたいと思いますけれども、審議の時間によって延長する場合もございますので、その指示に従っていただきたいと思います。

ただいまより、休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時40分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

日程の追加

議長（山畑祐男君） 委員会審査報告等がありますので、配付してあります日程表どおり、議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定しました。

日程の順序を変更し、配付しました議事日程（第4号）の追加2により会議を進めます。

追加日程2第1 委員会議案審査報告（総務産業常任委員長報告）

議長（山畑祐男君） 追加日程2第1、委員会議案審査報告を議題とします。

総務産業常任委員会金谷委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員会委員長 金谷康弘君登壇〕

総務産業常任委員長（金谷康弘君） 6番金谷です。総務産業常任委員会では、本日付託された議案1件について、先ほど委員会室にて議員全員、議長、執行から町長、副町長、教育長、局長、産業建設課長、室長出席のもと、審査を行いましたので、結果を報告いたします。

議案第64号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることから改正を行うもので、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

以上、報告いたします。

議長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

金谷委員長、自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

追加日程２第２ 議案第６４号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 追加日程２の第２、議案第６４号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第６４号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第６４号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、議案第６４号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第２８ 請願の付託案件審査報告（文教厚生常任委員長報告）

議長（山畑祐男君） 日程第２８、請願の付託案件審査報告を議題といたします。

文教厚生常任委員会小池委員長、お願いいたします。

〔文教厚生常任委員会委員長 小池春雄君登壇〕

文教厚生常任委員長（小池春雄君） 請願２号 吉岡町八幡山公園の整備及び拡張の再検討を求める請願について、審査報告を行います。

当委員会に付託されました請願は、１１日の町長提出議案の審査終了後、町側からの経過説明を受け、審査を行いました。時間をかけ、慎重に審議すべきとの発言もありましたが、即決を望む意見が１名上回り、採決の結果、可決されました。

以上、委員長報告とします。

議長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小池委員長、自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

日程第２９ 請願第２号 吉岡町八幡山公園の整備及び拡張の再検討を求める請願

議長（山畑祐男君） 日程第２９、請願第２号 吉岡町八幡山公園の整備及び拡張の再検討を求める請願を議題といたします。

討論を行います。討論ありませんか。

坂田議員。

〔9番 坂田一広君登壇〕

- 9 番（坂田一広君） 9番坂田です。請願第2号 吉岡町八幡山公園の整備及び拡張の再検討を求める請願書の現段階における採択に反対の立場から討論いたします。

本請願は、従前の八幡山グラウンド整備計画に対し、さらに充実した施設の整備を求めるものであります。多くの住民は、自分が住む自治体の施設の充実を希望するものであり、それにできる限り、予算の及ぶ範囲でできる限り応えるのが行政の務めでもあります。よって、願意については理解できるものであります。

しかしながら、実現可能性について考えると、本請願は400メートルトラックと芝仕様のサッカー練習場の設置を求めるものであり、現状の敷地のみで対応が可能か、莫大な予算の財政的裏づけなど不明な点も多く、さらなる調査が必要と考えます。

昨日の委員会審査ではいまだ不十分であり、実現の可能性について判断できる段階とは言いがたく、現段階での採択には到底賛成できません。議員皆様の賛同を求め、私の反対討論といたします。

- 議長（山畑祐男君） ほかに討論ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

- 13 番（小池春雄君） それでは、請願第2号につきまして、反対の討論を行います。

ここで出されております請願の趣旨は、私も十分に理解はできます。しかし、果たして、先ほど坂田議員からの発言もありましたけれども、財政的に裏づけはどうか。そして、現在使っている中学校の校庭とのその兼ね合いはどうするのか。資金面におきましても既存の計画でも、これは約なんですけれども8億くらいというふうに言われておりますけれども、これが芝生のサッカー場になり、そして200メートルトラックが400メートルトラックになるということになれば、やはり15億、20億の費用を要するということが想定をされると思います。やはり町の財政状況、そしてそれだけの多額のお金を支出するというのであれば、町の財政状況の中の優先順位等も考慮しなければなりません。

実際に、私たちが昨日示された町の計画では、8億で、まあこんなふうだと、そのグラウンドの中にサッカー場、そして200メートルトラック、そして野球場と3つありますけれども、それを一度に使うことはないので、使う競技ごとに変えて、同時には使えないんだというような説明もありました。私も確かにそういう不合理な使い方しかできないというのは、果たしてどういうものか、どうしたものかという考えも実際にあります。そういう意味におきまして、この件については、議員そのものが、皆さんが全てが、私も含め

てすけれども、町の計画をこれまで十分には認識はしていなかったと、あらゆる面で思います。

私はこの委員会、審議を通じて議会の中には議員間自由討議というのがありますけれども、こういうものを使って、やはり議員の、今の現状をしっかりと認識した上で結論を出し、議会がこのことを採決したからもうこれはできるんだというような誤解を住民に与えることは、私はこれは間違いだというふうに思っております。議員の皆さんが当然この請願者も含め、住民に対しまして責任ある、そして将来ビジョンを描いた中で、その中での八幡山グラウンド整備計画というものを示していく、これも私たちの使命だというふうに思います。そういう部分におきましては、やはり住民に、願意はわかりますけれども、誤解を与えかねない状況での採決につきましては、私は反対をするものであります。

議長（山畑祐男君） ほかに討論ありませんか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君登壇〕

12番（平形 薫君） 12番平形です。私は、ただいま上程されております請願第2号、これについて採択に反対の立場からの討論を行います。

昨日の委員会では、当該請願の議論をするに当たりまして、6年前にでき上がった基本計画平面図、これですけれども、これをもとに議論をいたしました。執行側におきましては、当時のいきさつと、それから基本計画平面図の説明のために出席をしておりました。請願の要望事項にあります駐車場あるいはトイレについては、基本計画図にあるように、完成の暁には請願の要望を満たすことができるとの答弁でした。

しかしながら、請願にあるような400メートルトラックや芝張りのサッカー場は無理との答弁でした。このことは、6年前に町が有識者の19人からなる検討会を設置し、議論を重ねた上での結論とのことでした。基本計画平面図では、野球場グラウンド、それから200メートルトラック、それからサッカー場が重なり合うように計画をされております。これの使用は、同時に重ならないように日程を調整して使用する多目的グラウンドということでございました。

請願にありますような芝張りのサッカー場をつくれば、200メートルトラックに7レーンがあるんですけれども、芝のある所とない所ができてしまう結果になります。また、野球場グラウンドのセンター付近にも芝のある所とない所ができてしまう。こういった議論が出ました。また、400メートルトラックも1レーンでは可能ではないかなどと、私にしてみれば、荒唐無稽の議論となっております。私は、このような状況から、例えば閉会中に委員会を開くなど時間をかけて議論をするべきだとの思いから、継続審査をすべきとの意見を述べております。

この八幡山グラウンド公園の整備は、町民にとって大変夢のある話だというふうに乗っております。しかし、大変なお金のかかる話でもあります。先ほどもありましたように、この基本計画平面図が着工し、完成した暁には概8億の予算があるという答弁を昨日の委員会でいただいております。もしこれが400メートルトラック、何レーンできるかわかりませんが、あるいは芝張りのサッカー場ともなれば、外周にある夜間照明灯、これは既存の計画では1.8億というふうに見込まれておりますが、これもまた、相当な膨大な費用がかかる、増設が必要だろうというふうに思います。大変お金のかかる話なんです。これは答弁にありましたように、国からの補助金が多分いただけないと、こういうことだそうです。であればこそ、この請願は6年間停滞していた議論の再検討の発端となるものというふうに、この請願を私は捉えている。したがって、十分な議論をして、これは採択すべきだというふうに思います。

以上のことから、委員会で可決された請願の採択には反対です。議員皆様のご賛同をお願いしまして、反対討論といたします。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第2号 吉岡町八幡山公園の整備及び拡張の再検討を求める請願を委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、請願第2号 吉岡町八幡山公園の整備及び拡張の再検討を求める請願は、採択とすることに決定しました。

日程第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第31 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第32 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第33 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第34 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第35 地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第36 人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（山畑祐男君） 日程第30、31、32、33、34、35、36、各委員会の閉会中の

継続調査について、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題にし、採決はそれぞれ分離して行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、一括議題と決しました。

各委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長、総務産業常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、予算決算特別委員会委員長、地域開発対策特別委員会委員長、人口問題対策特別委員会委員長から、吉岡町議会会議規則第71条の規定により、お手元にお配りしました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

これからこの申し出7件を分離して採決します。

まず、議会運営委員会委員長からの申し出についてをお諮りします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、総務産業常任委員会委員長からの申し出についてをお諮りします。

総務産業常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、総務産業常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員会委員長からの申し出についてをお諮りします。

文教厚生常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員会委員長からの申し出についてをお諮りします。

議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異

議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、予算決算特別委員会委員長からの申し出についてをお諮りします。

予算決算特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、予算決算特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、地域開発対策特別委員会委員長からの申し出についてをお諮りします。

地域開発対策特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、地域開発対策特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、人口問題対策特別委員会委員長からの申し出についてをお諮りします。

人口問題対策特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、人口問題対策特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第３７ 議会議員の派遣について

議 長（山畑祐男君） 日程第３７、議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付してありますとおり、議員研修のため議会議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議会議員を派遣することに決しました。

町長挨拶

議長（山畑祐男君） これで本日の会議を閉じます。

以上で令和元年度第3回定例会の日程を全て終了しました。

閉会の前に、町長の発言の申し入れを許可いたします。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

週明けから台風15号の関東直撃による被害状況報告のニュースが相次いでおります。群馬県内では目立った被害はありませんでしたが、同じ関東地方である神奈川県、東京都、千葉県、そして茨城県では、観測史上最大の風力を記録し、大きな被害が出てしまいました。特に千葉県では、台風通過後も50万戸を超える大停電が発生し、現在も復旧作業中であるとの報道がなされております。加えて、連夜の雷、大雨が続いております。被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げるものでございます。吉岡町でも非常時に備えた対応を念頭に置きながら、災害の対策に努めなければならないと思っております。

さて、本定例会の中で審議していただきました議案、認定及び同意案件につきまして、いずれも認定、可決、ご同意いただき、現議案の撤回及び、また再上程の審議をいただきまして、まことにありがとうございました。心より感謝を申し上げます。

平成30年度の決算認定を踏まえ、今年度の事業の進捗状況をしっかりと把握したいと考えております。令和元年度事業も今が取り組みの最盛期であります。本議会における各議案審議の過程、及び一般質問の中で賜りましたご指摘、ご意見に対しましては、今後町政執行の中で留意してまいりたいと思っております。どうか今後とも議員各位の格別なるご協力をお願い申し上げます。

議員皆様におかれましては、くれぐれも健康には十分ご留意の上、ご活躍くださいますようお願い申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、令和元年第3回吉岡町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前11時03分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 山 畑 祐 男

吉岡町議会議員 飯 島 衛

吉岡町議会議員 岩 崎 信 幸